

# 國學院大學学術情報リポジトリ

## 日本近世における地域政治と知

|       |                                                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-13<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 榎本, 博, Enomoto, Hiroshi<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/00002471">https://doi.org/10.57529/00002471</a>                                        |

# 日本近世における地域政治と知

榎本  
博

# 日本近世における地域政治と知

## 【目次】

序章 本論の問題意識と研究視角

第一部 地域政治の歴史的展開

第一章 幕府治水政策と普請組合の成立

第二章 水利普請組合の歴史的展開

第三章 捉飼場と餌差・鳥猟の展開

第四章 武州八ヶ領捉飼場における野廻り役の職務と機能

第二部 家と地域政治の再生産構造

第五章 一八世紀以降における家・家意識の展開

第六章 武士との交流にみる家意識の展開

第七章 一九世紀における村役人家の「家記」編纂と情報管理

第三部 地域社会における知の継承

第八章 蔵書群構造からみた地域社会の知の特質

第九章 藩政をめぐる村役人家の蔵書と献策

第十章 家と知の継承

終章 本研究の成果と展望

## 序章 本論の問題意識と研究視角

### 一 研究史と研究視角

本研究は、地域政治とその知的基盤を検討することで、日本近世における地域社会の持続性について考究するものである。ここでのいう地域とは、人々が日々の生産・生活を営むうえで、密接な政治的・経済的・社会的・文化的結合関係をもつ地理的空間としておきたい。以下、本研究に関わる研究史を大きく三つに分け整理し、それぞれ課題と研究視角「地域政治」「家」「知」について述べたい。

#### (一) 近世地域社会研究と「地域政治」

日本近世史における地域社会の研究は、太閤検地論で小農自立の問題が提起されて以来、主に村落史研究・地方史研究として、一九六〇年代の幕藩制構造論、豪農・半プロ論、世直し状況論では幕藩制の構造（農民支配構造、農村構造、流通・市場構造）などが明らかにされてきた。七〇年代には、階級闘争や権力編成・身分編成に関心がうつり、幕藩制国家論が展開する。このなかで国家の末端組織としての村という視点が批判され、近世農民の生活・生産を保障した村・共同体、近世村落の自治、その自立性・自律性に注目があつまり、国家を相対化する意図をもつ地域史が提唱されるようになった。八〇年代には公儀論<sup>1)</sup>、「百姓成立」論<sup>2)</sup>など、領主と百姓の間に公的な平和契約、社会的合意をみる研究へと帰結する。以降、日本各地で盛んになる自治体史編さんブームもあって、地域社会の研究は地域の自治や、民衆による地域形成の分析へと展開した。

とりわけ、地域社会論とよばれる研究動向は、日本近世史においては八〇年代に、豪農・半プロ論、世直し状況論



の克服をにらみ、組合村<sup>24</sup>、国訴<sup>25</sup>、郡中議定など政治集団の運営・政治参加<sup>26</sup>に関する諸研究を基盤とし確立した。これらの研究では、村をこえた範囲での社会的結合の様態を対象とし、特定の地理的空間に収斂しない重層的な広がりを持つものを地域社会と認識した。かかる研究は、国家と社会の契約・合意を念頭に現われた研究動向といえ、地域の自治・自立・公共的側面に評価の軸を置き、その運営のあり方に迫ったため地域運営論と一括りにされている。

これに対し、吉田伸之<sup>27</sup>は、地域運営論では地域社会の生産関係や階層構造・矛盾関係などが踏まえられていないと批判し、地域社会のヘゲモニー主体を捉える社会的権力論を提起した。社会の一部または全体を経済的・政治的・文化的に統合・編成し、一定の社会秩序・社会構造を定位せしめるヘゲモニー主体を社会的権力と呼び、社会的権力とそれを取り巻く諸階層・諸集団との関係を総合的に把握する必要があると唱えた。都市論や社会集団論を踏まえ、社会の構造に着目する地域構造論ともいうべき研究動向が生まれていくことになる<sup>28</sup>。

一方、渡辺尚志<sup>29</sup>は、豪農―半プロ論、世直し状況論の克服をにらみ、豪農層が経済的基盤をおいた村落共同体との関わりから豪農層を類型化し、地域社会の政治主体を析出した。また、村田路人は、畿内近国地域の幕府広域支配を事例に、支配の実現メカニズムに着目する必要性を提起し<sup>30</sup>、地域社会における具体的なメカニズムや調整形成過程を解き明かす研究へと発展した<sup>31</sup>。こうした村と個々の百姓の関係を追及する村落論や支配の実現メカニズム論は、社会的権力論の提起とも関わって、村や地域の内部構造、あるいは領主の支配構造にまで立ち入って議論していく段階へと研究を精緻化させていくことになった。

さらに、二〇〇〇年代に至り、地域社会論には領主の政治権力の問題が落ちているという批判もあり、藩地域・藩社会・藩世界といった個別藩政研究と地域社会論を接合させる取り組み<sup>32</sup>や、非領国地域の支配構造を総合的に捉える畿内近国地域論<sup>33</sup>など、個別領主・藩政との関わりから地域社会構造や中間層を捉えていく研究<sup>34</sup>へと移行している。

このように近世地域社会の研究はここ三〇年で極めて精緻な研究へと展開した。この動向は、八〇年代初めに提起された国家と社会の合意・契約の内実・実態を「行政」という視点からみる段階に研究が展開したものと評価される<sup>15)</sup>。「行政」論は、地域社会の研究においては、組合村―惣代庄屋制<sup>16)</sup>、用聞・用達<sup>17)</sup>、献策や民意<sup>18)</sup>に関する諸研究で鍛えられた視角であり、政策・地域の自治が結実するまでの利害調整や合意形成の過程をみる点で有効である。「行政」とは、一般的には政治を進めていくための実務、政務処理を意味するが、研究史上での用法は曖昧であり、かつ、地域社会における「行政」については、村側の一定度の自治・自律を前提とするため、この前提を過度に評価し、幕藩領主権力・公権力との緊張関係を希薄化させ、領主支配の相対化や譲歩・後退と理解されるきらいがある<sup>19)</sup>。地域の「自治」を強調しすぎず、領主支配を組み込んで、地域を構造的に捉えていくことが求められているのである。総じて、近年の地域社会論では、構造論・変革主体論を合わせ持った豪農―半プロ論を更新する総合型の議論が目指されており<sup>20)</sup>、現在は総合型の議論を構築する過渡期にあり、個別具体的な研究が蓄積される段階にある。

ところで、地域社会論が歴史研究として盛んになった九〇年代半ば、網野善彦<sup>21)</sup>は、高度成長期以後の日本社会において「きわめて根底的で深刻な社会の変質に伴って知識の消滅、資料の亡失が進行して」おり、「今後の歴史学が真に地域のなかに生き、それを生かすような学問となるための糧をならんことを心から願う」と述べている。しかし、二一世紀となった今日においても、地域社会の解体に歯止めがかかることはなく、むしろその持続可能性すらも危ぶまれている<sup>22)</sup>。地域社会が歴史的にいかん持続し、現在に至るのかを検証することが、いま歴史学に求められているのではないか。地域社会の持続性とは、人々が生活していく上で必要な関係の構造が存立していることであり、まさに現在の地域社会論で追求される地域社会の構造的把握によってアプローチできると考える。

以上の通り、社会状況の推移や歴史学界の要請のなかで、地域社会を捉える視角は様々に提起されてきたが、ここでは地域政治という視角から地域社会の構造について検証することにした。地域政治という視角を定めるにあたり、

まず、日本近世史における地域社会論の成果を踏まえ「方法としての地域社会論」を提起する松沢裕作<sup>2)</sup>の所論をみてみたい。

松沢は、「地域社会」とは、諸個人の再生産を可能にしている社会的分業と交通の広がりのことであり、地域社会論とは、諸個人の諸種の社会的結合を、このような広がりの中のある一局面として把握しようとする方法態度のこと」とし、「地域社会論的視座においては、諸関係が特定の局面ごとに整序される過程が、それ自体の問いの対象として開かれることになる」という。そして、「歴史記述の方法として、不安定で不定型な地域社会を前提に置くこと、そのような地域社会における権力とは「同意の組織化」としてのヘゲモニー以上のものではないこと、そして不安定で不定型な地域社会における「同意の組織化」とは、地域社会を分節化し、制度を形成することによって可能となる」という。松沢のいう「分節化」とは、「不定型で不安定な地域社会を一定の範囲内で固定化し、秩序づけること」であり、「分節化された関係の内部における諸個人の立場を「主体位置」とよび、「分節化された主体位置間の関係の総体を「制度」と定義した。「制度とは、相対的な安定を意味するにすぎず、絶えず外部から転覆される可能性を抱えているような存在である。しかし、逆に言えばそのような相対的な安定の範囲内においてのみ、権力は行使可能なものとなる」という。さらに、別著では「境界を持たない社会関係のなかから、境界を持つ政治権力をつくりあげていく」ということは、世界を同心円状に整理していくことなのである」と述べている<sup>3)</sup>。つまり、松沢は政治権力が「権力として機能しているその現場で、それが機能する根拠こそを問わねばならない」という視点から、「不安定で不定型な地域社会」が「分節化」され「制度」が生まれ、それらが変容し、新たな「分節化」「制度」がいかに現われるのかを問っている。地域社会の持続性を考究するにあたっては、不安定・不定型な地域社会を秩序づける地域政治に着目する必要がある。

次に、地域政治という語義について、「地域政治史」の分析手法の確立を主張する渡辺尚志<sup>4)</sup>の所論を参照したい。

渡辺は、「地域社会とは、特定の階層の利害が不斷に貫徹するような場ではなく、諸階層・諸党派の思惑が複雑に絡み合う地域政治の埒場」であるとし、①個々の「家」や村の実態をおさえ、②領主権力の動向を組み込み、制度と運動との関係に留意し、③制度論を実態論として深めていくことを強調する。とりわけ、③については、議定や願書といった、議論の出口で作られる史料を扱うだけでなく、地域社会の意志決定に常時直接参加できない人々の意向がどのような形で反映されているのかを見定め、階層論に解消できない複雑な政治過程の実態分析が必要と提言する。渡辺の研究の特長は、村落共同体論を基底にし、村や個別経営の内部まで分け入って「顔が見え声が聞こえる」ような分析に執着した点にある。制度や運動を微細にみることで、従来の中間支配機構や民衆運動の研究を乗り越え、村落史としての実証レベルを底上げしようとする姿勢として評価されよう。先にみた行政論とともに、渡辺の地域政治史論は政治決定の過程を微細にみていく点で共通しているが、地域社会がそもそも一枚岩でない点や、直接政治に携われない人々をも議論に組込もうとしている点で、視角としての地域政治の有効性があると考えられる。

両氏の議論をふまえ、本研究では地域政治という視角から地域社会の持続性を描きたい。地域社会においては、領主権力・中間層（社会的権力）・一般の生活者も含めた諸集団・諸階層がそれぞれ利害をもち、その利害に基づいてそれぞれが地域の抱える問題や課題を解消するため、絶えず社会を秩序立てようとした。しかし、秩序は地域の不安定さと隣り合わせにあり、再び諸集団・諸階層が交錯し、せめぎ合うなかで、秩序は変容する。そして、新たな秩序立てがされていくが、これもいずれは変容していく。こうした諸集団・諸階層が、地域社会の不安定さを克服しようとして交錯する不断の具体的な過程を地域政治と捉えてみたい。百姓は「行政」に食い込めても「政治」への参加はあり得ないとする見解もあるが、中間層の政治的活動と領主支配の関係は、「食い破ったり」「食い込まれたり」するものではなく、「公権は各階層に法的、事実に分有」<sup>23</sup>されており、地域にも政治的な領域が存在していた<sup>24</sup>。そうした領域がいかに生まれ、展開していくのかを問うことで、地域社会の構造的な把握が可能になるものと考ええる。

本研究での分析対象地域は関東地方である。関東地方の地域史研究は、「領」制などを事例に主に地域編成の問題が検討されることが多く<sup>30</sup>、政策論・地域編成論的には一定の成果をあげてはいるが、一部の藩領内の中間支配機構を扱った検討した近年の研究<sup>31</sup>を除けば、幕領と私領が錯綜する地域においては、前述の地域社会論的な視角―「惣代庄屋」的「自治・自律」論を組みこめていないという批判もある<sup>32</sup>。畿内近国地域においては、幕府の広域支配と個別領主支配の実態やその関係性を丁寧に解き明かす成果があげられている<sup>33</sup>。近世関東の研究においても、個別藩政や幕府による関東の広域支配を組み込んだ地域社会論的分析を展開していく必要がある。本研究では、非領国地域である関東地方における村を越えた地域的なまとまりを対象に、地域政治という視角から地域社会の歴史的な展開を捉えてみたい。具体的な地域的なまとまりとは、これまで中間支配機構や中間層研究では扱われることのなかった治水・鷹場支配の問題を取り上げる。治水や鷹場支配は一見「政治」とは無縁のようではあるが、地域では政治的な領域が形成されていた。かかる地域政治の領域がいかに現われ、展開していくのかを考察し、近世の地域社会がいかに持続していったのかを問いたい。

## (二) 村役人論と「家」

本研究では、地域政治という視角から地域社会に踏み込んでいくために、地域政治における権力、すなわち地域政治を担う村役人の動向に着目する。村役人については、支配機構の担い手として、村の代表者としての二面性が早くから指摘されてきた<sup>34</sup>。地域社会論では、村役人を地域運営、訴願運動、政策立案、行政専門官として政治主体として、領主政治に食い込み、自主的解決能力・行政的能力を高めて「行政の村請」を可能にしたと評価され<sup>35</sup>、地域社会の政治主体、公共の体現者として位置づけられていった。これに関わって、その資質形成に関わる文化的素養についても言及される。一八世紀半ば以降、村役人を経験した人びとが、自身の得た経験や行政的技術を後世に伝えようと

する試みがみられ、村役人の資質が問われ、あるべき村役人像も形成されていったという。これらの観点から村役人の性格について言及する代表的な論者、平川新、久留島浩の見解を以下に引用してみよう。

領主側は村役人のもつ地域行政のノウハウの活用をはかり、地域行政Ⅱ政務を担う存在として彼らを積極的に登用しはじめ、いっぽう村役人の側は、地域行政の経験と能力にたいする自信から、領主役人としての登用に積極的に応じていったということである。村役人側としては、由緒・家格をめぐる名望家意識に支えられた身分的上昇願望もあったであろうが、地域行政の主体としての立場は、領主役人への登用によって、よりいっそう強化されたともいえるだろう<sup>36</sup>。

文化的活動は、たしかに豪農の私的で趣味的な営為だという側面はあるが、彼らは決して「文人」として存在していただけではない。むしろ、彼らが村役人層として、こうした文化的な分野でも共通し共感しあう側面を有していたことの方が重要である<sup>37</sup>。

平川は、村役人の思惑としての身分的上昇願望にも目を配りながらも、行政主体としての立場を重視する。久留島は、村役人層の文化活動のうち、「私的」でなく他者と「共通し共感しあう側面」を重視している。両者とも近代の地方名望家との連続性を想定しているが、近代に至って地域の代表者の「私的」な側面がすべて払拭されたわけではあるまい。こうした村役人論は、豪農Ⅱ村役人とみなし、支配機構としての村、その担い手としての村役人、つねに支配（小前たちと対立）する側に設定した、佐々木豪農論を批判的に検証した研究といえる。実態としては村役人Ⅱ豪農であっても、村役人の有する経済的側面と政治的側面を腑分けして議論し、村役人の公共的側面・役割の析出に成功したが、経済・経営等の私的な側面を捨象したことになった。豪農の類型論を早くから提起していた渡辺尚志は、豪農の個性への着目を提言する<sup>38</sup>。この提言をうけ、福澤徹三は、豪農層の公共的側面を手放しに評価する研究を懐疑的に捉え、「まずは家経営の分析を十全に行ったうえで、政治的活動や豪農が村や地域のために行った活動との関係

を検討するという順序で分析を行う必要がある」<sup>23</sup>とする。概して、地域社会論では、普遍的な議論をするために個別事例の個性Ⅱ私的な側面が捨象される場合が多い。そのため、大局的にみると村役人は「公共」的な存在とみなされがちになる。研究の個別分散化が歎かれて久しいのは重々承知しているが、現在の研究状況にあつては、村役人の「私的」領域を含めた個別事例に即して地域社会の多様性をより深めていくよりほかはないと考える<sup>24</sup>。

そこで本研究では、個性的な村役人を排出した社会構造に着目し、村役人の動向を捉えてみたい。とくに、村役人層の多くは、地域社会における政治・経済・文化的な位置を、社会の最小単位であるとともに、「私的」な生活・生産の単位でもある家によって継承していたことに着目したい。

家の研究は、歴史学のみならず社会学・法学・民俗学など諸学問の成果がある。日本近世史研究においては、近世の農民の家は身分制社会の構成単位として理解され、家の社会的地位と職能が世襲的に固定化され、家のなかに生まれる個人を一定の地位と職能に緊縛していた<sup>25</sup>とされてきた。しかし、肝心の家の中身については、戦後歴史学においては、「家」と家族とを混同し、もしくは「家」を捨象し<sup>26</sup>「兵農分離が「家」を単位としての社会的分業の再編成であった、という基本的な事実についての認識が欠如」<sup>27</sup>としていたと指摘されるように、小農自立論を除けば、あまり重視されてはこなかった。なぜなら、佐々木潤之介の指摘「やはり、近世における村と家は、桎梏として、破砕されねばならなかったのである」<sup>28</sup>が象徴するように、戦後歴史学では家制度を含めた封建遺制の克服を目的化してきたからである。佐々木は、小農自立による近世的家の成立と、近代移行期の解体を見通したが、法史学の立場から近世の農民家族について検討した大竹秀男の成果<sup>29</sup>を除けば、具体的な成果は少ない。

ただ、八〇年代前後には、大藤修<sup>30</sup>が家を基軸に近世の国家・社会の総体を捉えようとし、「家制度を通じて階級関係、身分制秩序、社会的諸分業が固定的に再生産される仕組みになっていた」と指摘し、「家によって生存を保障された当事者自身、これを存続させていかねばならないという主体的な自覚を強く持つようになり、小営業者の家の自立

性の強まりとあいまって、いわゆる「家」意識が庶民の間にも広く成立したことを明らかにした。大藤は、「庶民にあっては、「家」は何よりも自らの生産・生活を保障するシステムとして形成され、機能してきた。それゆえ、「家」を守ることが生活上の規範となり、そうした意識に媒介されて個々人の「主体性」も形成され、その存在を脅かす存在に対する抵抗の拠りどころともなった」<sup>46</sup>と指摘するように、家意識の成立によって民衆の主体性が形成される点を主張した。ほぼ同時期、水林彪<sup>47</sup>は法制史の立場から、「幕藩体制における支配関係の細胞とでもいうべきものは、イエであった。（中略）上は将軍・天皇から、下は小百姓にいたるまで、幕藩体制の骨格を形作る単位は、イエにほかならなかった。幕藩体制は、さまざまなイエの組合せとして理解することのできる秩序である」と指摘している。

その後、家の研究は、家の一般的成立期の再検討<sup>48</sup>や家族内の家意識の実態<sup>49</sup>などに展開し、歴史人口学<sup>50</sup>や農民のライフサイクル論<sup>51</sup>や育児・養生・介護を問題にする近年の家族・ジェンダー史研究<sup>52</sup>などの諸研究のなかで家の具体像が解明され、現在では家は「いのち」を守るための最後の砦だったとも評価されている<sup>53</sup>。

近年、家業・家名・家産を相続・永続する組織<sup>54</sup>家は、共同体と近代、商品経済・生産力の発展、市場、個人を対立的、二律背反的にとらえる共同体論のもとで、長い間イデオロギー批判にさらされてきたと指摘し、家・村と経済発展の関係を検討する研究が現れている<sup>54</sup>。横田冬彦は、家を再生産するための民衆の主體的な営為によって、身分が社会的に再生産されていたともいう<sup>55</sup>。また、近世史の諸研究でも、「つい最近まで日本人は、家で生まれ、育ち、死んでいた。だから家を存続させる戦略から歴史的具体的身体の活動をみることは正統である」<sup>56</sup>など、研究視角としての家が見直されてきている<sup>57</sup>。

現代の日本社会に目を配れば、八〇年代以降、企業ぐるみ・国ぐるみの性別役割分業強化の家族政策は根本的な転換をせまられているという<sup>58</sup>。現代では家族の凝集を要求し、必要とする状況が広がりつつある<sup>59</sup>。日本近世史における家の研究は、家を「破碎」の対象とみるのではなく、家が連続していた歴史的事実のなかから、近世・近代移行期



という時代のうねりのなかで如何に社会を持続させていったのかを見つめていくことが求められているのではないか。本研究では、村役人が立脚する村のなかの家や家意識の展開を検討し、村役人層の「私的」領域に切り込むことで、村役人層の歴史的な性格を考察したい。

### (三) 近世地域社会と「知」

政治・経済の面から蓄積されてきた地域社会論的研究が展開されるなかで、上述のように村役人の資質や政治的力量に注目されてきたように、村役人層の文化的側面について追求する必要がある。本研究では知という概念を用いて、そうした地域社会の文化的要素をトータルに捉えてみたい。知とは、広義には一般的な知識、あるいは人々が生きていくうえで拠り所とする価値観を指す語であり、知識と叡知の両方を統合した含意が込められている。日本近世史における知の研究は、「民衆の生活経験のなかからの知恵」や生活知に対する言及もあるが、主に識字や文字文化を基層にした前者の知識や情報を対象として様々な観点から取り組まれてきた。ここでは、情報論、文書管理史、由緒・歴史認識、書物・出版研究といった諸研究を整理するなかで、地域社会における知に関する研究の課題を挙げたい。

情報をキーワードにした研究は、早くは七〇年代に現われる。今田洋三は農民の情報ネットワークに着目し、これを踏まえ大藤修は、幕末の開港によって地域社会におけるコミュニケーションが階層的に分裂していったとする。九〇年代に入ると、情報論研究が本格化する。太田富康は、幕末期に公的情報が機能しなくなったため、豪農層による私的ネットワークによる情報蒐集が盛んに行われたことを明らかにした。岩田みゆきは、幕末記の村落上層民・豪農層の情報収集や政治主体としての情報集中化の動向を明らかにし、近世社会において「全面的な「情報公開」は容易にはすすまなかった」と評価する。高部淑子は、文化的なネットワークや市場流通構造を背景し、地域社会に

情報空間が形成されていたことを指摘する。宮地正人<sup>28</sup>は、①全国市場の形成、②文化的ネットワークの形成、③権力末端との接触の場の形成を条件として、豪農商と在村知識人を担い手とする「公論」世界が幕末期の政治社会のなかに端緒的に形成され、幕府の秘密主義的・専制的な支配と真つ向から対抗すると主張した。

八〇年代半ば、記録史料学（アーカイブズ学）の立場から「文書が近世・近代の村落行政や家政運営の中で、どのように作成され授受されたのかだけでなく、どのように保存され管理されたのかという、いわば文書管理史の重要性」が提起される<sup>29</sup>。この提起によって、主に村落の文書引継ぎや整理・保存管理に個別研究が取り組まれた<sup>30</sup>。これを継承し、久留島浩<sup>31</sup>は、近世後期の行政村請化により、村方文書の合理的な管理・整理が村政の重要な課題になると総括した。同じく、高橋実<sup>32</sup>は、公共性に基づく合理的な文書の保存・管理、文書館的システムが近世社会のなかに見だし、「現用・半現用・非現用」などの現代文書館システムの淵源を過去に見出した。

その一方で、記録資料の管理だけでなく、文書認識・価値認識について、近世史研究のなかで評価する研究が現われる。大友一雄<sup>33</sup>は、発生した文書が全て等価値であることはなく、そこには価値序列が認められ、その価値にしたがつて文書管理が行われていたことを指摘し、由緒の整備・創造が密接に関連していたと評価した。この研究は、近世史研究の由緒論とも重なって、歴史認識論や記憶論へと展開していく<sup>34</sup>。岩橋清美<sup>35</sup>は、村の由緒や歴史を記した古記録類を「旧記」として、民衆の歴史認識を検討した。白井哲哉<sup>36</sup>は地誌編纂・郷土史研究の基盤という視点から「家譜」「村方旧記」と位置づけ、その変遷を明らかにした。酒井右二<sup>37</sup>は、村役人の記録編纂について歴史的段階のなかで村政と家政に関わるものを整理し、地域の文化的な核となっていくことを明らかにした。工藤航平<sup>38</sup>は、地域における「村の編纂物」の編纂過程やその構造を分析するのみならず、それが当該期の社会のなかで、いかに活用されていたのかの検証を重視し、その利活用の広がりと多様性を明らかにした。

他方、九〇年代初頭、地域史料としての書物に関心が集まっていく。その嚆矢となった研究は、「蔵書の家」を発見

した小林文雄<sup>83</sup>の成果といえよう。小林によれば、「蔵書の家」は地域住民へ情報をもたらすなど地域社会において「公共」的機能を果たしていたとする。この研究により、村方文書の調査で長い間なおざりにされてきた個人蔵書について、近世史研究者が関心を寄せるようになっていった<sup>84</sup>。「蔵書の家」論は、地域社会論の影響もあって、各地における蔵書の貸借関係に「公共」的性格を見出していく研究を進展させた。一方、横田冬彦<sup>85</sup>は村落における書物の読者（書物受容者）自体に注目し、一七世紀の畿内村落を事例に、近世の民間社会における〈知的読書〉、文化的には兵農未分離の〈読書階層〉を発見した。注目すべきは〈読書階層〉Ⅱ庄屋層は一般百姓層を文字や書籍の知から排除するのではなく、そこに巻込み主導することで優位性を確保していくとの指摘である。藤實久美子<sup>86</sup>は、近世書肆の分析から、多くの場合に版本として流布した書籍を開放系の知、多くの場合写本として存在し続けた書籍を閉鎖系の知とする枠組みを見出した。近世の商業ルートにのった出版業は、それまで限られた場所で蓄積されていた閉鎖系の知を、開放系の知へと転回したものとし、これによって人々が知に接近できる機会は増大し、均質化された知識が提供された、と位置づける。若尾政希<sup>87</sup>は、書物がもつ思想性・政治性に着目し、その受容過程を個々人の思想形成・主体形成の重要な契機として捉えた。また、若尾は学際的な領域の書物研究を束ね、「書物・出版と社会変容」研究をすすめる一つの分野として定着している<sup>88</sup>。

以上のように、地域社会における知に関する研究は、それが均質化して広がり、共有・公開されていく過程に近代社会や「公共性」の萌芽を読み取るうとする潮流が、今もなお主流になっている<sup>89</sup>。たとえば、アーカイブズ学的観点から太田富康<sup>90</sup>は次のように総括する。

記録の公共性、公開性の如何が「知の共有」という観点から大きなテーマとなっている。なかでも、旧記や地誌・由緒書などは、歴史認識や地域アイデンティティの萌芽・形成の問題であり、また、その編纂のための過去の記録の利用は、証拠性の保持等の一時的保存目的を超えた二次的な目的、歴史的・文化的目的による利用と捉

えることもできる。これらは、記録の組織内利用から公共性をもった公開へ、組織運営上の利用価値から歴史的・文化的価値への拡大、という記録のアーカイブ化につながる論点でもある。

近世の地域社会における情報や知の状況を公共論の観点から検討することは一定の意義はあろうが、実態と齟齬する場合もある。この点は、これまでの地域社会の知に関する研究においても、以下のように一定度留意されてきている。

情報論研究を切り開いた今田洋三<sup>28</sup>は「伝達の階層性を想定してみる必要」と展望し、太田富康<sup>29</sup>も「上層農が支配層に近いものを持ち、小前層と対立する様相を示しているのか」「上層農が入手した情報が小前層に提供され、地域における情報の共有がなされる関係にあったのか」など課題をあげているが、大藤の成果を除けば、現在までほとんど取り組まれていない<sup>30</sup>。文書管理史（記録資料学）では、近世社会に文書館的システムを析出しようとする「アーカイブズ学アプローチ文書管理史」<sup>31</sup>に対し、「違和感がある」とする批判もある<sup>32</sup>。由緒や歴史認識の研究については、公開を前提としない家としての文字情報の管理があったこと<sup>33</sup>や、「村の由緒を家の由緒から切り離して検討することには注意が必要」<sup>34</sup>との注意喚起もある。書物・出版研究においても、「社会の知的状況は進歩するという期待がもはや楽観的に過ぎる」<sup>35</sup>という提言や、情報の「近世的公開」、近代的な意味での「公開」という発想は存在しなかったとの評価<sup>36</sup>もある。

二一世紀は「知識社会」あるいは「情報社会」だというが、ITによって、グローバルな社会的大集団のなかで透明な情報交換が容易におこなわれ、商品や意見が迅速に流通するフラットな社会になると予想、期待されている。しかし、人間をふくめ生命体とは「閉鎖システム」であり、明示的な記号伝達の水面下には「暗黙知をふくむ身体・社会的な認知の階層が深奥までつらなっている」という<sup>37</sup>。「透明な情報伝達」「フラットな社会」というお題目の欺瞞性が指摘されているこんにち、近世における知について、もはや手放しに「公」を全面に押し出した研究は再考すべ

きであろう。総じて、公共論的な知の研究は既述の地域社会論における「公共」「自治」「自律」を評価する研究状況の影響下にあったといえる。八〇年代以降、生活文化を中心として展開してきた近世文化史研究<sup>93)</sup>は、「近世固有の社会編成と文化的枠組の関係、その下での文化事象のもつ政治性を問い直す」<sup>94)</sup>政治文化論として展開する段階に到達したのである<sup>95)</sup>。

以上を念頭に本論では、とくに地域政治を担った村役人層の知について検討していきたい。知とは、具体的には村役人が地域政治を担うなかで知り得た情報・知識や経験的に会得した知恵とする。そうした知が地域政治を担うため、あるいは地域社会を持続させるために、どのように蓄積され、継承され、利用されたのかを問いたい。

## 二 本研究の構成

本研究は、前述の研究史の課題をふまえ、三部構成をとる。

第一部「地域政治の歴史的展開」では、地域政治の歴史的な展開を捉えたい。諸集団・諸階層の交錯の場としての地域政治が成立する過程やその具体像を幕府の治水や鷹場に関する広域支配を事例にみる。

第一章「幕府治水政策と普請組合の成立」では、生活・生産に直接関わる用水・治水における治水の問題を、幕府の治水政策の転換、そして地域の治水統御によって現われる自普請・水利普請組合を分析し、地域政治の成立過程を検討する。

第二章「水利普請組合の歴史的展開」では、地域政治の領域である水利普請組合、具体的には奈良堰用水組合の運営をめぐる歴史的な展開を検討する。

第三章「捉飼場と餌差・鳥獵の展開」では、幕府の鷹場である捉飼場を事例に、そこでの生活規制と、規制された

生業Ⅱ鳥獵、鳥獵を御用とする餌差のそれぞれの関係から、地域政治について検討する。

第四章「武州八ヶ領捉飼場における野廻り役の職務と機能」では、埼玉県東部地域に分布する武州八ヶ領筋捉飼場を事例に、捉飼場の管轄を担った野廻り役の職務実態を分析し、地域政治の実態について検討する。

第二部では、地域政治が成立し、機能するためには、それを担う中間層が地域社会で輩出されねばならない。村役人層が基盤とした家に着目し、その歴史的な展開を検討する。なお、第二部・第三部の分析事例は、常陸国行方郡牛堀村・永山村の庄屋須田家である。

第五章「一八世紀以降における家・家意識の展開」では、一八世紀におきる牛堀・永山村での「家」の流動化について検討し、村内での家・家意識の変容を検討する。

第六章「武士との交流にみる家意識の展開」では、地域外の文化的な交流を例に村内における家意識の変容について検討する。

第七章「一九世紀における村役人家の「家記」編纂と情報管理」では、庄屋須田家で編纂された家のための記録（家記）の内容構造の分析をし、編纂主体が認識する家の由緒が如何に形成され、そして家の由緒と村や地域の由緒が如何に関わるのかを明らかにする。

第三部では、情報・知識が広がる一九世紀にあつて、村役人はどのように知を管理していたのか、また、蓄積された知の特質とその利活用・継承について検討する。

第八章「蔵書群構造からみた地域社会の知の特質」では、須田本家の蔵書目録を分析し、同家の蔵書群の形成過程とその構造的な特質について検討する。

第九章「藩政をめぐる村役人家の蔵書と献策」では、須田本家の蔵書群の特質をふまえ、蔵書による知がいかに地域政治のなかで利活用されていたのかを検討する。

第十章「家と知の継承」では、主に須田分家（新宅）の記録や蔵書の取り扱いや、その継承過程を分析し、家に蓄積された知がいかに関代に引き継がれていったのかを検討する。

- 1 渡辺尚志「日本近世における地域」（『近世の豪農と村落共同体』東京大学出版会、一九九四年）。
- 2 朝尾直弘「公儀」と幕藩領主制」（『講座日本歴史 五』東京大学出版会、一九八五年）。
- 3 深谷克己『百姓成立』（塙書房、一九九三年）。
- 4 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、二〇〇二年）。
- 5 藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二年）。
- 6 平川新『紛争と世論』（東京大学出版会、一九九六年）。
- 7 吉田伸之「社会的権力論ノート」（『近世の社会的権力』山川出版社、一九九六年）。
- 8 志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」（『歴史学研究』七二九、一九九九年）は、地域運営論に対して、地域社会の自治的・自律的・民主的・公共的要素を析出するのは「単線的」と批判した
- 9 渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』（東京大学出版会、一九九四年）。
- 10 村田路人『近世広域支配の研究』（大阪大学出版会、一九九五年）。
- 11 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）。
- 12 近年の藩研究については、高野信治「藩」研究のビジョンをめぐって」（『歴史評論』六七六、二〇〇六年）。
- 13 畿内近国論については、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）。
- 14 籠橋俊光『近世藩領の地域社会と行政』（清文堂、二〇一二年）。稲葉継陽他編『日本近世の領国地域社会』（吉川弘文館、二〇一五年）。吉村豊雄他編『熊本藩の地域社会と行政』（思文閣出版、二〇〇九年）。
- 15 藤田覚「幕府行政論」（『日本史講座 六 近世社会論』東京大学出版会、二〇〇五年）。
- 16 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、二〇〇二年）。
- 17 村田路人『近世広域支配の研究』（大阪大学出版会、一九九五年）。
- 18 平川新『紛争と世論』（東京大学出版会、一九九六年）。
- 19 前掲藤田論文。
- 20 志村洋「地域社会論における政治と経済の問題」（『歴史学研究』七四八、二〇〇一年）。
- 21 網野善彦「運動としての地域史研究」をめぐって」（『岩波講座日本通史別巻 二 地域史研究の現状と課題』岩波書店、一九九四年）。
- 22 岡田知弘「地域の変容と歴史学」（『第四次 現代歴史学の成果と課題 第三巻 歴史実践の現在』續文堂出版、二〇一七年）。

- 23 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』（東京大学出版会、二〇〇九年）。
- 24 松沢裕作『町村合併から生まれた日本近代』（講談社、二〇一三年）。
- 25 渡辺尚志編『近世地域社会論』（岩田書院、一九九九年）終章。渡辺尚志「近世・近代移行期の村と地域をどうとらえるか」（『史海』五六、二〇〇九年）。
- 26 近世史研究における渡辺の「地域政治史」という視角の有効性については、籠橋前掲書や野本禎司「地域社会論——一九世紀組合村論の可能性」（『村からみた近世』校倉書房、二〇一〇年）も言及するところである。
- 27 志村洋「地域社会論における政治と経済の問題」（『歴史学研究』七四八、二〇〇一年）。
- 28 前掲朝尾論文。
- 29 政治とは「社会の諸集団・諸階層のあいだに利害や要求、意見や主張の対立・衝突が生じたとき、それを調整し安定した社会生活を作り上げようとする制御技能」との政治社会学における定義に拠りたい（間場壽一「日本政治へのプレリユード」『講座社会学 9 政治』東京大学出版会、二〇〇〇年）。
- 30 関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』（岩田書院、一九九七年）。
- 31 近年の成果では、小松賢司「一八世紀後半の川越藩領組合村」（『関東近世史研究』七八、二〇一六年）。北村厚介「川越藩文政改革における領主手限組合と関東取締出役」（『関東近世史研究』七八、二〇一六年）。籠橋俊光『近世藩領の地域社会と行政』（清文堂、二〇一二年）など。
- 32 吉岡孝「近世後期関東における長脇差禁令と文政改革」（『史潮』四三、一九九八年）。志村洋「近世大庄屋研究の現状と課題」（『近世地域社会論』岩田書院、一九九九年）。
- 33 岩城卓治前掲著書。
- 34 佐々木潤之介『幕末社会論』五五〇六一頁。
- 35 久留島浩「百姓と村の変質」（『岩波講座日本通史一五 近世五』、岩波書店、一九九五年）。平川新「転換する近世史のパラダイム」（『九州史学』一二三、一九九九年）。
- 36 平川新「転換する近世史のパラダイム」（『九州史学』一二三、一九九九年）。
- 37 久留島浩「百姓と村の変質」（『岩波講座日本通史一五 近世五』、岩波書店、一九九五年）。
- 38 渡辺尚志『東西豪農の明治維新』（塙書房、二〇〇九年）。
- 39 福澤徹三「豪農類型論から近世社会を考える」（渡辺尚志著『村からみた近世』校倉書房、二〇一〇年所収）。
- 40 小松賢司『近世後期社会の構造と村請制』（校倉書房、二〇一四年）は、個別事例の実証を積み重ね、分析・比較検討することの強みを活かすことが必要性を提言している。
- 41 後藤陽一「近世の身分制と社会」（『岩波講座日本歴史九 近世一』、岩波書店、一九七五年）など。
- 42 尾藤正英「戦国大名と幕藩体制」（『江戸時代とは何か』、岩波書店、一九九二年）。初出一九八五年。
- 43 佐々木潤之介「近世における家と村」（『歴史における家族と共同体』、青木書店、一九九二年）。



- 44 大竹秀男『封建社会の農民家族（改訂版）』創文社、一九八二年。初版は一九六二年。
- 45 大藤修『近世農民と家・村・国家』（吉川弘文館、一九九六年）。初出は『日本家族史』（梓出版社、一九八九年）。
- 46 前掲大藤著書一〇一頁。
- 47 水林彪『封建制の再編と日本の社会の確立』（山川出版社、一九八七年）。
- 48 渡辺尚志『惣百姓と近世村落』（岩田書院、二〇〇七年）。坂田聡『家と村社会の成立』（高志書院、二〇一一年）。
- 49 岩淵令治「近世上農層における「家」と成員」（渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会』岩田書院、一九九五
- 50 年）。「成員個人に関しては「家」意識の共有をアプロオリに措定することはできない」と指摘する。
- 51 速見融・鬼頭宏・友部謙一編『歴史人口学のフロンティア』（東洋経済新報社、二〇〇一年）など。
- 52 前掲大藤著書。近年はライフコースともされる（沢山美果子「近世人のライフコース」『環境の日本史4』吉川弘文館、二〇一三年）。
- 53 例えば、沢山美果子『性と生殖の近世』（勁草書房、二〇〇五年）。太田素子『近世の「家」と家族』（角川学芸出版、二〇一一年）など。
- 54 倉地克直『徳川社会のゆらぎ』（小学館、二〇〇八年）。
- 55 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』（農文協、二〇一一年）。
- 56 横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』（岩波書店、二〇一八年）第五章。初出は二〇一〇年。
- 57 吉岡孝『八王子千人同心における身分越境』（岩田書院、二〇一九年）。
- 58 藤方博之「大名家臣の「家」研究の必要性」（『千葉史学』五〇、二〇〇七年）。
- 59 浅野富美枝「現代日本の家族と性別役割分業のゆくえ」（『日本の科学者』三七―四、二〇〇二年）。
- 60 中西新太郎「家族のなかの「個」と共同」（『日本の科学者』三七―四、二〇〇二年）。
- 61 澤博勝「近世民衆の〈知〉と宗教をめぐる」（『近世の宗教と社会』3 民衆の〈知〉と宗教）吉川弘文館、二〇〇八年）。
- 62 一ノ瀬正樹「知」『歴史学事典』一一 宗教と学問』（弘文堂、二〇〇四年）。
- 63 塚本学『都会と田舎―日本文化外史』（平凡社、一九九一年）。
- 64 今田洋三「幕末における農民と情報」（『地方文化の伝統と創造』、雄山閣、一九七六年）。
- 65 大藤修『近世農民と家・村・国家』（吉川弘文館、一九九六年）。初出は一九八三年。
- 66 太田富康「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」（『歴史学研究』六二五、一九九一年）。

- 66 岩田みゆき『幕末の情報と社会変革』（吉川弘文館、二〇〇一年）。
- 67 高部淑子『「人のうわさ」考―情報空間の展開―』（『論集中近世の史料と方法』東京堂出版、一九九一年）。同「十九世紀後半の情報活動と地域社会」（『歴史学研究』六六四、一九九四年）。同「佐藤家の蔵書と情報」（渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会』岩田書院、一九九五年）。
- 68 宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』（岩波書店、一九九九年）。
- 69 大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』（吉川弘文館、一九八六年）。
- 70 先駆的な研究として、富善一敏「近世村落における文書整理・管理について」（『記録と史料』二、一九九一年）などがある。
- 71 久留島浩「百姓と村の変質」（『岩波講座日本通史 近世五』岩波書店、一九九五年）。
- 72 高橋実「近世における文書の変質と保存」（青山英幸・安藤正人編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年）。
- 73 大友一雄「近世社会における文書管理と文書認識―美濃国加茂郡蜂屋村を事例に―」（『史料館研究紀要』二三、一九九二年（のち『日本近世国家の権威と儀礼』、吉川弘文館、一九九九年に収録）。
- 74 由緒論の展開については、山本英二「日本中近世における由緒論の総括と展望」（『歴史学研究』八四七、二〇〇八年）。
- 75 岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』（名著出版、二〇一〇年）。
- 76 白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』（思文閣出版、二〇〇四年）。
- 77 酒井右二「村政に関する元禄享保期の記録編纂作業」（『千葉県史研究』五、一九九七年）。同「元禄・享保期在町上層民の文化活動」（『千葉県史研究第一〇号別冊『房総の近世1』、二〇〇二年）。
- 78 工藤航平『近世蔵書文化論―地域へ知の形成と社会』（勉誠出版、二〇一七年）。
- 79 小林文雄「近世後期における『蔵書の家』の社会的機能について」（『歴史』七六、一九九一年）。
- 80 青木美智男「近世文化史研究の歩みと今後の課題」（『出版・読書・芝居』（『展望日本歴史一六 近世の思想・文化』東京堂出版、二〇〇二年）。
- 81 横田冬彦「益軒本の読者」（横山俊夫編『貝原益軒』、平凡社、一九九五年）、同「近世民衆社会における知的読書の成立―益軒本を読む時代」（『江戸の思想』五、ぺりかん社、一九九六年）。同「近世村落社会における〈知〉の問題」（『ヒストリア』一五九、一九九八年）。同「近世の学芸」（『日本史講座 六』東京大学出版会、二〇〇五年）。
- 82 藤實久美子『近世書籍文化論―史料論的アプローチ』（吉川弘文館、二〇〇六年）。
- 83 若尾政希「近世の政治常識と諸主体の形成」（『歴史学研究』七六八、二〇〇二年）。同「歴史と主体形成―書物・

出版と近世日本の社会変容」(『歴史学研究』八二〇、二〇〇六年)。

<sup>84</sup> 『一橋論叢』一三四―四(特集 日本における書物・出版と社会変容、日本評論社、二〇〇五年)や『書物・出版と社会変容』を参照。

<sup>85</sup> 拙稿「書評 工藤航平『近世蔵書文化論―地域〈知〉の形成と社会』(『アーカイブズ学研究』二八、二〇一八年)で指摘したように、工藤著書では、地域情報の「共有」の「限定」や、書物の「間接受容」を指摘するが、同書の全体の論旨は「共有」「公開」される点を評価している。

<sup>86</sup> 太田富康『近代地方行政体の記録と情報』(岩田書院、二〇一〇年) 序章。

<sup>87</sup> 前掲今田論文。

<sup>88</sup> 太田富康「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」(『歴史学研究』六二五、一九九一年)。

<sup>89</sup> 近年の成果として、階層による情報の受容のあり方に注目した堀井美里「幕末期民衆の政治情報活動―「うわ

さ」の受容にみる」(『史海』六五、二〇一八年)がある。

<sup>90</sup> 富善一敏『近世村方文書管理と筆耕』(校倉書房、二〇一七年)。

<sup>91</sup> 渡辺浩一「日本近世史料科学研究の現状と課題」(高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料科学研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年)。

<sup>92</sup> 岩橋清美「近世村落における名主の文書管理と「旧記」の作成」(『法政史学』四六、一九九四年)。のち『近世日本の歴史意識と情報空間』(名著出版、二〇一〇年)に所収。

<sup>93</sup> 久留島浩「村が「由緒」を語るとき」(『近世の社会集団』山川出版社、一九九五年)。

<sup>94</sup> 横田冬彦「読者と読書」(『本の文化史1 読者と読書』平凡社、二〇一五年)。

<sup>95</sup> 杉本史子「異国異域情報と日常世界」(『近世政治空間論』東京大学出版会、二〇一八年)。

<sup>96</sup> 西垣通『集合知とは何か―ネット時代の「知」のゆくえ』(中公新書、二〇一三年)。

<sup>97</sup> 青木美智男「近世文化史研究の歩みと今後の課題」(『展望日本歴史一六 近世の思想・文化』東京堂出版、二〇〇一年)。

<sup>98</sup> 小野将「日本近世の政治文化」(『国家像・社会像の変貌』青木書店、二〇〇三年)。

<sup>99</sup> 中川学『近世の死と政治文化』(吉川弘文館、二〇〇九年)。澤登寛聡『江戸時代自治文化史論』(法政大学出版局、二〇一〇年)では、「なんらかの自治社会の中で暮らす人々の限りなく習俗的・慣習的な信条の地点から形成される政治の文化を自治文化」と定義し、提起している。

# 第一部

## 地域政治の歴史的展開

## 第一章 幕府治水政策と普請組合の成立

### はじめに

近世は、活発に耕地開発が行われた時代である。この背景には、水利灌漑や治水工事の整備があつたことは言うまでもない。治水は、人々が河川と共生していくために不可欠な問題であり、開発・環境史研究のなかで欠くことのできないテーマであろう。しかし、近世の治水によつて人々の生活環境がいかに形成されていくのか、といった問題設定をする研究は未だみられない。

近世の治水に関する研究は、大まかに言つて土木工学・歴史学両分野の蓄積がある。土木工学では、人々の水害対策やその工夫に焦点があてられ、近代治水技術を批判している<sup>1)</sup>。一方、歴史学（近世治水史）では幕藩領主による治水政策の様相が明らかにされてきた<sup>2)</sup>。両分野の議論には大きな溝があることは否めない。近世において農業生産の前提条件である治水は、その耕地に住む人の安全の問題と耕地に賦課する年貢に財政の基礎をおく領主の問題<sup>3)</sup>の両要素が絡み合っていることを考えなければなるまい。すなわち、主として土木工学研究が蓄積してきた地域の人々の動向、そして近世治水史研究が明らかにしてきた領主の動向の両側面からのアプローチが求められ、地域の動向と領主による政策とをトータルに捉える大きな枠組みを設定しなければならないと考える。この枠組みとは、近世の人々による治水という営為の総体（近世の治水システム）を捉えるものである。こうした枠組みを鍛えていくことによつて、従来の近世治水史研究を克服し、且つ人々が治水によつて自然と如何に対峙し環境を形成していくのかを考える足がかりにもなろう。

この枠組みを構築するためには、まず先学が蓄積した治水政策史を再考し、さらにその政策に対して地域がどのよ

うに対応したのかを考察することが不可欠であろう。本章では自普請と普請組合<sup>9</sup>を素材とし、この問題に迫りたい。以下では、自普請、普請組合に関する研究史を整理し、研究史上の論点を示したい。

自普請に対する論究は、御普請<sup>10</sup>研究の厚さに比して極めて少ない。喜多村俊夫<sup>11</sup>は、自普請を「直接利益を被る水百姓の負担による普請」と定義し、自普請が実行される条件を明らかにした。大谷貞夫<sup>12</sup>は、自普請を「農民が足や諸色を自ら負担して行ったもの」で「特に説明を要しない」とする。深谷克己<sup>13</sup>は、領主と百姓の押し付け合いは解決されず、「自普請の範囲が残った」と言及している。このように、領主と百姓の対抗関係を軸としたため、自普請は村が自主的に実施する普請であると捉えられてきた。ここで注目すべき自普請研究に森杉夫<sup>14</sup>の論考がある。森は、自普請制が正徳期に成立し、享保期には強化されると評価する。自普請を領主による制度として捉え、治水政策の一面面として捉えている。しかし、いわゆる治水政策史との関連づけがなく、領主と百姓の対抗関係を軸にした「あまりにも表面的な捉え方」<sup>15</sup>をした研究である。本当に、村は自主的に自普請を実施したのだろうか、あるいは領主の政策の一部だったのか。自普請の性格は、実践形態や領主の治水政策との関わりから、説明される必要があるだろう。

それでは、普請組合はどのように評価されてきたか。いわゆる組合村論における普請組合の評価を見たい。久留島浩<sup>16</sup>は、「用水の利用・管理、防水」の組合は、「農業生産に直接係わるという意味で」「第一次共同性」をもち、「中世からこのような共同の利害で結ばれた地域的結合」であるが、「村が『自立・確立』するなかで、他の共同利害に比してその比重を相対的に低下させてゆく」と評価した。熊澤（保谷）徹<sup>17</sup>はこれを継承し、水・山の共同利用管理、普請協同、防災、祭祀、勸化などへの集団的対応などを結合の契機とする村連合は、「第一次的な共同性」を抱えると指摘する。「第一次共同性」とは、生産・生活を基底とする社会関係であろう。

本章で取り扱う関東の普請組合に関しては、大谷貞夫<sup>14</sup>、貝塚和実<sup>15</sup>の研究がある。大谷は「用水堰その他の普請に要する材木を村方に与え、代官などの監督のもとに用水を確保」する一方、「普請人足や費用その他の負担はあくま

で農民に賦課され」、「村々が互に『共同体』的規制のもとに負担を強制し合」うと指摘する。貝塚は、「普請組合は基本的には近世の領主権力によって上から設定され」、「幕藩制的秩序に包摂された」「役負担の単位であり」、「労働力の編成と物品の調達を目的とした組織」と評価する。その単位は「地域的な共同利害が形成されてくる中で自律的な性格を持ち始め」と指摘する。両氏はともに、①領主権力と②村の共同性・共通利害Ⅱ「第一次共同性」との二つの関係から普請組合を位置づけている。大谷は①②が並存しているものと、貝塚は①から②の自律へと展開するものと普請組合を捉えており、「第一次的共同性」一元論ではその性格を捉えきれないことは明白であろう。筆者は、貝塚説、すなわち普請組合の性格が編成から自律へという理解は、あまりにも単純で短絡的な理解であると考ええる。総じて、従来の研究では、治水政策との連関性が希薄であり、また組合が領主権力によって上から設定される以前の動向を見落としている。普請組合がいかなる政策のもとに設定され、成立していくのか。その事情・過程を具体的に検討すれば、普請組合の性格は領主編成と「第一次共同性」が並存するのか、あるいは展開するのか、明らかにできよう<sup>15)</sup>。

以上の通り、自普請と普請組合は、幕藩領主の治水政策との関係が捨象された治水史研究上のいわば異端的事象である。近世村落の問題として処理されてきたこの二つの素材を、治水政策との関係から位置づけることにより、近世の人々による治水という営為を解明できるのでなかろうか。本章では、自普請の展開に注目しながら幕府の治水政策を再考し、それに普請組合を関連づけ、一八世紀の幕府治水政策と普請組合について考察したい。

事例とする武蔵国幡羅郡<sup>はたら</sup>（現在の埼玉県熊谷市・深谷市域）について触れておきたい。この地域は、北端は利根川、南端は荒川に挟まれ、畑がちの村々が多く、農業に従事するために排水や治水が必須であり、いくつかの水利施設及び普請組合が存在した。分析では、奈良堰用水、江袋溜井、福川に注目する。なお、主に使用する文書群は、中奈良村名主野中家文書、上江袋村名主長嶋家文書（ともに埼玉県立文書館収蔵）である。

## 一 自普請と御普請

一般的には、近世における普請は自普請と御普請とに区分できる。自普請は、村方が経費を負担して行なう川除、道橋その他の土木工事を指す。一方、御普請は、幕府諸藩の公費で施行する土木工事を指す。ここでは、近世の治水システムのなかで御普請と自普請はどのように機能したのか考察したい。

まず、自普請と御普請の基本的な性格を、村方文書群の普請帳簿から検証する。村方では、普請の各段階で目論見帳（見積り）・仕様帳（実施）・出来形帳（完成）と呼ばれる普請帳簿が作成される。表一は、奈良堰用水組合の目論見帳、出来方帳の一覧である。この表から、①堀浚は自普請、圀樋の修復は御普請というように、普請の実施箇所によって自普請と御普請が区分されていること、②自普請は、領主が村・百姓へ課す夫役＝無償の労役によって実施されていること、③御普請も村による人足諸色調達を伴う夫役ではあるが、御普請役から御普請金が下付されていること、が指摘できる。御普請金は、村高＝百姓の持高に応じて配分されている。つまり、御普請は、領主入用の普請であり、御普請金をもって領主が村・百姓の労働力を買上げた普請といえる。さらに、次の史料から御普請願から自普請と御普請の関係性を考えたい。

### 【史料一】 19

乍恐以書付を奉願上候

一、武州幡羅郡下奈良村外九ヶ村惣代下奈良村名主弥惣・同市右衛門申上候、私共組合用水荒川より引入惣名奈良堰と申、同国大里郡川原明戸村地内ニ圀樋有之定式場ニ而阿部能登守様御掛りニ而年々普請仕、組合高壱万七百石余之用水引取申、右之圀樋前々は無之候ニ付少水ニも水損強、組合村々は勿論下郷村々迄水難有之候、



依之享保十五戌年井沢弥惣兵衛様御掛りニ而御入用を以圀樋御伏込被成下水難相通難有仕合候、其後度々小破之處繕置候得共、近来朽損去<sup>(安永九年)</sup>子年大出水ニ而及大破圀樋伏替并川樋井筋浚普請奉願上候所、御見分之上丑年御普請役御勘定方 大竹政郎様・御普請役田中多十郎様御掛ニて右圀樋之儀ハ繕候様御入用人足賃被下之、御手伝御普請被成下、用水引取難有仕合奉存候、然処ニ当卯六月十七日より大風雨ニて荒川満水仕用水路一面ニ押埋申ニ付、早速組合村々百姓人別ニ罷出普請仕候得共、用水行届キ不申、其上当七月七日八日砂降大変地ニ罷成、田畑不作仕難儀至極奉存候、来辰年用水路浚圀樋伏替等中々百姓自力難及甚困窮仕候、右之場所御見分被為遊、御救御普請被成下候様奉願上候、御慈悲を以願之通被仰付被下置候ハ、組合村々惣百姓相助難有奉存候、以上（年代・差出・宛名略）

史料一は、天明三年（一七八三）の浅間山噴火に伴い、同年九月、奈良堰組合惣代吉田市右衛門らが近隣を見分していた幕府勘定所役人の栗原礼助へ御救御普請を出願したものである。御救御普請とは、幕府が災害時に土木事業を実施し、被災地の農民に仕事を与え、日銭を稼がせ、貧窮者を救済する御普請<sup>20</sup>である。この史料から、組合村々は領主に御普請を出願するまでに、次の過程を経ていることがわかる。六月に荒川が満水となり用水路が埋り、①直ちに組合村々の百姓が「普請」<sup>21</sup>をするが行届かなかった。しかも七月には浅間山が噴火し砂が降るために田畑不作「難儀至極」で、来年の用水路浚と樋伏替などは「百姓自力」に及ばない状態と判断し、②御見分の上御救御普請となるように出願する<sup>22</sup>。つまり、村方は「自力」による普請所の維持（自普請）が困難になり、領主入用による御普請を願い出ているのである。要求を請けた領主は御普請金をもってして百姓の労働力を買上げ、御普請を実施し百姓を救済する。御普請は領主の責務であり、「自力」（自普請）は村方の責務であった。以上から、自普請は日常的な治水統御を担い、御普請は村の治水統御力（自普請）が破綻した時に発動される。村方の「自力」が基盤にあり、システムとしては自普請と御普請は相互に補完する関係にあった。

【表一】奈良堰組合目録見帳・出来形帳の内容

| 年月日     | 種別      | 普請内容                                     | 普請種類    | 普請内容 | 総入用(金) | (文)   | 総入足(人)   | 賃金(文)    | 作成者                                               | 宛名                | 奥書                      |
|---------|---------|------------------------------------------|---------|------|--------|-------|----------|----------|---------------------------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 天明4.閏1  | 出来形     | 伏樋修復・沈枅10組・蛇籠278.3本・用水堀浚・内郷堀浚            | 御教御普請   |      | 186/1/ | 67    | 9215.5   | 156663.5 | 下奈良村奈良堰用元名主弥惣・名主市右衛門・同三左衛門                        | 御普請役中田銘重郎様・鶴田卯之助様 |                         |
| 天明7.2   | 出来形     | 伏樋修復・用水堰枅30組・用水堀浚・古枅築・蛇籠623.8本・内郷堀浚・分水堀浚 | 御教御普請   |      | 211/2/ | 128.5 | 8284.6   | 139138.2 | 下奈良村奈良堰用元名主弥惣・組頭要助・百姓代忠左衛門                        |                   | 吟味下役宮本忠次郎               |
| 寛政1.4   | 出来形     | 用水堀浚・沈枅2組・蛇籠22.4本・古枅修復・内郷堀浚・用水土手・三ヶ尻村内杭柵 | 自普請     |      |        |       | 5528.9   |          | 東別府村拾ヶ村組合名主惣代吉兵衛印・下奈良村同断名主弥惣印・年番名主吉五郎印            | 御普請役林元左衛門印        |                         |
| 寛政4.3   | 出来形     | 堀割・用水堀浚・菱牛50組・枅40組・蛇籠1655.2本             | 皆御入用御普請 |      | 755/3/ | 138.9 | 31722.2  | 539447.4 | 下奈良村拾ヶ村組合用元名主弥惣・同村拾ヶ村惣代名主三左衛門                     |                   | 御普請役足立長蔵                |
| 寛政6.3   | 出来形     | 用水堀浚・堀割・蛇籠668.9本                         | 皆御入用御普請 |      | 367/2/ | 242.8 | 18105    | 307790.1 | 奈良堰組合拾ヶ村惣代下奈良村名主吉田市右衛門代貞敏五郎・新堀新田長左衛門              | 御普請御掛り様           |                         |
| 天保8.3   | 出来形     | 用水堀浚・蛇籠225.3本                            | 自普請     |      |        |       | 44241.85 |          | 奈良堰組合用元下奈良村名主弥七郎印・中奈良村名主彦兵衛印                      | 御普請御掛り御役人中様       | 御普請役元ノ格市村宗四郎印・原友三郎印     |
| 天保8.9   | 目録見(請書) | 伏樋伏替                                     | 御普請     |      |        |       |          |          | 奈良堰組合三ヶ尻村名主忠次郎(印)外9村役人                            | 奈良堰用元惣代中          |                         |
| 天保9.2   | 出来形     | 伏樋伏替                                     | 御普請     |      | 165/3/ | 137.5 | 3761     | 63947.2  | 奈良堰組合拾ヶ村惣代下奈良村名主弥七郎印・立会人中奈良村名主彦兵衛印・立会人下奈良名主吉田市三郎印 | 御普請御掛御役人中様        | 御普請役布施田貞蔵印・森規太夫印・小池勘次郎印 |
| 天保9.2   | 出来形     | 用水堀浚・蛇籠129本                              | 自普請     |      |        |       | 29653    |          | 奈良堰組合拾ヶ村惣代下奈良村名主弥七郎印・立会人中奈良村名主彦兵衛印・立会人下奈良名主吉田市三郎印 | 御普請御掛御役人中様        | 御普請役布施田貞蔵印・森規太夫印・小池勘次郎印 |
| 天保10.3  | 目録見     | 用水堀浚・蛇籠277.5本                            | 自普請     |      |        |       | 9911     |          | 奈良堰組合用元下奈良村名主弥七郎印・同組合惣代中奈良村名主彦兵衛印                 | 御普請御掛り御役人中様       | 御普請役布施田貞蔵・赤林門一郎印        |
| 天保12.2  | 出来形     | 用水堀浚・蛇籠286.7本                            | 御普請     |      | 202/1/ | 152.5 | 10466.1  | 176889.7 | 奈良堰組合拾ヶ村惣代下奈良村名主弥七郎・同村名主彦兵衛・組頭吉右衛門・百姓代兵右衛門        | 御普請御掛御役人中様        | 御普請役山口茂右衛門印・三浦春七郎印      |
| 弘化3.3   | 出来形     | 用水堀浚・堀割・菱牛24組・蛇籠714.1本                   | 御手当御普請  |      | 765/1/ | 245.9 | 40783.2  | 693314.4 | 奈良堰組合拾ヶ村惣代下奈良村名主弥七郎印・中奈良村名主彦兵衛印                   | 御普請御掛御役人中様        | 渡辺久二郎印                  |
| 弘化3.3   | 出来形     | 用水元伏床替伏込                                 | 御手当御普請  |      | 151/1/ | 185.5 | 5130.9   | 87225.3  | 奈良堰組合拾ヶ村惣代下奈良村名主弥七郎印・中奈良村名主彦兵衛印                   | 御普請御掛御役人中様        | 御普請役渡辺久二郎印              |
| 弘化4.3   | 出来形     | 堀割・菱牛16組・枅6組・蛇籠200.2本                    | 御普請     |      | 124/ / | 175.3 | 5511     | 93687    | 奈良堰組合拾ヶ村惣代下奈良村名主弥七郎(印)外2名・中奈良村名主彦兵衛(印)外2名         | 御普請御掛り御役人中様       | 御普請役岡野次郎市印・長嶋要次郎印・口口條助  |
| 安政6.2   | 出来形     | 用水堀浚・内郷堀浚                                | 自普請     |      |        |       | 42563.7  |          | 奈良堰拾ヶ村組合惣代東別府村名主吉五郎・高持立会人中奈良村名主金右衛門・用元下奈良村名主卓助    |                   |                         |
| 慶応2.2.4 | 目録見     | 用水堀浚・内郷堀浚                                | 自普請     |      |        |       | 13600.9  |          | 奈良堰組合用元下奈良村名主弥七郎印・同惣代中奈良村名主彦兵衛印                   | 御普請御掛り御役人中様       | 御普請役大塚元三郎印              |

典拠：野中家文書157・181・200・210・220・280・619 \* 内郷堀浚＝河原明戸村伏樋(或は洗堰)より先の用水堀浚

## 二 幕府治水政策にみる自普請の成立と隣郷助合

ここでは、幕府の治水政策における自普請の成立過程を明らかにし、その上で政策と普請組合を関連づけて論じた。まず、次の史料を手がかりに、自普請と御普請の相互補完関係について検討を加えたい。

### 【史料二】<sup>23</sup>

一、在々用水普請人足の出し方は、古来は高百石に付十人充村役に差出す、其余ハ扶持米を渡したる処、中古に至り田畑養ひの為に仕立る普請なればとて、百石に付人足百人充を百姓役に差出す、又普請の品に由ては百人余も出す、其余ハ扶持方を渡したる由、近來も用水の分ハ自普請多し、其代り川除の分、古来ハ皆官の入用たりし由、然れども往昔ハ急度致ざる定法もなかりし処、享保年中普請事改正の時、勘定奉行評議の上、吟味役井沢弥三兵衛掛りにて、川除・用水とも左の通りに勘定を極たりしが、其事多きゆへ差当り入用の大概を記す  
(下略)

史料二は『地方凡例録』「棚道」項にみえる普請人足の供出方法についての記事である。内容は次の通りである。  
①「古来」には高一〇〇石につき一〇人ずつが村役、それ以上は領主から扶持米が下げ渡されていた。「古来」は、少なくとも貞享四年(一六八七)に村役は一〇〇石に五〇人までと定めている<sup>24</sup>ことから、貞享四年以前にあたる。近年、用水普請に関しては自普請が多数だが、その代り川除普請は「古来」は皆「官(カミ)」の入用であった。「古来」(貞享四年以前)には、川除普請はすべて「官(カミ)」<sup>25</sup>領主負担によって普請が行われていたという。「古来」とは一七世紀前半に当たると思われる。②「中古」には高一〇〇石につき一〇〇人(普請の種類によってはそれ以上)が百姓役、それ以上は扶持米を下げ渡されていた。「中古」は、正徳三年(一七一三)である<sup>25</sup>。③「往昔」は確かな定法がなかったが、享保年間の普請事改正時に勘定奉行が評議をし、川除・用水普請の入用について定めた。

以上をまとめれば、一七世紀半ば迄の川除普請人足はすべて領主入用、用水普請は高一〇〇石につき一〇人程であった。それが「中古」（正徳三年）に至り、村の負担が高一〇〇石につき一〇〇人と規定され、それを超過した場合には領主より扶持米が支給された。しかし、当時普請人足賃金に関する確かな「定法」はなく、享保年間に勘定所が「普請事改正」を実行し、川除・用水普請人足の「定法」が定められ、村が負担する範囲が事細かに決められたということになる。

次に、幕府法令にみえる自普請、あるいは自普請を指すと判断される記述に注目し、具体的に幕府の治水政策における自普請と御普請の関係に迫りたい。

管見の限り、自普請という文言の初見は、貞享四年四月「御勘定組頭并御代官可心得御書付」であり、「在々普請之儀、田畑養之ため仕候儀ハ、高百石ニ人足五拾人迄ハ百姓自普請たるへし、右之員数より有余之時ハ、人足扶持可被下之、田畑損亡之かこひニ川除仕候儀ハ、不依多少、人足之扶持方可被下之」といった記述のなかで見られる<sup>26</sup>。すなわち、既に貞享四年には、用水普請は百姓負担（超過の場合は領主負担）、川除普請は領主負担という明確な区分がみられる。これは先の「中古」の時期に相当する。

それでは、この用水普請が自普請であるという規定は「中古」以降、どのように変容するのか。次に、自普請文言がみられるのは、御普請の請負人の停止を命じた法令正徳三年四月「條々」<sup>27</sup>である。この普請請負人は粗雑な普請をしたため、「前々百姓自分普請之場所も、公儀御入用を以仕候所も多く」なり、幕府の普請費用を嵩ませる存在であった。幕府は、「惣して普請有之場所、公儀・自分のわけへたてなく、其所の諸百姓力を合せ、小破の時に取繕、大破に及はしむへからす」とし、「公儀」普請所（＝御普請所）と「自分」普請所（＝自普請所）ともに、百姓へ日常的な普請（手入れ）を義務づけた。幕府は、極力御普請よりも自普請を実施させ、どうしても御普請が必要な場合には、村に普請仕様帳の提出を命じ、御普請の実施を許可したのである<sup>28</sup>。つまり、領主負担の川除普請所（御普請

所)においても、百姓による自普請が命じられ、川除堤の維持手段(「百姓自力」)が破綻すると、その救済として御普請が発動されるのである。したがって、正徳期に自普請と御普請とが相互に補完し合う関係が成立するといえよう。

正徳期は、百姓役・村役普請の範囲の拡大<sup>30</sup>などの御普請改革がされ、治水政策史上のひとつの画期であったといえる。だが、政策は「惣体一統ニ無之」「所ニ寄不同」<sup>31</sup>とされ、必ずしも貫徹されていなかった。それは自普請も同様のことであり、正徳期の史料に見える自普請文言は「百姓自分普請」「百姓普請」など呼称・表現が固定されていない。正徳期の自普請は未熟な仕組みであったと考えられる。自普請文言が「自普請」として確定されるのは、享保の「普請事改正」以降である。享保十七年(一七三二)には、正徳期の「定法」にかわる「在方御普請定法改正」がされる。その申渡には、「自普請仕来候場所、不紛様ニ可有吟味事」とあり<sup>32</sup>、享保の「普請事改正」は正徳期の治水政策を継承し断行されるのである。以降、幕府の政策における自普請は御普請の縮小・削減策の一環として現れる。

享保期は、氾濫原への新田開発の進行、長大堤防の設定と河道固定化の進展、普請の大規模化を背景に国役普請の制度化、治水職制の整備<sup>32</sup>、御普請所の整理<sup>33</sup>がなされる、治水政策史上の一大画期であった。次の史料から享保期の治水政策と自普請について考察したい。

#### 【史料三】<sup>34</sup>

覚

諸国御代官所・御預所堤川除用水路井堰樋揚等之儀、御普請所並自普請所共ニ、在々何れ之場所ニ限らず、年中無油断不及大破様ニ、水下之村々組合限り申合、或は組合無之普請所は其村限ニも常々心を付、百姓小前持分之居所、同様ニ小破之内ニ取繕候ハ、年々破損所少く、自然と御入用・百姓役共ニ相減、別而堤川除等は、年数

保候程次第二草木根からミ強く相成破損所も無之、田畑水難相遁、彼は百姓勝手宜敷事ニ候、然処御普請所之分は、従公儀被仰付場所ニ相心得、小破之節不取繕等閑ニいたし置候ニ付、及大破水損荒所等多く出来、其一村役人共之内ニは了簡違にて、御普請所破損有之御入用掛候得は、村方稼助成にも相成候様ニ愚昧之所存を以相考、洪水之節も御入用御普請所之分は、防方龜略ニいたし、大破ニおよひ多分之荒地出来候を不顧者共有之由、（中略）右躰之儀は甚心得違之儀候間、自今急度相改、村役人ハ不及申小百姓までも相互ニ申合、御普請所・自普請所ともニ小破之内ニ取繕之儀、無手拔様可致候、尤修復等之仕形、心附候儀有之は申出候様、可申付事

（中略）

一（第九條）

定式御普請所之外、在々何れ之場所ニ限らず、川通水除堤大破之節は、水下之村々ハ及水難候故、川通之堤川除は、前々御普請之有無年数等相糺、御普請所ニ無相違候ハ、前極ニ准し遂吟味、無抛筋ニ有之ハ早速御普請積伺差出之、其外谷川小川之類小分之地先田畑之欠留根困並井堰等、自普請ニ難成程之大破ハ格別、可成丈ニ竹木諸色村役を以取繕、又は向寄助合等申付、御入用不相掛様ニ各支配所手限吟味可有之事

附 用悪水井堰等、前々より一村限之御普請所ニ而も、破損之節水下水旱損遁難村々有之ハ、其越<sup>（趣力）</sup>を以理解申聞、連々組合御普請ニ相成候様可取計候、一村限之普請所ニ而ハ高役多相掛候処、組合村高相増候得は、百姓役共相減、其上普請丈夫ニ出来彼是宜敷筋ニ候事（下略）

史料三は「享保十八年申渡」と題され、勘定所が代官・郡代に普請所の見積もり方法などの一ヶ条を申し付けたものである。新田開発など耕地開発過渡期である享保期には、普請の規模・実施回数が増加していた。そのため、幕府の普請負担だけでなく、手入れを実施する村方の負担も増加していた。そこで幕府は新たな政策を打ち出した。すなわち、「御入用・百姓役共ニ相減」、御普請の費用削減と村方の負担（百姓役）軽減とを同時に解決する策である。史料三第九条には、大規模な御普請の実施を制限し、なるべく自普請を実施すること、また普請は一村限りではなく

複数村で負担を奨励する旨が申し渡されている。前者は正保期の政策を継承したものであろう。ここでは、後者の普請の「向寄助合」に注目したい。時代を遡って、享保十一年（一七二六）十月、幕府は「悪水川用水堀小溝等迄堀浚不仕」という状況のため「隣郷申合」せて堀浚を命じた触書を発布している<sup>35</sup>。「用水溜池浚井路浚」の人足は基本的に「村役」と規定されていた<sup>36</sup>。「堀浚不仕」という状況は、特に村負担だけで普請がされる自普請所が蔑ろになつていたことを意味する。享保十一年の触書では、その打開策として「隣郷申合」を奨励している。幕府は幕府・村方の負担の軽減のため「助合」や「隣郷申合」など村々の相互扶助に着目していたことがわかる。史料三の「向寄助合」も一村を越えた村落間の相互扶助を奨励したものといえる。

ところで、自普請は具体的にどのような手続きで実施されるのか。ここで、村方が自普請の完了とその内容<sup>37</sup>を御普請役へ報告する文書「自普請出来形帳」に注目したい。この「自普請出来形帳」には村における自普請の実態（普請箇所や普請人足）が記載されている。この帳簿は村方から御普請役へ提出され、御普請役の奥書がされたのち、再び村方へ戻され、自普請が村方において実施された証拠記録として、村役人の家に保管される。この「自普請出来形帳」によれば、御普請役は普請所を見廻り、自普請すなわち「浚方刈払」などを見届けていることが明らかに。さらに村方は「夏藻刈之節も御触書之趣相守、組合同申合、水中藻草は不及申両縁竹木若生等念入刈取、其時之御掛り御役人中様江相願、御見分」、すなわち自普請に際して担当役人の見分を受けることになる。したがって、この「自普請出来形帳」の内容から、自普請とは村が独断で実施できるものではなく、普請役人の管理下のもとで実施されていくことになる。

このように自普請は御普請（領主負担）の削減が模索された結果、村方の日常的な手入を領主が編成した普請仕法として、正徳・享保期に現われる。そして、享保期に普請の規模・実施回数が増加し、自普請が停滞すると、幕府は村落間の相互扶助機能に着目し、それを奨励して、村の負担軽減と領主負担の軽減を達成させていった。やがてそ

の村落間の相互扶助は「組合」として立ち現れてくるものと考えられる。

### 三 普請組合の成立

前節で検討した幕府の治水政策（御普請削減策と自普請の成立）は、地域において具体的にどのような実現されていくのか。普請組合の成立過程を具体的に検討したい。

まず、奈良堰用水組合と江袋溜井組合の成立事情について考えたい。奈良堰用水は、荒川中流から取水する荒川六堰の一つである。荒川沿いの河原明戸村に堰を設けられ、三ヶ尻、新堀、新堀新田、東別府、西別府、下増田、上奈良、中奈良、奈良新田、下奈良が用水組合（総高一万六百石余）となる。奈良堰用水組合は、忍藩が普請の管轄をする忍藩自普請組合であった。江袋溜井は、丈方川、恵利川を堰き止めた溜井である。北東部に位置する弥藤五、八木田、道ヶ谷戸、上江袋（江袋）、西野、田嶋、上根、西城村が溜井堤の普請組合（総高四千九百石余）となる。

奈良堰用水路は、寛文十二年（一六七二）に開削されたといわれる。管見の限り、奈良堰用水「組合」の初見は、享保二年（一七一七）の成田堰と奈良堰・玉井堰・御正堰・吉見堰との水論の際に取り交した証文<sup>38</sup>の「奈良堰組合拾貳ヶ村」である。一二か村という記述は、享保二年のみであり、具体的な構成村は示されていない。貞享四年（一六八七）の河原明戸村が差出となる用水井堰普請についての口上書の宛名には、三ヶ尻村、新堀村、新田村（新堀新田）、玉井村、東別府村、西別府村、増田村（のち下増田）、上奈良村、中奈良村、奈良新田、下奈良村の一一か村である。「奈良堰組合拾貳ヶ村」の構成村は、この一一か村に井堰のある河原明戸村を加えたものであると考えられる。享保十四（一七二九）年の惣高連判証文には「奈良堰組合拾ヶ村」とみえ、以降、「組合」は一〇か村で構成され、構成村が変動しない。



江袋溜井は、慶長期に伊奈備前守忠次により設置されたという。組合の構成村は八か村で奈良堰用水組合のように構成村が増減することはない。ただ、寛文七年（一六六七）以降、組合構成村の八か村は五か村と三か村とに分裂して争論を繰り返している。「組合」文言の初見は正徳四年であるが、なおも争論は続き、八か村のうち二か村が「組合之相談相離レ」という事態を招く。その訴状<sup>22</sup>によれば、二か村は「我俣」を申して「組合を相離レ相構不及申候」と主張する。すなわち、二か村は八か村「組合」を離れても構わないとするのである。訴訟方の組合側は、「組合一同之高割等も出シ不申候ニ付組合村々之障り罷成」とし、「諸事割合等八ヶ村一同相勤候様ニ被為仰付被下置ハ、難有奉存」、すなわち、二か村へ組合の諸負担を勤めるよう命じていただきたいと訴願しているのである。この出入は「用水組合出入」と呼ばれ、以降八か村が紛争することはなかった。

以上の二例から、「組合」について次のように考えられる。「組合」の構成村はおおよそ享保期に確定されるが、「組合」構成村全体の関係は希薄であるため、構成村が変動する場合や「組合」から離脱する場合があった。「組合」からの離脱は、「組合」という機関全体の「障り」となり、解決するためには領主の「仰付」を要した。したがって、「組合」とは、地域の利害関係を元に結合した組織というよりは、領主の編成により結合させられた組織であったと考えられる。また、「組合」の成立以前に「組合」とは異なる村落結合がみられることにも注目しておきたい。このように、「組合」は、幕府治水政策に相応するように、地域社会においておおよそ十八世紀初頭に領主編成組織として設定される。

続いて、福川を管理する「組合」の成立過程を分析する。福川は、利根川右岸の沖積低地を流れ、埼玉県行田市酒巻で利根川に流入する河川で、悪水路として機能した。近世においての流路の屈曲は著しく、利根川が増水すると逆流し、流域の村々はたびたび水害に苦しめられた。宝暦十四年（一七六四）に日常的な川浚・藻荇が管理上の問題となり、福川通悪水路組合（一四か村）が成立する。福川通悪水路組合の成立は宝暦十四年と時代は下るが、「組合」の

成立過程を具体的に知り得るため取上げることにはしたい。なお、以下使用する史料は、断らない限り天保三年「福川通悪水路新古組合記録天」ものである。以下、福川における「組合」の成立過程を明らかにしよう。

#### 【史料四】

乍恐以書付奉願上候

一、武州旛羅郡福川通川浚并両縁川幅切広御願村々

高千四百貳拾五石九升六合 弥藤五村

(江袋・上根・西城・上須戸村分略)

高合四千百五拾五石貳斗六升三合

此訳

高百八拾壺石九斗三合壺勺 御料村々ノ分

高三千九百七拾三石三斗五升九合 私領村々ノ分

(私領領主別内訳略)

右は 御料・私領村々御願申上候儀は、近年打続福川通田畑水腐仕、惣百姓難儀至極仕候、依之御願申上候は右福川之儀領分押埋水吐悪敷罷成、平水之上少々之雨ニも水差支申候、此儀戌年満水以来度々出水ニ而居りこミ相滞、葭柳生茂し自然と川幅狭り相成水吐兼申候、右福川之儀は上郷榛沢郡深谷領坂本より小山川・上下から沢川・鳥川・神流川・荒川其外三四拾ヶ村悪水差添ひ、原ノ郷東方辺り川江袋村溜井江落込、并仁手壺万石余之用悪水落合右村之内相流、其上西城村之前ニ入胎川并ニ長安寺溜井、戸沼悪水落合俵瀬村・酒巻村境利根川江落込申候、右大悪水落ニ御座候処、別而北河原堰下押埋り申候ニ付、平水之上少々之雨ニも水湛、書面之村々田畑悉水腐仕難義至極仕候事

一、右御願申上候福川之趣江袋村悪水落洗堰落口川幅七間ニ御座候処、右堰下酒卷村利根川落口迄長七千五百間余之处、両縁葭柳生ひ川幅漸々式・三間程宛ニ狭り候場所数ヶ所有之、尤末村之程埋りも強く陸地同前之場所数多御座候、右満水之節は不及是非候得共平水之上聊之雨ニも数日水湛、年々田畑悉水腐仕、大小百姓難義仕候、尤年々葭柳等切払候得共、川浚切広等不仕候而は中々悪水も落兼申候、且又右村々之儀利根川通川除之堤御普請并仁手壱万石余之御用水旅掛之御普請仕、江袋村溜井御用水・善ヶ嶋村悪水も堀浚其外御用水数ヶ所之普請相勤申候ニ付、年々自普請之ヶ所相残り候程之儀ニ御座候、此度福川通川浚并川幅狭り候所切広之義大造成事ニ御座候間、中々百姓自力ニ難相叶、然レ共只今迄之通差置候而は年々水腐難相遁困窮之上弥困窮仕、連々御年貢上納も難勤様ニ相成退転可仕と歎ヶ敷奉存、無是非御救御普請奉願上候、格別之御慈悲以御普請被成下、大小之百姓相続仕候様偏ニ御慈悲奉願上候御事

一、右福川通之内上根村・弥藤五村境観清寺用水関枰并洗堰壱ヶ所、北川原・日向村境用水関枰并洗堰壱ヶ所、右式ヶ所之関枰之儀出水之節掛外シ無御座（中略）

右奉願上候通福川通悉押埋川幅之義殊之外相狭り、右川筋村々年々田畑水腐仕及困窮、是迄之通ニ而は連々御年貢等上納難勤様ニ相成、自然と退転可仕と歎ヶ敷奉存候、御救御普請奉願上候間御慈悲を以御見分被為 仰付被下置、御吟味之上何分ニも御普請被為成下候様偏ニ奉願上候、然ル上は福川附村々水難相遁大小百姓永々相続仕偏ニ御慈悲と難有奉存候、以上

右五ヶ村

宝曆十貳年午十二月

御代官所姓名

御地頭方姓名

村々名主印形

一色安芸守様

御留役

河原七左衛門様

野村彦右衛門様

史料四は、宝暦十二年（一七六二）に福川の上流域の江袋・弥藤五・上根・西城・上須戸の五か村が、勘定奉行一色安芸守政沆に宛てた願書である。これによれば、当時の福川は、両縁には葭・柳が生茂って、川幅が狭まり、水捌けが悪い状態であった。そのため、少々の雨でも水があふれ、流域村々の田畑は慢性的な水腐場となっていた。五か村では毎年葭や柳を切払う手入れを施していたが、水捌けはさほど変わりなかった。さらに、そうした自普請所である福川の手入れも、周辺の水利施設数ヶ所の普請役も勤めていたため、次第に疎かになりつつあった。当時、流域の慢性的な水腐場問題は、川浚・川幅拡張普請を実施する以外に抜本的な解決できない状況にあった。そこで、五か村は、福川の川浚・川幅拡張普請が大規模なものであり、多大な費用・人足を要するため、流域村々の「百姓自力」では実施できないと主張した。そして、普請を領主費用による御救御普請で実施（そのための見分）、二ヶ所堰を自由な掛け外しの許可を出願したのである。

五か村の要求は聞きとどけられ、翌年宝暦十三年（一七六三）三月には、御普請役和田清助・倉橋定右衛門が福川の見分を実施する。見分の結果、「御見分様方御救ニは相成不申候ニ付、御普請組合村々御附ケ被下候積り之御吟味被成下候而、御書付御取被成候而江戸表江御帰り被成候」となった。つまり、御普請役は「御救（御普請）」を採用せず、御普請役定掛場の普請組合、すなわち「御普請組合村々」を結成させた。

御普請役の吟味を経て、宝暦十三年十月十四日には、九か村（上中条・日向・中奈良・下奈良・奈良新田・江波・八木田・西野・田嶋）が勘定奉行一色安芸守に召集された。同年十二月二十九日に、福川は「御普請役定掛場」とな

り、組合の結成が実現されていく。組合は、御救御普請を出願した五か村を基に、勘定奉行に召集された九か村を加えた一四か村から構成されることになるが、「加村」の九か村は以下の文書を提出している。

【史料五】

乍恐以書付奉申上候

一、此度上江袋村外四ヶ村より福川通悪水落切広キ川浚奉願、先達而御普請役様方場所御見分之上私共御吟味御座候得共、切広川浚不致候而も年来悪水吐兼候儀も無御座候二付、是迄川浚人足不差出、少々成共悪水落候上は落兼候ハ、私共は一同奉願上候得共、前書之通水吐無差支、新規之儀不益同前と申、甚難義仕候二付何ヶ度も御免奉願上候、全躰願五ヶ村之もの共水吐差支候迎願之儀も無之、御救御普請右之人足請負助成勝手ニ可仕処存より事起り、既ニ右五ヶ村より路用可差出旨私共村々一同願、名目而已加へ呉候様以廻状を頼来候得共、差支無之処潰地等出来仕候儀と申、御上様御入用拘り候儀恐多奉存候二付不致同心処ニ、加村と申立候奉驚入、此度被 召出、福川江悪水落候上は組合ニ相成間敷申分難相立段、再忖被 仰聞候儀御尤至極可申上様無御座候二付、無抛右之段申弁候、古来之地役さへ勤り兼候上差支も無之、却而迷惑可引請基之川浚新規之人足差出候儀難義仕候間、右之段被為 聞召分何分只今之通りニ被成下候様ニ御慈悲奉願上候、猶又ヶ条を以村限難義子細申上御事

一、上中条村は堤外福川附ニは高式百石ならては無之、水なかれ候と申立候

一、日向は皆畑之上上中条同様ニ水可湛事も申立候

一、中奈良村・同所奈良新田村・下奈良村申上候、当村重ニ長安寺沼江落、僅之悪水福川江落候迎切広川浚新規組合ニ相成候而は難相立難義仕候間、先達而も申上候通難義候得共、福川之落口は堰留新規井筋相立、三奈良悪水は一円ニ長安寺沼江落し可申候、当村之義至而歩詰り之上甚石盛高ク、全躰高掛役負ヶ仕有来候地役さへ

【表二】福川通悪水路組合「取扱証文」内容

| 組合高(石) 8576.8729 内年番世話役料引 400 |      |       |
|-------------------------------|------|-------|
| 100石につき23.114間                |      |       |
| 入胎落合下より北河原堰上迄                 | 村名   | 割当(間) |
|                               | 日向   | 62    |
|                               | 上中条  | 76    |
|                               | 下奈良  | 132   |
|                               | 中奈良  | 353   |
|                               | 奈良新田 | 88    |
|                               | 田嶋   | 75    |
|                               | 上須戸  | 119   |
|                               | 西城   | 200   |
|                               | 江波   | 62    |
|                               | 上根   | 135   |
|                               | 弥藤五  | 259   |
|                               | 西野   | 74    |
|                               | 八木田  | 135   |
|                               | 江袋   | 120   |
| 14ヶ村                          | (計)  | 1890  |
| 100石につき63.142                 |      |       |
| 入胎落合上より江袋村溜井下迄                | 村名   | 割当(間) |
|                               | 日向   | 189   |
|                               | 上中条  | 231   |
|                               | 田嶋   | 232   |
|                               | 上須戸  | 362   |
|                               | 西城   | 610   |
|                               | 江波   | 188   |
|                               | 上根   | 410   |
|                               | 弥藤五  | 789   |
|                               | 西野   | 226   |
|                               | 八木田  | 411   |
|                               | 江袋   | 365   |
| 11ヶ村                          | (計)  | 4013  |

勤兼、既ニ去辰年御伝馬差村ニ相成候処、御見分御吟味之上役負困窮村ニ相決御伝馬役不勤程之儀ニ御座候、殊ニ右長安寺沼江落候水ハ村々用水ニ相成候上は、福川切広川浚加人足組合ニ不入候様ニ 御聞濟被成下、幾重ニも御慈悲奉願上候事

典拠:野中家文書209

【史料五】は、九か村による「組合」加入を拒否した願書である。九か村は勘定奉行に召喚され、組合加入を拒むことはできないと言ひ聞かされたが、人足負担を「新規」「不益」として拒否する。その理由に、福川の川浚人足を負担した経緯はなく、「切広川浚」をせずとも、そもその水捌けに支障は

九ヶ村拾七人

(宝暦一三年)  
未十月廿六日

御願上候、猶又御尋之上乍恐口上三而可申上候、以上  
以書付御窺申上候、右之段被 聞召分何分是迄之通被 仰付被下置候ハ、御慈悲奉

一、江波村川附千間余水除迄縄請処切広難儀之旨申立候  
一、八木田村道閑堀江悪水落し、福川江は高式百石内ならてハ不落旨申立候  
一、西ノ村・田嶋村は外ニ申立様無之、利根川通水除其外地役夥敷候ニ付難義之段申立候  
右之通少も相違可申上候、御吟味之趣差支無之処外諸役多候上加人足差出候儀迷惑、殊ニ潰地等も出来旁難儀至極仕候間恐多奉存候得共、口上不調法前後仕候ニ付

ないとする。また、五か村は、御救御普請を請負い利潤を得ようと普請を願ったとも主張している。史料後半の箇条書きでは、各村の具体的な状況を説明する。九か村はそれぞれ異なる「難儀」な事情を訴えている。各村の主張のポイントは、①福川に落とす悪水は少量であること、②村高のうち福川に関与するのが一部であること、③古来より助郷役や普請役も勤め兼ねているのに「新規」の役が勤められないこと、に概括できよう。いずれの村も「農村荒廃」が進み、労働力の徴集動員が困難であり、「新規」の労役負担は「迷惑」であるという主張点において九か村が結合し、「組合」加入を拒否したのである。

結局、九か村の要求は取下げられ、宝暦十三年十二月に福川は御普請役定掛場（定式自普請所）となる。「十二月ニ及無是非御利解之上御請仕」り、九か村は「御請証文」を提出、翌年三月には、一四か村村役人連判で取扱証文・御請証文・高割証文を御普請役宛に差し出し、御普請役の吟味を経て「組合」が成立する。

以下では、二つの村落結合が一つの組合に結合する際に取り交す取扱証文・御請証文・高割証文の内容を分析し、近世の普請組合の基本的性格を明らかにしたい。取扱証文は、各村の普請担当範囲を定めたもので、北河原堰上から江袋溜井の四千十三間（福川の本流）を十一か村が担当し、入胎堀落合から江袋溜井の千八百九十間（福川の支流）を福川に隣接しない下奈良・中奈良・奈良新田の三か村が担当することを取り決めた証文である。普請の出来が悪い箇所は何度も手直しを命じられるため、担当箇所を取り決め、「組合」村々で分担したのである。次に、高割証文は、普請役がかかる村高とその村落の領主・代官名、「福川勤高」が書立てられている（表三）。「福川勤高」は、例えば水田のない日向村の場合では「皆畑ニ候得は福川附村々ニ付三分一組合ニ入」というように、福川への悪水排出量（利用度）に応じて算定された。「組合」一四か村には、「福川勤高」に基づいた普請役が賦課されることになる。そして、御請証文と呼ばれる文書は以下の通りである。

#### 【史料六】

差上申一札之事

武州旛羅郡福川通江袋村堰下より日向村堰上まで浚切揚奉願上候ニ付、御吟味之上御定式場被 仰付、其節御請仕候通拙者共組合村々御積り通人足差出シ、自普請浚早々取掛り可申候、用水時節も差掛り候間同川通堰々障りニ不相成様ニ早速仕立可申旨被 仰渡次第、村毎ニ名主・組頭之内壺人宛人足召連罷出、御差図を受浚取掛り可申候、尤自普請場所之儀は村毎ニ鬪取ニ仕丁場請ニ奉願、則場所御割渡被成、浚方不宜場所を御見分之上幾度も相直シ候様可仕候、勿論其節人足相増候共御願ケ間敷儀申上間敷候、依之村々連印一札差上申所如件

宝曆十四年申三月

武州旛羅郡

願村五ヶ村

外村九ヶ村

名主印形

組頭印形

百姓代印形

右御吟味之上拾四ヶ村御普請組合ニ被仰付候

和田清助様

吉川幸七様

この史料は、願村五ヶ村と外村九ヶ村が御普請役の見積りの通りの人足を出し、自普請浚を早々に取掛ること、各村の役人は人足を召し連れ御普請役の差図を受けること、増人足にも応じること等を確約したものである。この御請証文と取扱証文・高割証文に基づき、御普請役が「吟味」を遂げ、「拾四ヶ村御普請組合」に命じられ、はじめて「組合」が成立するのである。



| 【表三】宝暦14年4月福川組合高内訳               |           |          |          |            |                        |            |
|----------------------------------|-----------|----------|----------|------------|------------------------|------------|
| 村名                               | 支配        | 村高       | 組合高(石)   | 除高         | 引高理由                   | 組合高／<br>村高 |
| 江袋村                              | 細井金兵衛     | 543.673  | 543.674  |            |                        | 100%       |
| 上根村                              | 細井金兵衛     | 610.874  | 610.847  |            |                        | 100%       |
| 弥藤五村                             | 幕領(川田玄蕃)  | 14.3281  | 11.894   |            |                        | 83.0%      |
|                                  | 佐野半兵衛     | 600      | 495.531  |            |                        | 82.6%      |
|                                  | 中根五兵衛     | 233.5    | 192.322  |            |                        | 82.4%      |
|                                  | 遠山弥太郎     | 228.5329 | 188.226  |            |                        | 82.4%      |
|                                  | 蜂屋弥太郎     | 198.735  | 163.6535 |            |                        | 82.3%      |
|                                  | 岡野孫九郎     | 150      | 123.4695 |            |                        | 82.3%      |
|                                  | (計)       | 1425.096 | 1175.096 |            |                        | 82.5%      |
| 上須戸村                             | 内藤求馬      | 167.575  | 137.575  | 30         | 道閑堀悪水落候引高              | 82.1%      |
|                                  | 岡部伊織      | 1.411    | 1.411    |            |                        | 100.0%     |
|                                  | 細井金兵衛     | 145.479  | 118.979  |            |                        | 81.8%      |
|                                  | 岡野孫九郎     | 350      | 281.5    |            |                        | 80.4%      |
|                                  | (計)       | 664.465  | 539.465  | 125        | 道閑堀悪水落候引高              | 81.2%      |
| 西城村                              | 岡部小右衛門    | 500.4    | 500.4    |            |                        | 100.0%     |
|                                  | 岡部伊織      | 408.023  | 408.023  |            |                        | 100.0%     |
|                                  | (計)       | 908.423  | 908.423  |            |                        | 100.0%     |
| 西野村                              | 前田半十郎     |          | 135.948  |            |                        |            |
|                                  | 阿倍新四郎     |          | 104.8286 |            |                        |            |
|                                  | 設楽市十郎     |          | 95.1714  |            |                        |            |
|                                  | (計)       |          | 335.948  |            |                        | 23%        |
| 田嶋村                              | 岡部小右衛門    |          | 200      |            |                        |            |
|                                  | 天野三郎兵衛    |          | 140.58   |            |                        |            |
|                                  | (計)       |          | 340.58   |            |                        | 61%        |
| 江波村                              | 幕領(川田玄蕃)  |          | 148.737  |            |                        |            |
|                                  | 横田三四郎     |          | 131.845  |            |                        |            |
|                                  | (計)       | 405.582  | 280.582  | 125        | 道閑堀悪水落候引高              | 69.2%      |
| 日向村                              | 幕領(川田玄蕃)  | 843.3334 | 281.1113 | 562.2227   | 是ハ皆畑ニ候得ハ福              | 33.3%      |
| 八木田村                             | 天野勘左衛門    |          | 360      |            |                        |            |
|                                  | 玉虫甚之助     |          | 190      |            |                        |            |
|                                  | 伴野縫殿助     |          | 62.649   |            |                        |            |
|                                  | (計)       | 862.649  | 612.649  | 100<br>150 | 字石原井分江袋村溜<br>道閑堀悪水落候引高 | 33.3%      |
| 上中条村                             | 幕領(渡邊半十郎) |          | 32.7153  |            |                        |            |
|                                  | 松平藤九郎     |          | 22.417   |            |                        |            |
|                                  | 神尾伊兵衛     |          | 34.9529  |            |                        |            |
|                                  | 日下外記      |          | 49.0689  |            |                        |            |
|                                  | 八木数馬      |          | 95.392   |            |                        |            |
|                                  | 小林佐次兵衛    |          | 25.5114  |            |                        |            |
|                                  | 永井岩次郎     |          | 11.9053  |            |                        |            |
|                                  | 松平藤兵衛     |          | 72.3448  |            |                        |            |
|                                  | (計)       | 3016.525 | 344.3076 | 2673.0274  | 是ハ堤内高也                 | 11.4%      |
| 下奈良村                             | 彦坂才次郎     |          | 106.0578 |            |                        |            |
|                                  | 幕領(川田玄蕃)  |          | 87.7321  |            |                        |            |
|                                  | 植村八郎左衛門   |          | 87.7321  |            |                        |            |
|                                  | 石川百助      |          | 87.7321  |            |                        |            |
|                                  | 新柴織部      |          | 87.7321  |            |                        |            |
|                                  | 内藤求馬      |          | 69.3993  |            |                        |            |
|                                  | 中山巳之助     |          | 73.6145  |            |                        |            |
|                                  | (計)       | 1266.425 | 600      | 666.425    | 前久保堀長安寺除               | 47.4%      |
| 中奈良村                             | 幕領(川田玄蕃)  |          | 547.424  |            |                        |            |
|                                  | 曲淵隼人      |          | 323.978  |            |                        |            |
|                                  | 有田与九郎     |          | 161.99   |            |                        |            |
|                                  | 林大学頭      |          | 174.511  |            |                        |            |
|                                  | 米津大内蔵     |          | 123.719  |            |                        |            |
|                                  | 長山百助      |          | 111.459  |            |                        |            |
|                                  | 夏目善之助     |          | 111.113  |            |                        |            |
|                                  | 久保長三郎     |          | 18.574   |            |                        |            |
|                                  | 彦坂才次郎     |          | 27.232   |            |                        |            |
|                                  | (計)       | 1975.44  | 1600     | 375.44     | 前久保堀江落候分并              | 81.0%      |
| 奈良新田                             | 幕領(川田玄蕃)  |          | 3.411    |            |                        |            |
|                                  | 牧野大隅守     |          | 158.51   |            |                        |            |
|                                  | 安部式部      |          | 238.079  |            |                        |            |
|                                  | (計)       | 504.7    | 400      | 104.7      | 前久保堀悪水落候分              | 79.3%      |
| 典拠：天保8年「福川通悪水路新古組合記録天」(野中家文書209) |           |          |          |            |                        |            |

ここで注目すべきは、「組合」に仰付られる直前においてもなお、差出が「願村」と「外村」に二分していることである。前者の「願村五ヶ村」は御救御普請を希求する五か村である。史料四から、五か村は宝暦十二年以前より日常的に福川を管理（藻荇）しており、水捌けが滞ると忽ち水腐場と化してしまう立地条件であった。延享三年（一七四六）「四川用水方定掛場仕来書」には、「福川 是は武州旛羅郡村々組合川除浚藻荇共二前々より百姓役ニ仕来申候」<sup>43</sup>とあり、数か村が「組合」つて百姓役で「川除浚藻荇」を実施していたことがわかる。短絡的だが、おそらく五か村は少なくとも延享三年頃には福川の「川除浚藻荇」を日常的に勤めていたものと考えられよう。「願村五ヶ村」は宝暦十四年に「組合」が成立する以前より日常的に福川を管理していた村落結合であり、各村の農業生産・生活・年貢収納は福川の水捌けに規定されていた。後者の「外村」は新規人足負担を忌避する「加村」九か村である。九か村はこの史料六とは別の請書を御普請役へ提出している。その請書の内容はほぼ史料六と同じだが、「尚又此度耕地水落之様子再御吟味之上高書差上候通少も相違無御座候、然ル上右書上高を以高割合人足被 仰付候は無滞差出し自普請浚早々取掛仕立可申候」とあり、九か村は、水落の再吟味を受けた上で「高書」（福川諸負担の勤高）を申告し、それに応じて自普請・堀浚を勤めると確約している。水落に関しては先の史料五の趣旨にも含まれており、九か村が「加村」を拒否する主張そのものであった。水落の再吟味を遂げ一四か村合同での各証文を提出することになるが、九か村は「願村五ヶ村」とは相容れない、「外村」「加村」独自の性格を有していたのである。いずれも福川の水捌けが悪くても支障はない村々だった。

したがって、福川の「組合」は、福川の水捌けに農業が規定されている「願村五ヶ村」と、福川との関係が希薄で新規人足役に反発する「外村九ヶ村」の二つの村落結合から構成されていたと指摘できよう。組合成立後も度々組合内の負担をめぐり紛争<sup>44</sup>が起こり、前者は「古組」、後者は「新組」と区別され、二つの村落結合は存続していたと見られる。つまり、「組合」には領主による編成とは異なる原理で結合した<sup>45</sup>二つの村落結合が内在しており、「組

合」全体の共同性は脆弱であったと考えられるのである。

福川一四か村「組合」の成立は次の二点に起因する。①日常的に福川の手入れをしていた「願村」の五か村が他の水利施設の普請負担におわれ、福川の自普請所の日常的な管理が等閑になっていた。そして、②大規模な普請を御救御普請（領主入用）として出願したが、御普請役はそれを採用せず、「御普請組合」結成の吟味をした。すなわち、①自普請の破綻、②御普請の削減策によって「組合」が成立する過程を明らかにできた。「組合」の成立は他の事例からおおよそ一八世紀初頭に確認できる。「組合」はあくまで領主の「仰付」によって成立した領主の政策実践組織であり、その内部には二つの村落結合（及びその結合原理となる利害）が存在しているのである。

## おわりに

以上の検討をまとめておきたい。

事例とした関東地方においては一八世紀初頭に自普請・普請組合が成立したといえる。自普請とは、御普請削減政策から生まれた普請仕法であり、「組合」は領主下に置かれた組織であり、地域において治水政策を実践する「官」制の機構であった。

自普請・「組合」は、幕府治水政策の展開のなかで生じたが、それぞれ村方の日常的な手入れ・村落間の「助合」を前提に成立したことを重視したい。一八世紀初頭には村落に相当の治水統御力が備わっており、幕府の治水政策は、こうした村落の力に依存せずにはなしえなかった。特に「組合」については、地域社会において「組合」設定以前にすでに共通利害によってまとまる村落結合が成立しており、それを基にして「組合」が設定されていたことを明らかにした。「組合」は領主によって半ば強制的に編成した組織であるため、構成村の利害が統一されることは多くな

く、内部には一村・複数村というように様々な共同性が重層的に存在していたのである。もはや、普請組合は役負担組織か、あるいは「第一次共同性」の村連合のどちらかという一元論的理解ではその本質は捉えきれない。普請組合とは、領主編成と村々の共同性が共存、複雑に絡み合う組織なのである。近世社会における治水統御は村方と領主の双方によって担われていることが一つの特徴なのである。すなわち、領主の治水統御と村の治水統御が交錯する点に、自普請や「組合」が成立するのであり、普請の実施にあたっては、領主や地域との調整が不可欠となる。こうした余地が生まれたことが、近世社会の特質ともいえよう。治水に関わる地域政治の領域として、一八世紀に「組合」が成立したと評価したい。

一九世紀には、領主の治水統御（御普請）の後退と相俟って自普請が過剰に展開し、さらにそれをめぐって村々の訴願が起こり「組合」内に内在している諸矛盾が顕在化するものと考えられる。

1 大熊孝『増補洪水と治水の河川史』（平凡社、二〇〇七年、初出は一九八八年）。

2 大谷貞夫『江戸幕府治水政策史の研究』（雄山閣出版、一九九六年）。

3 古島敏雄「『百姓伝記』にみる農業・農民の再生産」（『近世経済史の基礎過程』岩波書店、一九七八年）。

4 村田路人『近世の淀川治水』（山川出版社、二〇〇九年）は、例えば国役普請制のような強大な国家権力を背景とした堤防修覆・河川管理等を「治水システム」とする。いわば幕藩領主の政策・制度に力点を置いている。本章ではこれを継承してより大きな枠組みとしての治水システムを考えたい。

5 本論では、用悪水・治水を契機とし、普請を実施する組合を普請組合と呼ぶことにする。

6 御普請とは幕藩領主が実施した普請仕法であり、大谷の整理した公儀普請・領主普請・大名手伝普請・国役普請（前

掲著書）、笠谷和比古の提起した三位一体の一統御普請（「近世国役普請の政治的位置」『史林』五九―四、一九七四年）などを含む。

「喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論篇』（岩波書店、一九五〇年）、一三一頁。すなわち、百姓自普請が行なわれるのは、①施設が小規模で水下百姓のみの資力をもって構築し得る場合、②施設が大きくても、水懸り区域が広大なため、国中あるいは領主の援助がなくても、百姓の力で築造が可能な場合、③水下区域が広大で、各村が異なった領主の支配下におかれているため、特定の領主による統制・支配ができず、政治組織の枠をこえて水利で結ばれた、村落相互間の近世的自治に委せる方がよい場合、に自普請は行われた。

8 大谷前掲著書。

9 深谷克己「負担と御救」（『百姓成立』、塙書房、一九九三年）。

10 森前掲論文。

11 村田路人「近世前半期の地域と役―治水・水利普請の検討を通じて―」（『日本史研究』三二〇、一九八九年、のち同著『近世広域支配の研究』に所収）。

12 久留島浩「村と村の関係―組合村（村連合）研究ノート」（『歴史公論』一〇六、一九八四年）。

13 熊澤徹「組合村（村連合）」（『日本歴史大系』三、山川出版社、一九八八年）。

14 大谷貞夫「享保期忍藩領における治水事情」（『国史学』七六、一九六八年）。

15 貝塚和実「近世普請組合の機能と性格」（『埼玉県史研究』一七、一九八六年）、同「近世水利・治水史の現状と課題」（『関東近世史研究』二三、一九八八年）、同「近世地域社会の構造と変容」（『歴史学研究』六二六、一九九一年）。

16 渡辺尚志は、久留島の研究以降、組合村（村連合）研究を中心に地域研究（いわゆる地域社会論）が進展したにもかかわらず、農業生産上不可欠な用水組合―水利結合の問題は、その議論のなかに十分に位置づけられていないと指摘している（渡辺尚志「地域社会の關係構造と段階的特質」（『一橋大学研究年報 社会学研究』三九、二〇〇一年、のち同著『豪農・村落共同体と地域社会―近世から近代へ―』、柏書房、二〇〇七年）、同「治水・水利史研究の現状と課題」（渡辺編著『近代移行期の名望家と地域・国家』、名著出版、二〇〇六年））。

17 大枠では、大石慎三郎「幕藩体制社会の構造―封建小農の存在形態から幕藩体制構造論への試論―」（『歴史学研究』二四二、一九六〇年）以来このように考えられてきている。

18 奈良堰の樋樋は享保一五年の皆御入用御普請の設置以降、御普請所と規定されている。

19 「利根川用水書類一」（東京大学法制史資料室所蔵、埼玉県立文書館蔵CH版を利用）。なお、史料中の括弧・傍線は筆者が付した（以下同じ）。

20 矢野友一『日本農政史』（文藝春秋、一九三二年）。

21 史料中の「普請」とは、御普請に対する「普請」であり、村（組合）が普請負担をするいわゆる自普請を指す文言と考えられる。同時に、「百姓自力」とは、百姓（村）による用水路浚などの維持を指し、これも自普請とほぼ同義であろう。「自力」文言は御触書集成にも散見され、領主の資金援助をうけない普請＝自普請を指している。

22 奈良堰組合は御救御普請を要求しているが、実際には御救御普請とはならず、最終的に武蔵・上野・信濃国限りの大名手伝普請が実施されている（『御触書天明集成』二五〇〇）。

23 『地方凡例録』下巻（近藤出版社、一九六九年）、二四九～二五〇頁。

24 貞享四年四月、『徳川禁令考』前集第四（創文社、一九五九年）、二一一二号文書。

- 25 『徳川禁令考』前集第六、四〇〇七号文書。
- 26 『徳川禁令考』前集第四（創文社、一九五九年）、二一一二号文書。
- 27 正徳三年四月二十三日『御触書寛保集成』一三三七。
- 28 木龍克己「近世の水利普請と『証拠書物』について」（村上直編『幕藩制社会の展開と関東』、吉川弘文館、一九八六年）。
- 29 『徳川禁令考』前集第六、四〇〇七号文書。
- 30 『牧民金鑑』上卷（刀江書院、一九六九年）、七四一〜七四三頁。
- 31 『牧民金鑑』上卷（刀江書院、一九六九年）、七四一〜七四三頁。『徳川禁令考』前集第六、四〇〇八号文書。
- 32 大谷前掲著書。
- 33 木龍克己「近世の水利普請と『証拠書物』について」（村上直編『幕藩制社会の展開と関東』、吉川弘文館、一九八六年）。
- 34 「享保十八年申渡」『牧民金鑑』上卷、七四三〜七四八頁。
- 35 『御触書天保集成』六二七一。
- 36 『徳川禁令考』前集第四（創文社、一九五九年）、四〇〇七号文書。正徳三年に制定され、享保改革にも採用された規定。
- 37 天保四年三月「当已春福川悪水路拾四ヶ村組合自普請出来形帳」（長島家文書三二二）。史料の内容は、①普請の内容と②動員した人足数。具体的には、①江袋溜井〜北河原村関枿までの悪水堀浚（長五千三百間／二千六百五十坪）、②二千六百五十人（二坪に付一人）となる。
- 38 享保二年〜「六堰出入取替議定書」（『新編埼玉県史 資料編二三 近世四・治水』四九二頁）。
- 39 長嶋家文書一六〇〇。
- 40 野中家文書二〇九。

41 延享三年（文政二年四月）「四川用水方定掛場村数組合等覚書」（『新修埼玉県史資料編一三 近世四治水』六五頁）。

42 延享三年「四川用水方定掛場仕来書」（『新修埼玉県史資料編一三 近世四治水』六六～七三頁）。

43 明和元年六月には御普請役の宿入用と組合惣代の給分割合をめぐって、天保五年七月には新規水夫人足割合をめぐって、天保十四年七月呼人馬触当をめぐって争論を起している。

44 筆者は、このような村落結合を、白井哲哉の指摘する「nヶ村体制」と近似した村落の連合体と考える。白井哲哉「江戸時代の『郷』」（『村落生活の史的研究』八木書店、一九九二年）ほか参照。



## 第二章 水利普請組合の歴史的展開

### はじめに

本章では、水利普請組合の運営の歴史的展開について明らかにする。具体的には、北武蔵地域の「忍領普請組合」を対象とした、幕府貸付金制度を運用した豪農層による上納助成金について検討する。以下、行論にかかわる研究史と課題を整理しておきたい。

「忍領普請組合」は、村数一一一か村、一〇万八〇〇〇千石余に及ぶ組合で、寛永十二年二月、老中土井利勝らが、代官大河内久綱に利根川・荒川の普請実施と忍領の百姓役の編成を命じたことにより成立した。幕府の治水政策史として、寛永十年の地方直しを起因とする知行権の錯綜が招く混乱を回避するため、広域的な治水統御権を代官が掌握したと評価されている<sup>1)</sup>。寛永十六年、「忍領普請組合」は忍城に入封した阿部氏に引き継がれ、譜代藩が「領」域の広域的な普請役徴発権を有するという、関東では特異な治水統御体制がとられる。忍領が関東あるいは幕府の民政・農政のモデルケースとして重要視され、かつ忍城が「老中の城」として位置づけられていた<sup>2)</sup>ことと無関係ではない。

貝塚和実は、「忍領普請組合」のうち利根川通自普請組合の展開について検討し、「利根川通自普請組合の内部対立の結果もたらされた助成金普請体制は、役負担の組織としての組合の性格を質的に異にするものにした。そして、そのようなあり方は地域の豪農によってもたらされた<sup>3)</sup>」と指摘する。「組合の性格を質的に異」なるものにするとは、「幕初からの百姓役の一つを事実上解消」し、「役負担組織としての普請組合」が「止揚の方向」へ向かうとした。

以上のように「忍領普請組合」については、近世前期を中心に、幕府や忍藩の広域的治水統御権の問題として論じ

られ、近世後期には幕藩領主の治水統御体制としての役負担組織を地域が自律的に捉え返していくものとして論じられている。本章は、貝塚の研究が大きく関わるので、提示された論点を詳しくみてみたい。

貝塚和実は、地域論的な立場から利根川自普請組合を事例として豪農吉田家の上納金について以下のように評価した。上納金は普請組合による役負担の軽減化の模索、すなわち役負担組織としての堤川除普請組合の止揚であり、さらに忍藩への上納金は諸色・人足への補償という性格をはるかに越えて組合村々の利殖の手段として積極的に運用されていく、とされ、「幕府を利用しながら地域問題の解決をはかる」ものの「典型なもの」とも指摘している。普請組合は「国家の規定性を受けつつも」「上からの近代化を受容する素地を自治能力として獲得」していくことに「幕藩制社会の崩壊と日本的な近代社会への展開」を見通した。「幕藩制下の普請機能の変質をもたらしたとしても、その枠を越えるものではありえなかった」と評価されている。そして、役負担組織を「自律的」に展開させた主体は「村落の中核をなす村役人層・中上層農民」であつたとする。豪農層による上納助成金の分析を通じ、地域の自律性を照射したといえる。

貝塚の研究はおおむね首肯でき、その視角も基本的には継承したいが課題もある。第一に、貝塚の検討事例を当該地域において普遍化できるのかという問題である。「忍領普請組合」は、「用悪水堤川除樋類堰々御普請所組合」二二組が構成村を重ねながら組織されていた。一村が複数の組合に編成される場合もあり、最大で四組合に組織される村もあつた。貝塚が事例とした利根川自普請組合は、「忍領普請組合」のうち最も規模の大きい組合であるが、上納助成金が運用される組合の一つに過ぎない。本章で検討する奈良堰用水組合も、利根川自普請組合と同時並行的に上納助成金が運用されているが、これに関する言及はされていない。第二に、当時は九〇年代の自治・自律論の全盛にあり、国家と地域を対極的に捉えているきらいがある。地域の自治・自律・自立性を手放しに評価するだけでなく、幕府や

近隣諸藩などの幕藩領主を地域がいかに「利用しながら地域問題の解決をはかる」のか、という地域政治の視角からさらに深く検討する余地が残されているよう。

なお、北武蔵地域とよばれる当該地域においては、多角的な経済活動、文化活動をみせる豪農層の研究が厚い。江戸に店を構えた下奈良村吉田市右衛門、酒造業を展開する浜中家吉兵衛、「蔵書の家」中奈良村野中彦兵衛、地主・酒造業崎玉村湯本家など枚挙に暇がない。近年では地域政治における豪農・村役人層の役割を評価する視点から、地域運営をめぐる主導権抗争<sup>2</sup>や広域行政文書の貸借ネットワークに関する成果もみられる<sup>3</sup>。なかでも、吉田市右衛門は、関東一の豪農といわれるほど著名な人物である。

吉田市右衛門は、武蔵国幡羅郡下奈良村の旗本植村氏知行の名主役を勤めた。市右衛門は江戸での町屋敷経営、金融活動、酒・米穀の販売など多岐にわたる活動をし、そこで得た利潤の一部を下奈良村周辺に還元・投下することによって貧農層との矛盾を緩和し、幕府など封建権力との共生関係を強めようとした<sup>4</sup>。地域政治における役割に着目して、市右衛門は大惣代レベルの豪農層を取りまとめた「地域のリーダー的存在」だったといわれている<sup>5</sup>。豪農に関する研究の課題をあげるならば、「リーダー的存在」である吉田市右衛門と、その差配を受けていた「大惣代レベルの豪農層」との関わりを、地域政治の具体的な展開のなかで、考察する余地が残されているよう。

以上から、本章では、「忍領普請組合」のうち、奈良堰用水組合における、幕府貸付金制度を運用した豪農層による上納助成金の運用について検討し、地域政治の歴史的展開を明らかにしたい。

使用する文書群は吉田市右衛門家の文書群（埼玉県立文書館、国文学研究資料館、東京大学法制資料室に分蔵）及び幡羅郡中奈良村名主野中家文書（埼玉県立文書館蔵）である。野中家は中奈良村旗本曲淵氏領の名主家であった。同家の経営は、主穀生産を中心とした地主手作り経営であり、その傍らで酒造や養蚕業も営んだ。天明頃から土地集

積をはじめ、持高を天明七年一七石、天保三年二八石、安政二年三二石と展開させた家である。

## 一 奈良堰用水組合と上納金出願

荒川中流域の荒川六堰（奈良堰、玉井堰、大麻生堰、成田堰、御正堰、万吉（吉見）堰の用水堰）の一つである。荒川六堰は、いずれも近世初頭に設置され、このうち奈良堰は慶長七年伊奈忠次により開削された最古の設置とされる。奈良堰用水は、荒川左岸河岸段丘の櫛引台地の寄居面と熊谷扇状地の境に沿って北流し、水路は段丘の先端で東流の本流と北流の支流との二股に分岐し、本流は福川（悪水路）へ、支流は別府沼、丈方川、江袋溜井へと落ちていく。用水路を維持管理した「奈良堰用水御普請組合」は、「忍領普請組合」の一つであり、基本的に日常的な普請については、忍藩掛りの自普請（百姓役）とされていた。組合構成村は、享保十四年以降、一〇か村となる。

組合の運営は、当初、用水流末の下奈良村出身者が世襲する「普請元」あるいは「用元」が担っていたが、次第に「惣代」（寛保三年が初見）が運営に加わるようになった。世襲・固定的な「用元」に対して、「惣代」は、組合構成村の村方三役連判の頼み証文をもとに就任し、一〇か村の合意の上に存在した。

近世後期の当組合の運営上、画期となったのが、吉田市右衛門による上納金を原資とする助成金運営である。寛政四年八月、吉田市右衛門は、幕府に上納金を納付したいと出願した。手続きとしては、吉田市右衛門らは幕府への出願したのち、幕府勘定所の仰渡しがあり、これを受け、市右衛門と奈良堰組合の構成村一〇か村の惣代が次の請書を提出した<sup>12）</sup>。

## 【史料一】

差上申一札之事

武州旛羅郡下奈良村（他九村略）合拾ケ村御領・御私領組合高壺万七百石余、同州大里郡河原明戸村地内荒川より引取候用水路奈良堰之儀、従古来忍御城主 阿部豊後守様御掛り場ニ而普請之節御同人様御役人中御出役御見分御目論見仕立共御差図有之、組合村々より人足諸色共差出し自普請ニ仕来候得共、組合村々并堰地所共忍御領内ニ無之、殊ニ荒川之儀は出水之度々瀬変候場所ニ有之、水路之儀も堰口迄不残御他領ニ付容易ニ堀浚等も成兼、彼是申談候内自然と手延ニ相成、其内ニハ二重之失脚ニ相成候義も御座候、其上右用水路地高之方江水引取候故不順ニ而一同難儀仕候、依之以来は右用水路之儀忍之御掛りを離れ、御定式御普請所被成下候様仕度旨組合村々相願居候得共、容易ニ相成間敷哉と差扣候得共、兎角用水堰普請入用諸色代之儀は壺ケ年ニ凡金三拾両程ツ、可相済哉ニ付、組合村之内下奈良村名主吉田市右衛門儀取持之金子并同人親嘉藤用意金をも一同仕、合金三百両今般市右衛門上納可仕候間、年壺割之積りを以御貸付ニ被 仰付、其利金三拾両ツ、年々右諸色代助成と而組合拾ケ村惣代之もの江御渡被下候様仕度、尤人足之儀は是迄之通百姓役ニ相勤可申候間、以来御定式場ニ被成下候様仕度、此旨嘉藤儀も俱々相願候ニ付、市右衛門奉願候段申上、併豊後守様御掛り場を御引分、御定式場ニは難相成候ハ、右用水堰普請忍御役人中御出役御目論見之節、以来は御普請役中立合御吟味、御目論見之上出来栄をも御普請役中御見分御座候様成共仕度、扨又普請入用金高之儀は破損之様子ニ随ひ、年ニ寄多少可有御座候得とも、御目論見之節成丈右利金三拾両ツ、ニ而年々流用之御勘弁之儀豊後様御役人中江御沙汰御座候様仕度も申上、右之趣市右衛門奉願候ニ付御吟味之上左之通被仰渡候

一、下奈良村外九ケ村江引取候用水路奈良堰之儀、是迄は豊後守様御掛り場ニ而自普請仕立来候処、向後御定式御普請所ニ仕度段相願候得とも、此儀は古来より御証文も有之相定候儀候得は、容易ニ可被及御沙汰筋ニ

無御座候間其旨相心得可申、且又御普請所忍御役人中御出役御見分御目論見之節、御普請役中御立合普請仕様之輕重御目論見御取極之上相仕立、出来栄をも御普請役中御見分御座候様仕度旨之儀は願之通来丑年より以来年々御立合被仰付候

一、市右衛門父子取持之金合三百兩市右衛門上納仕度旨之儀は願之通被 仰付候間、右金子は御代官浅岡彦四郎様御役所江此節相納可申、然上は御貸付被成下年老割之利足金三拾兩ツ、来々寅年より以来年々奈良堰用水路自普請諸色代助成として組合拾ヶ村江御渡可被下候、尤人足之儀は是迄之通百姓役ニ相勤可申候

一、来丑春之儀は当時元金上納之儀故月数不足ニ而御貸付利金三拾兩未滿に御座候間、利足御取立溜之分計御渡可被下候

一、助成金請取方之儀は毎年三月中定式金三拾兩ツ、組合村々惣代之村役人請取手形江其年立合之御普請役中御奥印を申談、彦四郎様御役所江惣代之者持参仕金子請取可申候

一、普請入用金高は破損之様子ニ随ひ多少可有之候得共、御目論見之節成丈右三拾兩を以年々流用之御勘弁有之候様、今般豊後守様御役人中江被仰達置候、尤此儀は右金高二而不足之節は組合村々より出金差出し可申候、残金有之候節は村方江請取除置之、不足之年ニ足合可仕候

右之趣組合村々小前之者迄不洩様可申聞、且亦入用金高右三拾兩ニ而過不足之節、割合方之儀は明白ニ取計、勘定合ニ付異論ケ間敷儀無之様可仕旨被 仰渡一同承知奉畏候、仍御請証文差上申候処如件（年代・差出・宛名略）

史料一は前段の仰渡までの経緯と、後段の請書からなる。請書は寛政四年八月晦日に御奉行所あてに提出された。

署名は下奈良村名主で三〇〇両の出資者である吉田市右衛門、同村の相給名主吉五郎のほか、奈良堰組合の惣代ら二名である。史料から経緯は次のようにまとめられる。(一)奈良堰用水路は、古来より忍城主阿部豊後守の御掛り場であるが、「組合村々并堰地所」が忍領内でなく、荒川は出水の度「瀬変」するため、「容易ニ堀浚等も成兼」普請が「手延」になっている状態にある。(二)その対策として、幕府管轄の普請場(「御定式場」)への編入を願ってきたが、容易にとりあげられなく、出願を控えていた。(三)そこで、奈良堰組合の普請入用・諸色代を賄うため、市右衛門が三〇〇両を上納し、それを原資として幕府が貸付として運用し、その利金三〇両(年一割)を奈良堰組合に下付してほしい。(四)(二)の「御定式場」の編入が難しい場合、忍藩役人による普請目論見に、幕府の御普請役を立ち合わせ、出来栄までも見分してもらいたい。さらに(五)忍藩役人には利金の三〇両以下に普請目論見の費用をおさめるように命じられたいと主張した。

関東地方の一八世紀の普請組合については、一般的に幕府の一元的な領域支配が展開し、御普請役定掛り場の組合となる<sup>33</sup>が、当時は奈良堰組合を含む「忍領普請組合」は、忍藩主阿部氏の管轄下に置かれていた。忍藩の管轄について、安永九年十二月、奈良堰組合による御普請願書から詳しくみてみたい。願書には次のようにある。「御料・他領無差別年々忍役所より触状差出破損ケ所有無之儀為書出、破損所は忍役人遂見分、組合自普請可相済分ハ忍役人一式引請為致普請、難及自力大破ニ而公儀御普請に願出候者共江御料・私領共々忍領主役人より添簡を以奉行所江差出」<sup>34</sup>すなわち、忍藩は、普請の破損所を見分しても、村々(組合)の自普請を指図するのみで、組合の「自力」に及ばない場合には、「公儀御普請」の出願を取次ぐだけであつた。実際、当時の奈良堰組合の者は、忍藩主阿部豊後守の上屋敷に出席し、普請所の状況を申し上げたところ、阿部家から幕府の勘定奉行へ取り次ぎがされ、勘定所の役人が普請所を見分することになったようだ。忍藩の管轄下では、村の「自力」に及ばない場合の救済措置として、

忍藩手限の「御普請」が実施されることはほとんどなかった<sup>18</sup>。忍藩にとつて、奈良堰組合の村々は自領でないため、「堀浚等」は消極的にならざるをえなかった。奈良堰組合は、忍藩が「手延」になりがちな、かかる状況を解消するために幕府管轄下への編入を出願したのである。

史料一の後段では、幕府勘定所は、「古来より御証文」があるため「御定式御普請所」編入には応じられないが、要求通りに御普請役の立合は来年より実施し、来年より貸付利金三〇両を「奈良堰用水路自普請諸色代助成」として組合一〇村に下付すると命じたことがわかる。幕府管轄下への編入はならなかったが、市右衛門らの出願がほぼ聞き届けられたことになる。そして、組合村々は、貸付利金三〇両の割合方・勘定合わせをする旨の請書を提出したのである。

ここでは次の諸点に注目しておきたい。第一に、引用した請書には吉田市右衛門の署名があり、上納金三〇〇両の請取証文<sup>19</sup>の宛名も吉田市右衛門であることから、三〇〇両の出資・出願主体は吉田市右衛門であった。第二に、市右衛門の出金を元手に毎年下付された利金は「奈良堰用水路自普請諸色代助成」として、組合に運用されることになった。以後、奈良堰組合は、普請の有無や大小にかかわらず、毎年三〇両の「自普請諸色代」助成金（以下、助成金とする）を下付されることになった。

だが、文政五年二月二〇日、御普請役より「利根荒川両組合諸色助成金御利足分下ケ」<sup>20</sup>が言い渡された。幕府貸付金を返済しない者が増加<sup>21</sup>したため、利根川自普請組合分と奈良堰組合分の上納金の利率が、年一割から年八分に引き下げになった。これに対して、同年三月二十九日、奈良堰組合惣代助右衛門らは上納金の追加補填を出願し、翌六年三月十日には、市右衛門が再び利根川自普請組合補填分（一二五両）と奈良堰組合補填分（七五両）を合わせた計二〇〇両を馬喰町役所へ上納する<sup>19</sup>。この二〇〇両も「吉田市右衛門納」とあり、出資者は市右衛門であった。年



利が下がっても原資を市右衛門が補填することで、組合は毎年定額の助成金を得ることができたのである。

## 二 助成金の運用と忍藩への上納

文政六年、阿部家の転封により、忍城には松平下総守が入封した。これに伴い、奈良堰組合は幕府代官定掛り場となった。奈良堰組合では、これを契機として助成金を積極的に運用していくことになる。長文であるが、次の史料を引用したい<sup>20</sup>。

### 【史料二】

乍恐以書付奉願上候

武州忍領荒川通り字奈良堰用水路拾ヶ村組合高壺万七百石余ニ而寛永十二亥年より 御証文を以御定有之、先御城主様御代々之御掛り場ニ候処、去末年 阿部鉄丸様奥州白川江御所替被 仰付 御勘定所御差配被 仰渡候ニ付、私共村々組合用水路之儀柑本兵五郎様御掛り場ニ被 仰付、従古来諸色人足組合村々より差出、年々自普請仕来候得共、堰地所共組合外之村ニ而殊ニ荒川之儀出水之度々瀬変り候場所ニ有之、容易ニ堀浚等も成兼、彼是申談候内自然と手延ニ相成、其中ニは二重之失脚相成候儀ニ御座候、其上荒川通上壺口ニ而外堰々と違ひ、地高之方江水上ヶ候用水路之儀ニ付、悉水行不宜不順ニ而一同難儀仕候、依之寛政四子年組合村之内下奈良村名主故吉田市右衛門所持之金三百両 御公辺江上納仕、年壺割之積りを以御貸附被 仰付、其利金三拾両宛年々右為諸色代組合拾ヶ村惣代之者江御渡被下候様仕度、尤人足之儀は百姓役ニ相勤可申候間、忍役人中様御出役御目論見之節 御普請御役人中様御立会御吟味御目論見之上出来栄ヲも御普請御役人中様御見分御座候様仕度旨願之

通翌丑年已來年々御立会被 仰付難有仕合ニ奉存候処、去文政五年諸向御貸附金御利下ケ之儀被 仰渡、右助成金之儀も年八歩ニ引下ケ被 仰付候而は、夫丈ケ年々御下ケ被下置候割金相減シ、其分村々諸色代足金差出候様相成、困窮村々難義至極仕候、併重キ被 仰渡を違背可仕様無之、組合一同評議仕候処、当市右衛門申聞候は同人祖父之代より丹誠仕候而先年願之通被 仰付、是迄三拾ケ年余御利足金を以自普請仕來候儀ニ付、何ケ様ニも出精仕、其節金七拾五兩増上納仕、元金三百七拾五兩ニ被成下、利足八歩ニ引下ケ候様仕度、左候得は御利下ケ之儀御請仕候而も年々御下ケ被下候利足金は矢張三拾兩宛御渡被下候様相成候間、是迄之通組合村々諸色差支無之一同安心仕候段熟談仕候ニ付、格別之御儀を以右願之通翌未年三月十一日村垣淡路守様於 御奉行所被 仰渡、然ル所去々<sup>(文政六年)</sup>未年より御利足貳拾九兩、去申年<sup>(文政七年)</sup>分金三拾兩合金五拾九兩兩度ニ奉頂戴、去申年近來稀成洪水ニ而用水路堰口共一円高河原ニ相成、組合村々も同様水腐仕、数日水溜りニ相成、皆無毛之町歩多出来困窮仕、百姓難及自力無抛御願奉申上、当酉年用水路臨時御入用御普請被 仰付、極窮村々相助り難有仕合ニ奉存候、乍去寛永年中御定を以自普請所之儀ニ付高百石ニ付人足八拾人迄村役相勤候様被 仰付、其余人足御扶持米・御賃米被下、御仕立中日合も無之、殊ニ大切之御田地養方之儀ニ付、諸色人足共組合村々より差出、出精仕候ニ付御普請丈夫ニ出来、從 御公儀様頂戴金之内四拾壹兩余組合村々江割賦可仕金子ニ御座候処、困窮之村々江割合候迎聊宛之割合ニ相当り、一旦之利潤而已ニ而永続之仕法ニ不相当、重キ御趣意之頂戴金猥ニ不費様仕度旨組合拾ケ村熟和仕、下賤之百姓永続之仕法相考候得共、曾而無之一同当惑至極仕、奉恐入候御儀ニは御座候得共、右用水流末ニ至り候而は御領分村々専用水ニ相成候水縁を以当 御城主様江奉願上、右金百兩上納仕、年八歩之積りを以御領分村々ニ相限り御貸附被成下、年々利金八兩宛翌年三月中頂戴仕候様仕度、尤当堰用水路之儀は外堰と違ひ、寛文十三丑年内藤上野之助様御知行所同州大里郡河原明戸村地内用水路相開キ候節、御給々様御一統御立

会御見分之上堀代潰地上中畑合五反七畝貳拾六歩之处、御年貢五ヶ年平均三割増を以永々組合村々より右村名主元江相納、其外組合外之堰元故雜費等も他堰と違ひ余分相懸り難儀仕候ニ付、右利金を以前文入用筋ニ宛置、組合村々江多分之割合不相懸様仕度奉存候間、幾重ニも御城主様御余光御慕申上候外他事無御座候、且又当堰之儀は忍領河原明戸村より水引入、三ヶ尻村・新堀村・新堀新田三ヶ村用水之流末玉井堰江落込、上中条村地内ニ而御領分南河原村用水ニ相成、西別府村・下増田村・東別府村・上奈良村・奈良新田・中奈良村・下奈良村右七ヶ村之流末悉上江袋村溜井并字福川江落入、羽生領用水源ニ相成、同州埼玉郡北河原村地内ニ以樋有之、御領分酒巻村・下中條村・須加村・上新郷・馬見塚村・大塚村・南河原村・下新田・下新郷・荒木村・斎条村・北河原村右拾貳箇村用水ニ相成、其余羽生領高四万五千余之用水ニ相成候儀故、当堰用水自然不足仕候節は右村々用水江も相縁立候間、何卒格別之御儀を以前書願之通御聞濟被成下、御公儀様御振合之御取扱を以年々三月中為助成金八両宛永々頂戴仕候様、且組合村々より及後年ニ御下ヶ金は格別御拝借等相願候共不被仰付様仕度旨も組合村々熟談仕、奈良堰用水路永代之助成ニ相成候様右願之通御聞濟被成下候ハ、困窮之村々相助、莫太之御慈悲と難有仕合ニ奉存候、以上

御代官山本大膳掛り場

忍領奈良堰組合（三ヶ尻村外九村）

文政八乙酉年八月九日

右拾ヶ村組合惣代

石川左衛門知行所

武州旛羅郡下奈良村

名主 弥七郎

曲淵繁之丞知行所

同州同郡中奈良村

名主 彦兵衛

松平下総守様御役所

右願書八月九日両人ニ而忍御代官岡崎本左衛門様江持参差上候処御取受被成、追而呼出可申旨被申渡候

史料二は、奈良堰組合惣代弥七郎らが忍藩主松平下総守宛てに一〇〇両の上納を出願したものである。組合村々は、金一〇〇両を「一旦之利潤」のために浪費するのではなく、「永続之仕法」として零細な百姓を「永続」させる方法を模索し、忍藩に幕府の公金貸付政策と同様の対応を迫った。

ところで、この上納金一〇〇両はどのように捻出されたのか。史料二には、「去々末年より御利足式拾九両、去申年分金三拾両合金五拾九両兩度ニ奉頂戴」「公儀様頂戴金之内四拾壹両」とあり、幕府からの助成金や普請金を組合内で蓄積していたことがわかる。当時、奈良堰組合総代を勤めた中奈良村名主野中家には、運用帳簿の写し<sup>2</sup>が伝来している。この帳簿によれば、「用元総代竿取水夫人足給分」（一一両余）と「出府雑用其外雑費」（三五両余）を差引いた、①「去々末年（文政六年）御利金去申三月奉頂戴ト、去申（文政七年）十二月村々高割奉頂戴分、酉年（文政八年）御普請願入用為手当弥七郎・彦兵衛預り置候分」（二九両）と、②「去申年利金酉年可奉受取利金当酉御普請御目論見入ニ付遣払候分諸事省略いたし、組合」へ「遣呉候分」（三〇両）と、③「酉御普請残金」「村々出人足江割賦可致金有之ニ付受取候分」（四二両二分・四九一文）とを合わせた、計九六両と三四四文に「組合十ヶ村一同熟談いたし足金」し、一〇〇両とし、「奈良堰永々為助成金忍役場江西八月廿三日上納」したとある。①②は、吉田

市右衛門の上納金を元手とする幕府からの貸付利金である。自普請の諸色代助成として下付されているのであるが、実際の使途は、御普請の出願や目論見のための諸経費に充てられていたことがわかる。③については、文政八年に実施された「用水路臨時御入用御普請」の残金や人足賃金である。文政七年に「近來稀成洪水」があったが、その前年の同六年に「忍領普請組合」が幕府「御掛り場」に編入されたため、幕府の「御入用御普請」が実施されたものとみられる。いずれにしても、組合では「諸事省略」をして助成金や御普請金の残金を蓄え、「（奈良堰）用水流末に至り候而は御領分村々専用水ニ相成候水縁」、すなわち奈良堰を水源とする用水が忍藩領内に供給されることを強調し、それを忍藩に上納し、年八両の助成金を得ようと試みたのである。

そして、この願いは忍藩に聞き入れられ、文政八年八月二十三日に上納されることになる。忍藩の一〇〇両預り証文は宛名を組合惣代弥七郎・彦兵衛とし、組合一〇ヶ村の村役人による奥書が付された。ここに、惣代を中心とした奈良堰用水組合を主体とする助成金の蓄積・運用、忍藩への上納という一連の動向があったことを確認しておきたい。さらに、文政十二年七月には、幕府の用水路御普請の御手当金一一六両、幕府の助成金三〇両、忍藩の助成金八両から、御普請費用・雑用金を差引いた九四両余を再び忍藩に上納しようと画策する。奈良堰組合の村々は、上納にあたり、次の議定書を締結した<sup>22</sup>。

### 【史料三】

#### 熟談議定一札之事

金百拾六両也

右は当丑年用水路御普請為御手当去月十五日 御代官中村八太夫様於御役所頂戴金

金三十兩也

右は下奈良村吉田市右衛門殿家より元金上納、年々百姓役為助成御貸附方於御役所二頂戴金

金八兩

右は去ル文政八酉年松平下総守様御役場江諸入用為助成元金上納、則去子年利金当三月廿五日請取金

三口合

金百五十兩也

内

金五拾九兩壹分壹朱・銀貳匁貳分九厘

是ハ当春御普請御願諸雜用并人足賃・諸色代其外一切諸入用帳調高

引残而

金九拾四兩貳分貳朱・銀壹匁四分三厘

右之通御手当金并二口利金共御割渡被成、諸入用割合差出候得は金書面之金子村々江奉頂戴、困窮之村々相助莫大之御救と難有仕合ニ奉存候、然ル処当春御普請御願之儀不計御願後れ御場所外ニ相成、用水取入時節ニ差掛り候迄御下知無之、無是非定式自普請奉願上、御見分御目論見御伺中ニ候所、最早時節後れ当用水引入相成間敷哉と過念仕、困窮々難儀も組合必至と申合、老若男女昼夜之無差別人足罷出、百姓銘々居屋敷竹木伐出し諸色を補理ひ、猶日々出勤之村役人共迄飢食を給、諸入用不相掛様出精仕候ニ付、大破難場五月上旬自普請御

目論見之通可也ニ出来仕、苗代水行届一同安心仕罷在候処、六月ニ至り大破困窮相違も無之ニ付、格別之以思召を前書之通御手当被下置、極窮之村々相助冥加至極恐入奉存候、就而は右頂戴金今般割合候連一旦之利潤小前末々雖窮乏之者重キ御趣意相弁猥ニ費候儀を相歎キ、永ク御仁恵之御恩沢忘却不仕候様聊之足金仕、金百両最寄御城主松平下総守様御役場江去ル文政八酉年八月中上納金と同様之御取扱ニ相成、年々助成金奉受取候ハ、村々困窮連々立直り御田地相続仕度存候間、恐多くも忍御城主様御役場江上納相成、年々利金被下置候様御願立可被下置候、且御聞済上納仕候上は、後來ニ至り候而も無謂元金御下ケ願等は勿論、年々被下置候利足金連も期日ニ不知御下ケ金等決而御願申上間敷候旨組合拾ケ村一同熟談仕候ニ付、連印一札仍而如件

三ヶ尻村

給々役人惣代

百姓代 忠兵衛（印）

組頭 岩太郎（印）

名主 五郎右衛門（印）

文政十二丑年七月十五日

同七月廿二日調印致置候

（以下外九村給々役人惣代名主組頭百姓代連印略）

用元・惣代中

組合村々は、七月十五日に議定書の文面を作成し、十七日に忍藩に上納の出願、十九日に上納、二十二日に組合村々の村役人が調印をした。議定では、御普請残金や助成金を割合うことは「一旦之利潤」であり、困窮の小前層が猥に浪費してしまうおそれがあるため<sup>23</sup>、「最寄御城主松平下総守様御役場」に上納を出願し、聞済の後は、元金の返還

や利足金催促を訴えることを禁止した。「組合必至と申合」「諸入用不相掛様出精仕」とあるように、村々が「申合」をして、普請経費を節約し、手当金の余剰を生み出している。十七日付の上納金願書の差出人は用元惣代弥七郎・惣代彦兵衛であり、願書の提出や上納金の運用等の実務は彦兵衛が担当し、上納後に組合村々の村役人が議定書、及び願書・金子預り証文へ連判した。これにより、奈良堰組合では、幕府の助成金に加え、忍藩から年一六両の助成金を受けることになる。

さらに天保十二年にも、前年の皆御入用御普請の手当金を運用し、忍藩に追加して上納している<sup>25</sup>。天保十二年の上納願書によれば、前年の天保十一年に幕府の御普請が実施され、諸色諸入用のほか掘割堀浚の人足賃（「御普請金」）が下付された。また、毎年、幕府の助成金、忍藩の助成金も下付された。本来であれば、それらの御普請金・助成金は組合村々に分配するところだが、「極貧之百姓共一旦潤候迄ニ而重キ 御趣意之頂戴金忽亡却」、すなわち、一時的な潤いにしかならず、零細農は幕府や藩より下付されたということを忽ち忘れてしまう。また、奈良堰用水は水配が困難な土地柄にあり、今後も百姓役Ⅱ自普請を勤め続けられるか不安である。そこで、御普請金・助成金合わせて一七五両を再び忍藩に上納したいと出願した。これまで、忍藩へ上納したものをすべて合わせると三七五両になり、年八分の利金では三〇両の助成となる。これを「百姓役為助成」として「永々」下付されれば、平年の自普請も滞りなく勤め続けられると主張している。

最後に、忍藩上納金のその後に触れたい。天保一二年の上納金により奈良堰組合には毎年三〇両の助成金が下付されたが、弘化元年（天保一五年）一月に利足が六分に引き下げられた。これは、天保十四年六月に馬喰町御用屋敷御貸付金御主法改革が実施されたため<sup>26</sup>、これに忍藩が足並みをそろえたことによるものである<sup>27</sup>。組合は、年三〇両の下付に戻すため、弘化三年に御普請金と合わせた一二五両を上納し、最終的な上納金の総計は五〇〇両に至った<sup>28</sup>。



幕末まで忍藩による助成金の下付は継続されたとみられるが、管見の史料では明らかにならない。

以上の通り、文政八年以降、忍藩への上納金には吉田市右衛門は関与せず、奈良堰組合が独自に幕府の助成金と、御普請金、忍藩の助成金を節約・運用して捻出した資金を忍藩へ上納、あるいは追加上納した動向が明らかになった。

なぜ、恒常的な助成金の支給に固執したのだろうか。奈良堰組合の内、中奈良村の曲淵氏領を事例に若干補足しておきたい。当時、村が負担する普請人足・諸色（代金）は基本的に持高にに応じて課されていた。同村の曲淵氏領では、安永三年以降、村の人口は減り続け、文政期を底辺として以後は次第に回復していった<sup>28</sup>。主な原因は潰百姓の増加と都市への流出であり、特に若年層が急減していた。助成金の運用をはじめる前の人口の内訳等については、表の通りである。人口は中奈良村全体で六四〇人あるが、老人（九三人）、子供（一五二人）、他所稼ぎ奉公人（五八人）が多く、正人足として動員可能な一五〇歳男性は一五七人であった。さらに、潰百姓の家数は全体の約三割余であり、持高は村高の二割弱に相当している。史料の制約により、万延期の史料<sup>29</sup>によるが、人足の動員の実態については、主に人足の触当て世話人（触当組の札親）が潰百姓分の人足を代替えしており、出人足の「不参」や代行などが横行し<sup>30</sup>、「九六鋤職」が村内に居住していたこともわかる<sup>31</sup>。離農が進み、慢性的な労働力不足が、近世後期の課題となっていたと考えられる。組合では、代替えの人足賃や諸色の購入費用のための金銭を供出することが問題となっていたのではないか。そのため、組合は、助成金を蓄積し、「永々」の助成金下付を希求したものと考えられるのである。

本論で検討したことをまとめておきたい。

奈良堰組合は、忍藩が「領」域の広域的な普請役徴発権を有するという、関東では特異な治水統御体制下にあった。当該地域の豪農吉田市右衛門は、幕府に貸付金を上納し、忍藩から幕府の定掛り場への編入を願った。つまり、市右衛門の上納金は、忍藩管轄下において普請の助成を幕府から支給されることを企図したものであった。

忍藩主阿部家が転封し、奈良堰組合は幕府代官定掛り場となって以降、幕府による御普請が実施されると、その御普請金が奈良堰組合に下付される。組合の惣代らは、幕府の助成金と御普請金の残金を運用し、幕府に上納・還付するのではなく、「最寄御城主」の忍藩主松平家に上納の優先を向けた。つまり、幕府管轄下において忍藩から普請の助成をうけることを企図したものであった。組合による上納は、文政十二年には一〇〇両、文政十三年（天保元年）には再び忍藩（松平下総守家）の「御掛り場」となるが、引き続き天保十二年にも一七五両を追加上納している。

## おわりに

文政4年4月「高区別家数人別並潰株惣作地改帳」(野中家文書801)

| 領主名    | 惣人別 | (内訳)男 | 女   | 60歳以上 | (内訳)男 | 女  | 15歳以下 | (内訳)男 | 女  | 他所奉公 | (内訳)男 | 女  | 惣家数<br>(百姓) | 退転二付<br>他所住居<br>奉公様之<br>者 | 内家作<br>手当金<br>下付 | 外潰百姓<br>(畝) | 潰株惣<br>作地<br>(畝) | (歩)  | (石)      | 馬数<br>(疋) | 正人<br>足可<br>能人<br>数 |
|--------|-----|-------|-----|-------|-------|----|-------|-------|----|------|-------|----|-------------|---------------------------|------------------|-------------|------------------|------|----------|-----------|---------------------|
| 松平大和守  | 106 | 56    | 50  | 8     | 4     | 4  | 35    | 20    | 15 | 19   | 15    | 4  | 25          | 15                        | 6                | 9           | 320              |      | 80       | 4         | 17                  |
| 松平大和守  | 158 | 87    | 71  | 22    | 13    | 9  | 36    | 19    | 17 | 14   | 12    | 2  | 40          | 12                        | 8                | 6           | 547              | 29   | 111      | 4         | 43                  |
| 藤本主計   | 11  | 4     | 7   | 3     | 2     | 1  | 4     | 1     | 3  | 0    | 0     | 0  | 0           | 2                         |                  | 1           |                  |      |          | 1         | 1                   |
| 有田播磨守  | 72  | 39    | 33  | 12    | 7     | 5  | 19    | 9     | 10 | 6    | 4     | 2  | 15          | 15                        |                  | 13          |                  |      | 15.235   |           | 19                  |
| 長山弥三郎  | 43  | 22    | 21  | 4     | 2     | 2  | 6     | 4     | 2  | 5    | 5     | 0  | 12          |                           |                  | 4           |                  | 0.47 |          |           | 11                  |
| 彦坂丹右衛門 | 6   | 3     | 3   | 0     | 0     | 0  | 1     | 1     | 0  | 0    | 0     | 0  | 4           |                           |                  |             |                  |      | 1.363    |           | 2                   |
| 米津大内蔵  | 83  | 42    | 41  | 16    | 9     | 7  | 16    | 6     | 7  | 6    | 5     | 1  | 18          |                           |                  | 5           |                  |      |          | 2         | 19                  |
| 曲淵繁之丞  | 79  | 36    | 43  | 17    | 8     | 9  | 16    | 6     | 10 | 6    | 3     | 2  | 25          |                           |                  | 28          | 426              | 22.8 | 70.5329  | 4         | 19                  |
| 夏目内膳   | 30  | 15    | 15  | 5     | 2     | 3  | 7     | 3     | 4  |      |       | 0  | 7           |                           |                  | 6           | 56               |      | 9.7      |           | 10                  |
| 林大学頭   | 52  | 23    | 29  | 6     | 3     | 3  | 12    | 3     | 9  | 2    | 1     | 1  | 9           |                           |                  | 5           | 197              | 1    | 34.04    |           | 16                  |
|        | 640 | 327   | 313 | 93    | 50    | 43 | 152   | 75    | 77 | 58   | 45    | 12 | 157         | 27                        | 14               | 81          |                  |      | 321.8709 |           | 157                 |

以上の奈良堰組合の上納金の歴史的展開について、次の点に着目したい。忍藩への上納金の主体が組合「惣代」であり、上納金を捻出するため普請経費が「惣代」らによつて運用されていた。助成金の上納・運用が、「リーダー的存在」である吉田市右衛門から、組合一〇か村の代表者として選任される惣代へと移行していったことを評価したい。また、惣代らが志向した「永続之仕法」とは、自普請・御普請に関わらず、あるいは幕府・忍藩に関わらず、地域の治水統御が恙なく実施されることだった。惣代による願書では、忍藩領にも関わりのある用水であることを強く主張し、普請を「永続」させていくため、地域政治のなかに忍藩の助成を創出させたと評価できる。普請金の助成金運用は、組合を主体とする治水統御を目指したものだったといえよう。地域政治の領域としての「組合」は惣代らによつて、新たな制度を生み出す基盤となったといえる。

「大谷貞夫『江戸幕府治水政策史の研究』（雄山閣出版、一九九六年）。

「根岸茂夫「武蔵における譜代藩の形成」（『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年）。同「解説（第二章藩政の確立と老中の城）」（『行田市史 資料編 近世一』、二〇一〇年）。

「貝塚和実「近世普請組合の機能と性格」（『埼玉県史研究』一七、一九八六年）。

「以下にまとめた貝塚の考察は、貝塚和実「明治維新期における直轄県政と民衆―利根川沿岸諸村の事例を中心に―」（『歴史学研究』五四八、一九八五年）、同「近世普請組合の機能と性格」（『埼玉県史研究』一七、一九八六年）、同「近世水利秩序の構造と展開」（『埼玉県史研究』二五、一九九〇年）、歴史学研究会一九九一年度大会近世部会討論要旨（『歴史学研究』六二六、一九九一年）による。

「渡辺尚志「近世後期関東における一農民の上納金」（『論集きんせい』六、一九八一年）。渡辺は吉田市右衛門による

上納金の全容を明らかにし、上納金が天明期から天保期にかけて集中し、より下層農民の困窮が激しくなった安政年間以降に全く見られないのはなぜかと問題点を指摘している。

<sup>6</sup> 地域政治については、序章参照。

<sup>7</sup> 藤井明広「幕末期の改革組合村運営と大惣代」(『埼玉地方史』六五、二〇一一年)。

<sup>8</sup> 工藤航平『近世蔵書文化論』(勉誠出版、二〇一七年)第八章。

<sup>9</sup> 前掲渡辺論文。同「近世後期関東農村における豪農層の江戸進出」(『千葉史学』創刊号、一九八二年、のち同著『近世の豪農と村落共同体』所収、東京大学出版会、一九九四年)。

<sup>10</sup> 藤井明広「近世後期における改革組合村の編成と運営の検討」(『埼玉地方史』六八、二〇一四年)。

<sup>11</sup> 高橋貞喜「幕末期農村における情報収集活動とその社会的背景―武州幡羅郡中奈良村野中家の事例―」(『地方史研究』二六二、一九九六年)。

<sup>12</sup> 吉田(市)家文書一三、埼玉県立文書館所蔵。

<sup>13</sup> 大谷貞夫『江戸幕府治水政策史の研究』(雄山閣、一九九六年)。

<sup>14</sup> 「治河要録」(国立公文書館内閣文庫)。

<sup>15</sup> 通常、御普請は、幕領では郡代・代官が、私領では大名・旗本が実施。

<sup>16</sup> 寛政四年九月付、浅岡彦四郎手代鯨井与三郎・杉浦仙蔵による上納金三〇〇両請取証文(野中家文書六一九)。

<sup>17</sup> 吉田(市)家文書二八、埼玉県立文書館所蔵。

<sup>18</sup> 『御触書天保集成』六二一〇など。

<sup>19</sup> 吉田(市)家文書二八、埼玉県立文書館所蔵。

<sup>20</sup> 野中家文書二二二、埼玉県立文書館収蔵。

<sup>21</sup> 文政八年十一月「忍領荒川通奈良堰用水路御普請諸入用雜費差引取調帳」（野中家文書二二二、埼玉県立文書館収蔵）。

<sup>22</sup> 野中家文書二二二、埼玉県立文書館収蔵。

<sup>23</sup> なお、文政十二年には、助成金三〇両を實際に割り合った場合の見積もりもされている。見積もりによれば、金三〇両は組合一〇村の村高一〇〇石につき永二九七文ずつ配分されることになり、たとえば中奈良村（村高一九七五石余）には永五貫八六六文余が割り渡しとなる。さらに、村内では、持高に応じて配分されることになるので、持高の零細な小百姓は直ぐに費やしてしまうほどの金額しか行き渡らないという計算になる（野中家文書二二二）。

<sup>24</sup> 野中家文書二〇〇、埼玉県立文書館収蔵。

<sup>25</sup> 『牧民金鑑』下巻、一〇四〜一〇五頁。

<sup>26</sup> 野中家一二〇、埼玉県立文書館収蔵。

<sup>27</sup> 野中家文書二二二、埼玉県立文書館収蔵。

<sup>28</sup> 前掲高橋論文。

<sup>29</sup> 野中家文書一〇七四・二三七一・二三五〇・二三五一・二三五二・二三五三・二三五四・二三五四・二三五五・二三五六・二三五七・二三五八、埼玉県立文書館収蔵。

<sup>30</sup> 野中家文書七八四五、埼玉県立文書館収蔵。

<sup>31</sup> 野中家文書一〇五六、埼玉県立文書館収蔵。

### 第三章 捉飼場と餌差・鳥獵の展開

#### はじめに

捉飼場（とらえかいば・とりかいば）とは、幕府の鷹場の一種であり、餌差（餌指）とは、幕府（将軍）の御鷹の餌となる鳥を調達する者である。本章では、江戸幕府の鷹場である捉飼場と、餌差・鳥獵の関係を検討し、もって関東地方における江戸幕府広域支配、それを背景とする地域の生活について明らかにするものである。

本論に先立って、研究史の整理と問題の所在について述べたい。

関東の鷹場の研究は、主に江戸城に近接する御拳場を事例とし、役負担、固有の上納物、「領」の編成に注目し、江戸周辺の政治的編成の視点から、個別領主支配の枠組みをこえた、幕府による関東の広域支配・地域編成、治安取締、政治的・軍事的に幕府を支える場としての江戸周辺地域を抽出した<sup>1</sup>。この成果は、その後も、江戸城・将軍への上納と地域に着目した研究<sup>2</sup>などへと展開をみせ、関東地方の地域的特質の議論に大いに影響を与えたことはいうまでもない。また、関東地域論にとどまらず、将軍と大名（幕藩関係）の礼的秩序の問題<sup>3</sup>、儀礼を支える「場」としての鷹場論<sup>4</sup>など多様な論点を見出してきた。鷹場による地域編成については、地域の一体化・同質化論<sup>5</sup>に対して、支配の一元化は困難であり<sup>6</sup>、幕府の政策基調と地域そのもののズレや<sup>7</sup>、地域的偏差<sup>8</sup>に注目すべきであり、江戸周辺の地域編成論に偏りすぎていた<sup>9</sup>、などの批判がある。

本稿で検討する捉飼場については、鷹場の役負担や組合編成を論点にした研究が支配的だった<sup>10</sup>が、近年、捉飼場の制度・性格を明らかにする基礎的な分析<sup>11</sup>、捉飼場における鷹匠の活動に注目した分析<sup>12</sup>がみられるようになった。

ただ、鷹場論としては、「鷹匠頭と野廻りが捉飼場を一元的に管理していた」<sup>13</sup>とされ、一元的地域編成の一事例として把握され、また従来の鷹場論の影響を受け地域編成としての側面が強調されている<sup>14</sup>。さらに、捉飼場の検討の多くは自治体史編纂の成果として取り組まれるため、個別地域の枠組みをこえて、全体像を描いた研究はない。関東の幕府鷹場のうち、御拳場・御三家拝領鷹場に比して、捉飼場の研究は立ち後れており、分布や規模、管理形態など事実関係が不明な点も多い。

これまで、関東地域論としての鷹場研究では、鷹場という制度によって、江戸幕府が個別領主支配の錯綜する江戸周辺地域をいかに支配・編成したのか、という問題に力点が置かれてきた。また、地域編成の方法として「役」に注目してきたため、「役」の賦課・負担の局面を強調するきらいがあった。鷹場として設定された地域が鷹場たる地域として機能するためには、地域に対する「役」賦課・負担という局面もさることながら、鷹場の住民に対する生活の規制の局面<sup>15</sup>も地域編成・幕府広域支配に不可欠な要素ではないだろうか。研究段階としては、地域の具体的な生活を踏まえながら、地域編成・幕府広域支配の実態・内実に迫る必要がある。本章では、鷹場における日常的な生活に直接関わる規制<sup>16</sup>に着目してみたい。鷹場における生活規制は、幕府が鷹狩を遂行するため、個別領主支配の違いをこえて鷹場の地域に課されたのであり、鷹狩をめぐる幕府の広域的な支配権を行使したものといえる。

ところで、かかる鷹狩をめぐる幕府の広域的な支配権の行使は、鷹場のみならず、実は関東地方全体にかかわる問題であった。以下、三氏の研究を参照しておきたい。

塚本学<sup>17</sup>は、将軍の狩猟権―鷹支配の権は、諸大名の領有権とは別の、統治権とでもいうべき性格を持ち、吉宗政権は、国大名等の大規模な大名の領分統治権を尊重し、その領内支配権への介入を避け、耕地片に対する所持・領有を超えた鷹を通じる支配を、関東に限定するものとした、と指摘する。大友一雄<sup>18</sup>は、享保期、将軍の狩猟権を前提

に、將軍權威を誇示する装置として再興された鷹をめぐる諸儀礼を確立させるため、鳥に政治的社会的な性格を発揮するものとしての性格を付与し、関東では鳥類の流通が江戸の鳥問屋に集約されたこと、藩領域を含めて、將軍の御鷹の餌鳥の捕獲場であり、鳥を捕獲できるのは幕府の餌差に限られていたことなどを明らかにし、將軍の支配が鷹のみならず鳥類にも及んでいたと指摘した。武井弘一<sup>19</sup>は、江戸幕府の鉄砲改めの検討し、関八州における鉄砲取締は鳥類殺生と軌を一にするものであり、山・川・海と同様、鳥も幕府による支配の対象となり、享保期に関八州全体が鳥の禁猟区に設定されたと指摘する。

以上より、享保期に將軍の鷹をめぐる諸儀礼が再興され、將軍の狩猟権を前提として放鷹制度及び関東の鳥類の流通機構が整備され、関東では大名から庶民にいたるまで鳥の殺生や取扱いについて何らかの規制を受けることになった<sup>20</sup>。本章では、これを徳川將軍の居城を抱える関東の特有の事象と睨み、さしあたり、関東における幕府の鳥をめぐる広域支配と呼ぶことにしたい<sup>21</sup>。鷹場の研究は、かかる鳥をめぐる広域支配に留意しながら、取り組まれる必要がある。分析では、捉飼場における幕府の餌差の活動に注目してみたい。その理由は、いずれもこの広域支配に関わるからである。

これまで、幕府の餌差については、幕府放鷹制度を支える存在としての理解が支配的だったが<sup>22</sup>、將軍の鷹をめぐる儀礼を論点にした研究<sup>23</sup>もあり、その政治的・社会的な性格が注目される。すなわち、享保七年（一七二二）、江戸町奉行のもとにおかれた鳥問屋（江戸町人、餌鳥会所）に鳥を集荷させるため、各地の餌差には鑑札が交付され、將軍の鷹をめぐる儀礼を支える集団として編成され、以後「関八州」での餌鳥調達は鑑札を所持する餌差に限られ、鑑札を所持しなければこれに従事できなかった。

餌差について検討する際、ふまえておきたいのは、水辺に隣接する地域では、生業として鳥猟が広く営まれていた



ことである。たとえば、利根川・印旛沼・手賀沼では水鳥猟が広く確認され、幕府への運上金上納と引き替えに、鳥猟を許可する鳥札が配布されていた<sup>24</sup>。近世の琵琶湖近隣でも、彦根藩鷹場による鳥猟支配権と地域の生業としての鳥猟とが干渉する事例が報告されている<sup>25</sup>。民俗学では、千葉県・埼玉県の低湿地の地域における近代の水鳥猟・カモアミ猟の事例が検討され、鳥猟は農閑期の副業、複合的生業として位置づけられている<sup>26</sup>。在地に分布する餌差が餌鳥を調達し、餌鳥請負人に納める、という基本的な役割のほかは、その存在形態や活動については不分明な点が未だ多く、幕府の鷹場との関係性も明らかではない。地域にとつての鳥猟という視点から幕府の餌差の性格を再考し、鳥をめぐる広域支配と如何に関わっていたのか明らかにする必要がある。

本章では、①捉飼場の全容と生活規制の特質、②捉飼場を含めた江戸幕府の鷹場と在方の餌差との関係、③捉飼場における鳥をめぐる広域支配と地域の実態、について明らかにしたい。もって、鷹場を幕府の広域支配と地域の生活が交錯する場として、地域政治の視角から捉えてみたい。

## 一 捉飼場の生活規制

本節では、捉飼場の分布と管理・生活規制の実態について明らかにしたい。

### (1) 捉飼場の仕組み・枠組み

捉飼場とは、江戸幕府が関東地方に設置した、鷹の実地訓練や鳥類の調達のための鷹場<sup>27</sup>である。鷹匠などの鷹方役人がしばしば訪れ、徳川將軍家の御鷹を稽古し、捕獲された鳥は、上ヶ鳥として江戸城に上納され、諸鳥下賜儀礼

に使用された<sup>28</sup>。主な獲物は、季節・地域により異なるが鶴・雁・鴨・雲雀・鶺鴒であった<sup>29</sup>。

享保元年（一七一六）、江戸幕府の鷹場制度が再興されると、江戸十里四方に「御留場」が再置され、江戸四・五里に御拳場六筋、さらにその外側四・五里に御三家鷹場、「御留場」の内残った地域が捉飼場となり、さらに享保三年（一七一八）以降には十里四方より外側に「新御鷹場」（捉飼場）が設定されていた<sup>30</sup>。

捉飼場を管轄したのは、若年寄支配の鷹匠頭（二名）と呼ばれる役職であり、御拳場を管轄した同じ若年寄支配の鳥見組頭―鳥見役系統とは支配の系統を異にしている。鷹匠頭は、雑司ヶ谷組（鷹匠頭内山氏・明和以後世襲）と千駄木組（鷹匠頭戸田氏・世襲）の二組あり、それぞれ鷹部屋を有し、御鷹を飼育調教した<sup>31</sup>。各鷹部屋には、鷹匠組頭、鷹匠、同心、犬牽などの鷹方役人が属していた。鷹方役人は、御鷹の訓練・調教のため捉飼場に来訪したが、日常的な鷹場の管理については、在地の有力農民を野廻り役として登用し、これにあたらせた。

捉飼場の村々には、捉飼御用に関わる人足や勢子、上ヶ鳥継人足などの「役」が賦課され、村々は負担の配分のため霞組合・鷹場組合を結成することもあった<sup>32</sup>。

捉飼場はどれほどの規模をもち、いかなる地域に分布していたのか。近世後期に御拳場の外側の関東地方一〇七万石の地に及んでいたとの指摘はあるものの、その全体像は示されたことがない。

史料的な制約があるが、文久元年（一八六一）における千駄木組捉飼場（戸田五介組）は、六か国二四郡一一三一村<sup>33</sup>、文政年間における雑司ヶ谷組捉飼場（内山七兵衛組）は、五か国二四郡九八四村<sup>34</sup>に所在した。関東八か国の内、安房国をのぞく七か国に分布していた【表1】。

【地図1】は捉飼場を含めた、近世後期の幕府鷹場分布を示したものである。図から次のことを指摘しておきたい。

①捉飼場は、河川流域や平野部に分布する傾向がある。享保十四年（一七二九）九月、相模国三浦郡二一か村が捉飼

【表1】国郡別御捉飼場の分布

| 国  | 郡         | 管轄鷹匠頭 |
|----|-----------|-------|
| 武蔵 | 埼玉        | 戸田・内山 |
|    | 足立        |       |
|    | 葛飾        |       |
|    | 比企        | 戸田    |
|    | 入間        |       |
|    | 高麗        |       |
|    | 橘樹        | 内山    |
|    | 多摩        |       |
|    | 都築        |       |
|    | 久良岐       |       |
|    | 児玉        |       |
|    | 幡羅        |       |
|    | 大里        |       |
|    | 榛沢        |       |
| 上野 | 男衾        |       |
|    | 賀美        |       |
|    | 横見        |       |
| 上総 | 山田        | 戸田    |
|    | 邑楽        | 内山    |
|    | 新田        |       |
| 下総 | 長柄        | 戸田    |
|    | 山辺        |       |
|    | 武射        |       |
|    | 市原        | 内山    |
|    | 周准        |       |
|    | 望陀        |       |
| 下野 | 千葉        | 戸田・内山 |
|    | 結城        | 戸田    |
|    | 豊田        |       |
|    | 岡田        |       |
|    | 葛飾        | 内山    |
|    | 海上        |       |
| 相模 | 匝瑳        |       |
|    | 都賀        | 戸田    |
|    | 河内        |       |
|    | 梁田        |       |
|    | 足利        |       |
|    | 芳賀        |       |
| 常陸 | 寒川        | 内山    |
|    | 安蘇        |       |
|    | 鎌倉        |       |
|    | 高座        |       |
| 常陸 | 愛甲        | 戸田    |
|    | 大住        |       |
| 常陸 | 真壁        | 戸田    |
|    | 呼ばれた鷹場外地域 |       |

ること<sup>40</sup>、などが窺える。また、【地図1】には示していないが、捉飼場外縁には「縁村」「末縁村」<sup>41</sup>と

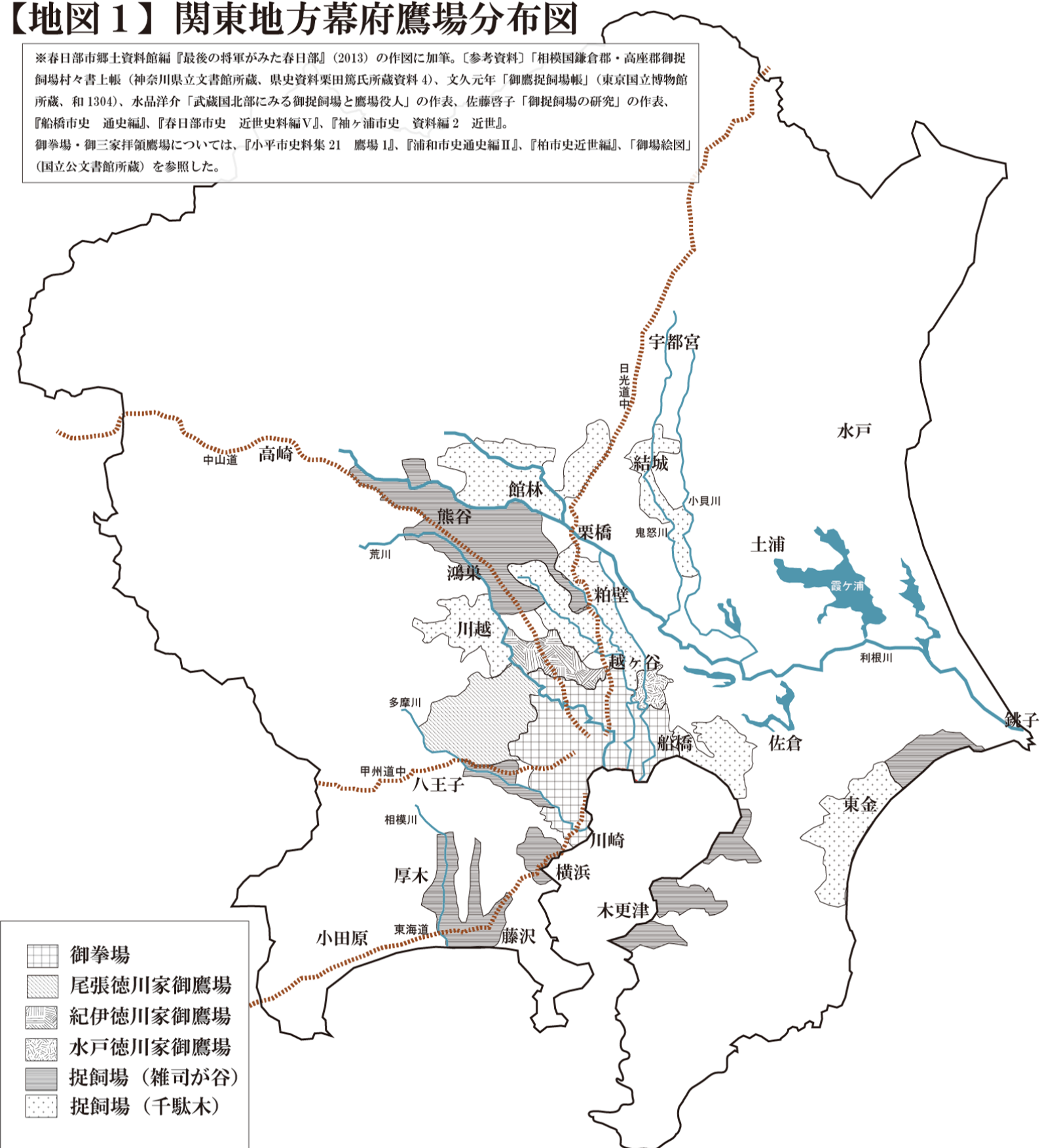
場の編入を忌避した願書では、その理由として「場所悪鋪」「山間之沢田」のため「鳥附」がないと主張している<sup>35</sup>。捉飼場の設定にあたっては、鷹狩の獲物となる野鳥が棲息する地域を選定されていたことが窺える。河川流域や平野部は、見通しがよく、かつ平坦な地形であったため、鷹狩の格好の場だったと考えられる。②捉飼場は、主要街道沿いに分布する傾向がある。享保三年（一七一八）五月、新規に捉飼場となった下野国都賀郡石ノ上村の鷹場仰せ付けの請書<sup>36</sup>には、同村は「江戸迄貳拾里」の立地にあつたと記されており、捉飼場の設置にあたっては、江戸との距離が考慮されていたと考えられる。鷹方役人の移動宿泊と上ヶ鳥の輸送のため、江戸と鷹場の往来が容易な距離にある地域や街道沿いの地域が選択されたのだろう。③捉飼場ひいては幕府の鷹場は関東全域を覆うものではないことである。鷹狩に適していない山間地域はともかく、たとえば、水戸・小田原藩など諸藩の領地に重なる地域は少なく、幕府牧場にも重ならない。また、鳥猟が盛んだった利根川流域の沼沢地も鷹場領域から除外されていた<sup>37</sup>。

なお、捉飼場には、地域ごとに異なる機能・役割が与えられていたことにも注意しておきたい。各地の諸史料より、上野国では「鶴御捉飼御鷹」の廻村が実施されないこと<sup>38</sup>、武州八ヶ領筋捉飼場は「常御捉飼場」あるいは戸田五助捉飼場のなかで「肝要」の地と位置づけられたこと<sup>39</sup>、武州府中領・相州筋では毎年雲雀の「仕込」が実施されていること<sup>40</sup>、などが窺える。また、【地図1】には示していないが、捉飼場外縁には「縁村」「末縁村」<sup>41</sup>と

### 【地図 1】 関東地方幕府鷹場分布図

※春日部市郷土資料館『最後の将軍がみた春日部』（2013）の作図に加筆。〔参考資料〕「相模国鎌倉郡・高座郡御捉飼場村々書上帳（神奈川県立文書館所蔵、県史資料栗田篤氏所蔵資料4）、文久元年「御鷹捉飼場帳」（東京国立博物館所蔵、和1304）、水品洋介「武蔵国北部にみる御捉飼場と鷹場役人」の作表、佐藤啓子「御捉飼場の研究」の作表、『船橋市史 通史編』、『春日部市史 近世史料編Ⅴ』、『袖ヶ浦市史 資料編2 近世』。

御拳場・御三家拝領鷹場については、『小平市史料集21 鷹場1』、『浦和市史通史編Ⅱ』、『柏市史近世編』、『御場絵図』（国立公文書館所蔵）を参照した。



との緩衝地帯が設けられていたことも明らかにされている。これらの地域ごとの機能については、御鷹の飼育や上ケ鳥供給のあり方や立地等に相即しているものと考えられる。

## （２）野廻り役と場締め証文

捉飼場は、鷹匠頭の組ごとに支配され、さらに一定の区域ごとに在地の有力者から登用された野廻り役により管理されていた<sup>42</sup>。野廻り役は、幕府より二人扶持を支給され、苗字と帯刀を許された。村役人との兼帯は禁じられていたようで、世襲する者も多く、地域ごとに登用され、一人につき居村近隣の二〇〜四〇か村ほどの区域（廻り場・預り場・懸り場などと呼ばれた）を管理した。戸田五助組武州八ヶ領筋という区域では、八つの廻り場で構成され、野廻り役の廻り場は自らの居村を含まない場合が多く、また「往古は領」ごとに管理されていたが、文化期にはすでに「領」をまたいだ区域を単位にして管理されていた【表２】。

野廻り役の職務は、元来鳥の棲息状況の把握に重点が置かれていたが、宝暦期の鷹場「不べり」状況により、鷹場村々の取締まりが求められ、以後、野廻り役は廻り場を頻りに巡察し、鷹場法度の請書の提出を村々に命じ、鷹場の取締まりを村に請負わせることになった<sup>43</sup>。この請書は、「場締め証文」「鷹場法度証文」「御場締め書付」などとよばれ、捉飼場の設置期の享保年間のものを除けば、管見の限り、雑司ヶ谷組捉飼場の武蔵国埼玉郡中里村の宝暦十三年（一七六三）八月のものが最も古い。本稿では、この文書を鷹場締め証文とよぶことにしたい。

【表３】は各地域の鷹場締め証文の内容を比較したものである。なお、表中には、捉飼場設置期の享保年間に取り交わされた請書も参考のため掲載している。鷹場締め証文の例として、寛政十一年（一七九九）八月に武蔵国葛飾郡二郷半領中曽根村から野廻り役榎本熊蔵に提出された鷹場締め証文（表３そ）を提示しておこう<sup>44</sup>。

【表2】文化15年(1818)武州ハケ領筋捉飼場の野廻り役と「廻り場」一覧

| No. | 野廻り役              | 国  | 郡  | 領     | 村数 | 石高       | No.   | 野廻り役   | 国  | 郡  | 領  | 村数 | 石高          |
|-----|-------------------|----|----|-------|----|----------|-------|--------|----|----|----|----|-------------|
| 1   | 遠藤園次郎             | 武蔵 | 葛飾 | 式郷半   | 3  | 17244.97 | 45    | 酒井又右衛門 | 上総 | 山辺 | 東金 | 41 | 21800.266   |
| 2   |                   |    |    | 松伏    | 11 |          | 46    |        |    | 武射 |    | 2  |             |
| 3   |                   |    |    | 幸手    | 4  |          | 47    | 板倉助左衛門 | 上総 | 山辺 |    | 40 | 11403.41    |
| 4   |                   |    |    | 埼玉    | 5  |          | 48    |        |    | 長柄 |    | 10 |             |
| 5   |                   |    |    | 足立    | 2  |          | 49    | 北田栄次   | 上総 | 長柄 |    | 31 | 21667.286   |
| 6   | 関根金兵衛             | 下総 | 葛飾 | 庄内    | 26 | 16605.69 | 50    |        |    | 山辺 |    | 23 |             |
| 7   | 鯨井次郎右衛門           | 武蔵 | 埼玉 | 騎西    | 8  | 14507.02 | 51    | 小川与吉   | 上総 | 山辺 |    | 1  | 28702.974   |
| 8   |                   |    |    | 岩槻    | 9  |          | 52    |        |    | 武射 |    | 48 |             |
| 9   |                   |    |    | 越ヶ谷   | 3  |          | 53    | 大野隼人   | 下総 | 千葉 | 臼井 | 18 | 21984.67299 |
| 10  | 新井栄次              | 武蔵 | 埼玉 | 新方    | 18 | 15051.43 | 54    |        |    | 小金 | 2  |    |             |
| 11  |                   |    |    | 岩槻    | 14 |          | 55    |        |    |    | 32 |    |             |
| 12  |                   |    |    | 越ヶ谷   | 1  |          | 56    |        |    | 葛飾 | 行徳 | 3  |             |
| 13  |                   |    |    | 葛飾    | 4  |          | 57    |        |    | 小金 | 12 |    |             |
| 14  | 折原正助              | 武蔵 | 埼玉 | 騎西    | 1  | 14005.67 | 58    | 家泉弥太郎  | 上野 | 山田 |    | 9  | 37181.4284  |
| 15  |                   |    |    | 幸手    | 16 |          | 59    |        | 下野 | 邑楽 |    | 2  |             |
| 16  |                   |    |    | 松伏    | 4  |          | 60    |        |    | 梁田 |    | 12 |             |
| 17  | 岩井愛蔵              | 武蔵 | 葛飾 | 幸手    | 25 | 15593.26 | 61    |        |    | 足利 |    | 7  |             |
| 18  |                   |    |    | 松伏    | 2  |          | 62    |        |    | 都賀 |    | 18 |             |
| 19  |                   |    |    | 惣新田組  | 2  |          | 63    |        |    | 寒川 |    | 5  |             |
| 20  |                   | 下総 | 葛飾 | 新方    | 4  |          | 64    | 新井源吉   | 上野 | 山田 |    | 9  | 35035.8049  |
| 21  |                   |    |    | 越ヶ谷   | 1  |          | 65    |        | 下野 | 邑楽 |    | 14 |             |
| 22  | 田口源太郎             | 武蔵 | 埼玉 | 庄内    | 3  | 17373.42 | 66    |        |    | 都賀 |    | 20 |             |
| 23  |                   |    |    | 越ヶ谷   | 1  |          | 67    |        |    | 寒川 |    | 3  |             |
| 24  |                   |    |    | 新方    | 1  |          | 68    | 大森又八   | 下野 | 安蘇 |    | 12 | 32752.6558  |
| 25  |                   |    |    | 松伏    | 1  |          | 69    |        |    | 都賀 |    | 20 |             |
| 26  |                   |    |    | 式郷半   | 45 |          | 70    |        |    | 梁田 |    | 10 |             |
| 27  | 豊田隆平              | 武蔵 | 埼玉 | 岩槻    | 24 | 14826.62 | 71    | 上岡勇助   | 上野 | 邑楽 |    | 5  | 26030.203   |
| 28  |                   |    |    | 新方    | 1  |          | 72    |        | 下野 | 都賀 |    | 10 |             |
| 29  |                   |    |    | 越ヶ谷   | 1  |          | 73    | 上岡勇助   |    | 梁田 |    | 4  | 29929.993   |
| 30  |                   |    |    | 騎西    | 1  |          | 74    | 上野     | 邑楽 |    | 24 |    |             |
| 31  |                   |    |    | 幸手    | 7  |          | 75    | 北村直衛   | 下野 | 足利 |    | 2  | 24852.2     |
| 32  |                   |    |    | 惣新田上組 | 2  |          | 76    |        |    | 安蘇 |    | 14 |             |
| 33  |                   |    |    | 島中川辺  | 2  |          | 77    |        |    | 上野 | 邑楽 |    |             |
| 34  | 新井栄次<br>(元野廻り勝正助) | 武蔵 | 埼玉 | 越ヶ谷   | 2  | 13613.53 | 78    | 秋葉又助   | 下野 | 寒川 |    | 5  | 24852.2     |
| 35  |                   |    |    | 岩槻    | 21 |          | 79    |        |    | 都賀 |    | 9  |             |
| 36  |                   |    |    | 騎西    | 9  |          | 80    |        |    | 上野 | 邑楽 |    |             |
| 37  | 松崎平十郎             | 武蔵 | 比企 | 川嶋    | 48 | 30397.78 | 81    |        |    | 武蔵 | 埼玉 |    |             |
| 38  |                   |    |    | 入間    | 川越 | 48       | 鈴木次兵衛 | 武蔵     | 入間 | 日西 |    | 20 | 42306.45    |
| 39  |                   |    |    | 入間    | 川越 | 13       |       |        |    | 川越 |    | 13 |             |
| 40  | 鈴木次兵衛             | 武蔵 | 比企 | 川嶋    | 23 | 川嶋       |       |        |    |    | 11 |    |             |
| 41  |                   |    |    | 川嶋    | 11 | 川嶋       |       |        |    |    | 10 |    |             |
| 42  |                   |    |    | 川嶋    | 10 | 川嶋       |       |        |    |    | 10 |    |             |
| 43  |                   |    |    | 川嶋    | 10 | 川嶋       |       |        |    |    | 10 |    |             |
| 44  |                   |    |    | 高麗    | 21 | 高麗       |       |        |    |    | 21 |    |             |

典拠:『春日部市史』第3巻近世史料編Ⅴ 139～164頁

典拠:『春日部市史』第3巻近世史料編Ⅴ 139～164頁

江引請御吟味請可申候  
 一、耕地ニ殺生道具御座候ハ、地所相改、地元村  
 一、前々從 御公儀様被仰出候通り、鶴雁鴨は不  
 及申、小鳥等ニ至迄殺生人無之様村々之者江急度申  
 付為相守可申候、若殺生人御見付被成候敷、又は殺  
 生道具御見付候ハ、何分ニも被 仰立可被成候、尤  
 他所より参候ハ、捕置早速御届可仕候  
 一、鶴雁鴨類追立申間敷候、勿論耕地江鳥追小屋  
 を仕立、道具等為持追立申間敷候、若相背追立候所  
 御見付被成候ハ、何分ニも被仰立可被成候、且又落  
 鳥病鳥御座候ハ、早速御届ケ可仕候  
 一、魚殺生之儀、当八月より来春御鷹御用不相濟  
 内は、村中ニ有り来り候小池小沼用悪水百姓困堀等  
 迄札建置、急度殺生仕間敷候、若相背候もの御座候  
 ハ、何分ニも被仰立可被成候、其節御非分は申間  
 敷候、自然他所より参り候ハ、留置早速御届ケ可仕  
 候  
 一、耕地ニ殺生道具御座候ハ、地所相改、地元村

(第五卷) 一、御鷹休被遊候ハ、御鷹番大切可仕候、犬猫等有之候ハ、早速繫置可申候

(第六卷) 一、御鷹御宿触当村江来り候ハ、御姓名必書記し早速御届ケ可仕候、尤村境江罷出御旅宿所江御案内可仕候、且又犬猫等飼置候ハ、早速繫置可申候

(第七卷) 一、水鳥類惣而御鷹御捉飼之諸鳥飼鳥ニ決而仕間敷候

(第八卷) 一、水鳥類売買人決而無之様吟味可仕候、勿論外村ニ有之由及見聞候共早速御届ケ可仕候、并魚売買人無心元包物等も有之候ハ、途中ニ而も御改可被成候、其節聊御非分とは申間敷候

(第九卷) 一、当村四季打鉄炮場ニは無御座候

(第十卷) 一、八月より来ル春御鷹御用不済内は、囲堀外堀又は垣樋泥浚等無抛普請仕候場所御座候ハ、御届仕御差図請可申候、縦御普請所ニ御座候共御届ケ可仕候

(第十一卷) 一、田舟之儀当十月より来春御鷹御用不相済内ハ堀々江沓艘も置申間鋪候、縦川通渡場候共渡シ舟計差置、外小舟差置申間敷候

(第十二卷) 一、芝居之類惣而人寄仕候儀、当八月より春御用不相済内ハ一切致申間敷候、若神事祭礼杯ニ而無抛儀御座候ハ、御届御差図請可申候

(第十三卷) 一、当村ニ主無之犬一切差置申間敷候、若相背御鷹御捉飼妨ニ相成候ハ、村方越度ニ被仰立可被成候

(第十四卷) 一、当八月より春御用不相済内は村内ニ而花火一切為出申間敷候、尤堀通耕地ニ而焚(火脱力)為致申間敷候、

(第十五卷) 一、毎度御鷹匠様御捉飼御場締ニ御越被成候節、被仰渡候慎之儀逸々小前百姓江申聞セ常々心懸相背申間敷候、尤仮橋之儀も御触次次第早速丈夫ニ掛渡目印杭建置可申候、并堀通り下草苅払余木伐透し、堀左右田場水切落可申候

【表3】鷹場締まり証文の内容

| 分類     | No.          | 年月<br>内容               | 記号<br>管轄(雑は雑司ヶ谷・千は千駄木) |        |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|--------|--------------|------------------------|------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|----------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---|---|---|
|        |              |                        | 享保三年十月                 | 享保四年十月 | 享保五年七月 | 享保五年八月 | 享保五年九月 | 享保十一年八月 | 宝暦十三年八月 | 宝暦十三年十一月 | 安永二年十月 | 天明二年十二月 | 天明四年九月 | 天明三年五月 | 寛政二年八月 | 寛政十年正月 | 寛政十一年八月 | 享和二年八月 | 文化十一年八月 | 文化十五年三月 | 文政二年八月 | 文政三年八月 | 文政四年正月 | 文政八年八月 | 文政九年九月 | 文政九年九月 | 文政十年八月 | 文政十年九月 | 文政十二年八月 | 文政十二年十一月 | 天保十五年正月 | 天保十五年九月 | 天保十五年九月 | 天保十五年九月 | 嘉永五年八月 | 安政二年八月 | 文久二年九月 | 文久三年八月 | 慶応三年正月 |   |   |   |
| 総則     | 1            | 公儀の法令等遵守               | ①                      | ①      | ①      | ①      | ①      | ①       | ①       | ①        | ①      | ①       | ①      | ①      | ①      | ①      | ①       | ②      | ③       | ①       | ①      | ①      | ①      | ①      | ①      | ①      | ①      | ①      | ①       | ①        | ①       | ①       | ①       | ①       | ①      | ①      | ①      | ①      | ①      | ① | ① | ① |
| 鑑札     | 2            | 焼印・判鑑の引き合わせ            |                        | ⑦      | ⑦      | ⑧      | ⑦      | ⑧       |         | ②        | ①      | ⑤       | ⑥      | ①      | ⑤      | ⑥      | ④       | ①      | ①       | ⑤       | ①      | ⑤      | ①      | ⑤      | ①      | ①      | ②      | ⑤      | ⑤       | ⑤        | ⑤       | ⑤       | ⑤       | ⑤       | ⑤      | ⑤      | ⑤      | ⑤      | ⑤      | ⑤ | ⑤ | ⑤ |
|        | 3            | 御預りの焼印の管理              |                        |        |        |        |        |         |         |          | ①      | ⑤       | ①      | ⑤      | ①      | ④      | ⑥       | ④      | ①       |         | ①      | ④      |        |        | ①      |        | ④      | ⑤      | ①       |          |         |         |         |         |        |        |        |        | ①      | ⑤ |   |   |
| 鳥資源管理  | 4            | 村内に鳥殺生・道具はない           | ②                      | ②      |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 5            | 村内に鳥番屋の設置する            | ③                      | ①      | ②      | ③      | ②      |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 6            | 御鷹の鳥・諸鳥の殺生・追立・威しの禁止    | ④                      | ①      | ③      | ②      | ④      | ③       | ②       | ⑤        |        | ①       | ④      | ①      |        | ①      | ②       | ①      |         | ①       | ⑦      | ①      | ③      | ①      | ②      | ②      |        |        |         |          | ②       | ①       | ①       | ①       | ⑤      | ③      |        |        |        |   |   |   |
|        | 7            | 病鳥・落鳥の報告               | ⑤                      | ⑬      | ⑬      | ⑭      | ⑭      | ⑭       | ⑦       |          |        | ⑩       | ⑩      |        | ①      | ②      | ⑥       |        | ④       | ⑨       | ⑥      |        | ③      |        |        | ⑧      |        | ⑩      |         | ⑦        |         | ②       |         | ①       | ⑤      | ⑧      |        |        |        |   |   |   |
|        | 8            | 鶴雁鴨代付、鶴鴻鷺巣作り等大切にし、届出   |                        |        |        | ⑮      |        |         |         |          |        | ⑬       | ⑭      |        |        |        |         |        |         |         |        |        | ③      |        |        |        |        | ⑥      |         |          |         |         |         |         |        | ⑥      |        |        |        |   |   |   |
|        | 9            | 鳥の居る場所は通行しない           |                        |        |        |        |        |         |         |          |        | ⑨       | ⑨      |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        | ⑥      |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 10           | 鳥の飼育禁止                 |                        |        | ⑩      | ⑪      | ⑪      | ⑪       | ⑪       |          |        | ⑧       | ⑥      | ⑧      | ⑫      | ⑦      | ⑬       | ⑭      | ⑪       | ⑭       | ⑬      |        | ⑦      | ⑬      | ⑬      | ⑪      |        | ⑬      | ⑩       | ⑭        |         | ⑦       | ⑭       | ②       | ⑮      |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 11           | 水鳥・御法度之鳥商売禁止           |                        |        |        |        |        |         |         |          | ⑧      | ⑦       | ⑪      | ⑧      |        | ⑧      | ⑨       | ⑧      |         | ⑩       | ⑨      |        | ⑧      | ⑧      | ⑪      |        |        |        | ⑩       | ⑩        | ⑧       | ⑧       |         | ⑨       |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 鳥殺生    | 12           | 餌差渡世の者はいない             |                        |        |        |        |        |         |         |          | ⑫      | ⑭       | ⑨      |        |        |        |         | ⑩      | ⑬       |         |        |        | ⑨      |        |        |        |        |        |         |          | ⑮       |         |         |         | ⑮      |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 13           | 鉄砲所持禁止、所持者なし、入込は捕えて注進  | ⑥                      | ③      | ④      | ⑤      | ④      | ④       |         | ①        | ⑤      | ③       | ⑤      | ③      | ⑤      | ②      | ⑨       | ②      | ⑤       | ⑥       | ②      | ②      | ⑨      | ⑤      | ①      | ④      | ②      | ②      |         | ④        | ⑥       | ⑨       | ②       | ①       | ⑤      | ②      |        |        |        |   |   |   |
|        | 14           | 殺生人等の捕縛・注進             |                        | ②      | ⑤      | ⑥      | ⑤      | ⑤       | ⑩       | ②        | ⑥      |         |        | ⑥      |        | ①      | ⑩       | ⑥      | ⑦       | ⑮       | ⑩      |        | ⑥      | ⑦      | ⑪      |        |        | ②      | ⑪       | ⑪        |         | ⑨       |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 15           | 餌差、御用以外の鳥猟の禁止、鷺巣子の捕獲禁止 | ④                      | ⑨      | ⑨      | ⑨      | ⑨      | ⑮       |         |          |        | ⑮       | ⑥      | ⑭      |        |        | ⑤       | ⑬      | ②       | ⑫       | ⑤      |        | ⑮      | ⑫      | ⑥      |        |        |        | ⑥       | ⑮        | ⑮       |         |         | ⑭       |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 16           | 耕地に殺生道具があれば地元村が吟味を請ける  |                        |        |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        | ④      |         |        |         |         |        |        | ④      |        |        |        |        |        |         |          |         | ④       |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 17           | 疑わしい鷹匠がいたら届出           |                        | ⑦      |        | ⑩      |        |         |         |          |        |         |        |        |        |        | ④       |        |         |         |        | ④      |        |        |        |        |        |        | ⑮       |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 18           | 竊売買禁止                  |                        |        |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        | ②      |        |        |        |         |          |         |         |         |         | ②      |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 鷹役人・御用       | 19                     | 鷹方役人來訪時・先触参着は報告する      | ⑦      | ④      | ⑥      | ⑦      | ⑥       | ⑥       | ⑨        |        |         | ⑤      | ⑫      | ⑫      | ⑤      | ⑥       |        | ⑮       | ⑫       |        |        | ⑧      | ⑥      |        |        |        | ⑥      | ③       | ④        | ⑥       | ⑮       |         | ⑥       | ③      |        | ④      | ⑤      |        |   |   |   |
| 20     |              | 御鷹宿を提供、御鷹宿火の元念入り       |                        |        |        |        |        |         |         |          |        | ②       |        | ②      |        |        |         | ②      |         | ⑤       |        |        | ⑮      |        |        |        |        | ⑮      | ⑤       | ⑮        | ⑤       | ⑮       | ③       | ⑥       | ②      |        |        |        |        |   |   |   |
| 21     |              | 御鷹休のときは御鷹番をする          |                        |        |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        | ⑤      |         |        |         |         |        |        | ⑤      |        |        |        |        |        |         |          |         | ⑤       |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 22     |              | 御用は滞りのないように            | ⑨                      |        |        |        |        |         |         | ②        |        | ②       | ⑤      | ②      |        |        |         |        |         | ②       |        |        |        | ②      |        | ③      |        |        |         |          | ③       |         | ③       |         | ②      |        |        |        |        |   |   |   |
| 23     |              | 野先急御用・見回り時の殺生人追捕の人足出す  |                        |        |        |        |        | ⑦       |         |          |        | ⑨       | ⑤      | ⑦      |        |        | ⑫       | ⑦      |         | ⑮       | ⑫      |        | ⑦      |        | ⑬      | ⑫      | ⑮      | ⑬      | ⑫       |          | ⑫       |         | ⑪       |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 24     |              | 鷹旅箱・膺・霞入用等提供する         |                        |        |        | ⑮      | ⑮      | ⑮       | ⑦       | ⑦        |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         | ③       | ⑥       |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 25     |              | 御鷹方野装衣之類の着用禁止          |                        |        |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        | ⑮      |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 26     |              | 御用状・荷物・上ヶ鳥の継立・人馬水夫人足   |                        |        | ⑪      | ⑮      | ⑫      | ⑮       |         |          | ⑪      |         | ⑪      |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 27     |              | 下見の者の木銭・宿借りは相場通り支払う    |                        |        |        |        | ⑫      | ⑮       |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 28     |              | 御用案内時に名主・百姓は脇差指さない     |                        |        |        |        | ⑮      |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 29     |              | 御鷹宿仕来の家が潰れた場合、届出       |                        |        |        |        |        |         |         |          |        | ⑩       |        | ⑬      |        |        |         |        |         | ⑮       |        |        |        |        |        |        |        | ⑮      |         | ⑮        |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 御鷹     | 30           | 御鷹を見付けたら籠などかぶせ、届出      |                        |        |        |        | ⑮      |         |         |          | ⑫      | ⑬       |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 31           | 足渡し・足革付の鷹は届出           |                        |        |        |        |        | ⑧       |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        | ⑫      | ⑪       |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 32           | 脇鷹・脇鷹匠は早々に通知する         | ⑤                      | ⑦      | ⑩      | ⑧      | ⑩      |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 33           | 御精進日は御鷹放しなし            |                        |        |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         | ③       |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 34           | 御鷹が来たら不埒のないようにする       |                        |        |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         | ⑥      |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 35     | 大名在城時の鷹遣りは許可 |                        |                        |        |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        | ⑭      |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
| 鷹場環境維持 | 36           | 道・仮橋・渡橋の差図あれば対応する      | ⑧                      | ⑥      | ⑮      | ⑮      | ⑮      | ④       | ④       | ③        | ④      | ③       | ④      | ③      | ④      | ⑥      | ⑮       | ⑪      | ③       | ⑦       | ⑧      | ⑪      |        | ⑮      | ③      | ③      | ⑫      | ④      | ⑨       |          | ⑫       | ⑧       | ⑮       | ⑩       | ③      | ⑦      | ④      |        |        |   |   |   |
|        | 37           | 田の水を切落す、田刈揚げ後水引き入れない   |                        |        |        |        |        |         | ⑥       | ⑩        | ⑭      | ⑮       | ⑮      | ⑩      | ⑥      | ⑮      |         | ⑪      |         | ⑮       | ⑮      |        | ④      | ⑮      | ⑩      |        |        | ⑦      |         | ⑮        | ⑮       |         | ⑤       | ⑫       | ④      |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 38           | 水路等の生茂る草木の刈取り          |                        |        | ⑭      | ⑮      | ⑭      | ⑤       | ③       | ④        | ④      | ④       |        |        | ⑥      | ⑮      |         | ④      | ⑦       | ⑪       |        | ④      | ⑮      |        |        | ⑦      | ④      |        | ⑭       | ⑭        | ⑮       | ⑮       | ③       |         | ④      |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 39           | 犬猫繁置、野犬に注意             |                        | ⑥      | ⑦      | ⑥      | ⑥      | ⑥       | ⑤       |          | ⑧      |         |        |        |        | ⑤      | ③       | ⑮      | ⑤       | ④       | ③      | ⑦      | ⑬      |        |        |        | ⑥      | ⑮      | ③       | ③        | ④       | ⑬       | ③       | ④       | ④      | ⑤      |        |        |        |   |   |   |
|        | 40           | 坎樋等普請時は届出              |                        |        |        |        |        |         |         |          |        | ⑮       | ⑮      |        |        | ⑩      |         |        |         |         |        |        |        |        |        | ⑩      |        |        |         |          |         | ⑩       |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 41           | 家作・瓦焼・水車は届出            |                        |        |        |        |        |         |         |          |        | ⑮       | ⑮      | ⑮      |        |        |         |        |         | ⑧       |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         | ⑭       |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 42           | 塵芥焼立・花火・堀通りの焚火禁止       |                        |        |        |        |        |         |         |          |        | ⑮       | ⑮      |        |        |        |         |        |         | ⑨       |        |        |        |        | ⑭      |        |        |        |         |          |         | ⑭       |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 43           | 案山子・張縄しない、指図をうける       |                        |        |        | ⑮      | ⑮      |         |         |          | ⑮      | ⑮       | ⑮      |        |        |        |         |        |         |         |        |        | ⑥      |        |        | ④      |        |        |         |          |         |         |         |         |        | ④      |        |        |        |   |   |   |
|        | 44           | 相撲・芝居等人寄せは届出・禁止        |                        |        |        |        |        | ⑪       |         | ⑪        | ⑮      | ⑮       | ⑮      | ⑮      | ⑮      | ⑮      | ⑦       | ⑦      | ⑨       | ⑫       | ⑮      | ⑦      |        | ⑫      | ⑮      | ②      | ⑨      | ⑦      | ⑤       | ⑫        | ⑧       |         | ⑫       | ⑥       | ②      | ⑮      | ⑥      |        |        |   |   |   |
|        | 45           | 魚猟禁止、制札建てる、指図をうける      | ②                      | ⑤      | ⑮      | ⑤      | ③      | ③       | ④       | ②        | ④      | ②       | ④      | ②      | ④      | ③      | ③       | ⑧      | ④       | ⑩       | ⑮      | ⑧      | ⑤      | ③      | ④      | ③      | ⑩      | ③      | ⑤       |          | ⑨       | ⑭       | ③       | ⑦       | ③      | ⑬      | ③      |        |        |   |   |   |
|        | 46           | 村の寺社領の扱い               |                        |        |        |        |        |         |         |          | ⑮      | ⑮       | ⑮      | ⑮      |        |        |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 47           | 田舟の使用禁止                |                        |        |        |        |        |         |         |          |        |         |        |        |        |        | ⑪       |        |         |         |        |        |        | ⑪      |        |        |        |        |         |          |         |         |         | ⑪       | ⑪      |        |        |        |        |   |   |   |
|        | 領主・村政        | 48                     | 代官領主交代は届出、領主替らず        |        |        | ⑫      | ⑮      | ⑮       |         |          |        | ⑮       | ⑧      | ⑮      | ⑮      |        |         |        | ⑮       | ⑮       |        |        |        |        | ⑮      |        |        | ⑮      | ⑦       | ⑦        | ⑮       |         |         |         |        |        | ⑮      |        |        |   |   |   |
| 49     |              | 名主交代は届け出る              |                        |        |        |        |        |         |         |          |        | ⑮       | ⑮      | ⑮      | ⑮      |        |         | ⑮      |         |         |        |        |        | ⑮      |        |        |        | ⑮      | ④       |          |         |         |         |         |        |        |        |        |        |   |   |   |

数字は箇条番号。典型は【付表】を参照のこと。



【付表】表3史料典拠

| 記号 | 鷹匠頭   | 年代         | 外題(冊のみ)<br>※空欄は形態が一紙か不明な<br>もの | 柱題         | 差出                                         | 宛所                                 | 典拠                                      | 条<br>目<br>数 |
|----|-------|------------|--------------------------------|------------|--------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------|-------------|
| あ  | 戸田・小栗 | 享保3年10月    |                                | 指上ケ申証文之事   | 武州埼玉郡道口蛭田村名主彦右衛門他1名<br>(雛形・国郡御・御地頭様名主組頭年寄) | 戸田五介・小栗長右衛門様御組 長八郎右衛門殿             | 『春日部市史ⅡV p.73-74』                       | 9           |
| い  | 戸田・小栗 | 享保4年10月    |                                | 一札之事       | 比企郡古水村名主文四郎他4名                             | 戸田五介様・小栗長右衛門様御支配中村惣兵衛殿             | 『三和町史・資料編Ⅱ近世ⅡNo.31』                     | 7           |
| う  | 戸田・小栗 | 享保4年10月    |                                | 一札之事       | 武州府知府御内村名主謹印他(雛形)                          | 戸田五介・小栗長右衛門様御組 長八郎右衛門殿             | 『東松山市史 資料編Ⅲ3p.10~』                      | 15          |
| え  | 不明    | 享保5年7月     | 御鷹場仕置帳                         | 御鷹場村々江申渡條々 | 武州府知府御内村名主与兵衛他他2名                          | 御持平治右衛門殿                           | 『江崎町史 資料編3 近世Ⅱp.80』                     | 23          |
| お  | 不明    | 享保5年8月     | 御鷹場証文                          | 指上申証文之事    | (武蔵国)足立郡門前村名主与兵衛他他2名                       | 内田三郎右衛門殿(野廻りか)                     | 『上尾市史Ⅱ資料編3近世3p.158』                     | 16          |
| か  | 小栗    | 享保11年9月    | 御鷹場村々江申渡条目之写                   | 寛          | 上野国新田郡安養寺村名主市郎右衛門他1名                       | 小栗長右衛門様御組野廻り毛呂三左衛門殿・高山新右衛門殿・塚越小兵衛殿 | 『群馬県史Ⅱ資料編Ⅵ近世ⅡNo.127』                    | 21          |
| き  | 内山    | 宝暦13年8月    |                                | 一札之事       | (武蔵国埼玉郡)中里村名主八郎左衛門ほか3名                     | 栗原藤右衛門殿                            | 『行田市史 資料編Ⅲ近世ⅡNo.198』                    | 11          |
| く  | 熊勢    | 宝暦13年11月   | (無題)                           | 差上申一札之事    | 武州立郡山内村名主彦右衛門ほか2名                          | 熊勢河内守様御支配田沼助殿                      | 『津島市史 資料編3近世ⅡNo.45』                     | 7           |
| け  | 戸田    | 安永2年10月    | 御鷹御足御場ノリ証文                     | 差上申一札之事    | 武州埼玉郡豊後守村名主・緒野・百政代                         | 戸田久次郎様御支配配田井平次殿                    | 『岩槻市史 近世史料編Ⅳ地方史料(下)Ⅱp.464』              | 12          |
| こ  | 戸田    | 天明2年12月24日 | 御鷹匠御衆目并御通リ立礼掌                  | 差上申一札之事    | 松平大和守領方安比奈郡新田村名主組頭自掛代                      | 栗原修五郎殿                             | 『佐藤幸十(御鷹場史研究の発見)』                       | 21          |
| さ  | 戸田    | 天明4年9月     | 御鷹場ノリ証文                        | 寛          | 一橋御領知武州埼玉郡上野村名主源右衛門他2名                     | 戸田五介様御組野廻り勝重次郎殿                    | 『蓮田市史 近世史料編ⅠⅡp.36』                      | 17          |
| し  | 内山    | 天明3年5月     | 御下ケ礼写                          | 差上申一札之事    | (雛形・赤尾村)                                   | 坂戸市史 近世史料編ⅠⅡNo.2 下ケ礼あり             | 『坂戸市史 近世史料編ⅠⅡNo.2 下ケ礼あり』                | 20          |
| す  | 戸田    | 寛政2年8月     | 御鷹場ノリ証文                        | 寛          | (伊奈右近将監支配所武蔵国葛飾郡嶋中川辺領中里村名主三郎兵衛他2名)         | 戸田五助様御支配野廻 細井佐平次殿                  | 『久喜市栗橋町史 資料編Ⅱ近世ⅡNo.28』                  | 14          |
| せ  | 戸田    | 寛政10年正月    | 御鷹場御法度御請証文                     | 差上申御請一札之事  | 松平右近将監領分上州豊後守赤生田村名主儀右衛門他2名                 | 戸田五介様御組野廻足御場御野廻り役新井十兵衛殿            | 『館林市史Ⅱ資料編4近世ⅡⅡNo.30』                    | 7           |
| そ  | 戸田    | 寛政11年8月    | 御鷹御足御場殿(御)請書                   | 差上申一札之事    | 武州葛飾郡中曽根村名主惣兵衛他5名                          | 戸田五介様御組常御足御場御野廻り役本熊蔵殿              | 『吉川市史Ⅱ資料編Ⅲ近世ⅡNo.82』                     | 16          |
| た  | 戸田    | 享和2年8月     | 御鷹御足御法度請書 控                    | 差上申御請証文之事  | 武州葛飾郡幸手鎮藤村名主吉蔵他11名                         | 戸田五介様御組常御足御場御野廻り役吉井寛蔵殿・清藤圓次郎       | 『春日部市史ⅡV p.117-119』                     | 14          |
| ち  | 戸田    | 文化11年8月    | 御鷹場ノリ証文                        | 定          | 一橋御領知武州葛飾郡外国村名主彦右衛門他2名                     | 戸田五介様御組野廻り役吉井利右衛門殿                 | 『幸手市史 近世史料編ⅠⅡNo.48』                     | 16          |
| つ  | 内山    | 文化15年3月    | (奏紙なし)                         | 差上申一札之事    | (相模国高座郡・幸手郡・天住郡)                           | (野廻り役落合次郎左衛門)                      | 『強老名市史3 資料編Ⅲ近世ⅡⅡp.305』                  | 13          |
| て  | 戸田    | 文政2年8月     | 御鷹御足御場御法度請書                    | 差上申御請証文之事  | 中村入大夫御支配所武州葛飾郡山辺領中里村名主庄左衛門他2               | 戸田五介様御組野廻り役落井茶治殿                   | 『久喜市栗橋町史 資料編Ⅲ近世ⅡⅡNo.30』                 | 18          |
| と  | 戸田    | 文政3年8月     | 御鷹御足御場御法度請書                    | 差上申御請証文之事  | 武州埼玉郡藤後村名主六右衛門他2名                          | 戸田五介様御組野廻り役落井茶治殿                   | 『春日部市史ⅡV p.83-85』                       | 14          |
| な  | 内山    | 文政4年正月     | 御鷹御足御場御法度請書                    | 差上申御請証文之事  | 所中領之内本領村名主政右衛門他2名                          | 戸田五介様御組野廻り役落井茶治殿                   | 『防中市の近世長政資料集Ⅱp.46』                      | 8           |
| に  | 戸田    | 文政3年8月     | 狼篇殺生致縁請書                       | 差上ケ申一札之事   | 武州葛飾郡二郷半領谷口村                               | (野廻り役比留間民人)                        | 『三郷市史 二 近世史料編ⅠⅡNo.172』                  | 18          |
| ぬ  | 戸田    | 文政9年9月     | 御鷹場締証文                         | 差上申一札之事    | 新木市左衛門知行所武州葛飾郡幸手領下川崎村名主文左衛門他2名             | 戸田五介様御組野廻り役岩間利右衛門様                 | 『幸手信文書(京都大学文学部所蔵・埼玉県史編さん資料OH284-11を利用)』 | 14          |
| ね  | 内山    | 文政9年9月     |                                | 差上申書付之事    | (上総国望陀郡)三作村名主角左衛門御他2名                      | 内山七兵衛様御組佐久間貞吉様                     | 『袖ヶ浦町史Ⅱ史料編ⅠⅡp.230』                      | 6           |
| の  | 戸田    | 文政10年8月    | 御鷹場締証文                         | 差上申一札之事    | 武州埼玉郡上大槻村御鷹礼親り人名主左兵次外名                     | 戸田五介様御組常御足御場御野廻り役田口源太郎殿            | 『春日部市史ⅡV p.86-88』                       | 16          |
| は  | 戸田    | 文政12年8月    |                                | 差上申御請一札之事  | 松平右近将監領分上州豊後守御法度村名主常蔵御他2名                  | 戸田五介様御組野廻り役新井竹次郎殿                  | 『埼玉県市史 資料編3近世ⅡⅡNo.46』                   | 20          |
| ひ  | 内山    | 天保12年11月9日 | 御筒条書御請印帳                       | 差上申御請書之事   | 武州足立郡下上谷村名主三郎兵衛他2名                         | 内山七兵衛様御組野廻り役島田仙左衛門様                | 『鴻巣市史 資料編3近世ⅡⅡNo.48』                    | 12          |
| ふ  | 内山    | 天保15年正月    | 御殊印札并御定法申渡請印帳                  | 差上申御請証文之事  | 大熊喜太郎御代官所武州足立郡瑞葉宿名主三九郎御外名・外53か村            | 戸田五介様御組常御足御場御野廻り役細井伝蔵殿             | 『春日部市史ⅡV p.89-91』                       | 14          |
| へ  | 戸田    | 天保15年9月    | 御鷹御足御場御法度請印帳                   | 差上申御請証文之事  | 荒川豊前守他5名知行所武州葛飾郡西大楯村名主武右衛門御他2              | 戸田五介様御組野廻り役内村彦右衛門殿                 | 『幸手信文書(京都大学文学部所蔵・埼玉県史編さん資料OH284-11を利用)』 | 18          |
| ほ  | 戸田    | 天保15年9月    | 御鷹場締証文扣                        | 差上申一札之事    | 平岡文次郎御代官所武州葛飾郡幸手宿名主右馬之助他2名                 | 戸田五介様御組野廻り役内村彦右衛門殿                 | 『三郷市史 二 近世史料編ⅠⅡNo.173』                  | 18          |
| ま  | 戸田    | 享永5年8月     | 御鷹御足御場御請書帳                     | 差上申一札之事    | 武州三郷半領幸手村名主重右衛門御他2名                        | 戸田五介様御組野廻り役田沼清次郎殿                  | 『増田家文書440(埼玉県立文書館収蔵)』                   | 15          |
| み  | 戸田    | 安政2年8月     | 御鷹御足御場御法度御請書帳                  | 差上申御請証文之事  | 下総国葛飾郡永沼村名主孫次郎ほか17名                        | 内山七兵衛様御組佐久間常力様                     | 『袖ヶ浦市史Ⅱ資料編2近世ⅡNo.60』                    | 19          |
| め  | 戸田    | 文久2年9月     |                                | 定          | (上総国望陀郡)高谷村名主十郎兵衛他2名                       | 戸田五介様御組常御足御場御野廻り役江原章一郎殿            | 『若槻市史Ⅱ近世史料編Ⅳ地方史料(下)Ⅱp.500~』             | 6           |
| も  | 戸田    | 文久3年8月     | 御鷹場締証文                         | 差上申一札之事    | 武州埼玉郡飯塚村名主源四郎他2名                           | 戸田五介様御組野廻り役江原章一郎殿                  | 『藤岡町史 資料編Ⅲ近世ⅡⅡNo.35』                    | 6           |
| も  | 戸田    | 慶応3年正月     | 御鷹場御法度御請証文                     | 差上申御請一札之事  | 土井大炊頭領分下野国郡賀郡高取新田村唯木村名主民右衛門御外2名            | 戸田五介様御組野廻り役上岡威之助様                  |                                         |             |

一、御公儀様より被遊御渡候御鷹方御焼印并餌鳥合判大切ニ可仕候、尤不存御方御出候ハ、合判仕、若相違も有之候ハ、留置早速御届可仕候、餌差之儀も右同断相心得可申候

右ケ条之趣大切ニ相守可申旨被仰聞承知仕候、然上は村中大小百姓水吞下人等迄不洩様為申聞、聊不埒無之様急度為相守可申候、尤も常々無油断吟味可仕候、依之名主年寄百姓代連印御請一札仍如件

内容は多岐にわたるが、Ⅰ総則、Ⅱ鑑札、Ⅲ鳥資源管理、Ⅳ鳥殺生、Ⅴ鷹役人・御用、Ⅵ御鷹、Ⅶ鷹場環境維持、Ⅷ領主・村政と大別しておきたい。いずれの箇条も、鷹狩の獲物である鳥が居つきやすく、かつ鷹狩に支障が生じないように環境を整え、鷹方役人の御用の際には宿舎の提供などに協力させるものであり、これにかかわる村の生活を規制している。ほぼすべての鷹場締め証文に共通する内容としては、公儀法度の遵守(No. 1)、焼印・判鑑の照合(No. 2)、諸鳥殺生・追立・おどしの禁止(No. 6)、病鳥・落鳥の報告(No. 7)、鉄砲所持者の管理・殺生人の捕縛・侵入時の注進(No. 1・13・14)、道橋の管理(No. 36)、水路等の草木の刈り取り(No. 38)、犬猫に注意を払うこと(No. 39)、魚猟禁止(No. 45)などである。

下野国築田郡縣村の野廻り役家泉氏が廻り場の村々に下した廻状には、「御場締め証文下書差添相廻シ申候間、落字無之写取本書相認め、来正月六日村々名主中持参我等方江可被差出候、水車瓦焼有之村方ニ而は例年之通請取相認め、同日持参差出候様村役人より急度可被申渡候」<sup>45</sup>とあり、証文の作成にあたっては、野廻り役が提示する下書を村が書き写し、野廻り役に提出し、水車・瓦焼渡世の者のいる村方は別に請書を提出するよう指示している。上野国の野廻り役には、鷹場締め証文を毎年正月上旬に受け取る者と、毎年八月に受け取る者がおり<sup>46</sup>、鷹場締め証文は、ほぼ毎年野廻り役に提出されたと考えられる。

鷹場締め証文をめぐっては、天明三年(一七八三)、千駄木組掟飼場の川越領筋の野廻り役が、廻り場の村々に断

りなく、新たな箇条を追加したことから、村々が野廻り役を訴える事件が起きている<sup>47</sup>。鷹場締まり証文は、捉飼場を取り締まる野廻り役と、生活を規制される村との内容調整を経て、作成されるものであり、捉飼場の管理上重要な文書であったといえる。

### (3) 鷹場締まり証文にみる生活規制

ここで、鷹場締まり証文の捉飼場の生活規制について、特記すべき事項を三点指摘しておきたい。

第一には、箇条のなかには、期間が限定される規制がみられることである。前に例示した史料でいえば、第三・十・十一・十二・十四条であり、田舟の使用や人寄せのある催し物の開催など、八月ないし十月から春の御用が済むまでと規定されている。また「当村四季打鉄砲場ニは無御座候」というように、年中鉄砲を使用してはならならず、使用期限が定められていた。関東地方では享保十四年（一七二九）、鳥類に対する発砲が禁じられ、御拳場・江戸十里四方では鉄砲の使用禁止、捉飼場では農作物の獣害被害に関わる限り四月から七月までの使用が許された<sup>48</sup>。この期間は、「春御用」とあることから明らかなように、江戸から鷹方役人が来訪し、鷹の訓練・調教を実施する期間に相当する。捉飼場における生活規制の多くは、鷹狩実施の期間に限定されたものだったのである。

第二には、趣旨が同じであっても、それぞれの地域ごとで文言に多少の差異がみられることである。たとえば、魚猟禁止（No. 45）について、文政四年（一八二一）正月武州多摩郡府中宿ほか二七か村が連判した鷹場締まり証文には、「毎年九月朔日より三月晦日迄川殺生ハ不及申、内堀入江ニおゐて筏組下ケ等一切致間敷候、尤水車之義も右日限御用中ハ相返し候儀ハ前々より相成不申、猶又堅ク相守可申候事」（表3な）とある。多摩川流域の捉飼場では、川での魚猟の禁漁期間が毎年九月から三月までであり、またこの期間、筏組下げや水車の使用も禁じられていた。これに對

【表4】関東大名の餌差と鷹匠

| 藩名   | 年代                     | 内容                                                                                  | 典拠                      |
|------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 水戸藩  | (幕末)                   | 藩領内限りの餌差が存在し、領内で活動。                                                                 | 須田家文書1499(国文学研究資料館所蔵)   |
| 川越藩  | 享保15年10月               | 「御餌差」朝倉甚兵衛が病氣、御暇、その後酒狂により追放刑に                                                       | 林家文書No.1899(埼玉県立文書館収蔵)。 |
|      | 寛保元年6月13日              | 川越藩領の赤尾村では、享保3年9月の秋元伊賀守(当時川越藩主)鷹匠・餌差の判鑑を受取、御会所にて高松次郎兵衛へ請取証文を差出                      | 林家文書No.5894(埼玉県立文書館収蔵)  |
|      | 安政2年2月                 | 殿様、着城後に「御鷹野御殺生等可被遊御出」につき村々心得書の廻状だされる                                                | 『上福岡市史資料編2』p467         |
|      | 文久2年間8月                | 松平大和守「御鷹相始」のため役方定書が出される                                                             | 『上福岡市史資料編2』p468         |
| 関宿藩  | 享保3年7月26日<br>～安永2年正月7日 | 関宿藩士、藩主の御鷹の鳥(雁・梅首鶏・雲雀など)を拝領                                                         | 『野田市史資料編近世1』p201、p302など |
|      | 寛政7年                   | 関宿の御城中において、藩士榊原儀太夫が「御餌差札」を徒士目付衆から受取、同18日に御目付預りとなった。札には、裏に「久世大和守」、表に印がおされ、鷹匠・餌指共用の焼印 | 『野田市史 近世資料編1』p598       |
| 岩槻藩  | 宝暦11年正月                | 岩槻藩主大岡出雲守の鷹匠の判鑑                                                                     | 『越谷市史 三 史料一』p706        |
| 宇都宮藩 | 享和元年8月                 | 戸田能登守餌差の判鑑                                                                          | 家泉家文書6<br>(國學院大學図書館所蔵)  |
| 結城藩  | (未詳)                   | 水野日向守鷹匠の合印鑑                                                                         |                         |
| 古河藩  | 享和3年10月                | 土井大炊頭餌指の判鑑                                                                          |                         |

し、戸田五助組武州八ヶ領筋における鷹場締まり証文の箇条には、魚猟禁止期間は「当八月より来春御鷹御用不相済内」とされ、期間の異動がみられる。地域の生業の有り様が鷹場締まり証文の箇条・文言に反映されていたのである<sup>49</sup>。このほか、畑作地域の丘陵地や山間地域では案山の禁止、低湿地の地域では田舟の使用禁止の箇条がある。

第三に、捉飼場では、原則としては鳥の殺生・追立が禁じられていたが、次の者たちには条件付きで狩猟(鳥殺生)が許されていた。ひとつは、御鷹を訓練する幕府の鷹匠など鷹方役人、および御鷹に餌を供給する餌差である。各地の鷹場締まり証文には、焼印・餌鳥札に関する箇条(No. 2)が必ず備わっている。焼印とは、鷹匠が携帯する鑑札の照合用の鑑札で、一村に一枚ずつ配布されたものであり、餌鳥札とは、餌差が携帯する鑑札を照合するため、配布された紙札で「判鑑」などと称される。捉飼場においては、鷹匠や餌差は、この鑑札を携帯する限りにおいて、鷹狩・餌鳥活動が許されていたことになる。もうひとつは、大名・大名家中の鷹狩も許されていた。天保二年(一八三一)雑司ヶ谷組捉飼場の武州足立郡下上谷村の鷹場締まり証文には、「御大名様方御在城之砌鷹被持遣候節は雁・鴨は御見之由、若右御内鷹方之衆罷出鷹遣候節は、鷺已下軽キ鳥のみ捉飼迄之儀二而、鶴・雁・鴨取候節は早々御訴可申上

候事」<sup>50</sup>とある（No. 35 は⑭条）。大名の在城時の鷹狩について規定したものであるが、雁・鴨を獲物とする大名の鷹狩、大名家の鷹匠の場合は鷹以下の鳥の狩猟（実際には訓練）が許された。対象となる鳥が限定されているのは幕府の「御鷹之鳥」<sup>51</sup>の序列に基づいているのであろう。近世大名権力は本来的に鷹場の支配権を掌握し、個別領地での鷹をめぐる領有権を有していたが<sup>52</sup>、関東の大名は、享保三年（一七一八）七月に御拳場の外側の「御留場」、すなわち捉飼場での鷹狩が許可されていた<sup>53</sup>。関東における大名家の鷹匠・餌差の活動については、今後の研究が俟たれるところであるが、岩槻藩・宇都宮藩・結城藩・古河藩の鷹匠・餌差には鑑札の携帯が義務づけられていたようで、これを照合するための判鑑が存在し、注目すべきは、この判鑑が野廻り役の家に伝来していることである。つまり、諸大名家の鷹匠等が捉飼場に訪れた際には、野廻り役が大名家の鑑札を照合したことが推察される。

以上、捉飼場では、鷹狩の獲物である鳥の管理・保護のため生活規制が定められていた。生活規制は地域ごとの実情や慣習・慣行に適応したものであり、捉飼御用のシーズン中に限定されたものもあった。鳥の殺生については原則として禁じられていたが、その反面、鉄砲の使用や大名の鷹狩、幕府餌差の活動が条件付きで許されていた。こうした点から「もつとも取り締まりの厳しい地域」<sup>54</sup>とされる御拳場に対して、捉飼場は幕府鷹場のなかでは、規制・制限が緩かったといえよう。その規制・制限を担っていたのは、村方・野廻り役であったことに留意しておく必要があるろう。

## 二 在方餌差と捉飼場

本節では、捉飼場で狩猟が許されていた餌差に着目して、さらに捉飼場の特質に迫ってみたい。

## (1) 在方餌差の分布・組織

餌差<sup>55</sup>とは、鷹に与える餌鳥を集める者である。享保期、幕府の放鷹制度の再興の過程で、江戸町奉行が餌鳥請負人（のち岡鳥問屋と兼帯）に鑑札を与え、餌鳥請負人はこれを町在の餌差に配布、江戸町奉行―餌鳥請負人―餌差という系統で編成され、鷹部屋に餌鳥調達されるようになった。餌差は、餌鳥札とよばれる鑑札を携帯し、「関八州之内」で餌鳥の捕獲にあたり、餌鳥を餌鳥請負人に集荷した。岡鳥問屋（餌鳥会所）は、餌鳥を公定価格で鷹部屋へ納入し、江戸城御膳御用を勤めた水鳥問屋とともに江戸の鳥商売を独占するに至った。餌差の活動範囲となる関八州には、江戸町奉行が作成した餌鳥札判鑑と呼ばれる紙札が代官・個別領主を介して配布され、村役人は、漏れなくこれを所持し、餌差が携帯する鑑札と照合し、鑑札を携帯しない者の鳥猟を取り締まった。したがって、関八州は餌差以外のものであって鳥捕獲の制限地帯となった<sup>56</sup>。

餌差には、江戸に居住し、餌鳥確保のために鳥資源の豊富な地へ移動する者がいた。この者は日帰り餌差、旅餌差と呼ばれた。これに対し、在地に居住する餌差は田舎餌差と呼ばれた。本章では、田舎餌差のことを、研究史でも使用される用語「在方餌差」と呼ぶことにし、その実態について明らかにしてみたい。なお史料的な制約により、一八世紀後半まで餌差の実態については詳らかにしえない。

在方餌差はどこにどれほど存在したのか。【地図2】は、寛政く文化頃の鑑札の交付先を示した図である。図より、①主要街道沿いの町場、②河川流域・平野部に多く分布していることが明らかである。また、③捉飼場の分布と重なるものが多いことも特徴として見いだせる。

なお、交付地に鑑札一枚Ⅱ在方餌差一名ということではなく、在方餌差の中には、複数枚鑑札を受領し、近隣の餌

差渡世の者に鑑札を配布する者もいた。複数枚の鑑札を受領する者は札親、配布された者は札子と呼ばれ、札親は札子の師匠兼取りまとめ役で、宿や町場化した地域に居住し、札子はその周辺に居住した。餌鳥請負人の請書<sup>57</sup>には焼印の「在々所々えおろし札堅可為無用候」とあり、餌差の札親―札子は原則として禁じられていたが、少なくとも一八世紀末には、札親を中心にして、在方餌差の組織化が進んでいたとみられる。後年の史料ではあるが、弘化三年（一八四六）九月付「餌差中連印帳」<sup>58</sup>には「在々住居餌差中江戸表江罷越、猥ニ殺生致間敷候」との箇条がみえる。同史料は在方の「餌差一同心得」として在方の札親が餌鳥会所に提出した請書である。在方餌差は江戸での活動が禁じられていたことが知られ、江戸の日帰り餌差に対して、自立的な組織だったことが窺える。

## （２）在方餌差の実態

これまで、在方餌差については、①餌鳥捕獲が通年のものであり、農閑期を利用した季節的な稼ぎでは安定的に餌鳥を納めきれないため、専門者の餌差があり、村内の下層の存在や離農者が餌差となることが少なくなかったこと、②地域社会における札親（地域の鳥屋）と札子（鳥捕獲者）関係が餌鳥調達システムのなかに取込まれていたこと、③餌差集団そのものが蔑視され、村社会ではこれを排除しようとする指向性が強かったこと、などが明らかにされている<sup>59</sup>。ここでは、在方餌差の実態についてイメージをより豊かにするために、三つの事例を提示したい。第一に武蔵国葛飾郡平須賀村庄兵衛の例である。

### 入置申一札之事

一、御組下庄兵衛儀近年小石川大津屋清兵衛札ニ而御燈印頂戴ニて餌指仕候、此度齋藤<sup>（野廻り役）</sup>与市様より其組下庄兵衛儀実躰慥成者ニ候哉御尋之上慥成者ニ候ハ、請合書付指入候様御申上渡之由、依之私共方江右庄兵衛渡世之た

※春日部市郷土資料館編『最後の将軍がみた春日部』（2013）の作図に加筆。  
〔参考資料〕「餌鳥会記録」（国立国会図書館所蔵）より作成。





め二候ハ、餌指仕候共大切ニ相勤候様請合印形差可入申被渡承知仕候、尤庄兵衛儀御焼印頂戴之上御本丸餌鳥御用相勤候得は、近辺御他領江も罷出候義ニ候得は、万一何様之儀出来候も不相知候ニ付、御吟味被成候御尤ニ奉存候、已来迎も随分是迄之通り大切ニ御用相勤メ可為申候、万一何様之義出来候共、私共引請名主組頭衆并組合中江御苦勞ニ相懸ケ申間敷候、御公儀様御法度之儀は何ニ而も不仕候得共、此上私共方よりは又随分大切ニ仕候様可申渡候、然ル上ニ而若庄兵衛義ニ付何方よりも御用等有之候而江戸ニ不限罷出候義有之候ハ、入用諸雜用私共印形仕候上は急度無滞差出シ、貴殿方江も組合中江も御苦勞少も懸ケ申間鋪候、為後日請合印形仕候、仍而如件（年代・差出・宛所略）

この証文<sup>60</sup>は、明和九年（一七七二）十月、平賀村庄兵衛の請人・親類（各一名）が同村名主に宛てたものである。庄兵衛は、江戸の餌鳥問屋大津屋清兵衛より札を交付され「渡世之ため」餌差として活動した。証文は村役人や組合中に苦勞はかけないと誓約するものであり、庄兵衛は餌差渡世をはじめてもなお、平須賀村組合中に属した百姓であった。また、「近辺御他領江も罷出」とあり、庄兵衛は居村を中心に領地を越えた近隣地域を活動範囲としていた。餌差は雀・鳩などの餌鳥の調達のために、各地を止宿しながら餌鳥を求め歩いた者だけではなく、居村を拠点とした活動形態をとる場合もあったことがうかがえる。

第二に下総国葛飾郡下柳村音右衛門の例である。同人は、鑑札四枚を所持する餌差であった。音右衛門には、二人の息子の新蔵（赤沼村）・留蔵（大沢宿）がおり、それぞれに息子（音右衛門の孫にあたる）がいた。音右衛門名義の鑑札四枚は二人の息子と二人の孫に渡り、それぞれ餌差渡世を行っていた<sup>61</sup>。三代にわたり餌差渡世が継承されていた事例である。

第三に武蔵国入間郡赤尾村茂吉の例である。同人は、持高からいえば、同村において中層（五石）以上の家だった<sup>62</sup>。

茂吉は、天保六年（一八三五）、年々の御年貢差支えのため、名主家に地所を質流し、代金七両を受け取り、同十二年（一八四一）にも、御年貢差支えとして金二両余を同家より借用している<sup>63</sup>。茂吉は、天保九年（一八三九）二月、村役人に次の請書を宛てている<sup>64</sup>。

一、私儀御存之通り渡世方六ヶ敷、依之農業之間ニ餌差渡世致度旨相願候処、御差留被成候得共、右渡世六ヶ敷処より親類与合ヲ以不得止事相願候ニ付、各様方御相談之上先五ヶ年致し為ニも不相成候ハ、相止メ可申候筈ニ而御印形御貸し被下難有存候、然ル上は御公儀御法度は不及申上、餌差御定之趣大切相守可申候、尚又他所へ罷出候節は成丈心掛質素穩便ニ致し可申候筈、出先ニ而何様之儀出来候共親類組合ニ而精々致し各方へ少も御苦勞相掛ケ不申様可仕候、万一各々方御世話ニも相成候様成儀出来候節ハ入用之儀は当人ニ不抱親類与合ニ而其時々入用金御差図次第差出し、少も御苦勞御損毛相掛申間敷候、其節計考申間敷候、為後日親類組合一同連印一札差出候処仍而如件（年月日・差出・宛所略）

直前の土地売買も関係しているのか、家政向きは順調ではなかったようである。茂吉は「渡世六ヶ敷」ため、「餌差渡世」を望んだが、村役人に慰留された。それでもやむを得ず餌差渡世を願い、五年間渡世し「為ニも不相成候ハ、」やめることを条件に村役人に許された。同月付で川越久保町清七あてに餌差請負証文を提出<sup>65</sup>し、鑑札を受け取り、清七の札子となっている。なお、同村には勘五郎（持高三石四斗二升）という餌差もいた<sup>66</sup>。茂吉の例は、餌差渡世が村役人の許可を得なければならず、村役人の反対を押し切り、生業としての餌差渡世を選択した事例である。

いずれの在方餌差も経済的に豊かな暮らしを営んでいたとはいえないが、農村に居住し、渡世として餌差を選択した者であった。あるいは血縁者で継承される例もあった。また、関東農村、殊に主要街道沿いの近隣、かつ河川流域・平野部、そして捉飼場の村に居住した。捉飼場は、鳥が集まる環境下の地域であるから、鳥を捕獲して暮らす方餌

差も少なからず存在していたのであろう。居村を拠点とした農民による生業の手段として、餌差が位置づけられることを指摘しておきたい。

### (3) 在方餌差と捉飼場

捉飼場では鳥殺生が禁じられていたにもかかわらず、なぜ在方餌差は、捉飼場の地域に多く居住していたのか。次の史料<sup>6,7</sup>から考えてみたい。

#### 差上申一札之事

一、此度於御野先幸手宿餌差金六・市五郎右両人は心得違之儀有之故、御見咎御吟味被遊候処、両人之者可申披筋無御座候故、御焼印式枚并殺生道具不殘御引上相成候段奉恐入候、向後右両人之者餌差稼決而為仕間敷候間、此上之儀何分ニも御慈悲相頼候処、格別之御仁恵を以御免被成下、右御焼印二枚私共方江御引渡相成奉請取候、殺生道具ハ不殘御焼捨ニ相成候段承知仕候、依之一札差上候処仍如件

文化十四丑年十一月 御鷹餌鳥請負人 伝兵衛印

#### 吹上御役所

(朱書)

「文政五年年正月忍領筋御野先立之处、彼地ニ而餌差中間ニ合兼候故、会所より利兵衛幸手宿より彼地へ廻り候節金六召連候間、水上様<sup>(鷹匠)</sup>へ差出御用弁二付百相様<sup>(鷹匠)</sup>へも其段閏正月十九日巳之助より申上候故、金六事餌差御免ニ相成候」

文化十四年(一八一七)幸手宿の餌差金六・市五郎は捉飼(野先)御用に従事したが、「心得違」があり鑑札を没収

され、殺生道具も焼捨てられた。注目したいのは、朱書の部分であり、後年の文政五年（一八二二）に忍領筋で野先御用があつた折りに、餌差仲間が間に合わなかったため、餌鳥会所の利兵衛が金六を召連れ、鷹匠水上の許可を得て御用に従事させた。事後鷹匠百相にも報告し、金六は赦され再び餌差となったという。このように、在方餌差は、捉飼場での野先御用に駆り出されることがしばしばあつた。野先御用に従事した餌差には、捉飼先で鷹方役人より手当金を支給された<sup>6,8</sup>ので、御用は餌差の収入源となった。また、鷹匠の命により家鴨等の餌鳥を預けられることもあり<sup>6,9</sup>、飼育した餌鳥を日常的に抱えることもあつた。捉飼場と重なる地域に餌差が多く分布しているのは、一つに餌差は捉飼場での野先御用に不可欠な存在であつたからであろう。

餌差が捉飼場に多く居住していた理由は、もう一つ考えられる。享保七年（一七二二）町奉行が餌鳥請負人に鑑札を交付する際に示した餌鳥請負掟書<sup>7,0</sup>には、鶴をはじめ、鷹の獲物になる鳥は獲ってはならないこと、鷹狩の実施期間の八月～三月には田に網を張らないことなどが規定されている。注目すべきは、「一、御拳場におゐて雉子一切取へからさる事」「二、殺生人共武士屋敷え入申間敷候事」「一、御拳場之内殺生人八月朔日より三月晦日迄網もち網等にてハ鳥取申間敷事」の箇条である。御拳場での鷹場法度にも、餌差の居住や一村の四五日の逗留禁止が規定されている<sup>7,1</sup>。また、享保十一年（一七二六）二月に下野国都賀郡豊後新田の権兵衛が餌差に抱えられた証文には「国々在々ニも御制禁之御高札建候寺社ニては境内ニて殺生仕間敷候」<sup>7,2</sup>ともある。餌差は、武家屋敷の出入りや特定の寺社境内での鳥殺生が禁じられ、御拳場では猟期中の鳥捕獲が禁じられていたのである。さらに文化十四年（一八一七）に餌差が在地の鳥屋（札親）にあてた証文<sup>7,3</sup>（札親―札子間の取決め）には、「一、御三家様御鷹場之内江入、殺生仕間鋪候」「二、水戸様御領分ニ而殺生仕間敷候」「一、江戸表御三家様御屋敷堀御長屋之鳥指申間敷候、惣而武士屋敷江は入申間敷候」というように、御三家鷹場・水戸藩領、武家屋敷での餌鳥活動の禁止規定がみえる。餌差は、「関八

州」であればどこでも活動できたわけではなく、御拳場、その外縁部の御三家鷹場、水戸藩領や武家屋敷、寺社境内など、幕府の餌差制度を受け入れない特定の領域では活動を制限されていた。他方、その外縁にあたる捉飼場では鑑札を所持しさえすれば、餌鳥活動が可能だった。自然環境的にも、政治的にも、捉飼場は餌差の居住地に適していたのである。幕府の餌差制度は、御三家等の武家や寺社の権限を超越できない面をもっていたことを強調しておきたい<sup>74</sup>。

### 三 鳥殺生取締と在方餌差

前節でみたように、捉飼場には餌差が多く居住し、幕府の鷹場でありながらも餌鳥活動しやすい条件をもっていた。この節では、かかる在方餌差の存在を踏まえ、宝暦期以降の捉飼場・餌差の実態に迫ることにしたい。

#### (1) 捉飼場「不べ」の背景

宝暦五年（一七五五）に御鷹場が「不べ」、さらに同十年（一七六〇）にも「又々不締」とされ、両度鷹匠・同心が鷹場を廻村し、捉飼場では鷹場締まり証文が成立した<sup>75</sup>ことは先述した通りである。宝暦年間、御拳場をはじめ鷹場の取締り強化・再構築が模索されはじめた時期といわれている<sup>76</sup>。では、鷹場村々の「不べ」とは具体的にどのような状況であったのだろうか。鷹場の「不べ」の文言は、前年の宝暦四年（一七五四）十二月付の御拳場内の鳥殺生を取り締まる触書<sup>77</sup>が初見であるが、これに先立つ同年二月に、御料・私領・寺社領の捉飼場村々に次の触書が発せられている<sup>78</sup>。

御鷹捉飼場村方諸事大切ニ相守居候義御座候得共、年来之義故場所ニより心得違成義御座候哉、惣躰鳥少ニてあらく罷成候、村方慎之義ゆるミ申候哉、無心元奉存候、近年捉飼場近村ニ而四季打鉄砲打候場所多罷成候ニ付、鉄砲之音杯も相聞江申候、場外ニ而も捉飼場之縁村ハ入組有之紛敷筋も有之候様ニ及承申候、依之捉飼場之分江一統之御触流御座候様仕度奉存候、此以後御鷹御用無滞弁シ候様仕度奉存候、べり之ため御勘定奉行より慎之義触流御座候様奉存候、以上

この触書は、鷹匠頭戸田五助・能勢河内守の両名によるもので、支配筋の若年寄板倉勝清、勘定奉行及び代官を通じて發布されたものである。捉飼場では、村方の心得違い、「慎」が弛緩し、あわせて捉飼場の近隣に四季打鉄砲場が増えたため、「鳥少」となっている。今後の「べり」のため村方の「慎」のことを触流したいというものである。少なくとも、宝暦四年二月の段階で、鷹匠頭は捉飼場の村々の不注意があり取締まりが機能していないとの認識をもっていた。

この後、捉飼場では、鷹場締まり証文が成立し、野廻り役が廻り場を巡回するようになる。これにより、村々との間に軋轢が生じ、各地で野廻り役と村々が対立する事件がしばしば起こるようになった。野廻り役は、権威がましき存在として、しばしば廻り場の村々と対立することや「殺生人」より賄賂を受けこれを見逃す事件などもあり、野廻り役の職務権限が拡大されても、幕府の期待に反して、捉飼場の取締まりは形骸化していったようである<sup>79</sup>。

宝暦十一年（一七六一）十二月には、「御鷹捉飼場並四季打鉄砲御免之村々は不及申、四季打鉄砲不相願村々共ニ常々相互ニ心を附」とし、捉飼場や近辺での四季打鉄砲使用違反者や「殺生人」の捕縛を命じる触書<sup>80</sup>、明和四年（一七六七）三月には、「近年捉飼場村々江殺生人并鉄砲打入込不締」とし、密猟者や鉄砲使用違反者を見付け次第捕らえ報告するように命じる触書<sup>81</sup>、同五年（一七六八）九月には捉飼場内に鉄砲所持者や「鳥殺生人」などが入り込まない

ように村役人・百姓たちと申し合せ見廻りを命じ、隠し鉄砲を打つ者や「鳥殺生人」を召捕らえ、または訴え出れば褒美を授けるとした触書<sup>82</sup>が相次いで出されている。なお、明和四年の触書は、文化四年にも再び出されている<sup>83</sup>。一八世紀後半、各地の鷹場では、天候不順や水害などによる農村の疲弊<sup>84</sup>とも相俟って、村の取締まりの弛緩、そして「鳥殺生人」の侵入が問題となっていた。こうした状況を「不<sub>レ</sub>り」というのであろう。

なぜ、「鳥殺生人」が現われたのか。明和四年（一七六七）十月、これは、前年の幸手宿魚屋次郎左衛門が雁・鴨などを密売した事件がきっかけとなり<sup>85</sup>、水鳥問屋を介さない水鳥の商売を禁ずるとした触が出された<sup>86</sup>。この触では「若捉飼場之内之者共、捉飼場外ニて入用程数少ニ調、手前用ニ致候儀は不苦候」、すなわち、捉飼場の外でならば少量を調達して自分で消費する限りならよいとされ、捉飼場の外では自家消費に限り、鳥の調達が許されていた。宝暦から明和期にかけて、すでに鳥商売を行う者が在町に存在していたことが知られ、鷹場外では在方の鳥消費が黙認されていたようである。都市<sup>87</sup>だけでなく在方における鳥消費もあり、これを背景として鷹場での「鳥殺生人」の流入・出没が相次いだのであろう。

## （2）捉飼場「不<sub>レ</sub>」の実態

捉飼場における、「不<sub>レ</sub>」状況の具体相を、各地で発生した鳥殺生事件からみてみよう【表5】。

No. 4は、寛政八年（一七九六）、武蔵国葛飾郡谷口村・花和田村の入会地に「水鳥殺生人」が鳥籠やもち竹等の道具と囹の鳥を放置したという事件である。事件発覚の経緯はよくわからないが、鷹匠頭戸田氏に道具が没収され、収束したようである。この一件では、鷹匠頭戸田氏が、野廻り役遠藤に「此上殺生人手掛り相知候ハ、可訴出旨村方申渡置、且殺生人見咎候始末常々申付方行届候様之儀ニ相聞候間、其段野廻り江可申渡置旨 立花出雲守殿御差図ニ付申

【表5】捉飼場における「鳥殺生」関連事件一覧

| No | とき            | ところ              | 発見者                   | 対象者             | 内容                                                                                                                 | 経過等                                                               | 掲載                               |
|----|---------------|------------------|-----------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1  | 宝暦10年09月      | 武蔵国久下戸村          | 野廻り役野村喜代七             | 久下戸村餌差半助        | 田網張りのところ御見付。                                                                                                       | 網は御取り上げに。                                                         | 奥貫家文書889(埼玉県立文書館収蔵)              |
| 2  | 宝暦12年11月18日   | 武蔵国橘樹郡生麦村        | 野廻り役弥左衛門              | 上総国周准郡大堀村平助・七郎平 | 富津沖で黒鴨1羽捕らえ、国元へ帰るところ、大雨風のため生麦村磯辺に着き、風が止むのを待っていたところ、野廻り役に見咎められる。                                                    | 殺生道具・船とも預けられる。翌年5月御赦免。船返却。                                        | 関口家文書32、63、159(神奈川県立文書館所蔵)       |
| 3  | 明和5年4月        | 武蔵国埼玉郡下大崎村       | (不明)                  | 殺生人源八           | 水鳥殺生人ある由、野廻り岩崎浅右衛門が鷹匠頭戸田氏に申上。                                                                                      | 三給地頭方にて吟味内済。殺生人源八は家作引き渡しとなる。                                      | 『越谷市史 三 史料一』p710                 |
| 4  | 寛政8年9月25日     | 武蔵国谷口村・花和田村面村入会地 | (野廻り役遠藤園次郎か)          |                 | 菱喰と道具が捨ててあった。殺生人は不明。                                                                                               | 道具など取り上げ。                                                         | 藤塚村文書「村庭雑集下」                     |
| 5  | 寛政9年11月3日     | 武蔵国埼玉郡大室村        | (野廻り吉田左十郎か)           |                 | 大室村百姓弥左衛門前田にて殺生人網張りを野廻り吉田左十郎が御見掛け、追い掛けるも殺生人は逃げ延びる。                                                                 | 百姓弥左衛門お叱りを受け、根古屋村名主らを加えて再応御詫び。御預けの手廻は焼捨てとなる。                      | 大熊家文書3661(埼玉県立文書館収蔵)             |
| 6  | 享和3年11月       | 上野国邑楽郡岡野村        | 御鷹匠                   |                 | 岡野村百姓金左衛門後家屋敷内に鳥殺生道具あり、御鷹匠に見咎め。後家宅に滞在して足次村方蔵に隠しかかるが、当人は否認。                                                         | 今後取り締まるを厳重にする旨村内惣百姓印形、村役人員夜軒別見廻りを取決め、野廻り役に証文提出。                   | 『館林市史資料編4近世1』No31                |
| 7  | 文化4年3月        | 下野国都賀郡上初田村       | 野廻り家泉弥太夫・新井源吉         | 百姓政五郎           | 政五郎宅に雁むきかわ3つ、生雁1羽、網・烏籠あり、上高嶋村餌差乙七より預かったもの。                                                                         |                                                                   | 家泉家文書10(國學院大學図書館所蔵)              |
| 8  | 文化4年3月        | 下野国都賀郡上初田村       | 野廻り家泉弥太夫・新井源吉         | 上高嶋村餌差乙七        | 上初田村百姓で無札の政五郎に御鷹之鳥同意成る雁、網・烏籠を預ける。                                                                                  |                                                                   | 家泉家文書10(國學院大學図書館所蔵)              |
| 9  | 文化4年3月        | 下野国寒川郡寒川村        | 野廻り家泉弥太夫・新井源吉         | 百姓戸市            | 菓用の白家鴨3羽飼い置ところ、鰯かえり生え替りの家鴨3羽(白家鴨の子)目障りに。                                                                           | 生え替り家鴨は取り上げ。今後飼い置かない。                                             | 家泉家文書10(國學院大學図書館所蔵)              |
| 10 | 文化5年2月        | 上野国邑楽郡海老瀬村       | 御鷹方役人小林明藏外1名、野廻り役上岡勇助 |                 | 百姓家に近寄場所に鳥殺生網張があり、声をかけたところ殺生人逃げ去る。                                                                                 | 村内の百姓に疑いがかり、惣百姓呼出し吟味するも怪しきものなし。殺生道具は江戸に送り、焼捨て。御止宿の村役人・寺院を介して戻り入れ。 | 家泉家文書10(國學院大學図書館所蔵)              |
| 11 | 文化9年12月17日    | 武蔵国幡羅郡石塚村        | 野廻り鯨井勘左衛門             |                 | 村方字小田通に鴨網張り置きところ御目掛り。殺生人逃げ去る。                                                                                      | 網は封印・村預けののち焼捨て。                                                   | 鯨井家文書639、640、(國學院大學図書館所蔵)        |
| 12 | 文化9年12月17日    | 武蔵国幡羅郡沼尻村        | 野廻り鯨井勘左衛門             |                 | 村方字猪ヶ久保に鴨網張り置きところ御目掛り。殺生人逃げ去る。                                                                                     |                                                                   | 鯨井家文書641、642、(國學院大學図書館所蔵)        |
| 13 | 文化12年2月8日     | 武蔵国幡羅郡原之郷村       | (野廻り鯨井勘左衛門)           |                 | 鶴代御買廻りところ、原之郷村より鉄砲所持の者が、明戸村に這い入り、雁の群れに発砲。雁には当らず、鉄砲打は逃げ去る。                                                          | 村内に殺生道具所持の御糺しを請けるもなし。                                             | 鯨井家文書649、650、651(國學院大學図書館所蔵)     |
| 14 | 文化12年12月8日    | 武蔵国幡羅郡石塚村        | 鷹匠深津五郎左衛門             |                 | 深津通符のところ、字流作場に網張り置き、御目掛り。                                                                                          | 網、手竹、小杭、飛杭、手廻は御封印。村方御預け。                                          | 鯨井家文書655(國學院大學図書館所蔵)             |
| 15 | 文化13年口月       | 上総国望陀郡大曾根村       | (野廻り役佐久間伊左衛門か)        | 当人[ ]           | 捉飼場にて焼印れなく鳥殺生ところ、御察当をうける。                                                                                          | 江戸表へ差出べきところ、御懐愍にて御下げ。以来無札では鳥殺生しない旨の証文を野廻り役に提出。                    | 『袖ヶ浦町史史料編1』p228                  |
| 16 | 文化14年11月      | 武蔵国埼玉郡大林村        | 野廻り新井栄次郎              |                 | 忠七所持田中に鵜縄張があった。殺生人不明。                                                                                              | 道具は村預り。                                                           | 新井家文書118(越谷市立図書館所蔵)              |
| 17 | 文化15年正月5日     | 武蔵国榛沢郡戸盛村        | 野廻り鯨井勘左衛門             |                 | 字岡岡田の百姓頃次郎持地にて網御目掛り。殺生人2人は当村内へ逃げ込み。                                                                                | 殺生人尋ねるが見当たらず。網等は御封印、御預け。                                          | 鯨井家文書668(國學院大學図書館所蔵)             |
| 18 | 文政3年11月       | 上総国望陀郡かやの村       | 野廻り役平野平吉・佐久間貞吉        | 百姓六左衛門          | 鉄砲所持し木更津村まで出たところ、見咎め。                                                                                              | 当人・鉄砲ともに御預け。                                                      | 『袖ヶ浦市史』資料編2近世1No36               |
| 19 | 文政5年3月        | 武蔵国埼玉郡葛梅村        | 葛梅村組合之衆中              | 友吉(元餌差)         | 無札にて殺生ところ見咎め。                                                                                                      | 入寺にて村役人・組合衆中へ御詫び。                                                 | 『館林家文書653(埼玉県立文書館)』              |
| 20 | 文政7年11月       | 武蔵国多摩郡石原村        | 百姓餌差之もの共              |                 | 抜荷筋布等をし旅している風聞があるので、餌鳥会所が取調べたところ相違なし。                                                                              | 御焼印引上げのところ、藤七・藤兵衛詫び。藤七を世話役として書面連印。                                | 『鶴島会所記録』3(国立国会図書館所蔵)             |
| 21 | 文政9年2月        | 武蔵国葛飾郡大川戸村       | 大川戸村茂兵衛               | 大松村利左衛門・松次郎     | 鷹匠より預かっていた家鴨を追い回し打ち殺す。                                                                                             | 内済。                                                               | 小林(正)家文書1597(埼玉県立文書館収蔵)          |
| 22 | 天保5年11月13日    | 武蔵国幡羅郡西野村        | 鷹匠小城九郎兵衛              |                 | 西野村耕地にて殺生人御目掛け。殺生人吉五郎らを召喚。隣村の者も絡んでいると自白。                                                                           | 殺生人吉五郎ら4人は入寺。殺生道具は焼捨。                                             | 野中家文書489(埼玉県立文書館収蔵)              |
| 23 | 天保8年3月        | 新波村耕地            |                       |                 | 百姓勘吉と下野村兵吉が鉄砲にて鶴打留めの風説あり。                                                                                          |                                                                   | 家泉家文書34(國學院大學図書館所蔵)              |
| 24 | 天保11年(正月?)19日 | 武蔵国入間郡赤尾村        | 鷹方役人                  | 餌差茂吉            | 茂吉門先に雁の羽引き散らしてあり、同人宅の裏庭に物干棒に紛らわしい網が干してあった。                                                                         | 村方より野廻り役へ焼印取上げ、殺生道具焼捨ての上赦免願が出されたか?                                | 林家文書4404(埼玉県立文書館)                |
| 25 | 天保15年正月20日    | 武蔵国多摩郡金子村        | 上仙川村清右衛門              | 金子村与兵衛          | 春麦干かためのため葉山子として古網を掛けおいたところ見咎め。                                                                                     | 取締出役に召捕られ、宿預け。                                                    | 『関市の近世史料上』No27                   |
| 26 | 弘化元年12月24日    | 上野国邑楽郡田谷村        | 野廻り役新井直次郎・秋葉文助        |                 | 百姓清助所持畑に大目網等殺生道具あり、見咎め。                                                                                            | 殺生道具は名主に預けられる。                                                    | 『館林市史資料編4近世1』No32                |
| 27 | 弘化3年9月        | 武蔵国足立郡下上谷村       | (御鷹方)                 | 利八              | 御鷹方廻村の節、殺生人利八御目障りとなる。                                                                                              | 利八は乱心・服薬等するも未だ全快にならず、逆上中につき村役人ら、野廻りを介して                           | 『埼玉県史 資料編3近世一』No52               |
| 28 | 弘化4年正月        | 武蔵国橘樹郡下末吉村・鶴見村   | 鷹匠伊熊啓蔵                |                 | 田場に六双網。殺生人不明。                                                                                                      |                                                                   | 佐久間亮一氏所蔵資料(神奈川県立文書館所蔵、県史史料写真版30) |
| 29 | 安政2年12月       | 武蔵国葛飾郡広島村        | 鷹匠渡辺直八郎・広沢大蔵・野廻り嶋田清次郎 | 百姓弥三郎           | 弥三郎居屋敷内に差棒二根ひ候之品目障り、御改の上村方へ御預。                                                                                     | 野廻りを介して数願。                                                        | 嶋田家文書19(個人蔵)                     |
| 30 | 安政3年          | 上総国望陀郡野田村        | 野廻り役佐久間信次郎            |                 | 鉄砲打3名を捕え、鉄砲3挺と雉2羽を村に預けた。                                                                                           | 鷹匠頭役所へ報告。                                                         | 『袖ヶ浦市史通史編2近世』p354                |
| 31 | 安政4年12月26日    | 上総国望陀郡神納村        | 野廻り役下役曾根村金蔵           | 鉄砲打3人           | 神納村に鉄砲打3人長脇差を帯び入込むところ、野廻り役佐久間信次郎の下役金蔵と決戦。2名は逃亡。1名召捕らえたところ同郡下郡村百姓太三郎と申す者だった。去る12月13日江戸村鉄砲打長吉黒鷗1羽打取りの件にも関わっていたと自白した。 | 野廻り役佐久間信次郎より内山七兵衛役所あてに吟味をされたといふの願書が出される。                          | 『袖ヶ浦町史史料編1』p281                  |
| 32 | 嘉永2年12月16日    | 武蔵国葛飾郡彦音村        | 御鷹方飯田半六               |                 | 彦音村茂平治所持田場に不容易なる殺生道具(面雁形・千本はが)あり。設置者不明。                                                                            | 道具、田主は平沼村村役人に御預けののち、道具は飯田の旅宿で焼捨。                                  | 嶋田家文書20、31、44(個人蔵)               |
| 33 | 嘉永2年12月25日    | 武蔵国足立郡馬埜村        | 野廻り役原彦市郎・深井勘右衛門       |                 | 村方地方にて悪殺生道具御目掛り。                                                                                                   | 村方1人毎に取調べも携わる者なし。殺生道具は村役人立合のうえ焼捨て。                                | 『埼玉県史 資料編3近世一』No53               |
| 34 | 嘉永3年12月       | 武蔵国葛飾郡中里村        | 野廻り役嶋田清右衛門・新井吉左衛門     | 餌差沢右衛門          | 沢右衛門宅に羽替りの家鴨、網網あり、野廻り役の目にかかる。                                                                                      |                                                                   | 『久喜市栗橋町史 資料編2近世』No32             |
| 35 | 嘉永4年12月       | 武蔵国埼玉郡懸新田        | 野廻り役                  |                 | 岩槻城下の市宿町地内に入込網を張り、野廻り役見咎。殺生人逃げ去る。                                                                                  | 町内の者で心得違いの殺生をする者はないとして、懸新田の小前百姓の連印証文を岩槻藩金所に提出。                    | 『岩槻市史 近世史料編IV地方史料(下)』p498        |
| 36 | 嘉永6年7月19日     | 武蔵国葛飾郡高須賀村       | 野廻り役新井吉右衛門・嶋田清次郎      |                 | 鷺1羽持往來の旅人鉢の者見咎め、鳥を捨て逃げ去る。                                                                                          | 鷺は村内向遠附の柳木に留まり飛び去る。以後村方不取締なきよう請書提出。                               | 嶋田家文書9(個人蔵)                      |
| 37 | 嘉永7年12月       | 上総国望陀郡久津間村       | 餌差基五                  | 百姓由兵衛           | 小網張芝地へ干置ところ、餌差基五に見咎め。                                                                                              | 鷹匠方廻村先へ申立てのところ、村方難済につき餌差仲間に頼み数願、網焼捨ての上忠助手廻にて御済となる。                | 『袖ヶ浦町史史料編1』p276                  |
| 38 | 文久2年11月3日     | 武蔵国埼玉郡栢山村        | 鷹方渡辺直八郎               |                 | 百姓源次郎が野廻り新井吉右衛門より預りの家鴨3番を飼っていたところ、羽替りしたが餌けでなかったため御見咎め。                                                             | 御判解。                                                              | 嵯崎家文書2422(埼玉県立文書館収蔵)             |
| 39 | (年欠)          | 下総国千葉郡谷津村        |                       |                 | 黒鷗1羽落鳥。殺生人体の者入込む風聞なく、外より飛来病鳥の落鳥と判断。                                                                                | 野廻り役大野軍人へ御糺二付申上書を提出。                                              | 『習志野市史』第3巻史料編ⅡNo124              |



渡」されたことから、道具・囹の放置を発見し報告したのは少なくとも村方ではない。【表5】にも明らかかなように村方が「殺生人」を告発することはほとんどなく、野廻り役や鷹匠など鷹方役人の指摘により、事件へと発展する場合が多かった。また、「殺生人」の逃走も散見され（No. 5・10・11・12・17・35・36）、召し捕らえられることは稀だったようだ。そのため、「殺生人」の具体像は明らかでない。ただ、No. 8・19のように「無札」（餌差の鑑札を所持していない）ことが問題となっていることから、「殺生」とは許可を得ていない鳥殺生、すなわち、餌鳥の捕獲が許された餌差以外の者による密猟が多かったと考えられる。なお、餌差が関わる「殺生」事件もあるが、これについては後述する。ここで、捉飼場の「殺生」の性格について二つの例から考察してみたい。

No. 25は、天保十五年（一八四四）、武州多摩郡金子村において案山子に懸けた古網が「殺生体」と「似寄」ため摘発された一件である<sup>88</sup>。

#### 乍恐以書付奉申上候

一、武州多摩郡金子村役人惣代名主治郎左衛門奉申上候、当村百姓与兵衛儀当正月中上仙川村清右衛門御場内取締見廻りとして罷越候節、右与兵衛網取上ケ相成候始末御願ニ御座候、此段当正月廿日上仙川村名主清右衛門御場内取締り見廻りとして罷越候处、其節右与兵衛義隣家五兵衛庭先借受、春麦干置鳥類案山子として其場に掛置見咎ニ相成、右網取上ケ、其後馬喰町御鷹野方御掛りの衆兩人出役之上糺銘候間、右始末申立候处、与兵衛義は村預り被申付候儀ニ而右網は去秋中古道具屋持参作物干置候節鳥おどし之ため買置候由之处、御調請候間は御場所柄可申立様無御座奉恐入候、何卒御憐愍之程偏ニ奉願上候

右之御尋ニ付奉申上候通相違無御座候、以上（年月日・差出・宛所略）

史料は、天保十五年二月、金子村惣代名主が関東取締出役中山誠一郎にあてた申上書である。金子村の与兵衛が春

麦を干し、鳥除けのための案山子として網を掛けていたところ、御拳場の取締のため巡回していた上仙川村の名主清右衛門がこれを発見して咎め、網を没収された。この一件でも、鷹場の取り締りのため巡回していた別の村の村役人が発見し、「殺生」が明るみになった。その後、幕府鷹野役所の役人に糾明され、与兵衛は村預けを命じられ、鷹野役所の取調べ中に関東取締出役中山誠一郎に捕縛され、宿預けとなった。与兵衛は穀物を小鳥などから守る「鳥おどし」のための手段として網を張っていたのであり、鳥を捕獲するためのものではなかったと主張している。しかし、網を所持・使用したことから「殺生体と似寄」とみなされたため、摘発されたのであった。金子村は捉飼場であつたが、御拳場に隣接していたために鷹野役所の役人の出役があり、他の捉飼場村々よりも厳しい判断がなされた可能性もあるが、網を掛けた目的が鳥害対策であつても「殺生」とみなされたのである。

また、次の史料<sup>8,9</sup>にみえるような動向もみられた。

#### 差上申一札之事

一、岡野村百姓金左衛門後家屋敷之内ニ鳥殺生道具有之候所、御鷹匠被遊御見咎、村役人江御尋之处、驚入、右後家江相尋候得は申聞候は、忤儀御追放ニ罷成、極老殊ニ眼悪、居屋敷内ニ有之物不相弁、御尋請、右道具御座候儀始而不奉存、寔ニ以奉恐入候、何者之仕業ニ有之候哉、実以不奉存候段右申候、御受申上候所、前書趣可被仰立旨奉恐入候

一、足次村万蔵儀、右後家宅江罷在候ニ付御不審ニ相掛り、所持品御改所、殺生ニ可相用容之糸御座候間、殺生人も可有之哉ニ付、万蔵居宅村役人立合之上御改被仰付候得は、右雉子之羽家内ニ有之候故御尋之处、万蔵申上候は、子供持遊之弓矢細工商仕候節残羽ニ御座候、殺生忤仕候儀決而無御座候段申上候

一、右式ヶ条之趣御受申上候处、右万蔵常々殺生事好候様風説被為及御聞、其上後家ニ有之候殺生道具、此

節專相用候様子ニ思召有之、右一許被<sup>(件カ)</sup> 仰立蒙 御意奉恐入候、右条御吟味ニも相成候得共、当人共は勿論両村役人共甚難渋仕候ハ、以来之处、左ニ睨と取究之趣ヲ以御手前様迄相願申上候処、格別之御憐愍ヲ以御許言被 下置難有仕合奉存候、依之左ニ取究書付申上候

一、御捉飼場御条目之儀、兼々承知仕罷在句前之請書差上置候所、此節之始末以来出来仕、誠ニ以一言之申訳無御座、御内済被 下置候上は是迄迎も無油断吟味仕候得共、此後は村内惣百姓五人組耆人別ニ村役人共得印形御取置友吟味ニ仕、万一前書之仮寄候類之儀少々ニ而も難有候得は、村役人共より其組合江過役申付、其上ニも御手前様方迄早速御許申上候様掟ニ仕候、然上は是迄粗見廻りも難有候得共、無其儀候而も村役人共申合、不限昼夜ニ両村持耕地并村内軒別無懈怠相廻り、急度相改申候様申上候上は、此受書ニ違候儀も御座候得は、私共儀何程之被仰立候得は、一言之略儀<sup>(儀)</sup>申上間敷候、尤右一件ニ付御非方之御取扱等毛頭無御座候、曆数相立候共、前書之趣村内江記録仕置、跡々村役人共亡失仕間敷候、為承証仍而如件  
(年月日・差出・宛所略)

史料は享和三年(一八〇三)十一月に、上州邑楽郡足次村の村役人より、荒井十兵衛ら野廻り役六名にあてた証文である。これによれば、鷹匠が岡野村百姓金左衛門後家の屋敷に「鳥殺生道具」を発見した。村役人が詳しく調べたところ、この屋敷には「殺生」に用いる糸を所持する足次村の万蔵が滞在し、また家内には雉子の羽が散乱していた。万蔵に事情を聞いたところ、羽は子供用の弓矢を細工していた残りであり、決して「殺生」はしていないと弁明した。しかし、足次村の万蔵は「常々殺生事好候様風説」のある人物であるので、後家の屋敷の「殺生道具」を使用した可能性が高いとして糺明された。今後は場締まり証文を遵守し、これまで村役人は「粗見廻り」だったが、昼夜に限らず耕地・軒別に見廻るなど、取締まりを厳重にすると取決め、これを野廻り役に誓約した。この一件では、実際に「殺

生」を行っていたかではなく、偶然発見された「殺生道具」が問題とされ、事件に至っている。

この事件で注目したいのは、事件現場に居合わせた万蔵についてである。「殺生」関わっていたとみなされるような糸や雉子の羽の所持、また「殺生」を嗜好すると評判のある人物だった。万蔵の件は特殊な事例ではない。「殺生」を好む者は他の地域でもみられる。【表5】No. 22は、文政九年（一八二六）二月、武蔵国埼玉郡大川戸村での一件である。同村の茂兵衛は戸田五助組の鷹方役人より家鴨を五羽預っていた。茂兵衛は川で家鴨を遊ばせていたが、大松村の利左衛門・松次郎が船で家鴨を「追廻して打殺」したという。利左衛門・松次郎は、ともに「酒狂」しており、また百姓の「忤」とあるので若者だったとみられる。なぜ、彼らがわざわざ船に乗って家鴨を「打殺」したのか、その動機は残念ながら明らかにしえない。ただ、文政十年（一八二七）に関東取締出役が示した議定書<sup>90</sup>の箇条のひとつに「御拳場は勿論御捉飼場内ニ而盗鳥致候義ハ前々より度々御触御座候処、近年村々之内右体之渡世いたし、又は慰ニ鳥を取候もの有之」とあることから、生活のためではなく、「慰」、娯楽や遊興として鳥猟を行う者も少なくなかったことがうかがえる。同請書前条の贋餌差や餌差のねだり行為と合わせて、「盗鳥」（密猟）や遊興としての鳥猟が農村風俗を乱すものとして認識されていたのである。

密猟のみならず、鳥害対策や遊興としての鳥猟も「殺生」とみなされ、時に農村風俗を乱すものとしても取締まれた。しかし、村方で「殺生人」を告発することはほとんどなく、「殺生人」当事者が捕らえられることは少なかった。禁じられているにもかかわらず、多発する「殺生」とは、捉飼場の地域の人々の暮らしのなかで不可欠なものだったのではないか。

### （3）捉飼場における「殺生」と餌差

鷹場の「不べり」が問題視されるなか、宝暦十一年（一七六一）捉飼場に鷹方役人が廻村し、捉飼場の村々では請書<sup>91</sup>を提出した。請書の趣旨は、「殺生人」・「殺生道具」・鳥の売買を発見次第、野廻り役に注進することを約したものである。このなかに次の箇条がある。

一、餌指之儀村々ニ何人有之候共札ヲ改、尤悪殺生仕間敷段名主印形取置、其上野廻り衆へ餌指之住所等兼而御知らせ置可申候、若又旅餌差と申参り、懸りニ而宿借り度杯と申候共、先札ヲ合可申候、若無札之餌指宿仕候ハ、悪殺生人之宿同意たるへき事

村に居住する餌差の鑑札を改め、名主に「悪殺生」はしない旨の証文を提出させ、さらに住居地等について野廻り役に情報提供することとなった。また宿を提供する場合は鑑札を改めること、無札の餌差は「悪殺生人」と同様であるとされている。

先の【表5】にも散見されるように、実是在方餌差が「殺生」事件に携わることが少なくなかった。餌差の「悪殺生」とはいかなる「殺生」だったのか。また、なぜ「悪殺生」が行われ、なぜ餌差は野廻り役に住居地を把握されることになったのか。

次の史料は先述した赤尾村餌差茂吉にかかわる事件である。

#### 差上申一札之事

去ル十九日御鷹方様御通行被為遊候処、村方餌差勘五郎弟子茂吉門先ニ雁之羽多分引ちらし有之候ニ付、御目懸りニ相成、依而当人宅江御立寄被遊候処、裏庭物干棹ニ紛敷網干有之ヲ御見留御糺シニ預り、誠ニ以一言之申訳無御座、殊餌差渡世も乍仕右様紛敷品所持仕候段御咎メニ預り重々奉恐入候、依之紛敷品并ニ両羽網御取揚御止宿今泉村役人江御預ケニ相成、当人茂吉右勘五郎并ニ親類組合村役人一同今泉村御旅宿江被召出始末厳敷御糺シ

之上御察当奉請一言之申訳無御座奉恐入、此上御差出シニも可相成候而は如何様之御科被仰付候儀と誠ニ以奉恐縮候ニ付御旅宿今泉村役人御相鉢御歎キ奉申上候処、此度之儀は格別之御憐愍御慈悲ヲ以御預ケ之殺生道具不殘御焼捨、猶又勘五郎・茂吉所持仕候餌差鑑札二枚御取揚之上村役人江御渡シ被下、中買札元江村役人方より急度相戻シ候様御申被渡之上御赦免被成下、当人共は勿論親類組合および二村役人一同相助り難有仕合奉存候、然ル上ハ已来相鉢之儀無御座様小前之者一統江敷敷申付置、聊たり共御目障り無御座候様可仕候、万一向後右様不埒成儀御座候ハ、何様に仰立候とも其節少も御恨ケ（間脱か）敷儀申上間敷候、依之為後日差上申一札如件

史料<sup>92</sup>は赤尾村当人の餌差茂吉・餌差勘五郎および同村村役人から野廻り役松崎・鈴木にあてた請書である。包紙上書に「餌差勘五郎・茂吉両人 御鑑札上り大目網一条相済候節両御野廻り衆より被下候下書一通入」「与市様御書之由」とあり、事件を内済するにあたり、野廻り役鈴木が村役人に示した下書であったことがわかる。これによれば、餌差茂吉の門先に雁の羽が散乱していたため、これを発見した鷹匠が茂吉宅に立ち寄ったところ、裏庭の物干し竿に「紛敷網干」を発見し、「殺生道具」は止宿先の今泉村役人に預けられた。野廻り役の内済案では、「殺生道具」は全て焼き捨て、茂吉および師匠の勘五郎の鑑札は取りあげ、鑑札を配布する川越久保町の「札元」（札親）に返納するこゝとで赦されたいとしている。茂吉にいかなる裁定がくだされたのかは明らかにしないが、この一件では、雁の羽や「紛敷」「殺生道具」が問題とされている。

ところで、同村では、弘化四年（一八四七）、餌差勘五郎が「餌差渡世ニ付悪殺生」をしているとの風聞があると領主・鷹匠の御尋があり、事実無根であるとする勘五郎の証文が調製されている<sup>93</sup>。この証文によれば「悪殺生」とは「鳩雀之外殺生」とされている。この理解にたてば、餌差茂吉の事件も餌鳥以外の鳥殺生Ⅱ「悪殺生」について問われたと考えられよう。「悪殺生」に使用される「殺生道具」と分別が付きにくい道具を所持していたため見咎めをうけ

たのである。雁の羽については、雁は幕府の下賜儀礼で扱われる鳥のうちでも格の高い鳥であり、餌差による捕獲は禁じられていたため、「悪殺生」の痕跡と判断されたのであろう。実際に茂吉が「悪殺生」していたのか、事実は確定できないが、茂吉は「悪殺生」に携わっていたと見なされたのである。

なぜ、餌差は「悪殺生」に関与していると思なされたのか。それは、「紛敷」殺生道具を所持する在方餌差の性格に起因していると考えられる。次の史料も餌差だった人物が「殺生」に関わった事件である。

#### 差出申一札之事

一、私儀年来農業之間餌差渡世仕候処、去巳年正中御鷹匠宮下惣兵衛様・館野又助様当村方御止宿之砌、餌鳥差出方不宜旨ニ而羽生領下谷村御旅宿江村役人中御差添可罷出候旨御差紙ニ付罷出候処、餌鳥差出方不埒之旨厳敷御糺之上餌鳥会所鑑札御取上之上以来右渡世決而不相成之旨厳重被仰渡候ニ付、堅ク相慎可罷在候所、其後無札ニ而殺生罷出候ニ付、其節組合之衆中被見咎村役人中迄御届被成候ニ付猶又厳重御差留被成候処、不得止事殺生罷出候処、当月廿三日組合之衆中ニ殺生先ニ而出会、殺生道具被取上、不埒之筋組合一同ニ而被尋候節業方仕候ニ付、其段村役中江御訴申上候ニ付、夫々御糺シ請候処、無札殊ニ御鷹匠様方より御差留相成候儀を致忘却付て不埒ニ付此段岡 御役所江御召連御訴可被成旨被仰聞候ニ付、誠ニ奉恐入驚宮村宮内外記殿并名主弥三郎殿・川口村名主次助殿江相歎御同人方御同道ニ而村方菩提寺福寿院江入寺之上以来急度相慎罷在候ニ付、御差出之儀御免被下候様達而御詫申入候処、格別之以御勘弁御組合之衆中迄一同御聞届被下忝奉存候、然上は以来急度相慎御法相背候儀仕間敷候、万一此末殺生罷出候ハ、何様ニ被仰立候共其節少も御違背申間敷候、且又幸右衛門儀私伯父甥之間柄ニ付右様之儀は差留可申処無其儀一同殺生ニ罷出候儀御見咎ニ預申訳無御座候、此節一同御詫申入候処、同様御勘弁ニ預り忝奉存候、以来急度相慎可申候、且右一条ニ付組合村役人中

御非分之義毛頭無之、御利解之趣逸々屈服仕御詫申入候上は後日御恨ケ間敷義無御座候、依之連印札差出申候  
処仍如件（年月日・差出・宛所略）

史料<sup>94</sup>は、文政五年（一八八二）三月に、武蔵国埼玉郡葛梅村友吉とその親類が連判し、同村村役人にあてた詫び証文である。なお、証文には、川口村・鷺宮村名主と葛梅村の菩提寺福寿院の奥印がある。これによれば、葛梅村の友吉は、農間に餌差渡世をする者であった。しかし、鷹匠より餌鳥の提供が求められた際「差出方不埒」があり、餌鳥会所から交付された鑑札を没収され、餌差としての身分を剥奪されてしまった。しかし、その後も友吉は「無札」で「殺生」を続けていた。組合の者や村役人からも咎められていたが、三月二十三日に殺生先で組合の者に遭遇してしまい、「殺生道具」が取り上げられた。組合の者よりなぜ「殺生」をするのかと尋ねられた友吉は「業方」であると答えている。つまり、暮らしていくための業のため「殺生」をしたのである。なお、伯父である幸右衛門も慰留すべきであるのに、友吉に同行して「殺生」を行っていた。友吉は今後「殺生」は行わないと入寺し、村役人・組合の者に詫びを入れた。友吉は、餌差身分を剥奪され、村や親類の制止があったにもかかわらず、生きるために、やむを得ず「殺生」に携わったのである。友吉の「殺生」の中身については詳らかでないが、やはり餌鳥以外の鳥を捕獲する、「悪殺生」だった可能性が高い。もう一例、史料をあげておきたい。

乍恐以書付奉願上候

武州葛飾郡中里村役人奉申上候、今十七日御取締向御用御廻村之節当村百姓沢右衛門脇道筋御通行之处、右同人宅ニ鴨家鴨飼置候御目障御取調ニ相成、白家鴨之御預は御鷹匠様より御座候得共、別て羽替等之家鴨は不相成趣心得可居は勿論ニ候処、其段届ケ等も不致不埒之旨御利解被仰聞奉恐入、殊ニ網之儀有之候ニ付猶御取調ニ相成、全右沢右衛門儀数年餌差渡世致来り鳩網故渡世之品ニ付、何卒御差免奉願上候処、御勘弁之御聞済被成下難有仕



合奉存候、併右鴨家鴨は早々不飼置候様可仕候、此上延引および候ハ、御取上ケニ被成下候共其節一言之儀不申上候間、此度之儀格別之以 御憐愍御勘弁被成下置候様奉願上候、已上（年月日・差出・宛所略）

史料<sup>95</sup>は、嘉永三年（一八五〇）三月に武蔵国葛飾郡中里村の餌差沢右衛門および親類・名主が、野廻り役にあてた願書である。沢右衛門は、中里村の百姓であり、三石余の土地を所持していた。村内では中層の持高である。沢右衛門が鴨・家鴨を自宅に飼っていたため野廻り役の目にとまった。沢右衛門は、鷹方の御用のため、白家鴨を預かっていたが、このほかに羽替りした家鴨（鴨家鴨）を飼育していた。沢右衛門は羽替りを届け出なかったためと主張しているが、鴨家鴨の飼育は禁じられていたため、今後はこれを飼わないと約している。また、同人が所持する鳩網についても取り調べがあったが、これは「餌差渡世」の道具であるとして赦されている。

以上の在方餌差と元餌差の事例から、次の諸点を指摘したい。

餌差は餌鳥御用を果たす存在であったが、「悪殺生」とも捉われかねない道具を所持し活動していた。赤尾村茂吉は、餌差自身が紛らわしい道具を所持していた。中里村沢右衛門は「餌差渡世」の道具であるとして赦されたが、沢右衛門は御用のため預かった白家鴨に紛れて、鴨家鴨を飼っていた。

「悪殺生」は餌差にとって生活に不可欠な「殺生」であった。これは、葛梅村友吉が鑑札を剥奪されても殺生道具を所持し、「業方」のため「殺生」を続けていたことが象徴している。つまり、鑑札をもった餌差であるかどうかは幕府の鳥集荷組織の編成上の問題なのであり、餌差である者の鳥獵はその活動が「御用」なのか、「悪殺生」なのか切り分けられない生活の実態であった。在方餌差は餌鳥御用を果たす一方で、生活するための鳥獵を営み、後者が宝暦以降の鷹場取締まり強化のなかで「悪殺生」として現われたと考えたい。在方餌差は御用と生活の二面性をもつ存在であったがため、捉飼場では野廻り役に住居地を把握されたのである。

また、餌差でない者の「殺生」と、餌差の「悪殺生」との共通点も見出せる。①村が「悪殺生」を告発することは稀で、野廻り役や鷹方役人の廻村で発覚する場合が多かったこと、②餌鳥（鳩・雀）以外の鳥を獲物としていること。葛梅村の例では村役人や組合による度重なる慰留があり、入寺することで赦され、赤尾村では野廻り役が内済案を示すなど、③「殺生」が発覚したとしても村や地域社会のなかで解決されたことである。すなわち、「殺生」「悪殺生」は村・地域の生活の一部だったと位置づけられる。村方は生活の実態である「殺生」を守るため、事件を内済・隠蔽したのではないだろうか。幕府の広域支配に編成されえない平野部・水辺の地域の生活がここに確認されるのである。

## おわりに

本章の検討で得られた知見を以下のようにまとめたい。

### ◎ 捉飼場・餌差・鳥猟

① 捉飼場の分布の検討により、幕府の鷹場は関東全域を覆うものではなかったことが明らかになった。捉飼場は地形（平坦で見通しがよい）、自然（水辺で鳥が集まりやすい）、政治（大名領地や幕府牧場と重ならない）、交通（江戸との距離・街道沿い）に配慮されて分布していた。ここでは、御鷹の獲物となる鳥の殺生・追立・おどし・飼育は禁じられ、主として鷹狩の獲物となる鳥の管理・保護や鷹匠の御用に支障が生じないように、村々の日常生活が規制・制限された。生活規制は鷹狩のシーズン中に限られ、地域の生業にも配慮されていた。また、幕府の鷹場では特異であるが、餌差の餌鳥活動、大名家による鷹狩りについては条件付きで許されていた。

② 在方餌差を担う者は、零細農民も少なくはないが、餌差渡世は農民の生業選択の手段として確実に存在した。餌

差は、鷹場での活動も可能としたが、御拳場、御三家鷹場や特定の大名の領地等での活動が制限されていた。餌差の観点からみれば、御拳場や御三家拝領鷹場に比して、捉飼場では制限は緩かったため、鷹匠の御用先でもある捉飼場が設定された水辺・低地の地域に多く分布し、拠点・活動領域とした。

③宝暦年間、御拳場をはじめ鷹場の取締り強化・再構築が模索された。捉飼場では、村の取締まりが機能せず、鳥殺生人の侵入が相次ぎ、「不べり」が問題となっていた。捉飼場では鷹方役人や野廻り役の指摘により「殺生」が露頭し、「殺生」事件が多発したが、村方で「殺生人」を告発すること、「殺生人」当事者が捕らえられることは少なかった。捉飼場の「殺生」は、密猟のみならず、鳥害対策や遊興としての鳥猟も「殺生」とみなされた。「殺生」とは捉飼場の地域で生活する上で不可欠なものであった。

④在方餌差は、餌鳥御用を果たす一方で、紛らわしい「殺生道具」を所持し「悪殺生」にも携わることもあった。餌差にとって鳥猟は「御用」なのか、「悪殺生」なのか切り分けられず、生活するための手段であった。在方餌差の「悪殺生」は捉飼場における「殺生」と不可分であり、捉飼場における「殺生」「悪殺生」は地域の生活であり、村方は問題にならないように、それを隠蔽したのである。

## ◎幕府広域支配と関東

本章での検討をもとに、幕府の広域支配について、若干述べておきたい。

(イ) 捉飼場（幕府の鷹場）は関東各地の地理・自然条件および、幕府の牧場・大名領地等に配慮されて設定されていた。幕府の鷹場は関東全域を覆うものではなく、「関八州」の一部の地域を鷹場として政治的に編成したのである。捉飼場では、餌差の活動、大名家の鷹狩が条件付きで許されており、大名（個別領主）の狩猟権限を脅

かすものではなかった。捉飼場においては、大名家の狩猟権（雁鴨猟）、餌差の鳥猟（餌鳥猟）、あるいは村々の生活（一般の鳥猟は原則禁止）が序列化されていた。

（ロ）関東の農村には餌鳥札判鑑が配布され、「関八州」では餌差以外の者の鳥捕獲が制限されたが、餌差は「関八州」どこでも活動できたわけではなく、大名領・武家屋敷・御三家鷹場・寺社など特定の領域では活動制限があった。幕府の餌差制度は、大名の狩猟権を超越できない側面をもっていた。

（イ）（ロ）より、幕府の広域支配は、関東における個別領主や地域社会を超越するものではなかった。従来の関東の地域編成の研究で指摘されたような、幕府が個別領主支配の違いや地域性を越えて一元的・一円的に「関八州」を統治していたのではない。幕府鷹場の構造としては、御拳場は「もっとも取り締まりの厳しい地域」<sup>96</sup>であり、その外側の捉飼場では比較的取締まりは緩かった。本章では詳しい検討はできなかったが、捉飼場のさらに外側では、自家消費のための鳥猟や、冥加金を上納すれば鳥猟は許可されていた。幕府は、関東各地の個別領主や地域の多様性を認めつつ、それらを江戸城に居住する将軍を頂点として序列化して「関八州」を統治した。鷹場や餌差制度、あるいは鉄砲改め等は、この統治ための具体的な政策として、相互に絡み合いながら展開し、大名から庶民までを対象にする鳥をめぐる広域支配を実現させたのである。

（ハ）捉飼場では、宝暦期以降、地域社会に取締まりが委任され、野廻り役と村の調整を経て、地域ごとの実情や慣習・慣行に適応した生活規制が定められていた。

（ニ）在方餌差は、捉飼場の農村に多く居住し、餌鳥御用を果たす一方で、生活するための鳥猟を営み、彼らは捉飼場で問題とされる「悪殺生」（密猟）を担った。捉飼場で「殺生」事件が発覚し、密猟者が捕らえられることは稀であった。

(ハ)(ニ)は、広域支配をめぐる地域の実態である。鳥をめぐる広域支配の構造に規定され、掟飼場では餌差という農間渡世が広まっていた。掟飼場における生活の取締まり、餌差による餌鳥集荷は、地域社会の生活に依拠・依存し、実現されていたのである。掟飼場と在方餌差は鳥をめぐる広域支配に関わる政策で、その点で通底しているが、実態としては矛盾する関係にあった。なぜなら、在方餌差は地域の生業を担いつつも御用を果たす、二面性をもつ存在であったからである。宝暦期以降、鷹場の取締まりが強化され、矛盾は「殺生」事件として顕在化した。が、地域社会ではこの矛盾を隠蔽し、あたかも鳥をめぐる広域支配が貫徹されているかのようにそおった。一八世紀の地域社会では、幕府の広域支配に規定されつつも、生活のため必要な「殺生」が繰り返された。いわば地域の生活と広域支配とは双方が相互に規定しあっていたのである。

<sup>1</sup>大石学『享保改革の地域政策』吉川弘文館、一九九六年(以下、大石著書とする)。岩田浩太郎「関東郡代と「領」——江戸周辺の地域編成の特質——」『関東近世史研究』一六、一九八四年。

<sup>2</sup>太田尚宏「近世江戸内湾地域における「御肴」上納制度の展開と漁業秩序」『関東近世史研究』二八、一九九〇年。のち『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』岩田書院、二〇一〇年に所収。

<sup>3</sup>岩田浩太郎「関東郡代と「領」——江戸周辺の地域編成の特質——」『関東近世史研究』一六、一九八四年。斉藤司「近世前期、関東における鷹場編成」『関東近世史研究』三二、一九九二年。

<sup>4</sup>根崎光男「近世の鷹場規制と環境保全——浦和周辺の鷹場を素材として——」『浦和市史研究』一三、一九九八年。菅野洋介「近世中後期における在地寺社の秩序化と社会動向——紀州鷹場・開発の影響をめぐる——」『関東近世史研究』六九、二〇一〇年。

<sup>5</sup>前掲大石著書。

<sup>6</sup>伊藤好一「鷹場と広域支配——その研究史にそって——」『多摩のあゆみ』五一、一九八八年。

<sup>7</sup>太田尚宏「御鷹野御用組合の形成・展開と地域」『近世の地域編成と国家——関東と畿内の比較から——』岩田書院、一九九七年。のち『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』岩田書院、二〇一〇年に所収。

<sup>8</sup>山崎久登「江戸周辺鷹場と御場肝煎制」『地方史研究』三六六、二〇一三年、同「鷹場による地域一体化論の再検討——旅宿負担の分析を中心に——」『関東近世史研究』五六、二〇〇四年。

- <sup>9</sup>根崎光男「享保期における放鷹制度の復活と鷹場環境保全体制」『人間環境論集』七、二〇〇七年。
- <sup>10</sup>安田寛子「近世中期以降の鷹場組合について―相模国下鶴間組合の事例から―」『法政史論』二二、一九九五年。
- <sup>11</sup>佐藤啓子「御鷹捉飼場の研究」『近世史叢』七、二〇一四年。
- <sup>12</sup>岡崎寛徳「御鷹掛若年寄―水野忠成側日記―に見る鷹と鷹狩」『大倉山論集』四六、二〇〇〇年。
- <sup>13</sup>大石学「関東における鷹場制度」『日本の時代史 享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年。のち『近世日本の統治と改革』吉川弘文館、二〇一三年に所収。
- <sup>14</sup>根崎光男「近世船橋市域の鷹場について」『船橋市史研究』4、一九八九年。水品洋介「武蔵国北部にみる御捉飼場と鷹場役人」『熊谷市史研究』四、二〇一二年。
- <sup>15</sup>根崎光男は、近年、鷹場の環境に着目し、鷹狩の獲物の鳥が住みよい環境が保全されていたとする論点を掲げている（前掲『浦和市史研究』論文、『人間環境論集』論文）。
- <sup>16</sup>前掲伊藤論文。
- <sup>17</sup>塚本学『生類をめぐる政治 元禄のフォークロア』平凡社、一九八三年、のち講談社学術文庫、二〇一三年再刊。
- <sup>18</sup>大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』吉川弘文館、一九九九年。
- <sup>19</sup>武井弘一『鉄砲を手放さなかった百姓たち 刀狩りから幕末まで』朝日選書、二〇一〇年。
- <sup>20</sup>庶民の鳥の扱いについては、鷹場での鳥殺生禁止、鉄砲の使用制限、餌差以外の者の餌鳥猟の禁止などが挙げられる。大名については、享保三年七月に、御拳場の外側の御留場において、関東の大名に鷹狩が許可され（『御触書寛保集成』一一三三）、関東地方における狩猟権が定められている。
- <sup>21</sup>広域支配について、村田路人は、（A）村・町や同業者仲間、あるいは所領をもたない寺社などに対する広域支配と、（B）当該の国や郡に所領を有する個別領主に対する広域支配を区別すべきと指摘しており（村田「近世畿内近国支配論を振り返って―広域支配研究の軌跡―」『歴史科学』一九二、二〇〇八年）、本稿でもこの考え方を参考にしたい。鳥をめぐる広域支配は、A・B双方を包含する幕府の広域支配である。本稿での分析は主にAに区別される事物であるが、可能な限りBについても留意することに努めたい。
- <sup>22</sup>本間清利『御鷹場』埼玉新聞社、一九八一年。根崎光男『將軍の鷹狩り』同成社、一九九九年。安田寛子「近世鷹場制度の終焉過程と維持組織」『法政史学』五〇、一九九八年。同「鷹場制度周旋と鳥猟鑑札制度―鑑札回収をめぐる評議過程および処分の実態―」『法政史学』五七、二〇〇二年。
- <sup>23</sup>前掲大友著書第二編第三章・第四章。初出は『国史学』一六一、一九九六年、『史料館研究紀要』二八、一九九七年。
- <sup>24</sup>遠藤みゆき「明和期下総印旛沼における藻草海老魚鳥猟運上について」『常総研究』三、一九七四年。『我孫子市史近世篇』など。

<sup>25</sup> 東幸代「江戸時代における琵琶湖の鳥獵について―獵場支配の観点から―」『環琵琶湖地域論』思文閣出版、二〇〇三年。

<sup>26</sup> 菅豊「都市とムラの水鳥」『朝日百科日本の歴史別冊』一八、一九九五年。同「川・沼・池の民俗」『講座日本の民俗学』4 環境の民俗』雄山閣出版、一九九六年。同「水辺」の技術誌―水鳥獲得をめぐるマイナー・サブシステムの民俗知識と社会統合に関する一試論―」『国立民俗博物館研究報告』六一、一九九五年。秋山笑子「水辺の環境と生活の変容―手賀沼のほとりで農に生きた人・増田実日記から―」『北総地域の水辺と台地―生活空間の歴史的変容』雄山閣、二〇一一年。大久根茂「大宮市西部におけるカモ獵」『埼玉民俗』八、一九七八年。同「低湿地のカモアミ獵」『埼玉県史研究』七、一九八一年。

<sup>27</sup> 本間清利『御鷹場』埼玉新聞社、一九八一年。

<sup>28</sup> 前掲佐藤論文。前掲岡崎論文。

<sup>29</sup> 『放鷹』吉川弘文館、一九三一年、一一七頁。

<sup>30</sup> 前掲佐藤論文。天明八年「厚木村捉飼場定杭図」（『厚木市史』近世四）には「延享四卯年御捉飼場ニ被仰付」とある。

<sup>31</sup> 両組の違いは、「戸田五助は御鷹仕込掛り、内山七兵衛は鶴雁鴨冬鳥の取方を仕込なり」（『古事類苑 官位部』三）とされている。宮内省の元鷹匠によれば、雑司ヶ谷組が吉田流、千駄木組が諏訪流という流派を名乗り、互いに鷹狩りの技を競ってきた、といわれている（花見薫『天皇の鷹匠』草思社、二〇〇二年）。

<sup>32</sup> 前掲水品論文。

<sup>33</sup> 文久元年「御鷹捉飼場帳」（東京国立博物館所蔵、和一三〇四）。

<sup>34</sup> 前掲佐藤論文。前掲水品論文。

<sup>35</sup> 『神奈川県史』近世四、史料番号三五七。

<sup>36</sup> 『小山市史 史料編 近世1』六〇〇頁。他に同年同月に御捉飼場となった上小見村でも「江戸へ拾三里」と記されている（『川島町史 資料編 近世1』一一二頁）。

<sup>37</sup> 『我孫子市史資料 近世篇Ⅲ』四二〇頁、『我孫子市史近世篇』三四一頁。

<sup>38</sup> 『藤岡町史 資料編 近世』史料番号三三。

<sup>39</sup> 拙稿「近世地域社会における野廻り役の職務と機能―武州八ヶ領筋捉飼場を中心に―」（『葦のみち（三郷市史研究）』

二六、二〇一五年。管見の限り最も古い「定（常）捉飼場」は宝暦十一年。『越谷市史 三 史料一』七〇一頁ほか。  
40 文久二年七月「御鷹夏野御用向新規場村々控帳」(『加須市史 資料編Ⅰ』三八九頁)。  
41 上野国(雑司ヶ谷組)では、享保十一年捉飼場の外側が捉飼場縁村、文化十二年その外側に捉飼場末縁村が設定された(『太田市史 通史編 近世』)。

42 当初は「郷鳥見」といったが、享保三年七月十八日に「野廻り」と改称(「御場御用留 一」国立国会図書館所蔵、一五三―二二七)。史料上では「野廻り」「野廻り役」など併用されているが、本報告では野廻り役に統一する。野廻り役の出自については、前掲拙稿を参照されたい。

43 前掲拙稿。

44 『吉川市史 資料編 近世』一七五―一七八頁。

45 下野国築田郡縣村 家泉家文書一一五(國學院大學図書館所蔵)。

46 『藤岡町史 資料編 近世』史料番号三三。

47 前掲佐藤論文。

48 『御触書寛保集成』二五四五。なお、鷹場の外の関八州では四季打ち鉄砲の使用は許されていた。この時の鉄砲改めの評価をめぐっては武井前掲著書を参照されたい。

49 この点は、竹村誠の検討による、御拳場における鳥見の筋ごとに独自の鷹場法度を出し、地域に即した支配を行っていたことに類似している(竹村「下井草村と鷹場支配」『高家今川氏の知行所支配』名著出版、二〇〇二年)。

50 『鴻巣市史 資料編3 近世一』No.四六。なお、野廻りの職務任命時にも、「御留場之内有之大名衆領内江被相越、

自身鷹遣ひ被申候節は、雁・鴨迄は 御免ニ而候」と記された書付が下付された(新田郡尾島町安養寺小川家文

書二一一、群馬県立文書館所蔵県史CHを利用)。

51 前掲大友著書。

52 福田千鶴『江戸時代の武家社会―公儀・鷹場・史料論』校倉書房、二〇〇五年。

53 『御触書寛保集成』一一三三。

54 前掲大石著書。

55 以下、幕府の餌差の制度と概要については、大友前掲著書による。

56 ただし、手賀沼などでは、運上金を納め、鳥猟が行われている(『我孫子市史近世篇』)。また、上総国夷隅郡大多



喜領分の荻原村ほか四か村は、元和期に東金に家康が鷹狩に訪れた際、「御馬之草藁」を差上げ、褒美として「御鷹場并御鷹役」を免除され、領内（与力拾騎知行所）に限り「雁鴨其以下諸鳥取候事」を許され、「地頭」へも毎年雁鴨を上納した。享保三年秋以降、「鳥見判鑑」「地頭添判」を携帯して鳥の輸送をしていた（『夷隅町史 資料編』No. 二二二）。

<sup>57</sup> 『御触書寛保集成』一一五二。

<sup>58</sup> 幸手宿文書（京都大学文学部所蔵。埼玉県立文書館写真帳を利用。県史CH二八四―一一）。

<sup>59</sup> 前掲大友著書。

<sup>60</sup> 武蔵国葛飾郡平須賀村 船川家文書一六二四（埼玉県立文書館収蔵）。

<sup>61</sup> 「餌鳥会記録」九（国立国会図書館所蔵）。

<sup>62</sup> 茂吉家の持高は文政九年五石六斗六升（但し茂右衛門）（武蔵国入間郡赤尾村 林家文書二五五九、埼玉県立文書館収蔵）、弘化二年七石二斗七升（同文書二五四二）、同四年七石七斗一升（同文書一五六七）である。なお、家族は、天保十一年には茂吉三五歳、母五九歳、女房三一歳、茂吉女子三名一二歳・九歳・五歳、茂吉甥一八歳、甥の女房二一歳（のち離縁）（同文書六二〇）。赤尾村の階層構成については小松賢司『近世後期社会の構造と村請制』（校倉書房、二〇一四年）一一二頁を参照した。

<sup>63</sup> 林家文書四一二〇・二八八〇（埼玉県立文書館収蔵）。

<sup>64</sup> 林家文書五九〇七（埼玉県立文書館収蔵）。

<sup>65</sup> 林家文書五九〇六（埼玉県立文書館収蔵）。内容は『越谷市史 三 史料二』七〇六頁と同文であり、書式は定式化されていたようである。

<sup>66</sup> 林家文書四四〇四（埼玉県立文書館収蔵）。

<sup>67</sup> 「餌鳥会記録」二（国立国会図書館所蔵）。

<sup>68</sup> 「餌鳥会記録」二（国立国会図書館所蔵）。

<sup>69</sup> 後掲史料で示しているが、武蔵国葛飾郡中里村の餌差沢右衛門が白家鴨を預かる（『久喜市栗橋町史』資料編二近世No.32）ほか、捉飼場には家鴨の預り証文が伝来する例が多々見受けられる。ただし、鷹匠から鳥を預かる者は、餌差に限られるものではなかった。

<sup>70</sup> 『御触書寛保集成』一一五二。

<sup>71</sup> 竹村前掲論文。

<sup>72</sup> 『小山市史 史料編 近世1』六〇三頁。

<sup>73</sup> 川田氏収集史料一八六九（埼玉県立文書館収蔵）。『越谷市史 三 史料二』七〇六頁にも同文の文書がある。

<sup>74</sup> 前掲大友著書では、幕府の餌差には「藩領域を含めて餌差の鳥捕獲権が存在した」(三一三頁)と指摘しているが、  
<sup>75</sup> 前述のように関東には独自に餌差を抱える藩もあり、この点は再検証される余地がある。

<sup>76</sup> 山崎久登「都市の中の鷹場―江戸における浪人・犬統制を中心に―」『関東近世史研究論集 3 幕政・藩政』岩  
田書院、二〇一二年。

<sup>77</sup> 『御触書宝暦集成』七四〇「近年猥ニ相成候様相聞候、其上近頃は怪敷疵鳥杯も度々有之、不<sub>レ</sub>之様子ニ候」  
<sup>78</sup> 武蔵国大里郡胄山村 根岸家文書二九一二(埼玉県立文書館収蔵)。

<sup>79</sup> 前掲拙稿。「殺生人」の賄賂一件については『川越市史史料編近世Ⅲ』五六七頁。  
<sup>80</sup> 『牧民金鑑 下巻』五〇頁。『御触書天明集成』一七六九。

<sup>81</sup> 『御触書天明集成』一七六九。  
<sup>82</sup> 『御触書天明集成』一七七一。

<sup>83</sup> 『牧民金鑑 下巻』五〇三頁。五一〇頁。  
<sup>84</sup> 前掲佐藤論文。

<sup>85</sup> 『越谷市史 三 史料一』七〇九頁。  
<sup>86</sup> 『御触書天明集成』一七七〇。

<sup>87</sup> 近世都市民の鳥消費については、菅豊「都市とムラの水鳥」に詳しい。  
<sup>88</sup> 『調布の近世史料』上 五一、五二頁。

<sup>89</sup> 『館林市史 資料編4 近世Ⅱ』。  
<sup>90</sup> 『新修埼玉県史 資料編十七』三三〇頁。

<sup>91</sup> 『越谷市史 三 史料一』七〇四頁。  
<sup>92</sup> 林家文書四四〇四(埼玉県立文書館収蔵)。

<sup>93</sup> 林家文書五一〇九(埼玉県立文書館収蔵)。  
<sup>94</sup> 表5 No. 20 武蔵国埼玉郡葛梅村 相沢家文書六五三(埼玉県立文書館収蔵)。

<sup>95</sup> 『久喜市栗橋町史』資料編二近世 No. 32。  
<sup>96</sup> 前掲大石著書。

## 第四章 武州八ヶ領筋捉飼場における野廻り役の職務と機能

### はじめに

本章は、埼玉県東部地域に分布する戸田五助組捉飼場における、野廻り役の職務と機能について明らかにするものである。

捉飼場（とらえかいば・とりかえば）とは、将軍が鷹狩りに用いる鷹（「御鷹」）の訓練、江戸城内での食料・諸大名に下賜する鳥類（「上ケ鳥」）を調達するために設けられた鷹場である。享保期、江戸幕府の鷹場制度の再興に伴い、関東地方に設置され、将軍家が鷹狩りを行う五里以内の鷹場（御拳場）、その外縁の御三家拝領鷹場のさらに外側にあたる、武蔵・相模・上総・下総・上野・下野・常陸の七ヶ国に分布した。

関東地方の鷹場については、幕府の放鷹制度や関東の地域編成の観点から追究されてきたため、将軍が鷹狩を行う場である御拳場が重視され、その外側の鷹場に分布する捉飼場については十分に検討がされてこなかった。そのため、御拳場・御三家拝領鷹場の研究に比して、捉飼場を対象とする研究は少ない。

捉飼場については、「過酷な義務を課せられ、鷹匠や野廻りの厳しい統制を受けていた」と評価されて以来、「鷹匠頭と野廻りが捉飼場を一元的に管理していた」<sup>2)</sup>、「野廻り役はそれぞれに持場を管轄して法度の徹底状況を巡回して取締まり、そして鷹匠の鷹遣いに奉仕した」<sup>3)</sup>など、概括的な鷹場研究の評価の域を出るものはない。

近年の鷹場研究では、鷹場の地域・村々を一元的に把握するのではなく、地域性を踏まえ、それぞれの鷹場が果たした役割や機能の歴史的展開を明らかにしていく論点が導き出されている<sup>4)</sup>。捉飼場の研究についても、地域性に配慮した検討が望まれよう。最近では、内山七兵衛管轄下の武蔵国北部地域<sup>5)</sup>、戸田五助管轄下の武蔵国川越領<sup>6)</sup>など、捉

飼場の一地域を対象とし、それぞれの地域で丁寧な実証を重ね、鷹匠らの捉飼の行程や上ケ鳥御用の実態、鷹匠廻村に関わる廻状の伝達、鷹場組合の負担・争論などについて明らかにする研究もみられる。

しかし、捉飼場の全体のなかでの各地域の位置づけや、捉飼場を管理する野廻り役については不分明な点が多い。従来の研究では、野廻り役について「警察的な職権を行使して鷹場村々を監視していたので、人びとからはつねに畏怖される存在であった」とされ、野廻り役は捉飼場の取締まりを徹底し、鷹匠らに同行し案内や便宜をはかる者として、鷹場制度上に位置づけられ、地域と対立する点が強調されてきた。

本章では、近年の鷹場研究の視角を継承し、対象地域を絞り、戸田五助捉飼場のうち、埼玉県東部地域にあたる区域を分析の対象とする。分析にあたって、まず、戸田五助捉飼場における対象地域の分布と位置づけについて明らかにしたい。これまでの研究では、捉飼場は「規模が変動していた」といわれるように、その分布なども明らかでなく、その全体像も把握されていない。全体像を見通した上で、埼玉県東部地域における捉飼場、そして野廻り役の職務・機能、その歴史的展開を地域政治という視角から再検討してみたい。

## 一 埼玉県東部における捉飼場の分布

捉飼場は、幕府の千駄木鷹部屋、雑司ヶ谷鷹部屋という二つの鷹部屋に管轄されていた。各部屋には、部屋を支配する鷹匠頭のもと、鷹匠組頭、鷹匠、見習、鷹匠同心らの鷹方役人が組織されていた。鷹匠頭は、千駄木鷹部屋は旗本の戸田五助が世襲し、雑司ヶ谷部屋は明和七年（一七七〇）以降は旗本の内山七兵衛が世襲した。捉飼場には、御鷹の訓練、および上ケ鳥と呼ばれる將軍の贈答用の鳥を捕獲するため、各部屋の鷹方役人が廻村した。捉飼場の管理は、江戸の鷹部屋に詰める鷹方役人が直接携わることとはほとんどなく、在地に居住する野廻り役がこれにあたった。

野廻り役（初めは郷鳥見と呼ばれた）は、在地の有力農民の中から取立てられ、苗字帯刀を許され、幕府より二人扶持が給付された。

捉飼場の分布については、「村越筆記」に「関東において両組に五三万石五〇〇〇石ずつの地を定めて鷹場とす」とあり、関東地方に千駄木・雑司ヶ谷両組の鷹匠頭の管轄地合わせて、高一〇七万石余の規模といわれている。関東地方全体の分布については、第三章で示したので、ここでは、文久元年（一八六一）十月「御鷹捉飼場帳」（以下「捉飼場帳」とする）<sup>10</sup>を基礎史料として近世後期の戸田五助捉飼場の分布を把握しておきたい。

「捉飼場帳」は、すでに先行研究でも利用されているが、史料の基本的な性格については説明されていないので、明らかにできる範囲で述べておきたい。史料の形態は横冊で、表紙には表題「御鷹捉飼場帳」と書写者「渡辺知精」の墨書がある。渡辺知精は、安政五年（一八五八）七月に上野国・下野国筋、文久元年（一八六一）六月に武州川越領筋に、翌年七月に武州川越筋・下総国筋に捉飼御用に出向き、その折りに日記を記している。日記によれば、渡辺は「網懸鷄」を据え、同じく鷹を据えた他の者とともに江戸を出立し、各地を巡り、雲雀捉飼をしている。捉飼を行った地域はいずれも戸田五助組捉飼場であり、また鷹を据えて各地を廻る鷹方役人は、鷹匠ないし鷹匠同心であることから、渡辺は戸田五助組の鷹匠ないし鷹匠同心と考えられる。「捉飼場帳」の巻末には「右之通写置候」とあり、渡辺が書写した文書と考えられ、鷹方役人が把握する「戸田五助組惣捉飼場」の全容を示す史料といえよう。記載内容としては、①戸田五助組の野廻り役の氏名・住居地・持高、②廻り場（野廻り役の管理単位）ごとに捉飼場の村名と国・郡・領名・村高が記述される。戸田五助組捉飼場の全体の規模については、「常捉飼場 縁り村共 惣高合五拾六万四千四百貳拾石三斗三升九合八勺壹才」とあり、戸田五助組捉飼場の規模（村高）が五六万石余に分布していたことがわかる。両鷹部屋それぞれが五〇万石余の持場を管轄していたとする、「村越筆記」の記述におおむね合致する。

【表1】は、「捉飼場帳」に記載される戸田五助組惣捉飼場の全容を示したものである。その内訳は、下野・上野・武蔵・下総・上総・常陸の六か国にわたり、国・郡にかかわらず、六つに区分されていた。「捉飼場帳」には区分ごとに村数・村高の小計が記述されている。六つのうち、表1のNo.1とNo.2の区分の名称が明らかでないが、No.1については、渡辺の日記である安政五年七月「上野国・下総国筋自分御稽古鷹日記」から「上野国・下野国筋」、No.2については、嘉永四年十二月「御頭様より御書付」（野廻り役あて戸田久助・五助連名の申渡）にみえる「武州八ヶ領筋野廻り共」より「武州八ヶ領筋」と称されていたことがわかる。

本章で分析の対象とするのは、戸田五助組捉飼場のうち最も村数の多い、No.2の武州八ヶ領筋捉飼場である。「捉飼場帳」によれば、同区分は、武蔵国埼玉郡越ヶ谷領・新方領・岩槻領・菖蒲領、同国葛飾郡二郷半領・松伏領・幸手領・島中川辺領・古幸手領、同国足立郡赤山領、下総国葛飾郡庄内領・古庄内領の二か国四郡一二か領二七八村に分布していた。このほか、縁り村と呼ばれる村も二三か村記載されている。

図は、武州八ヶ領筋捉飼場の分布を天保武蔵国絵図に図示したものである<sup>13</sup>。郡ごとの分布を詳述しておきたい。

**下総国葛飾郡** 江戸川と庄内古川に挟まれる下総国葛飾郡庄内領（現幸手市・杉戸町・春日部市・松伏町）では、北から、中島村・花島村・槇野地村・下木津内村・上木津内村・宮前村・鷺巣村・木野川村・西親野井村・西宝珠花村・塚崎村・西金野井村・筑比地村・金杉村・平方新田（平方新田のみ庄内領ではない）を除いた村々が捉飼場となっている。この内、西金野井村は、文政三年に縁り村<sup>14</sup>として確認され、筑比地村・金杉村・平方新田は、水戸徳川家の拝領鷹場であったが<sup>15</sup>、このほかは不明である。

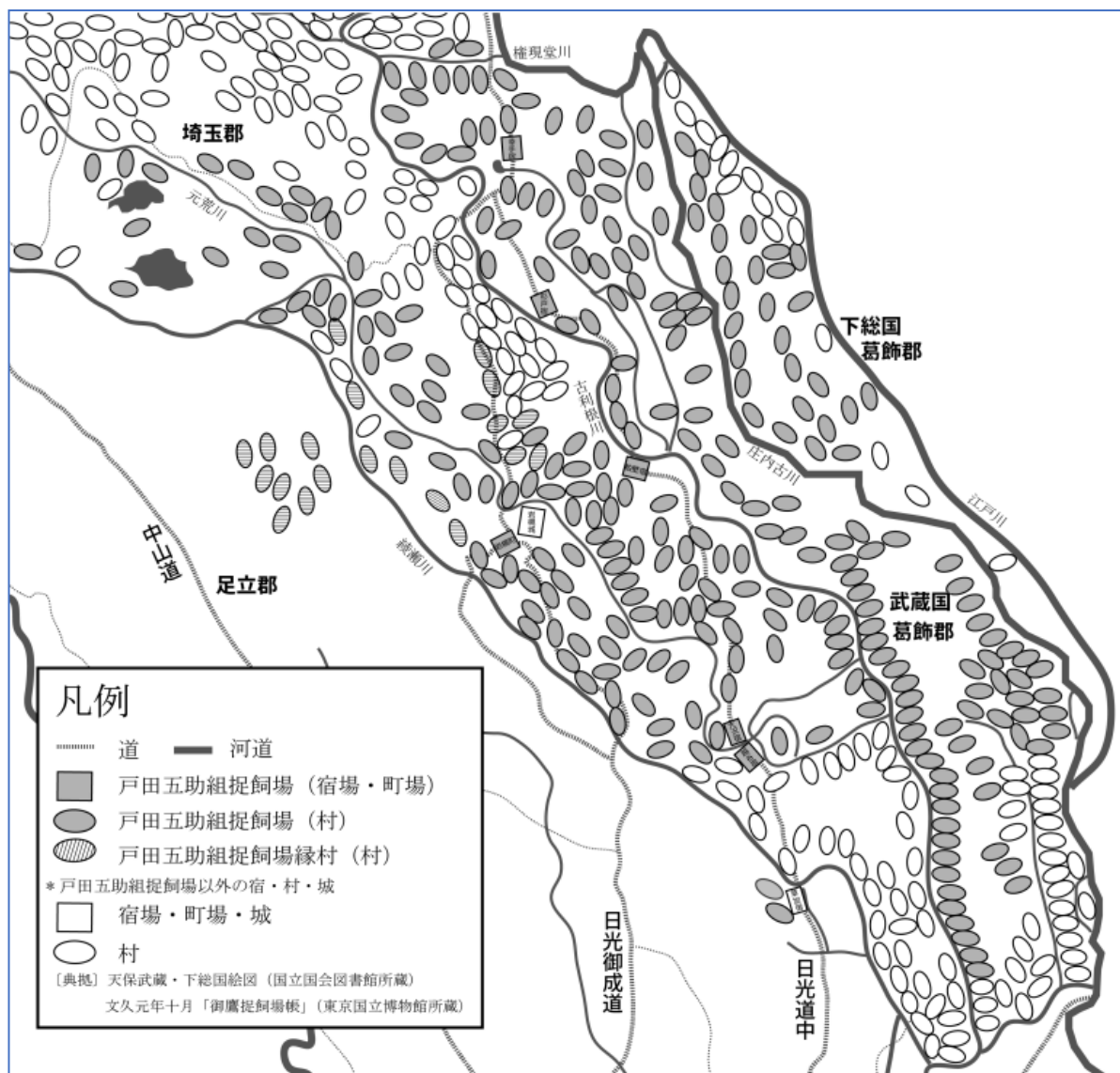
**武蔵国葛飾郡** 庄内古川と古利根川に挟まれる地域は、北から幸手領・惣新田・松伏領・二郷半領と呼ばれる地域である。幸手領・惣新田・松伏領は全ての村が捉飼場である。図中の北端の古利根川から権現堂川に注ぐ島川の北側には輪中地帯の島中川辺領があるが、このうち中里村・狐塚村の二か村が捉飼場である。図中の南端は、武蔵国葛飾

表1 文久元年(1861)戸田五助捉飼場の全容

| No. | 区分名称       | 国 郡                                   | 町宿村数     | 縁村数    | 町村高(単位:石)    | 適用        |
|-----|------------|---------------------------------------|----------|--------|--------------|-----------|
| 1   | 〔上野国・下野国筋〕 | 野州寒川郡・都賀郡・梁田郡・足利郡・安蘇郡・武州埼玉郡・上州邑楽郡・山田郡 | 260(257) | 0      | 191624.2     |           |
| 2   | 〔武州八ヶ領筋〕   | 武州葛飾郡・埼玉郡・足立郡・下総葛飾郡                   | 278(284) | 23     | 14014.928    | 「領」名が記される |
| 3   | 武州川越領筋     | 武州比企郡・入間郡・高麗郡                         | 193(194) | 8      | 72704.223    | 「領」名が記される |
| 4   | 常陸国筋捉飼場村々  | 常陸国真壁郡・下総国結城郡・豊田郡・岡田郡・下野国都賀郡・芳賀郡      | 137(140) | 0      | 78554.168    |           |
| 5   | 下総国筋村々     | 下総国千葉郡・葛飾郡                            | 65(67)   | 18(19) | 22548.74315  |           |
| 6   | 上総国筋村々     | 上総国山辺郡・長柄郡・武射郡                        | 189      | 18     | 83867.8007   | 「霞」で10区分  |
|     |            |                                       | 町村高計     |        | 463314.0629  |           |
|     |            |                                       | (惣高合)    |        | 564420.33981 |           |

\* ( ) 内の数値は史料上の小計数。〔 〕は筆者が補った。  
 ※典拠:「御鷹捉飼場帳」(東京国立博物館所蔵、和1304)

図 文久元年(1861)武州八ヶ領筋捉飼場の分布



郡二郷半領（現三郷市・吉川市域）である。これより南は水戸徳川家の拝領鷹場であり、さらに現在の埼玉県・東京都界の小合溜井の南方には御拳場が広がっている。

**武蔵国埼玉郡** 古利根川と綾瀬川に挟まれた埼玉郡では、およそ元荒川流域に分布する。元荒川右岸には、北から菖蒲領（あるいは騎西領）・岩槻領・越ヶ谷領がある。菖蒲領では、西端が笠原村・中種足村（現加須市）であり、小林村新田・笠原村の枝郷貳貫野村は「捉飼場帳」には記載されていない。菖蒲領の南の岩槻領では、北から上閭戸村・中閭戸村・上蓮田村は「捉飼場帳」ではなく、貝塚村・下閭戸村・下蓮田村・馬込村・平林寺村・箕輪村の各村が縁り村である。なお、上閭井村、中閭戸村については、宝暦期に戸田五助捉飼場縁り村であったことが確認される<sup>16</sup>。岩槻領の南は、越ヶ谷領で、越ヶ谷宿・神明下村・長嶋村（現越谷市）を南端に捉飼場であった。これより南は、紀州徳川家拝領鷹場と御拳場が分布している。元荒川左岸は、北から菖蒲領（あるいは騎西領）・岩槻領・新方領が展開する。菖蒲領は戸ヶ崎村・三ヶ村・台村・河原井村・除堀村・原村・篠津村・白岡村・小久喜村・新宿村・城村の各村である。岩槻領は、日光御成道の西側の千駄野村・実ヶ谷村・黒浜村・江ヶ崎村・長崎村・笹山村・古ヶ場村・上野村から、東側の新方領の方面へと広がる。ただし、慈恩寺村は「捉飼場帳」に記載されず、同村を囲う表慈恩寺村・裏慈恩寺村・道順川戸村・道口村（道口蛭田村か）、御成道沿いの鹿室村・相野原村が縁り村であった。これは慈恩寺村が慈恩寺の朱印地だったからであろう<sup>17</sup>。新方領は、新方袋村を北端として古利根川と元荒川に挟まれた地域すべてが捉飼場である。以上の村々より北方にあたる古利根川右岸は、鷹匠頭内山七兵衛が管轄する雑司ヶ谷組捉飼場だった<sup>18</sup>。

**武蔵国足立郡** 草加宿の西方に九左衛門新田・金右衛門新田（いずれも赤山領）があり、小室郷と呼ばれた宿村・柄山村・小貝戸村・丸山村・柴村・別所村・中荻村・本村は縁り村とされていた。足立郡には紀伊徳川家の拝領鷹場、中山道の鴻巣宿周辺から西には雑司ヶ谷組捉飼場が分布していた<sup>19</sup>。



以上より、武州八ヶ領筋捉飼場は、およそその西端は綾瀬川、東端は江戸川、北端は権現堂川であり、大宮台地と下総台地に挟まれた、元荒川・古利根川・庄内古川流域の中川低地に分布していた。当該地域は、沼沢地が一円に広がり、見通しがよく、「捉飼」に最適な景観だった<sup>20</sup>。嘉永四年（一八五一）十二月の鷹匠頭戸田五助・久助の「御書付」<sup>21</sup>では、「八ヶ領ハ別段鳥代多ク肝要之場所」とされ、戸田五助組捉飼場のなかでも重要な区域と位置づけられていた。武州八ヶ領筋捉飼場の北・西には雑司ヶ谷組捉飼場が、南には御拳場・紀州鷹場・水戸鷹場が分布していた<sup>22</sup>。慈恩寺村（寺領）など、特定の村は除外され、他の鷹場などとの境界には、定杭が立てられ、緩衝地帯には縁り村が設けられていた。

## 二 武州八ヶ領筋捉飼場の管理と野廻り役

### （1） 武州八ヶ領筋捉飼場の廻り場

それでは、こうした広大な武州八ヶ領筋捉飼場は、どのように管理されていたのか。「捉飼場帳」によれば、武州八ヶ領筋捉飼場は、さらに野廻り役の管理単位として八つの区域に分けられていた【表2】。一つの区域は、およそ村数二〇〇四〇か村であり、廻り場・預り場・懸り場などと呼ばれた。もともとは「八ヶ領八人」<sup>23</sup>で「領」ごとに管理されていたようだが、文久元年（一八六一）当時の廻り場は複数の「領」にまたがる。廻り場の単位の規則性は残念ながら見出せない。野廻り役は七名、八つの区域の内一区域には野廻り役の姓名が記されていない。他の史料<sup>24</sup>でも七名の野廻り役が八区域を管理し、一区域については「元野廻り役勝正助廻り場年番持」、「同役年番廻り」と記載されている。八区域の内、一区域は少なくとも文政元年（一八一八）以降、「年番」で管理される区域であった。「年番」の廻り場については、二名の野廻り役が一組となり、分担して管理していた<sup>25</sup>。

表2 文久元年(1861)武州八ヶ領筋捉飼場における野廻り役と廻り場

| 野廻り役   | 領名                                   | 預り村数 | 縁り村 |
|--------|--------------------------------------|------|-----|
| 田口静助   | 二郷半領・越ヶ谷領・新方領・岩槻領・菖蒲領                | 39   | 5   |
| 竹内順三   | 二郷半領・幸手領・菖蒲領・松伏領                     | 23   |     |
| 中村六兵衛  | 二郷半領・越ヶ谷領・新方領・幸手領・古幸手領・岩槻領           | 47   |     |
| 関口豊右衛門 | 二郷半領・新方領・庄内領                         | 33   |     |
| 松本安左衛門 | 二郷半領・赤山領・越ヶ谷領・新方領・幸手領・松伏領            | 24   |     |
| 江原章一郎  | 二郷半領・越ヶ谷領・新方領・幸手領・古幸手領・岩槻領・菖蒲領・嶋中川辺領 | 45   |     |
| 新井鎮次郎  | 二郷半領・越ヶ谷領・岩槻領・菖蒲領                    | 25   | 18  |
| (記載なし) | 二郷半領・越ヶ谷領・新方領・幸手領・古幸手領・松伏領           | 42   |     |

表3 文久元年(1861)戸田五介組惣捉飼場野廻り役一覧

| 管轄範囲      | 姓名      | 住居地        | 持高(石) | 適用     |
|-----------|---------|------------|-------|--------|
| 上野国・下野国筋  | 家泉柳八郎   | 下野国築田村縣田村  | 31.5  |        |
|           | 大森銀右衛門  | 下野国安蘇郡越名村  | 60余   |        |
|           | 新井竹次郎   | 上州邑楽郡篠塚村   | 29.3  |        |
|           | 秋葉丈助    | 下総国寒川郡生井新田 | 50余   | 下野国の誤り |
|           | 上岡減之助   | 下総国都賀郡只木村  | 45余   | 下野国の誤り |
|           | 小倉雄助    | 上州邑楽郡鶉新田   | 50余   |        |
| 武州八ヶ領筋    | 関口豊右衛門  | 下総国葛飾郡水角村  | 49.25 |        |
|           | 田口静助    | 武州埼玉郡内間木村  | 60余   |        |
|           | 中村六兵衛   | 武州埼玉郡中野村   | 40余   |        |
|           | 竹内順三    | 武州埼玉郡粕壁宿   | 50    |        |
|           | 細井伝蔵    | 武州埼玉郡梅田村   |       |        |
|           | 新井(鎮次郎) | 武州埼玉郡鹿室村   |       |        |
|           | 松本安左衛門  | 武州葛飾郡才羽村   |       |        |
|           | 江原章一郎   | 武州埼玉郡笠原村   |       |        |
| 武州川越領筋    | 鈴木与市    | 武州比企郡野本村   | 50余   |        |
|           | 松崎平格    | 武州比企郡小見野村  | 164.3 |        |
| 常陸国筋捉飼場村々 | 磯徳左衛門   | 常州真壁郡平方村   | 130余  |        |
|           | 長田嘉十郎   | 下総国結城郡久保田村 | 60余   |        |
| 下総国筋村々    | 大野隼人    | 下総国葛飾郡舟橋宿  | 30    |        |
| 上総国筋村々    | 板倉勘次郎   | 上総国山辺郡大網村  | 60余   |        |
|           | 石野与七    | 上総国長柄郡     | 8余    |        |
|           | 渡辺新右衛門  | 上総国武射郡借毛村  | 150余  |        |
|           | (記載なし)  | 上総国山辺郡東金町  |       |        |

\* ( )は筆者が補った。

## (2) 野廻り役の登用

野廻り役には、如何なる人物が登用されたのか。【表3】は「捉飼場帳」にみられる野廻り役一覧である。戸田五助組には、各地に居住する二三名の野廻り役がおり、持高は最高一六四石三斗（松崎平格）で経済的に裕福な在地居住者が登用されていた。【表4】は武州八ヶ領筋捉飼場にみる野廻り役の歴代一覧である。出自の詳細について判明する限りで記せば、竹内氏は武蔵国埼玉郡粕壁宿で旅籠高砂屋を営み、脇本陣・問屋・本陣なども勤めた家であり、天保七年には家長の父彦右衛門が野廻り役、嘉永二年には、家長の間屋半三の兄吉蔵（彦右衛門忒）が野廻り役を勤めている。遠藤氏は、武蔵国葛飾郡藤塚村の名主の家系である。このほか、島田氏は埼玉郡小林村、榎本氏は同郡増林村の名主の家系を勤める家系である。多くは村役人を輩出する家から取立てられたことがわかり、世襲する者が多かった。

野廻り役にはどのように任じられるのか。ここで、下総国葛飾郡水角村の野廻り役関口金兵衛の就任過程の事例をみてみたい。関口家は、野廻り役が設置された享保三年（一七一八）九月以来、豊右衛門、文右衛門、豊右衛門（二代目）を輩出し、幕府の鷹場が廃止される慶応三年（一八六七）まで野廻り役を勤めた家である。

享和二年（一八〇二）二月、野廻り役関口豊右衛門は、老衰を理由に忒の金兵衛に跡役を譲りたいと戸田五助役所に出願した。願書の奥書には、同役の中村小源次・斎藤善次・榎本熊蔵・石井喜太夫・遠藤園次郎・関根四郎左衛門の六名と、世話役細井左平次が連名している。世話役とは野廻り役を束ねる筆頭的な野廻り役である。奥書によれば、天明五年（一七八五）には石井喜太夫は忒富吾郎に、天明七年（一七八七）六月に斎藤与市は忒善次に野廻り役を譲り、関口家も数代奉公を大切にし、忒の金兵衛は、天明四年（一七八四）以来、野廻り役見習として豊右衛門が病氣などの際には出役し、職務を代行してきた実績もあるので、願いの通りに命ぜられたいとする。

この願書は、戸田五助役所で決裁され、同年四月十一日、金兵衛の居村である水角村名主治郎兵衛が代官浅岡彦四郎に召喚された。同十三日、治郎兵衛は金兵衛を伴い出府し、十五日に、代官所の金兵衛の「身分」照会に対して、持高五〇石余、家族六人暮らしで平生は「身持実跡」であり、見習としての実績もあり、御用の差支になることはなく、村方や隣郷の村々も支障はない、と届け出ている。十六日には代官所の照会が済み、その旨を戸田五助組の鷹匠組頭らへ知らせ、十七日に村に戻った。

五月六日、再び代官所から治郎兵衛に、関口豊右衛門と金兵衛を伴い、出頭するようにとの命があった。同八日、治郎兵衛は金兵衛・野廻り役榎本熊蔵と共に出府し、同九日、金兵衛は代官浅岡彦四郎の御前で、野廻り役跡役を命ずる「御状」を受領した。「御状」には苗字帯刀御免、二人扶持を下付する旨が記されている。金兵衛は、代官浅岡より「其方儀是迄野廻り見習も相勤候儀ニ候得は、諸事亦も可有之間、猶又御用差支無之様大切ニ相勤可申候」と口頭で言い渡され、代官より戸田五助の役所に向かうように指示されたが、五助は江戸城に登城しているため、翌日出直すことになった。翌十日、金兵衛は同役榎本熊蔵を伴い、戸田五助の役所に出頭し、「御制詞」が命じられた。

誓詞は、麻上下を着用、帯刀し、戸田五助の用人の前で行った。誓詞の内容は不明だが、おそらく役職就任にあたっての職責や命令の内容を遵守する旨が記される役職就任起請文が取り交わされたとみられる。その後、「御頭」（戸田五助）に御目通りし、出精するようにと言い渡された。なお、この時、戸田五助より「御状」が下され、金兵衛は直ちに代官浅岡の元へ持参している。その後、千駄木組の鷹方役人などに挨拶廻りをして、帰村している。

以上の就任過程から、野廻り役の基本的な性格について、次の二点を指摘しておきたい。

第一に、野廻り役には、在地に居住する百姓身分の者が登用された。野廻り役の任命権者は、居村を支配する代官であり、野廻り役の扶持米は、代官所の年貢米から捻出され、野廻り役となっても、宿村の宗門人別帳に記載され、百姓身分として代官に支配されたのである。代官に任命されたのち、捉飼場内での具体的な職務については、鷹匠

表4 武州八ヶ領筋捉飼場における野廻り役一覧

| No. | 氏名         | 初出(上限)～下限         | 適用        |
|-----|------------|-------------------|-----------|
| 1   | 関口豊右衛門     | 享保3年9月            |           |
| 2   | 関口文右衛門     | 享保14年8月           |           |
| 3   | 石井喜太夫      | 寛延3年～(天明5年頃)      |           |
| 4   | 細井半内       | 宝暦10年9月～明和6年7月5日  |           |
| 5   | 中村藤四郎      | 宝暦10年9月～明和6年7月5日  |           |
| 6   | 斎藤与市       | 宝暦10年9月～天明7年6月    |           |
| 7   | 岩崎浅右衛門     | 宝暦10年9月～明和6年7月5日  |           |
| 8   | 竹内彦右衛門     | 宝暦10年9月～寛政7年12月   |           |
| 9   | 増田武助       | 宝暦11年5月           |           |
| 10  | 山口新左衛門     | 宝暦11年5月           |           |
| 11  | 石川左仲       | 宝暦11年5月～寛政3年11月朔日 |           |
| 12  | 折原伝左衛門     | 明和元年8月～明和6年7月5日   |           |
| 13  | 小川長兵衛      | 明和元年8月～天明2年4月     |           |
| 14  | 細井佐平次      | 安永2年10月～享和2年5月    |           |
| 15  | 関口浅右衛門     | 安永5年12月～寛政7年12月   | 豊右衛門に改名   |
| 16  | 中村小源次      | 天明元年10月～享和3年10月   |           |
| 17  | 関口文右衛門     | 天明2年10月～寛政6年(3月)  |           |
| 18  | 勝重次郎       | 天明4年9月            |           |
| 19  | 石井喜太夫(2代目) | (天明5年頃)～享和3年10月   | 初め見習、富五郎  |
| 20  | 斎藤善次       | 天明7年6月～享和3年10月    | 斎藤与市の忤、跡役 |
| 21  | 榎本熊蔵       | 寛政3年11月朔日～享和2年5月  |           |
| 22  | 遠藤郡次       | 寛政6年11月～(寛政8年7月)  |           |
| 23  | 遠藤園次郎      | 寛政8年7月～文政3年       | 弟遠藤郡次の跡役  |
| 24  | 関口金兵衛      | 享和2年3月～天保7年8月     |           |
| 25  | 関根四郎左衛門    | 享和2年5月            |           |
| 26  | 岩井愛蔵       | 享和2年8月～天保7年8月     |           |
| 27  | 中村多左衛門     | 享和3年10月           |           |
| 28  | 豊田隆平       | 文化13年4月～文化15年3月   |           |
| 29  | 新井栄次       | 文化13年4月～文政4年正月    |           |
| 30  | 鯨井次郎右衛門    | 文化13年4月～文政8年正月    |           |
| 31  | 折原正助       | 文化13年4月～文政13年2月   |           |
| 32  | 田口源太郎      | 文化13年4月～安政5年8月    |           |
| 33  | 関根三郎兵衛     | 文化15年3月～文政10年7月9日 | 遠藤園次郎跡役   |
| 34  | 嶋田清右衛門     | 文政3年月12月～嘉永2年12月  |           |
| 35  | 岩間利右衛門     | 文政2年12月～文政9年9月    |           |
| 36  | 会田佐兵衛      | 文政13年2月～天保8年      |           |
| 37  | 中村六兵衛      | 文政13年2月～文久元年      |           |
| 38  | 竹内彦右衛門     | 天保3年8月～弘化3年8月     | 折原正助跡か    |
| 39  | 鯨井茂平       | 天保4年6月～天保7年8月     |           |
| 40  | 川鍋与次兵衛     | 天保9年～嘉永2年11月      |           |
| 41  | 新井吉右衛門     | 天保9年2月～嘉永6年8月     |           |
| 42  | 関口栄助       | 天保12年8月～嘉永2年12月   |           |
| 43  | 細井伝蔵       | 天保15年9月～慶応元年9月    |           |
| 44  | 竹内吉蔵       | 嘉永2年3月～嘉永2年12月    |           |
| 45  | 嶋田清次郎      | 嘉永5年8月～嘉永6年8月     |           |
| 46  | 関口豊右衛門     | 嘉永5年8月～(慶応3年)     |           |
| 47  | 篠田三郎兵衛     | 安政4年2月～安政4年11月    |           |
| 48  | 嶋田清右衛門     | 安政5年8月            |           |
| 49  | 松本安左衛門     | 万延元年9月～文久元年       |           |
| 50  | 田口静助       | 文久元年              |           |
| 51  | 新井鎮次郎      | 文久元年              |           |
| 52  | 江原章一郎      | 文久元年～文久3年8月       |           |
| 53  | 竹内順三       | 文久元年～(慶応3年)       |           |

典拠：『春日部市史 近世史料編』Ⅱ・Ⅲノ1・Ⅳ・Ⅴ、『久喜市栗橋町史 資料編二近世』、『越谷市史史料』一・二、『吉川市史 資料編近世』、『岩槻市史 近世史料編Ⅳ地方史料(下)』、『三郷市史 二 近世史料編Ⅰ』、『蓮田市史 近世資料編Ⅰ』、新井(勲)家文書113・125・141(越谷市立図書館所蔵)、藤塚村文書「村鑑雑集下」(慶応大学文学部古文書室所蔵)、関口家文書121(春日部市郷土資料館所蔵)、土生津家文書156・189・862・863・864・1098・1102・1140・2105・2106・2107・2459・2483・2537・2538・2539・2589・2620・2667・3115・3229・3251・3439・3447・3655・4342・4494・6300(埼玉県立文書館収蔵)、吉田(実)家文書126(同)、篠崎家文書2660(同)、幸手宿文書(京都大学文学部所蔵、埼玉県史編さん資料CH284-11を利用)、島田家文書9・64・520(個人蔵)  
 ※注 表中( )は筆者註記。2名以上野廻り役を輩出した家は網掛けにした。

頭戸田五助に命じられ、野廻り役の職務にあたり、御用を勤める間のみ苗字帯刀が許された。

第二に、野廻り役の任命にあつては、同役や居村の村役人による野廻り役に適切な人物であるとの承認・推挙が要件となった。新たに取立てられる場合でも、同役の承認・推挙を請けている<sup>280</sup>。一例として、文政二年（一八一九）に新規に野廻り役となる関根三郎兵衛の事例を紹介したい<sup>281</sup>。文化十三年（一八一六）八月、粕壁宿百姓三郎兵衛は、野廻り役に任じられたいとの意向を代官大貫次右衛門役所に届け出た。これによれば、三郎兵衛は、野廻り世話役遠藤園次郎と「懇意」の間柄にあり、その意向を遠藤に話していた。近頃、野廻り役に空きが生じたため、遠藤は三郎兵衛の意向を戸田五助に伝えたという。なお、届出には、三郎兵衛が五一石余の土地を所持する百姓であり、「実躰者ニ而野廻り役相勤人躰」であることを証明する、粕壁宿の役人らの奥書がある。一定の経済力を持ち、かつ「実躰」な村・地域の有力者が、居村の村役人らの承認、および同役の野廻り役たちからの推挙を得て、野廻り役に登用されたのである<sup>282</sup>。

### （3）野廻り役の職務とその変容

掟飼場の管理において、野廻り役に期待された職務とは具体的には何だったのか。次の享保三年（一七一八）十月の史料から考察してみたい。

一、此度我等儀其村々野廻り被仰付候、依之申渡御用有之候間、来ル廿二日我等宅迄名主組頭不残印形持参可被申候、尤村差出証文之義ハ案文遣候間、村々ニ而致吟味一村切ニ書付印形取揃、其節持参可被申候、以上

享保三年は、五月に掟飼場の拡張、七月には「郷鳥見」から「野廻り」へ職名が改称され<sup>283</sup>、いわば掟飼場の新管理体制初年であった。この史料<sup>284</sup>は、同年十月十五日、野廻り役となった関口豊右衛門が、就任した直後に松伏領の村々に宛てた廻状の本文で、松伏領村々の名主・組頭に対して、「村差出証文」を持参するように命じたものである。

この「村差出証文」は一村ごとに調製を命じるものであり、その内容は村高と田畑の反別、朱印寺社の有無、林反別、沼川池の規模を報告させる文書だった。野廻り役は、捉飼場の耕地の状況や、殺生が好まれない朱印地、獲物となる鳥が棲息する林や沼川池を把握するために、「村差出証文」を提出させたとみられる。また、同年同月の武蔵国埼玉郡道口蛭田村の捉飼場の請書<sup>33</sup>には、捉飼場の村が遵守すべき事項が書立てられているが、長八郎右衛門（野廻り役か）に「御注進」すべき事項としては、①獲物の鳥が居付いた時、②病鳥・落鳥を発見した場合、③鷹匠が近在に御出になった時の三点が定められている。以上のことから、享保三年当時には、捉飼場の鳥の棲息状況の把握が、野廻り役の重要な職務とされていた<sup>34</sup>。

ところが、宝暦年間、野廻り役の職務内容は大きく転換する。宝暦四年（一七五四）二月、捉飼場近村で四季打鉄砲が多く使用され、また縁り村との入組みが紛らわしいとして、捉飼場の村々は諸事大切に慎むようにとの触書が発布された<sup>35</sup>。宝暦五年（一七五五）には「御鷹場不べ」のため鷹匠熊谷八之助ほか鷹匠同心二名が捉飼場の村々を巡察し、村々に請書を提出するよう命じている<sup>36</sup>。下総国葛飾郡上金崎村では、野廻り役関口文右衛門より、同年正月晦日に鷹方役人が訪れるので犬猫を繋ぎ置くように、三月九日には書付に請印を捺し提出するようにとの廻状が順達されている。八月九日には次の廻状<sup>37</sup>が順達された。

毎年申渡候通り御捉飼場之内ニ而鳥殺生ハ不及申ニ魚殺生御停止ニ候間、当月より来三月晦日まで御停止ニ候間、村中大小之百姓・召仕・地借り・店借之者まで御法度之趣急度相慎候様ニ可被申付、尤御鷹御入之節は犬猫堅クつなぎ置可申候、万一御鷹方へくらしい附候而、其上手前犬猫ニは無之候と申訳仕候旨<sup>（同敷など脱心）</sup>為心得度々申談置候

一、当春熊谷八之助様村々被仰渡候ハ、御鷹場<sup>（同敷など脱心）</sup>より不埒之筋御吟味ノ書付御取被成候、尤我等共よりも右書付指上申候、依之右之段其節村々我等宅へ招呼、具ニ可申渡候処、其節は御鷹諸御用取込ミ間如此ニ御座候、尤村方餌鳥屋仕候者御座候ハ、其村名主組頭百姓代書付指出し可申候、餌鳥無之候ハ、村下ニ断

書仕相廻シ可申候、其儀も別而被渡候間、如此追而一々可申渡候

一、勸進能すまい相撲惣而人寄堅ク仕間敷候、御鷹場障り不成場ニ候ハ、此方へ、右之段可申談候、此廻状村下  
ニ名主印形いたし、早々相廻シ留り村より此方へ可被相返候

この廻状は、野廻り役が廻り場の村々に対して、捉飼場における鳥魚殺生の禁止、犬猫を繋ぎ置き、人の集まる催し物の禁止など取締事項を順達したものである。初めの一つ書では、鷹匠熊谷八之助は、「御鷹場ベリ」が徹底できていない村方に対して書付を提出するように命じている。この時提出した書付と比定される新方領備後村の請書<sup>38</sup>によれば、「疵鳥」など「鳥殺生」と疑われるような「怪敷」ことがあれば報告し、「怪敷」人物は野廻り役と協力して捕縛するようにと、鷹匠熊谷が村に命じ、あわせて、その趣旨について「野廻り之衆江も被仰渡」ともある。宝暦五年八月、鷹匠熊谷八之助らは、「御鷹場不ベ」のため捉飼場を巡察し、捉飼場村々及び野廻り役に密猟者の取締まりと捕縛を命じたのである。引用史料の冒頭には「毎年申渡候通り」とあり、以前より同様の趣旨は申し渡されていたようだが、これ以前の御用留には、類似する廻状は収載されていない。以降、宝暦六・七・八・十・十二・十四年の八月にほぼ同じ内容の廻状が廻達されており、鷹匠熊谷の廻村以降、野廻り役は、廻状をもつて廻り場の村々に取締まり事項を通達し、各村の名主に印形を捺させ、これを遵守させ、廻り場を管理したといえる。

さらに、宝暦十年（一七六〇）には「御鷹場又々不ベ」として、再び鷹匠湯浅勝治郎ほか鷹匠同心三名が捉飼場を廻村し、「向後捉飼場村々野廻り之者度々相廻し、別而秋より春迄繁々相廻、村々猥無之様ニベ之儀可為申渡候間、其節村方名主請印野廻りへ可相渡事」<sup>39</sup>とされた。これ以後、野廻り役は廻り場を頻りに巡察し、鷹場法度の請書（以下、場締り証文<sup>40</sup>という）の提出を村々に命じ、鷹場の取締まりを村に請負わせた<sup>41</sup>。

以上より、野廻り役の職務について小括すれば、元来鳥の棲息状況の把握に重点が置かれていたが、宝暦期の鷹場「不ベリ」状況により、野廻り役には鷹場村々の取締まりが求められるようになった。野廻り役は、取締まりの方法



として宝暦五年以降は廻状、宝暦十年以降は頻繁に廻村し、村々に場締り証文の提出を命じ、廻り場を管理した。宝暦五年・十年に野廻り役 of 職務が拡大されたと評価され、とりわけ宝暦五年の廻状は、野廻りの巡察・捉飼場の取締まりを村に請負わせた点において、捉飼場の管理体制の転換点となった。以後、捉飼場の管理体制下において、野廻り役は村々を取締まる存在として位置づけられていったのである。

ところで、文政元年（一八一八）の史料によれば、野廻り役の廻り場について、「往古は領限」単位に管理されていたものが、「自然と領々村順石高割右高ニ准村訳致相勤候様成行」となったとされる。廻り場は、次第に「領」をまたがる区域へと変容していったようである。本章では、この廻り場の転換を、宝暦期の野廻り役 of 職務の変容と関わらせて理解したい。すなわち、宝暦期以降、場締り証文を一村ごとに調製させ、村請制村ごとに取締まりを請け負わせたため、「領」という地域単位は捉飼場の管理体制上不要となり、廻り場は次第に「領」をまたがる形で編成されていったのではないだろうか<sup>43</sup>。

### 三 捉飼場の再編と野廻り役 of 機能

#### （1）宝暦期以降の野廻り役と捉飼場

ここで、下総国葛飾郡庄内領上金崎村の御用留から、宝暦期以降の野廻り役による廻り場の取締まりについて具体的にみてみたい。上金崎村は、史料上、寛延二年以降戸田五介組の捉飼場であり、宝暦三年以降、野廻り役関口氏の廻り場であったことが確認できる。【表5】は、野廻り役関口氏が村々に宛てた廻状の一覧である。

下総国葛飾郡庄内領では、ほぼ毎年「鶴御捉飼」が実施されていた。野廻り役 of 廻状が廻されるのは、正月～四月、七月～十二月に限られ、特に十二月から翌正月・二月・三月の間に実施される捉飼御用の期間に集中し、その期間、

野廻り役は、仮橋の掛渡しや魚猟禁止の立札設置、堀々の下草刈り払い、漁具や稲架の撤去、田の水の切り落としなど、廻り場の村々に命じている。一度廻状を廻達するだけでは、村々が遵わない場合も多く、幾度も命じる例もある。また、毎年ではないが、場締め証文を調製させ、魚猟禁止期間となる八月に提出するように命じている。さらに、捉飼御用時には、人足の徴発や鷹場役人の宿泊先の手配を命じるため、村役人を度々召喚している。

宝暦期以降、このように野廻り役による取締まりが始まると、各地で鳥の密猟・密売が摘発されるようになった。

明和三年（一七六六）、野廻り役小川長兵衛は、幸手宿の魚屋次郎左衛門が雁・尾長鴨を販売しているところを発見した<sup>44</sup>。翌四年（一七六七）、これをうけて捉飼場内での水鳥商売を禁ずる法令<sup>45</sup>がだされている。同年三月には、宝暦十一年（一七六一）に発布された二つの触書が捉飼場村々に発布されている<sup>46</sup>。ひとつは、御鷹捉飼場と近辺村々へ四季打鉄砲の取扱いを心得、もし殺生人や怪しきものがいたならば召捕え差出すことを命じ、もうひとつは、近年捉飼場村々に殺生人や鉄炮打が度々入込み「不取締」であるので違反者を見付け次第早々に注進せよと命じている。

このようななか、安永六年（一七七七）、千駄木組捉飼場の川越筋野廻り役鈴木友七が「殺生人」（密猟者）四・五人を追って斬り合いとなり、返討ちに遭い落命するという事件が起きた。この事件を受け、翌七年七月、千駄木組・雑司ヶ谷組の野廻り役二七名は、野廻り役の待遇をめぐって、両組の鷹匠頭に次のように嘆願した<sup>47</sup>。①一人では密猟者の捕縛には限界があるため忤ないし小者一人の同伴の許可してほしい、②近年御用が多く費用が嵩むため扶持の加増、③地域では作物の出来栄えを見廻る者を「野廻り」と呼び、紛らわしいので、役名の呼称を享保三年以前の「郷鳥見」に改称したい。殺害事件が起き、地元での「野廻り」の呼称が問題とされたのは、野廻り役が廻り場を見廻り、地元住民と日々接するようになったためであろう。なお、要求の①については、後年、野廻り役見習、あるいは下見と呼ばれる下役が置かれたことが確認され、実現したが、②③は聞き届けられなかったとみられる。

宝暦期以降、野廻り役たちにより廻り場は日々密猟者がないように取締まられたが、村々との軋轢も生まれ、「不

表5 上金崎村御用留にみる野廻り役関口氏の廻状一覧

|      |        |                                                                 |
|------|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 明和2年 | 7月27日  | 落鳥を報告すること、当8月から来る8月までは魚殺しないこと。                                  |
|      | 12月27日 | 申し渡す御用があるので関口宅へ出頭すること。                                          |
| 明和9年 | 12月26日 | 鶴捉飼など申し渡す御用があるので関口宅へ出頭すること。                                     |
| 安永3年 | 12月24日 | 申し渡す御用があるので関口宅へ出頭すること。                                          |
| 安永5年 | 12月23日 | 捉飼について申し渡すことがあるので関口宅へ出頭すること。                                    |
| 安永6年 | 正月13日  | 戸田久治郎が捉飼場村々を廻村するので、堀々の立札、渡り橋を取り繕うこと。                            |
|      | 正月14日  | 戸田久治郎が鶴御捉飼のため御出につき申渡の御用があるので旅宿まで出頭すること。                         |
|      | 9月24日  | 鷹匠らが御立ちになったので、堀々の立札、渡り橋を取り繕うこと。                                 |
|      | 11月朔日  | 鶴御捉飼の御用の見回りにつき宿一軒を用意すること。                                       |
|      | 11月6日  | 鶴御捉飼につき一橋万之丞鶴代見分に御出のため、申渡す御用があるので旅宿へ出頭すること。                     |
|      | 11月15日 | 原田甚六様、幸手領へ御越につき、のろし竹を取り払うこと。                                    |
|      | 12月27日 | 鶴捉飼急御用のため御鷹方様江戸出立につき、村々へ法度具に申し渡し慎むよう仰渡につき、村役人印形持参のうえ関口宅へ出頭すること。 |
| 安永8年 | 3月19日  | 御用のため領主名を書き認めて提出すること。                                           |
|      | 11月7日  | 先だつて御鷹仮橋をかけず御用差支につき、今日中に決まった場所に橋をかけること。                         |
|      | 11月9日  | 仮橋の掛け渡し、のろし竹を取り払うこと。                                            |
|      | 11月25日 | 申談のことがあるので、旅宿に来ること。                                             |
| 安永9年 | 12月24日 | 法度証文を正月2日に関口宅へ持参するように。                                          |
| 天明元年 | 9月7日   | 毎年申渡すように堀筋通りに漁獵の立札を出し、漁獵をしないこと。御鷹渡仮橋をかけること。                     |
|      | 10月13日 | 未だに御鷹仮橋がないので早々に架けること。                                           |
|      | 10月24日 | 御鷹御用のため鷹匠水谷善四郎申渡につき、旅宿へ出頭すること。                                  |
|      | 11月15日 | 今もって半手竹を取り払い申さずにつき、早々に取り払うこと。                                   |
| 天明2年 | 2月14日  | 今日粕壁耕地にて御鷹それ申すにつき、御尋ねの依頼。                                       |
|      | 2月15日  | 昨日の御鷹は発見されたことの通知。                                               |
|      | 4月9日   | 戸田久次郎、五助と改名につき、鑑札引替えのため改めておくこと。                                 |
|      | 4月17日  | 焼印引替えにつき書付提出すること。                                               |
|      | 4月19日  | 焼印引替えにつき、23日に粕壁宿へ焼印持参のうえ出頭すること。                                 |
|      | 4月19日  | 焼印引替えにつき、22日に深輪村へ焼印持参のうえ出頭すること。                                 |
|      | 10月21日 | 焼印引替えの際仰渡されたが、堀両縁生茂り切透かすように、また仮渡橋掛け渡すように。                       |
|      | 11月14日 | 下草刈払いの見分として鷹匠廻村につき、下草刈払いをするように。                                 |
|      | 11月24日 | 御鷹渡仮橋につき申談することあるため出頭すること。                                       |
|      | 12月20日 | 上金崎村下草刈払い未だなきにつき刈払うこと。                                          |
|      | 12月26日 | 来初春に戸田五助鶴捉飼につき田耕地目障りなきようにすること。                                  |
| 天明3年 | 正月13日  | 戸田五助廻村につき、大雨による水溜りを切り落とすこと。                                     |
|      | 正月27日  | 戸田五助、庄内領にて鶴捉飼につき小休もあるので御鷹ほこ用意すること。                              |
|      | 8月7日   | 場締り書付を提出すること。                                                   |
|      | 10月23日 | いまだ御鷹渡り仮橋なき村もみえるので、早々に掛け渡すこと、堀筋下草も刈り取ること。                       |
| 天明4年 | 正月8日   | 鷹匠頭戸田久次郎、在方廻村につき、村々堀々耕地目障りなきようすること。                             |
|      | 7月26日  | 御鷹御用について下方は2日4つ時に米島へ、上方は同日8つ時に上柳へ出頭すること。                        |
| 天明5年 | 正月8日   | 鷹匠頭戸田久次郎、鶴捉飼に御越につき、村々堀々耕地目障りなきようすること。                           |
|      | 8月20日  | 毎年通り御鷹法度書を認め、提出すること。                                            |
|      | 10月27日 | 仮渡橋・立札のない村方も見えるので早々に仕立て、仮橋をかけること。                               |
|      | 11月7日  | 申談のことあるので、旅宿に出頭すること。                                            |
|      | 10月23日 | 田方刈上げ済み次第半手竹取り払う、仮渡し橋をかけること。                                    |
| 天明9年 | 8月21日  | 毎年通り御鷹法度書を認め、提出すること。                                            |
|      | 10月23日 | 鶴捉飼につき、田耕地のろし掛けの稲を取上げること。                                       |

典拠：土生津家文書156、189、859、1098、1166、2106、2537、2589、2620、2667、3447、3408、3655、6300（埼玉県立文書館収蔵）

べり」の状況は改善されなかったようである。

## (2) 武州八ヶ領筋捉飼場の再編

文化十四年(一八一七)八月、武州八ヶ領筋捉飼場の野廻り世話役遠藤園次郎が、捉飼場の村々より訴えられる事件が起きた<sup>58</sup>。訴訟方は、埼玉郡大場村名主一老を惣代とする越ヶ谷領・岩槻領・新方領・庄内領一宿四一か村、相手方は藤塚村の野廻り世話役の遠藤園次郎、および大口村ほか四か村である。この事件の争点と示談の内容は、【表6】のようにまとめられる。訴訟方は、鷹方役人の旅宿、荷物・書付を継立する無賃人足などの負担が余計に課せられ、負担の割当てが不均等であるなど、役負担の軽減を要求とした。また、「役威」に任せて、負担の割当ての依怙最負や、私用の帯刀、勸物の横領など、横暴に振舞う野廻り世話役の遠藤園次郎と、遠藤を後ろ盾にして活動する下見の庄五郎の処遇に関しても問題にした。訴訟自体は、野廻り役組合の同役七人が交替で出府、訴訟方と示談し、文政元年(一八一八)九月に済口証文が取り交わされ、内済となった。済口証文では、園次郎が早急に退役すれば、訴訟方も申分ない、との文言が盛り込まれている。事件の内済により、「野廻り下見等相止、村継状も開状ニて継立、人足等も減方ニ相成」<sup>59</sup>となり、野廻り役と下見を中心とする捉飼場取締まりについて見直され、野廻り役 of 書状は開示されて継ぎ立てられ、村方の人足負担も削減されることになった。しかし、野廻り役たちは、済口証文の条件では、今後勤方が難義になると訴え、出役を拒んだ<sup>60</sup>。当時の野廻り役にとって、世話人遠藤と廻り場を見廻る下見の存在は不可欠であったようである。

野廻り役の出役拒否をうけて、鷹匠頭戸田五助は勘定所に伺いを立て、文政元年(一八一八)十一月、勘定所は「最寄御代官御出役」を代官所の手附・手代に命じ、武州八ヶ領筋捉飼場を手分けして廻村させた<sup>61</sup>。文政二年(一八一八)二月五日、二郷半領谷口村に廻達された、代官中村八太夫手附稲子長五郎の廻状<sup>62</sup>によれば、代官手附稲子は、

表6 遠藤園次郎一件の争点と示談内容

| 簡条 | 訴状の要求                                                                                                    | 示談内容 ( )は済口証文の簡条                                                                                                             |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 捉飼御用で鷹匠らが来村した際、複数の野廻り、下役の下見が大勢詰めるため、無賃人足・旅宿膳が多分にかかるので、領限に一人勤とし他領の野廻り役が入り込まないようにしてほしい。                    | 野廻り役は廻り場だけ見廻ること。一人で対応できない場合は、同役の者1・2人ずつ相互に頼み合い、支障のないようにすること(1条)                                                              |
| 2  | 世話役の遠藤園次郎は外の野廻り役の廻り場も廻村し、年始と称して目録を納めさせている。これにより、依怙・臙履をし、御旅宿を割り当てている。領内の村高に準じて負担するようにされたい。                | 鷹方役人の旅宿は、廻り場ごとに調役をおき、廻り場ごとに村の石高と鷹方役人宿泊記録を帳面に認めさせる。野廻り役は、折々調役と申し合せ、毎年三月中に調役と会合し帳面と突合わせた上で、依怙・臙履なく旅宿を村々に割り当てること(2条)            |
| 3  | 野廻りの弁当を村の人足に持たせるため無賃人足が余計にかかっている。今後は以前の通り腰弁当で廻村されたい。                                                     | 弁当持は鷹方役人に付添う御用向の時に出すものとし、野廻りの弁当に差替えられたとしても、鷹方役人の弁当持ち人足に持たせ支障のないようにすること。これは「其筋」(鷹匠頭の役所か)に話して取決めたことである。(4条)                    |
| 4  | 遠藤園次郎は無賃人足で駕籠に乗り、御用先から自宅へ私用の用状を出し、継送人足もかかる。また甥の藤塚村名主本次郎も、親の役威にまかせ、無賃人足で荷物を持たせることが間々ある。このようなことが無いようにされたい。 | 野廻り役が指示する両掛け荷物、文通については、往路・復路とも鷹方役人が宿替えする場合のみ無賃人足で継立てる。また同役間の文通については、村々に内容が判るように開状にして差出すこと。これも無賃人足で継立てる。封がされている書状は継ぎ送らない。(5条) |
| 5  | 遠藤園次郎は、用水堀に石橋を懸けるとして勤物を村々より集め、金銭を横領した。勤物の有無で臙履し、旅宿を余計に負担させた。このようなことが無いようにされたい。                           | 遠藤園次郎は退役する。                                                                                                                  |
| 6  | 遠藤園次郎が、鑑札引替えの時に腰黒に乗り通行し、村々が難儀した。このようなことが無いようにされたい。                                                       |                                                                                                                              |
| 7  | 野廻り役を補佐をする庄五郎は、遠藤園次郎の弟郡治が病身だったため雇われた者だったが、園次郎が下見として雇った。現在3〜4人いるが、日々下見を連れ廻村するのは迷惑であり、今後は下見を廃止してもらいたい。     | 下見は皆止めること。野廻り役が病気などで勤められないときは同役の間で相互に頼み合い、支障のないようにすること(3条)                                                                   |
| 8  | 下見庄五郎は隼という鷹を据え廻り、雁などを捉飼するので、無賃人足が余計にかかっている。庄五郎は他の下見とは異なり、鑑れを持ち野廻り格に命じられたと申し触れている。このようなことが無いようにされたい。      |                                                                                                                              |

幕府の勘定所より、当年の鶴仕込御用が終わるまで御用に差支えないように見廻り、取締まるように命じられ、稲子が村々を見廻るまで村毎に取締まりについて話し合い、鷹方役人の宿泊などについても支障のないように心得るようにと、村々に廻達している。

代官所による捉飼場の取締まりとはいかなるものであったのか。文政二年（一八一九）十月二十三日、越ヶ谷・新方・二郷半・松伏・幸手・庄内・岩槻・菖蒲領の八ヶ領における鶴仕込み御用に伴い、代官中村八太夫の手代中沢八十郎が出役し、二郷半領谷口村では次の「魚鳥殺生取締御請書」を提出している<sup>53</sup>。

差上申一札之事

越ヶ谷・新方・弐郷半・松伏・幸手・庄内・岩槻・菖蒲領

右八ヶ領村々御捉飼場之内、当冬御鷹方鶴仕込為御用御廻村中御銘々様御役所より私領寺社領共為御取締、今般御勘定所より被仰渡、御出役之上左之通被仰付候

一、鶴代附候ハ、不追放村内之もの共ニ厳敷可申付事

一、用悪水路前々之通り仮橋掛渡、危場所は取締致丈夫ニ、尤川幅広キ場所は田船等用意いたし、無差支様可致事

一、稲干竹等并かゝし等不用之場所は取払、御差支無之様可致事

一、用悪水路縁通り生茂りいばら柳其外差障り之場所は、其筋より達次第伐透、御差支無之様可致事

一、田場ニ水溜り有之所は切落候様可致事

一、御場所之内ニ而魚鳥殺生人等有之由粗風聞有之候間、被成御廻村、若右躰之もの有之ニおゐては召捕 御奉

行所江御差出被仰付候ニ付、心得違之もの無之様急度可申付事

一、御鷹方休泊り并人馬入用之儀有之候ハ、御差支無之様可致事

一、村方持場之内ニ而殺生人見付候ハ、召捕置、廻村先江可被相届候事

右被仰渡之趣小前末々之もの共不洩様精々申付候様可仕候、万一心得違等閑ケ間鋪儀有之二おゐては御料私領寺社領共御吟味之上急度可被申付旨被仰渡一同承知奉畏候、依之御請連印差上申所如件

文政二年卯十月

右之通り今般中沢八十郎様御廻村之上被仰渡一同承知奉畏候、尤御宿御評議四ケ村助合可申旨被仰渡、是又一同奉畏候、依之小前銘々左二御請連印仕置申候処仍而如件

式郷半領

文政二年 谷口村

卯十月廿三日 市右衛門印<sup>㊞</sup>（他四三名略）

内容は野廻り役に提出する場締り証文の趣旨とほぼ同じであり、特に野廻り役が廻状で村々に命ずる内容と重なる。これまで野廻り役が担ってきた、捉飼場取締まりや鷹場役人の宿の手配について、代官所の手附・手代が村々に命じたのである。なお、この請書とほぼ同内容の史料は、文政二年（一八一九）二月、代官大貫次右衛門手代の山口与作宛の粕壁宿役人の請書<sup>55</sup>を初見とするので、文政元年（一八一八）十一月以降の代官所手附・手代の「武州八ヶ領」捉飼場への出役により、新たに村毎に調製が命じられたと考えられる<sup>56</sup>。

しかし、文政二年（一八一九）二月頃、鷹匠頭戸田五助は、野廻り役らに捉飼場に再び出役するよう命じ、鶴捉飼の完了した同年三月には次の廻状が廻達された<sup>56</sup>。

覚

廻状ヲ以申触候、是迄遠藤園次郎跡野廻り役之儀、此度我等方江被仰付、御預廻場ニ相成候間、左様相心得可被申候、右ニ付来ル七日名主組頭百姓代印形持参粕壁宿我等宅江可被参候

一、鶴御捉飼御用相済候間、仮橋取払田場水懸之儀勝手次第取計可被申候、此廻状披見之上村下江改請印早々順

達留村より其節相返シ可被給候、以上

戸田五助組

野廻り役

卯三月五日 関根三郎兵衛

この廻状は、野廻り役に就任した関根三郎兵衛が、廻り場を預った直後に二郷半領の村々に廻達したもので、鶴捉飼御用の完了に伴い、水路の仮橋取払い、田の水懸りは勝手次第にするようにと村々に命じている。関根三郎兵衛は、文化十三年（一八一六）八月、遠藤園次郎と懇意の関係にあり、欠員の補充として、野廻り役を勤めたいと届け出ていたが、皮肉にも遠藤園次郎の跡役として、文政二年（一八一九）二月十六日に野廻り役に登用された。

同年四月には、上彦名村万右衛門が御用のため代官所に出向いた際、村々の名主が平日捉飼場の諸鳥や棲息する堀などを見廻ること、「殊御宿割等之儀ハ御野廻り之者打合御差支」のないようにと代官から命じられている。代官所では、野廻り役らと村々が「打合」をし、御用に支障が生じないことを望んでいたことが知られる。

野廻り役取締まりは、従来の方法と同様で、再び毎年八月に廻り場の村々に場締り証文の提出を命じ、捉飼御用の前後には廻状を廻し、捉飼場を取締まった。二郷半領谷口村にも文政三年八月付の場締証文の下書が伝えられている。<sup>570</sup>

このように、野廻り役の出役拒否によって、捉飼御用の時のみ、代官所の手附・手代が捉飼場を取り締まることになった。野廻り役の出役中断期間は、遠藤園次郎一件の済口証文が作成された文政元年九月から文政二年二月までのわずか半年余りの間であり、出役を再開すると、捉飼場の村々は二重に管理されることになった。

代官所手附・手代の管理範囲は不確定であったため、文政三年（一八二〇）一〇月、越ヶ谷・新方・二郷半・松伏・庄内・幸手・岩付・菖蒲八ヶ領の捉飼場は七区分に分けられ、代官七名の代官の持場を定められ、文政四年（一八



表7 文政4年(1821)正月 武州八ヶ領掟飼場取締まりの担当代官

| 担当代官名     | 担当下僚名  | 担当の「領」        | 村数 | 縁り村数 |
|-----------|--------|---------------|----|------|
| 大貫次右衛門光豊  | 宮本左右弥  | 幸手・新方         | 44 |      |
| 中村八太夫知剛   | 森川広右衛門 | 松伏・二郷半・越ヶ谷・新方 | 37 |      |
| 竹垣庄蔵直清    | 松岡啓次   | 岩槻・松伏・庄内・新方   | 35 | 3    |
| 大岡源右衛門孟清  | 飯田卯八   | 岩槻・越ヶ谷        | 36 | 1    |
| 吉岡次郎右衛門義休 | 本多伝之助  | 二郷半           | 40 |      |
| 林金五郎政幸    | 坂従志賀助  | 幸手・庄内         | 33 | 9    |
| 大原四郎右衛門信好 | (不明)   | 岩槻・菖蒲・越ヶ谷・新方  | 61 | 6    |

土生津家文書867より作成。

代官の諱は西沢淳男『江戸幕府代官履歴事典』による。

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 合計  | 284 | 27 |
| 計算値 | 286 | 19 |

二一) 正月に確定した【表7】<sup>1580</sup>。ここに、代官所手附・手代が出役し、武州八ヶ領筋掟飼場を管理する体制が確立した。

### (3) 地域社会における野廻り役機能

ところが、文政五年(一八二二)九月、幸手領・庄内領・松伏領・新方領・二郷半領の一六五か村は、鷹匠頭及び代官所に対し次のように出願した。まず、代官所手附・手代の廻村は休泊などがあり、水夫・継立人足が掛かり、却って「手重」になる。掟飼場の取締まりについては前の通り野廻り役が時々見廻り、また、下見を付けず、野廻り役が廻り兼ねる場合には、「雇野廻」を「御拳場肝煎名主」の振合いで命じられたいと出願している。代官所手附・手代による取締まりは、掟飼場の村々に対しての負担となり、従来の通り野廻り役のみになるよう求めている。だが、この願いは聞届けられず、文政六年(一八二三)正月には、「御鷹場御取締出役」の竹垣庄蔵手代大嶋宗三郎と大貫次右衛門手代服部量助が、庄内領の村々を廻村するなど、その後も代官所下僚が掟飼場の取締まりのため廻村している。同六年九月には、再び庄内領の村々で「御鷹場締御免願」についての話し合いをすると、村役人間での廻状が廻達されていることから、その後も代官所による取締まりについて、村々の費用が嵩むため、これを拒否する訴願が継続されたものとみられる。

では、なぜ掟飼場の村々は代官所手附・手代の管理を拒否し、野廻り役による管理を選んだのか。もちろん、その理由として余計な接待の経費が掛かるという点にも求められよ

うが、ここでは、地域社会における野廻り役の機能という点から検討してみたい。次の史料は、文政二年（一八一九）二月十九日、代官林金五郎役所より庄内領上金崎村に廻達されたものである<sup>62</sup>。

捉飼場野廻家来下見之義先達而為出入内済いたし候後は、野廻り計ニ而見廻り等も行届兼場所不取締ニ相成、鳥代附不宜御用向差支相成候間、越ヶ谷外七ヶ領ニ限り年々秋より翌春鶴仕込御用相済候迄之内、右野廻り家来下見等之義定人数之外御鷹方ニ而相応之仁物見習方野廻り申付候積、尤場所江罷出候節は野廻り之通り苗字帯刀差免、勤日数ニ応御扶持方被下、御鷹案内其外宿割等諸事野廻り勤方之通為相計候様相成候而も旅宿村方差障之筋無之哉、差障有無之義早々以書付可申出候、此廻状村下令請印、刻付ヲ以早々順達留村より可相返候

下見廃止後、野廻り役限りの見廻りは行き届かず、「不取締」となり、鳥代附が悪く捉飼御用に支障が生じると述べ、武州八ヶ領筋捉飼場では秋から翌年春の鶴仕込御用の間に限り、「見習方野廻り」を登用しても、村方は支障ないかと問い合せている。当時は野廻り役の再出役が命じられた直後である。「見習方野廻り」とは、鷹方役人の案内や宿割など「野廻り勤方之通」に出役し、苗字帯刀が許され、扶持米が支給される役職とされる。結局野廻り役の「家来」にあたる下見が見廻らなければ、「不取締」になるのだと危惧している。「家来」を伴わない野廻り役だけでは限界があり、代官所の期待する取締まりに及ばなかったことが窺える。野廻り役の取締まりとはいかなるものであったのか。次の史料から考察したい<sup>63</sup>。

#### 差上申一札之事

一、今十日御鷹方御通行被遊候処、私共村方中悪水堀大橋下御目障有之段、下吉妻村御召出預御尋、御捉飼場内ニ而魚獵之立札可致場所、右躰之始末改置預御見咎一言可申立様無之奉恐入、既ニ御懸り御出役江御差出しニも可相成候処、御宿名主源三郎相頼、御詫申上候処、格別之御勘弁ヲ以御宥免被成下、一同難有仕合奉存候、依而已来は右躰之儀決而無之様村役人共時々見廻り御目障不相成様可仕候、勿論年々御書上之通小百姓一同申

合、急度為相守可申候、依而は当人は不及申ニ村役人一同連印一札差上申処如件

文政六年未正月

葛飾郡上金崎村

船主 又右衛門

(他八名略)

御野廻り役

田口源太郎殿

右は御鷹匠岡太郎左衛門様御察当ニ而正月十日右書付差出申候

鷹方役人が捉飼のため通行上金崎村を通行したところ、中悪水堀の大橋下に「御目障」があった。おそらく魚獵に使用する船が片付けられないで放置されていたのであろう。船主又右衛門・村役人らは、直ぐに旅宿の下吉妻村に召喚され、「御見咎」を受けた。この件について、既に「御懸り御出役」に報告されていたが、旅宿の下吉妻村名主源三郎に頼み、詫びを入れ、今回は特別に「御宥免」となった。「御懸り御出役」とは、代官所より出役する手附・手代であろう。史料中の「御目障」の船を「御見咎」め、「御懸り御出役江御差出」し「御宥免」したのは、この一件を「御察当」した御鷹匠岡太郎左衛門であろう。この史料から、鷹方役人による「御目障」を契機として、違犯が露見したことが窺え、ここに野廻り役の取締まりの限界があった。すなわち、野廻り役は、実際の取締まりは廻り場の村役人に任せ、鷹方役人が来訪する前には廻り場の村々に仮橋の掛渡しなどを廻状で指示し、鷹場の環境の維持に努めた。

少し時代は下るが、嘉永四年（一八五二）十二月、「武州八ヶ領筋野廻り共」に対して鷹匠頭戸田五助・久助は「其方共儀近年勤方不行届キニ而風儀等不宜、捉飼場不取締り之旨風聞之趣も有之」とし、取締まりに励むようにと申渡

している<sup>64</sup>。野廻り役の取締まりは、代官所・鷹方役人にとって充分とはいえなかった。

これに関わり、次の史料をみてみたい<sup>65</sup>。

猶々

乍恐以書翰得御意候、過日は御尊来之処何之風情も無之御龜末至極御用捨偏ニ奉願上候、且亦其砌御内談之一条極内々ニ而増<sup>カ</sup>村惣兵衛殿江も申談、私義両人之取計を以御貴君様御名前江も兎角不相拘候様、外村々江も参会之上場締証文之義八年々時々ニ而取調相認、御貴君様江御届申上、尤御締証文御廻村之義ハ村々ニ而勝手ペリを以御廻村無之様相願候積一同決着仕、右ニ付候而ハ別段臨時之趣意ニ而取計候へハ、若し御名前ニも拘り候而ハ恐入候ニ付、左も無之様、明年よりハ御年始として壺ケ村ニ而南鐮壺片宛都合六ケ村ニ而金三分御年玉として御年始之義も六ケ村ニ而惣代壺人宛参り候筈、一同納得之上左之通りニ御座候間、右之段御心配無之様御承知被下候、且亦締証文之義六ケ村分差上候間、是又御改御受取被下候様奉願上候、尤私参上仕度奉存候得共、以之外不慮之災難引続當時慎中被仰付他行難相成奉存候ニ付、失礼ながら使を以御届ケ奉申上候、余ハ又候御尊顔之上申上度、先ハ用向而已早々如此ニ御座候、已上

卯<sup>天保十四年</sup>閏九月晦日

新宿村 喜代太

小林村 島田様

この書状は、天保十四年（一八四三）閏九月に新宿村（現蓮田市）の喜代太が野廻り役島田氏に宛てたものである。前半部では、場締り証文は時々調製し、島田氏に届けてはいるが、村々で勝手に取締まるので、「御廻村」を免除されたいという。「御廻村」とは、野廻り役の廻村であると考えられる。「御廻村」の免除については、臨時の趣意で取り計らうので、もし島田氏の「御名前」にも関わっては恐縮するので、来年より六か村で金三分の「御年始」を納めるとする。「御名前」に関わるとは廻り場の取締まりが行き届かず、野廻り役が鷹場役人などに叱責されることと解釈される。

「御年始」とは何か。野廻り役島田家に伝わる、文政八・十二・十三、天保二・四年「村々年始」「年頭村々前帳」と題される帳簿には、廻り場の村々から附け届けが記帳される<sup>30</sup>。たとえば、文政十三年（一八三〇）には、廻り場四一か村は、各一村につき錢二〇〇文から金二分ほどの金品を持参し、野廻り役島田氏は合計金二両三分一朱と二〇〇文を受納している<sup>31</sup>。弘化二年（一八四五）には、二郷半領彦成村・平沼村・富新田・二ツ沼村・半田村で野廻り物（年玉・御肴代）一両を分担して支出し、毎年八月に提出する場締り証文とともに納めている<sup>32</sup>。野廻り役への年始が村入用として計上される例もある<sup>33</sup>。管見の限りでは、「御年始」の初見は、宝暦五年（一七五五）の庄内領上金崎村の「年礼」二〇〇文、野廻り役関口氏宛てである<sup>34</sup>。島田氏に限らず、野廻り役は、毎年廻り場の村々から「御年始」と称する金品を受け取っていた。

なぜ、野廻り役は「御年始」を授受するのか。ここで、改めて、野廻り役を勤めた人物像に迫って考えてみたい。藤塚村名主の家に生まれた遠藤園次郎は、野廻り役就任以前、祖父源蔵の老衰のため名主の名代を勤め、平生には小前百姓たちを従わせ、村方取締まりもよく、村の堤防が切れ洪水に遭った際には、水下の村々と申合わせ、早急に堤防修復を指揮し、その功績を認められ、寛政五年（一七九三）十月名主見習、同六年（一七九四）十月十五日に名主となった<sup>35</sup>。そして、寛政八年（一七九六）七月野廻り役に就任した。園次郎は野廻り役退役後も、源蔵と名乗りを替え、上戸村名主の後見人となり、地所・金銭をめぐる争論<sup>36</sup>に関わり、居村のみならず、隣村・より広域な地域に影響力のある人物だった。かかる遠藤園次郎は、野廻り役を勤めた間には、村々から「年始」を受け取っていたが、「掛り場無之村々之内ニも貧キ人々ハ夫々年始と唱、目録を以及挨拶」として、廻り場以外の村々からも「御年始」の授受していたため、先にみた争論の一因に発展した。遠藤は、過度な振る舞いをみせたため、地域社会から恐れられ、最終的に糾弾されたのである。

新宿村喜代太の書状には、村々で鷹場を取締まり、野廻り役に迷惑をかけないようにする、その代わりに野廻り役

島田氏に「御年始」を納める、と伝えている。前で述べたように、野廻り役は、体制的には捉飼場を管理し、取締まるポストであったが、実態としては自らが厳しく取締まることは多くなく、廻り場村々に実質的な取締まりを委ねていた。そのため、結果的に捉飼場の規制は弛緩し、廻り場では、鷹方役人らの「御目障」となる事例が度々起き、幕府側に捉飼場は「不べり」と認識されたのである。野廻り役とは、鷹方役人の捉飼御用を支えつつも、捉飼場の規制を緩和させる機能を果たした。野廻り役に納められた「御年始」とは、鷹場の規制を緩める世話料と理解され、野廻り役が地域社会との繋がりを強く持っていたことを如実に示している。

## おわりに

結びにかえて、本章で検討したことをまとめ、研究史との関係および今後の課題について述べたい。

①戸田五助組捉飼場は、下野・上野・武蔵・下総・上総・常陸の六か国五三万石余にわたり、国・郡にかかわらず、六つに区分されていた。このうち、埼玉県東部地域にあたる武州八ヶ領筋捉飼場は、おおよそ綾瀬川、江戸川、権現堂川を境とし、大宮台地と下総台地に挟まれた、元荒川・古利根川・庄内古川流域の中川低地に分布していた。戸田五助組捉飼場のなかで、特に鳥も多く「肝要」の区域であった。

②野廻り役は、居村の宗門人別帳に記載され、百姓身分であったが、御用を勤める間のみ苗字帯刀が許された。就任にあたっては、同役や居村の村役人による承認・推挙が不可欠であり、一定の経済力を持ち、かつ「実躰」な村・地域の有力者がこれを勤め、世襲する場合が多かった。

③野廻り役の職務としては、元来「鳥代」の把握に重点が置かれていたが、宝暦期の鷹場「不べり」状況により、廻り場村々の取締まりが求められ、野廻り役は廻村し、廻状による鷹場の取締まり、場締り証文の調製を職務とした。

そのため、村々との軋轢が生じ、殺害事件、遠藤園次郎の退役事件に発展した。

④ 遠藤一件ののち、野廻り役は出役を拒否したため、代官所下僚が派遣され、捉飼場を取締まることになったが、直後に野廻り役も再び出役し、武州八ヶ領筋捉飼場は二重に管理された。捉飼場の村々では、費用が嵩むことを理由に、野廻り役のみの取締まりに一本化することを要求した。野廻り役は、自らが厳しく取締まることは多くなく、廻り場に実質的な取締まりを委ねていた。そのため、結果的に捉飼場の規制は弛緩し、幕府側に「不埒」と認識されたのである。野廻り役とは、鷹方役人の捉飼御用を支えつつも、地域社会との繋がりを強く持ち、捉飼場の規制を緩和させる機能を果たす存在であった。

最後に、本稿で明らかにしたことを、あえて御拳場における鷹場管理体制の研究と比較してみたい。御拳場では、御家人の鳥見による鷹場の取締まり、その権限の強さ・拡大が強調されてきた<sup>23</sup>。これに対し、捉飼場では、野廻り役が鷹場取締まりを担っていた。野廻り役をめぐるのは、これまで鷹場役人に「奉仕」する体制的側面や地域社会と対立する側面が強調されてきたが、本章では、実態として地域社会との繋がり強い有力者が勤め、鷹方役人の捉飼御用を支えつつも、捉飼場の規制を緩和する機能を果たす存在として位置づけた。捉飼場では、こうした地域社会の有力者に依拠しなければ鷹場の管理はできなかったといえる。

捉飼場は、「一元的に管理」された、などと鷹場研究の概説の一端として理解すべきではない。本稿で分析した武州八ヶ領筋捉飼場では、遠藤園次郎一件による野廻り役の出役拒否により、代官所下僚による管理体制が模索された。これは、戸田五助組捉飼場のなかで、「肝要」な地域とされていたことと無関係ではあるまい。地域性にもとづき、各地域で固有の展開を遂げたのである。

宝暦期以降に顕在化する、捉飼場の「不埒」の状況とは、地域の有力者を野廻り役として登用し、捉飼場の管理・取締まりを地域に委ねる、という体制的な問題に起因しているとみられる。文政期に代官所の見廻り体制へと移行

するのは、規制を緩和させていく野廻り役を監視する目的もあったのではないだろうか。このことは、代官伊奈氏の失脚後の関東地方の鷹場再構築政策、またいわゆる文政改革との関係も惹起される。他地域の捉飼場ではいかなる展開をたどったのか、幕政史との関わりの中かで追及される必要もあろう。

- 1 本間清利『御鷹場』（埼玉新聞社、一九八一年）。
  - 2 大石学「関東における鷹場制度」『日本の時代史 享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年。のち同著『近世日本の統治と改革』吉川弘文館、二〇一三年に所収。
  - 3 根崎光男『將軍の鷹狩り』（同成社、一九九九年）。
  - 4 山崎久登「鷹場による地域一体化論の再検討―旅宿負担の分析を中心にして―」（『関東近世史研究』五六、二〇〇四年）。
  - 5 竹村誠「下井草村と鷹場支配」（『高家今川氏の知行所支配』名著出版、二〇〇二年）など。
  - 6 水品洋介「武蔵国北部にみる御捉飼場と鷹場役人」（『熊谷市史研究』四、二〇一二年）。
  - 7 佐藤啓子「御鷹捉飼場の研究」（『近世史藁』七、二〇一四年）。
  - 8 前掲本間著書。
  - 9 根崎光男『將軍の鷹狩り』一五三頁。
  - 10 『古事類苑 遊戯部』（吉川弘文館、一九八三年）九八〇頁。
  - 11 東京国立博物館所蔵、和一三〇四。
  - 12 東京国立博物館所蔵、和一三〇五―三、和一三〇五―四、和一三〇五―五。
  - 13 島田家文書五二〇。同文書群については、『菖蒲町諸家文書目録』（二〇〇四年）を参照のこと。
- なお、「捉飼場帳」では、武蔵国埼玉郡越ヶ谷領は、「足立郡越ヶ谷領」と記されており、ほかに「領」名の間違えや、単純な写し違いともみえる村名の誤りもみえる。また、行間の追記もあり、書き漏れがあった可能性もある。本稿では作図にあたり、文化十五年二月「捉飼場国郡領村高廻り場書上」（島田家文書三〇八）、文化十五年三月「御捉飼場村高廻り場書」（『春日部市史 近世史料編Ⅴ』一二六―一三九頁）と比較し、両史料に記載され「捉飼場帳」にみえない、幸手領遠野村、堤根村、新方領増田新田、松伏領銚子口村、十一軒村、二郷半領下笹塚村の六か村を補った。



土生津家文書八六七（埼玉県立文書館收藏）。

『柏市史 近世編』。

島田家文書五二〇。

同じく朱印寺院の武蔵国葛飾郡赤沼村常楽寺（朱印地三石）には、朱印地内で鳥殺生したことによる詫び証文が伝わる（常楽寺文書二九一三、春日部市郷土資料館所蔵）。

前掲佐藤論文・水品論文。

前掲佐藤論文・水品論文。

明治十七年に当該地域に設置された宮内省江戸川筋御猟場での狩りの様子を記録した、堀内讃位『写真記録日本伝統狩猟法』（出版科学総合研究所、一九八四年）が往時の鷹狩りに適した景観を伝えてくれる。

島田家文書五二〇。

前掲佐藤論文・水品論文、『浦和市史 通史編Ⅱ』、『柏市史 近世編』。

『春日部市史 近世史料編Ⅴ』一二二頁。

文化十五年二月「捉飼場国郡領村高廻り場書上」、文化十五年三月「御捉飼場村高廻り場書」。註一三参照。

島田家文書五二〇によれば、天保四年（一八三三）から安政三年（一八五六）、武州八ヶ領筋捉飼場の八名の野廻り役は「年番組合」を定め、二名一組になり、各組は「御年頭年番并諸事御用向」を四年周期で勤めることを取決めている。

以下、享和二年四月「御役附覚書」（関口家文書一二一、春日部市郷土資料館所蔵）による。

寛政六・七年、野廻り役遠藤郡次の扶持米が代官手附から給付されている例（藤塚村文書 村・村政・一五、商業・一、慶応大学文学部古文書室所蔵）、嘉永二年、野廻り役竹内吉蔵・新井吉右衛門の扶持米は、粕壁宿の前年の年貢米の「置居米」から捻出される例（『春日部市史 近世史料編Ⅱ』二六〇頁）が確認される。また、慶応二年、相模国の野廻り役小塩氏の扶持米も「置居米」が充当されている（江川文庫S二五二四、国文学研究資料館所蔵マイクロフィルムを利用）。任命については、寛政八年遠藤園次郎、文政二年関根三郎兵衛、文政十年中村六兵衛、天保十二年関口栄助、嘉永七年関口門次郎のいずれの例も代官から命じられている。

文政二年四月には、野廻り役の鯨井次郎右衛門・新井栄次が、岩井愛蔵の跡役として小林村清八（のち島田清右衛門）を推挙している（島田家文書二四二）。

『春日部市史 近世史料編Ⅲノ一』九四頁。

享保四年八月、松伏領の村々に対して「野廻り之内兩人病氣之者有之候付代り之者見立候様ニ被仰渡候間、村之内致詮儀右役義望之者有之候歟、又ハ似合候者有之候ハ、早々我等共方迄可被申聞候」との代官伊奈氏家臣会田七左衛門らの書付が廻達されている（藤塚村文書「村鑑雑集 上」、慶応大学文学部古文書室所蔵）。「村之内」

の代表者として、あるいは役に相応しい者が勤めたのである。  
前掲佐藤論文。

藤塚村文書「村鑑雑集 上」(慶応大学文学部古文書室所蔵)。

『春日部市史 近世史料編Ⅳ』七三〇～七四頁。

こののち、宝暦期まで野廻り役の活動を瞥見できる史料はほとんどみられない。

土生津家文書一〇二(埼玉県立文書館収蔵)。

『越谷市史三 史料一』六九七頁。

土生津家文書二一〇五。

『春日部市史 近世史料編Ⅳ』七六〇～七七頁。

『越谷市史三 史料一』六八九～七〇〇頁。

毎年八月頃、捉飼場の村々が一村ごとに野廻り役に提出した鷹場法度の請書。例えば、『三郷市史 近世史料編Ⅰ』

No.一七二・一七三など。同時代の史料から、「場締り証文」「鷹場法度請書」などと呼ばれていたことがわかる。

場締り証文は、捉飼場の成立期の享保年間の証文を除き、管見の限り武州八ヶ領筋捉飼場において最も古いもの

は、雑司ヶ谷組では宝暦十三年八月(『行田市史 資料編1 近世』)、千駄木組では安永二年十月(『岩槻市史 近

世史料編Ⅳ 地方史料(下)』)である。

『幸手市史 近世資料編Ⅰ』No.四九。

弘化四年には、幸手領四か村と島中川辺領二か村による鷹場組合が運営され、組合村々が場締り証文の調製を差

配している例もみられる(『久喜市栗橋町史 資料編二 近世』四七頁)。すでに、文化十五年には、野廻り役一名

につき一か領ではなく、領を細分した廻り場を形成している。

『越谷市史三 史料一』七〇九頁。

『村鑑雑集 上』(慶応大学文学部古文書室所蔵)。

『牧民金鑑 上』(刀江書院、一九六九年)五〇二頁。

『越谷市史三 史料一』七一〇～七一一頁。

事件の概要については、前掲本間著書を参照されたい。訴状は『春日部市史 史料編Ⅴ』一一九～一二六頁。済

口証文は『春日部市史 史料編Ⅴ』一六四～一六七頁。

『春日部市史 近世史料編Ⅱ』七二五頁。

『春日部市史 近世史料編Ⅲノ一』一一一頁。

『春日部市史 近世史料編Ⅱ』七三〇頁。

谷口・堀切家文書一一六(三郷市史編さん室所蔵写真版を使用)。

- 谷口・堀切家文書一二〇（三郷市史編さん室所蔵写真版を使用）。  
 『春日部市史 近世史料編Ⅲノ一』一一〇～一一一頁。  
 二郷半領谷口村では、文政三年正月、同三年十月、同五年正月にも同様の請書を提出している（堀切家文書一二三・一二六・一三五、三郷市史編さん室所蔵写真版を使用）。  
 谷口・堀切家文書一一六（三郷市史編さん室所蔵写真版を使用）。  
 谷口・堀切家文書一二五（三郷市史編さん室所蔵写真版を使用）。  
 土生津家文書八六七（文政三年御用留）、『春日部市史 近世史料編Ⅱ』七三〇頁。  
 御場肝煎名主については、根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）、山崎久登「江戸周辺鷹場と御場肝煎制―化政期を中心に―」（『地方史研究』三六六、二〇一三年）を参照されたい。  
 土生津家文書三五四（埼玉県立文書館収蔵）。  
 なお、代官所手附・手代の廻村は、文政六年を最後に確認できない。  
 土生津家文書八六三（埼玉県立文書館収蔵）。  
 土生津家文書三五四（埼玉県立文書館収蔵）。  
 島田家文書五二〇。  
 島田家一〇四五。  
 島田家文書七一（ハ）（ニ）・三六九・三七〇・三九七。  
 島田家文書七一（ハ）。  
 天保十二年「手控」（下彦川戸村・千代田家文書C―二九、三郷市史編さん室所蔵写真版を使用）。  
 『春日部市史 近世史料編Ⅴ』三四八～三五四頁。  
 土生津家文書二〇一五（埼玉県立文書館収蔵）。  
 藤塚村文書「村鑑雑集 上」（慶応大学文学部古文書室所蔵）。  
 『幸手市史 近世史料編Ⅰ』No.二三四。實松幸男氏のご教示による。  
 大石学『享保改革の地域政策』（吉川弘文館、一九九六年）、村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』（雄山閣出版、一九八五年）。

## 第二部

### 家と地域政治の再生産構造

## 第五章 一八世紀以降における家・家意識の展開

### はじめに

家とは祖先崇拜・祭祀を通じて世代を超えて連続していく祖孫一体の永遠の生命体と観念であり、近世社会では家を通して階級関係・身分制秩序・社会的諸分業が再生産された。村落において、小百姓の家の一般的成立は十七世後半頃とされ、同族結合にもとづく旧来の長百姓総本家層の村落支配秩序の崩壊に伴い、百姓を主体とした村落共同体秩序の確立を社会的基礎条件として個々の家意識が成立した<sup>20</sup>。

これまでの近世村落の家・家意識に関する研究は、家族形態や家格制の分析から小百姓の家・家意識の成立・確立過程を検証するもの<sup>21</sup>、豪農や名望家など上層農民の個別の家・家意識を検証するもの<sup>22</sup>に大別できる。家・家意識は、超歴史的なものであるが、それ自体が個別完結して存在するのではなく、社会とともに変容していた<sup>23</sup>。しかし、家が「民主化」「近代化」を妨げてきたとみる従来の研究<sup>24</sup>にも強く規定され、家・家意識の近世的展開に関する研究は立ち遅れている。

家の展開について、佐々木潤之介は、一八世紀半ば以降「近世的家の家族での生業と生活の結合と単位性の破綻が始まり近世的家の動揺は激しくなった」と指摘する。佐々木は、家を生業・生活の単位としながらも、「桎梏として、破砕されねばならなかった」と見なす。家（家族）解体の帰結に、豪農・半プロ論を展開し、近世社会の解体と家の動揺を相即的に捉えている。

一方、渡辺尚志は、一八世紀後半から一九世紀にかけて、人々がより所とする社会の基礎単位が村から家へと比重をうつしていったと指摘する<sup>25</sup>。また、倉地克直は、一八世紀において、家は「いのち」を守るための最後の砦だった

とする<sup>12</sup>。農民のライフサイクル論<sup>13</sup>や育児・養生・介護を問題にする近年の家族・ジェンダー史研究<sup>14</sup>を踏まえれば、一八世紀以降、民衆の生活レベルでは、実態として家が重視されていくのではないか。家・家意識の近世的展開を捨象してきた、家の動揺―近世社会解体論は克服すべき段階にあるといえよう。

現在、家・家意識の成立<sup>15</sup>はもとより、その展開についても地域ごとに事例を蓄積し・再検討していく段階にあり、村や地域あるいは個別上層農民の性格に即して、家・家意識がいかに展開するのかを検討する必要がある。民衆の主体形成とその歴史的展開を検証する上で重要な論点になるだろう<sup>16</sup>。

かかる論点を深める上では、由緒や歴史意識に関する一連の研究にも留意しておきたい。一八世紀以降、自覚的に由緒が使用され、一九世紀は由緒の大衆化状況ともされ、近代の国民統合の前提となったともされる<sup>17</sup>。そうした状況は村内の家格の再編成と密接に結びついているが<sup>18</sup>、近年の研究では家や家格を軽視し、村の由緒・地域の歴史意識の広がりについて、実証を伴わないまま、家から地域へと発展的に論じられる傾向がある<sup>19</sup>。家意識から地域意識へとという展開をアプリオリに指定することなく、一八世紀以降の村内の家・家意識の展開を検証することが求められよう。

本章では、百姓の家・家意識の展開、および村役人家の家意識について検討し、一八世紀以降の地域社会の特質を考察する<sup>20</sup>。

分析の対象となる常陸国行方郡牛堀村・永山村および両村の庄屋役を代々勤めた須田家である<sup>21</sup>。牛堀村・永山村は、水戸藩領下の潮来領に属し、元来一つの集落であったが、牛堀村は「往時永山村ヨリ分レテ一村トナレリト云フ」とされるように、慶長期の検地の頃に分郷したといわれる。ただ、分郷は年貢割賦上の「公納向」に限り、そのほかの「村諸勘定」については両村入り混ぜとなっていた<sup>22</sup>。牛堀村は、霞ヶ浦の湖水が現常陸利根川へ流出する地点の北側に位置し、玉造から潮来・鹿島への道筋、霞ヶ浦の出入口にあたる陸上・水上交通が交錯する集落で、「往来川

付二而小商人」が多く「駄場同様」の町場として賑わった<sup>22</sup>。一方、永山村は中世の国人領主嶋崎氏の居城長山城が所在した郷村であった。町場化した牛堀に対して、永山は「百姓氣にてかたく」と評されている<sup>23</sup>。

須田家は「我家元来は武裔なれど、天正以来故有て民間に住たる」とする由緒をもつ世襲的村役人であった。当主は代々源之丞と名乗り、事実上世襲していた両村庄屋のほか、天保の検地前後に様々な役職を獲得し、政治的な上昇を遂げていく。文化・文政期頃から当主による蔵書収集など文化活動を盛んにする。酒造業や貸金業などを経営したが、主要な経済基盤は地主小作経営であった。家政は、明和・安永期に一度傾斜するが、文政期頃からしだいに土地所有高を安定させ、所持高を徐々に蓄積にした。

分析では、須田家の当主源之丞為則により天保八・九年（一八三七・八）に編纂された「牛堀永山新古百姓略系」を主に利用する。

## 一 「牛堀永山新古百姓略系」の位置

本章の基礎史料となる「牛堀永山新古百姓略系」（以下「略系」とする）の基本的な性格を述べたい<sup>24</sup>。「略系」は、須田本家に伝来した記録「須田氏秘記四」<sup>25</sup>に収載されている。「略系」の編著者は牛堀・永山両村の庄屋須田源之丞為則であり、天保八年（一八三七）に調査が始まり、同九年（一八三八）に完成した。巻末には須田為則による次の記述がある。

寛永之御検地帳、正保以来之御年貢割付帳、慶安以来之指割帳、貞享元禄以来之人別帳、貞享之田方案内帳、其外寛永以前の高帳、抛ある古書数巻・証跡ある個人の伝説を以て記す、鎮守棟札并菩提寺過去帳等せんさくす、百姓所持高は年々増減ある中に元禄はかりあけたるハ、人々中古をさして先元禄年中といふにならふ、前後ハ押

してしらるへし、他所もの来り新百姓に成る（割書）「十ヶ年前後を目当とす」久からすとて国に帰りまたハ絶たる数多けれハしるさす、古来の百姓分は子孫の有無に拘らず載す、他所より引越し来り候もの高をしるさゝるハ其来るとしの水呑なれハなり、高持に成たる新百姓に入とするす、組頭・小山守勤たるもの無洩しるす、冥加金指上たるもの宝暦・明和以来ハしるす、其以前は不分

「略系」は、牛堀・永山両村に居住もしくは居住歴のある家の履歴を為則が調査した記録であり、両村の村方文書等の「古書」のほか、「証跡ある個人の伝説」等に基づき編纂された。「略系」の草稿にあたる天保八年六月「牛堀永山新古略系取調中之草稿」によれば、享保十三年（一七二八）の文書を基準にしながら、「正徳二小割付之面」など、貞享四年（一六八七）〜天保元年（一八三〇）の須田家伝来の村方文書を参照し、牛堀・永山両村の家の存続・断絶状況を入念に調査している。須田家所蔵の古文書が主な参照資料とされたため、史料の伝来状況からして、寛永十八年（一六四一）の水戸藩領内の総検地、すなわち同年の検地帳以前にさかのぼることはほぼ不可能である。そのため、「略系」の記述の上限は、一部の旧家を除いて、寛永十八年を起点とした記述が少なくない。下限は、編纂が完了した天保九年までとなるが、適宜追記され、嘉永期（一八四八―五三）の記事もみえる。なお、須田家伝来の「古書」は明和期（一七六四―七一）に散逸しているため、宝暦・明和期以前は「不分」とするなど、時代により記述が十分でない部分もある。「略系」によれば、天保九年当時には牛堀七二家、永山九八家が存続していたが、断絶して当時は存在しない家も含めると、牛堀は一二五家、永山は一七七家の履歴が登載される。「古来の百姓」は詳しい履歴がわからずとも登載されるが、定住十年に満たない「新百姓」や店借借家層・水呑層は捨象されている。ここで、家ごとの記事の形式を示しておきたい。

#### 助作事

##### 一、嘉衛門

寛永持高三石六升七合

元禄持高四石壺斗八升九合



柳町氏、万治・寛文・延宝助作、天和・貞享より代々嘉衛門と云、寛政中家絶

各家の記事は、牛堀・永山の順に須田氏・齋藤氏・永山氏というようにおおそ苗字毎に列記され、家ごとに一つ書きで、見出しの当主名、所持高、苗字、歴代の当主名、絶家の年代や村役人などの役職の履歴、藩への上納金や褒賞・下賜の事績などが記される。「医業」「旅人宿」「酒造」「薬店」など、代々の家業についても記述される場合もある。年次の記述は、元号のみで示されるものが多い。右の嘉衛門家の記事は情報量が比較的少ない例だが、読みとれることを示しておきたい。肩書きの「助作」は寛永十八年検地帳の名請人であり、同家は少なくとも寛永十八年までその存立を遡ることができる家である。寛永期（同十八年の検地時か）の持高は三石余、元禄期の持高は四石余である。当主は万治・寛文・延宝期には助作、天和・貞享期以降は代々嘉衛門と名乗り、寛政期に家は絶え、天保九年当時には断絶していた。記事の見出し「嘉衛門」は、当主の名乗りが代わるなかで、貞享以降に「代々」名乗る当主名であるとともに、家絶してもなお世代を超えて連続する觀念、いわゆる家名である。嘉衛門家は、寛永検地以来の家であるため、当時は絶えていても「略系」に登載された。

以上の史料的な限界はあるが、「略系」は牛堀・永山両村の百姓家の履歴を為則が史料に基づきながら詳細に調査したものであり、寛永期から天保期まで通時的にとらえた記録といえる。史料の作為性（後述）は一定度あるが、家の成立・存続・断絶に関する実数は実態をほぼ反映しているとみられる。この分析により、家の成立・継承、そして存続・断絶を射程にすえた、家の動態的な存立状況を検証できるものと考ええる。

## 二 「略系」にみる家の歴史的展開

### （１）寛永検地以前

表1

| 年代            | 牛堀村 |     | 永山村 |     |
|---------------|-----|-----|-----|-----|
|               | 成立  | 内分家 | 成立  | 内分家 |
| 寛永以前(～1624)   | 5   | 1   | 11  | 2   |
| 寛永(1624～1643) | 22  | 1   | 65  | 1   |
| 正保(1644～1647) | 1   | 1   | 0   |     |
| 万治(1658～1660) | 4   | 1   | 7   |     |
| 寛文(1661～1672) | 5   |     | 6   | 3   |
| 延宝(1673～1680) | 7   |     | 5   | 3   |
| 天和(1681～1683) | 2   | 1   | 2   | 2   |
| 貞享(1684～1687) | 3   | 1   | 5   | 3   |
| 元禄(1688～1703) | 10  | 7   | 17  | 15  |
| 宝永(1704～1710) | 4   | 3   | 9   | 6   |
| 正徳(1711～1715) | 3   | 2   | 2   | 2   |
| 享保(1716～1735) | 14  | 6   | 14  | 12  |
| 元文(1736～1740) | 5   | 3   | 4   | 4   |
| 寛保(1741～1743) | 1   | 1   | 0   |     |
| 延享(1744～1747) | 7   | 5   | 4   | 4   |
| 宝暦(1751～1763) | 2   | 1   | 6   | 6   |
| 明和(1764～1771) | 5   | 2   | 4   | 2   |
| 安永(1772～1780) | 3   | 1   | 6   | 6   |
| 天明(1781～1788) | 4   | 2   | 0   |     |
| 寛政(1789～1800) | 3   | 1   | 2   |     |
| 享和(1801～1803) | 1   | 1   | 0   |     |
| 文化(1804～1817) | 8   | 6   | 2   | 2   |
| 文政(1818～1829) | 3   | 2   | 1   | 1   |
| 不明            | 3   |     | 4   |     |
| 計             | 125 | 49  | 176 | 74  |

元和・寛永の初め頃「武門の奉公」のため、永山内記家、次郎衛門家、六左衛門家、半平家、甚平家、善衛門家、利衛門家、平左衛門家である。四郎衛門は、同村に住居した武家浪人であったが、案内人を勤めたとされる。

永山の一家は四郎衛門家、玄蕃家、監物家、移り住んだとされる。藤衛門家は「牛堀草創之頃の百姓」とされ、永山氏を名乗り、元和・寛永期の最初の当主は永山城主嶋崎氏の家臣永山大隅とされる。次郎兵衛家、次郎左衛門家については詳しくわからないが、寛永以前から組頭役、寛永検地の

【表一】は「略系」を元にして、年次ごとに家の成立数を集計したものである<sup>29</sup>。家の成立数は、寛永期、元禄期、享保期に集中するが、その後も絶えず新たな家が現れている。以下、順を追って家の存立状況をみていきたい。

牛堀には、年紀を天文二十一年（一五五二）とする「山下一八軒」の伝承があるが<sup>30</sup>、「略系」では、水戸藩の領内総検地が実施された寛永十八年以前に遡れる家はわずかに、牛堀五家、永山一家である。

牛堀の五家は、須田源之丞家、次郎兵衛家、藤衛門家、次郎左衛門家である。須田源之丞家は、「略系」の編著者須田為則の家で、「当村発起以来累世引続庄屋役」であり、戦国期に上杉家あるいは佐竹家に属したともいわれ、初めは永山に居住したが、元龜・天正期に牛堀を開墾し、後に牛堀に移住したとの伝承をもつ。その分家の次郎兵衛家は、源之丞家がまだ永山にあった頃、牛堀に

を離村している。玄蕃家は、寛永以前に組頭を勤め、武家浪人の由緒をもつが、貞享期末年に絶家した。監物家も断絶しているが、「由緒あるものなるべし」とされている。内記家は寛永以前に組頭を勤めたが、延宝期に家絶する。半平家、平左衛門家は、永山城主嶋崎家の家臣の家である。また、甚平家・利衛門家は「先年より頭立之百姓」の平左衛門家から寛永検地以前に分家した家である。この内、玄蕃、監物、内記、甚平は、元和期から寛永の初めに組頭役を勤めたとされる。

寛永以前に遡れる家は、庄屋・組頭、検地の案内人を輩出する家、なかには中世の国人領主嶋崎氏に仕えた家臣など、一六世紀末ないし一七世紀初頭に土着した武家もあった。いずれも牛堀・永山村の成り立ちに関わる草分けの家といえよう。

## (2) 寛永検地以降

寛永十八年の検地後、牛堀二二家、永山六五家が成立し、家数が増大する。検地では、四反以下の零細な耕地所持者が多く把握され<sup>31</sup>、小百姓層が広く成立したことがうかがえる。ただ、寛永十八年の検地帳には分付記載がみえる。分付主は草分けの家の源之丞家・半平家、藤衛門家の三名、分付百姓は、分付主の屋敷に居住する譜代下人や、「家風」とよばれる土豪百姓の隷属農民であった。草分けの家の源之丞家は寛永元年（一六二四）三〇石九斗三升七合から正保元年（一六四四）四三石四升八合に、同じく藤衛門家は四石九斗四升から検地後には一二石九斗八升二合に、というように検地後に所持高を増大させている。検地により小百姓層が成立したが、草分けの家は所持高を増やし、なお「家風」を抱える有力な立場を保持していたと考えられる。

寛永検地以後、正保期から貞享期までの期間には、さらに牛堀二二家、永山二五家の家が成立する。この時期には、小規模な新田開発、台地・自然堤防上の畑地開発が進み<sup>32</sup>、寛永検地で把握された小百姓層から、牛堀では四家、永

山では一一家が分家として分出する。永山の弥兵衛家は、寛永の検地時以来の家で、検地時の所持地は屋敷を含め二反ほど<sup>33</sup>、所持高一石五斗七升八合であり、村内では中下層に位置づく。弥兵衛は貞享元年（一六八四）までに所持高を九石一斗五升にまで増やし、この内二石四斗五升八合を弟孫七に分け、同年に分家孫左衛門家を分出させている<sup>34</sup>。所持高が判明する限りでは、一〇石代の家から四く七石程度の家が分家する例が数件確認され、寛永検地により把握された小百姓層から、傍系家族が家を分け、所持高五石前後の中層の高持層が厚みを増していったことがわかる。

また、この時期には「家風」が自立する例も確認される。永山の太衛門家は、少なくとも寛永検地以来草分けの家の半平家の「家風」であつたが、貞享元年三月に自立している。「家風出し人」の半平から太衛門にあてた証拠手形には、「此度我等代々家風太衛門義、出入就有之二、村中之衆為異見と金子拾七両慥ニ請取、子供不残猶末代家風之構無之候、為後日手形遣ス者也」<sup>35</sup>とある。「村中之衆」が「異見」し、太衛門が金一七両を支払い、代々の「家風」が解消されたことがわかる。この証文には庄屋・組頭も連署しており、半平家と太衛門の個別的な隷属関係に「村中之衆」が介入したことがうかがえる<sup>36</sup>。

寛永以来の有力な草分けの家が村の中核であつたが、検地以後、小百姓層の家が段階的に成立し、一七世紀後半には、小百姓のなかでも所持高の中層の家から傍系家族が独立する分家が増えていった。中層の高持層が厚みを増していくなかで、草分けの家に「異見」する「村中之衆」がみられるなど、次第に草分けの家を中心とした「村落支配秩序」から、所持高五石前後の中層の小百姓の家が自立していった。

### （3）分家と移住

宝永五年（一七〇八）・享保九年（一七二四）・延享四年（一七四七）に霞ヶ浦沿いの洲上が開発され、元禄・享保・延享期に家の成立件数が集中するが、以降は耕地開発が限界<sup>37</sup>に達し、家の成立数は横ばいとなる。ここでは新たな

家が断続的に成立することを重視し、その主要因である分家・移住の実相から、一八世紀の家について考察したい。

数量的にみれば、一七世紀段階（寛永から貞享期まで）の分家は、牛堀八家、永山一六家だが、一八世紀以降（元禄期以降）は、牛堀四三家、永山五八家となり、殊に永山では成立数の八割が分家になる。当該期の分家の特徴としては、元禄九年（一六九六）以降に分家筋の家からの分家（孫分家）が現れ、享保期以降に所持高五石以下の本家から分家する家が成立し、元文期以降には所持高が一石未満の零細な分家が現れる、という点が析出され、一七世紀段階の分家と性質を異にしている。一七世紀末に成立した中層の小百姓の家が分家を繰り返すことで、結果的に零細な所持高の家が増えていくことになった。

一八世紀には、他村から移住し定住する者も増加した。【表二】は移住者の出身地をまとめたものである。永山では移住者は少ないが、牛堀では早くは一七世紀後半から他所よりの移住者が現れ、その件数も多い。寛文期に牛堀に移住した小衛門家は大名新庄氏の家老の系譜を引く家であり、延宝期には同じく新庄家浪人の次左衛門、久米次郎、与十郎も牛堀に移住している。新庄氏は近隣の行方郡麻生に陣屋を構えた大名だったが、寛文期に「家督騒動」があり、家臣が浪人となり牛堀にまとまって移住したとみられる。これら新庄氏浪人の家は特異な例であり、出自が判明するのは、圧倒的に一八世紀以降に店借や水呑として移り住んだ者である。牛堀の喜衛門は、宝暦期に常陸原砂利（鹿島郡東下村舎利）より引越し、須田源之丞店借となり、後に百姓となった。同じく牛堀の佐兵衛は、明和年間に鹿島郡奥野谷村より移住し、初めは須田源之丞の店借りとなり、のちに宇宮前に家作したという。潮来領内のみならず、霞ヶ浦や利根川で結ばれる下総・上総の出身の移住者もみられ、酒造・医業・鍛冶など諸商売・諸職に従事し、屋号を持つ家もあった。所持高は零細な家が多く、時として本百姓となる家もあった。一七世紀段階に、かかる零細な分家や移住者が皆無だったわけではない。一定程度流動し、定住することができなかった零細な家が、一八世紀段階に定住を可能としたとみられる。

表2

| 村           | 家名   | 成立年    | 出自〔 〕内は家絶に関する情報                                                                  |
|-------------|------|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 牛<br>堀<br>村 | 小衛門  | 寛文中    | 武田家旧臣内藤昌豊、新庄家家臣、浪人、須田源之丞。内藤隼人正公用人となり、飯田町屋敷に住す                                    |
|             | 次左衛門 | 延宝     | 新庄民部殿浪人〔元禄之末絶家〕                                                                  |
|             | 久米次郎 | 延宝4年   | 新庄隠岐守浪人〔延宝4～元禄7年迄牛堀居住〕                                                           |
|             | 与十郎  | 延宝8年   | 新庄民部殿家中堀七郎衛門直信、延宝8年百姓と成。医業〔安永中嗣子なく家絶す〕                                           |
|             | 長兵衛  | 貞享3年   | 貞享3年より新百姓に入、生国不明〔文化中家絶す〕                                                         |
|             | 浅衛門  | 正徳年中   | 三嶋村より引越。享保6年百姓                                                                   |
|             | 忠左衛門 | 享保     | 下総結佐村より来りしもの也。酒造〔天明中家絶す〕                                                         |
|             | 四郎次  | 享保中    | 茂木村より引越来り百姓二成                                                                    |
|             | 伝次郎  | 享保15年  | 新嶋八筋川村新左衛門弟引越来り百姓二成〔文化中家絶す〕                                                      |
|             | 藤兵衛  | 享保18年  | 玉造浜村より引越。紙屋藤兵衛                                                                   |
|             | 善蔵   | 享保18年  | 大嶋村より来り百姓二成                                                                      |
|             | 仁衛門  | 享保20年  | 水戸太田在之ものにて甚八方(甚兵衛か)へ来り居り借宅。牛堀の前は鹿嶋大舟津にあり。那波屋仁衛門、笹川に出店ひたちや茂兵衛。諸色見世商穀物造酒〔嘉永年中家断絶す〕 |
|             | 伊三郎  | 享保20年  | 紀州雑賀のもの〔困窮いたし家絶す〕                                                                |
|             | 源兵衛  | 元文年中   | 富田村より引越(水呑)。嘉兵衛方二縁あり、嘉兵衛分家。柳や源兵衛                                                 |
|             | 平助   | 元文2年   | 百姓二成、生国三河国。川岸や平助                                                                 |
|             | 半兵衛  | 元文3年   | 銚子より引越し。潮来屋〔文化之度家絶す〕                                                             |
|             | 市兵衛  | 延享元年   | 木原村より引越来り百姓二成〔文化家絶〕                                                              |
|             | 権十郎  | 延享3年   | 延方村より引越来り、百姓二成                                                                   |
|             | 喜衛門  | 宝暦年中   | 常陸原砂利より引越、須田源之丞店借。後に百姓                                                           |
|             | 佐兵衛  | 明和年中   | 鹿嶋郡をくのや村より来り百姓二成。初須田源之丞店二来り居り、後宮前へ家作す                                            |
|             | 忠蔵   | 明和年中   | 大嶋村より引越                                                                          |
|             | 安兵衛  | 明和8年   | 常陸原波崎より引越。鍛冶屋職ののち文政より運送方御用細工いたす                                                  |
|             | 長七   | 安永年中   | 鹿嶋郡常陸原より引越、彦兵衛と成り、別家取立百姓二成                                                       |
|             | 三郎衛門 | 安永年中   | 上戸村より来り百姓二成                                                                      |
|             | 佐助   | 安永中    | 佐原村より引越                                                                          |
|             | 伊兵衛  | 天明元年3月 | 延方村より                                                                            |
|             | 徳衛門  | 天明中    | 上総国曲目村より引越。文化年中家作し百姓二成                                                           |
|             | 惣五郎  | 寛政元年   | 潮来村より来り百姓二成                                                                      |
|             | 長重郎  | 寛政7年   | 新治郡烏山村より来たり                                                                      |
|             | 孫十郎  | 享和中    | 孫平分家。鹿島郡下之津浜村武左衛門男                                                               |
|             | 喜兵衛  | 文化3年   | 常陸原東下村波崎之半七二男。伝次郎妻と兄弟に付稼二来り百姓二成。初ハ自分にて米之搗売、のち百姓、酒造相初メ一家ヲ成す                       |
|             | 平次郎  | 文化7年   | 佐原村より来たり。平左衛門と成り分家                                                               |
|             | 和七   | 文化13年  | 堀之内清左衛門弟来り百姓二成                                                                   |
|             | 忠兵衛  | 文政中    | 五丁田村より。七衛門縁辺にて分家。酒造して一家を成す                                                       |
|             | 繁太郎  | 文政11年  | 大嶋村より。実ハ新嶋料中洲村名主浅野勘衛門甥                                                           |
|             | 吉兵衛  | (不明)   | 茨城郡小川村より来り百姓二成                                                                   |
|             | 喜兵衛  | (不明)   | 上戸村忠兵衛弟、一家取立二成百姓〔嘉永年中家断絶す(馬場村に引越)〕                                               |
|             | 彦兵衛  | (不明)   | 潮来より。実ハ下総海上郡飯岡村                                                                  |
| 永<br>山<br>村 | 権兵衛  | 貞享     | 貞享以前武家浪人のよし。                                                                     |
|             | 武兵衛  | 明和年中   | 下総水海道より引越新百姓〔文化之末家絶〕                                                             |
|             | 儀左衛門 | 明和5年   | 四鹿村より引越。七兵衛遺跡相続人                                                                 |
|             | 伊衛門  | 寛政7年   | 行戸村より引越新百姓二成〔享和年中家絶〕                                                             |
|             | 常七   | 寛政7年   | 新治郡佐屋村より引越新百姓                                                                    |

#### (4) 家絶

ところで、「略系」に掲載される家が、天保九年当時すべて存続していたわけではない。後年に追記されたものも含めて、「略系」の限りでは、牛堀では五三家、永山では七七家が何らかの理由で家が絶えていた。家絶は早くは延宝期に現れ、牛堀では文化期、永山では享保期・寛政期・文化期の件数が多い。一七世紀半ばから一九世紀を通じて断続的に家絶があったことが確認される【表三】。家絶の理由が明らかになるものは少なく、「家産衰へ」（六家）「産業衰へ」（五家）「困窮」（一家）といった経済的衰微を理由とするものが多い。牛堀では「他出」「他所出稼」を理由とし、銚子・佐原・土浦・上戸・安食など離村（家絶）後の行き先を記すものもあり、経済的な傾斜により、稼ぎ先を探して離村し諸商売を営む家が多い。また、「嗣子なく家絶」（五家）も散見される。

家絶した家は必ずしも一八世紀に成立した新たな家ばかりではない。寛永検地以来の永山の市左衛門家は、寛永期に一七石余、元禄期に一五石余を有したが、宝暦期には四斗八升七合にまで所持高を減らし、天保期に家絶している。牛堀の与兵衛家も寛永検地以来の家で、寛永期に七石余、元禄期に一〇石余だが、延享期は五石余、同四年には二石九斗三升となり、安永期に「産業衰へ家絶」に及んでいる。元禄期の一〇石超の家も、一八世紀半ば以降、経済的

表3

| 家絶年代 | 牛堀村 | 永山村 |
|------|-----|-----|
| 延宝   | 0   | 1   |
| 貞享   | 0   | 2   |
| 元禄   | 2   | 2   |
| 宝永   | 2   | 3   |
| 享保   | 4   | 13  |
| 元文   | 1   | 6   |
| 延享   | 6   | 5   |
| 寛延   | 1   | 0   |
| 宝暦   | 1   | 4   |
| 明和   | 1   | 0   |
| 安永   | 3   | 5   |
| 天明   | 2   | 3   |
| 寛政   | 4   | 10  |
| 享和   | 0   | 1   |
| 文化   | 14  | 10  |
| 文政   | 2   | 3   |
| 天保   | 0   | 3   |
| 嘉永   | 2   | 0   |
| 不明   | 8   | 6   |
| 計    | 53  | 77  |

な衰微により、家絶に及んだのである。以上の分析から、両村における家の歴史的展開を次のようにまとめおきたい。一七世紀段階には、新田開発の進展とともに小百姓層の分家が相次ぎ、小百姓の家が成立していったが、草分けの家は村のなかで有力な存在としても立場を保持していた。一八世紀半ば以降には家の成立件数は横ばいになり、牛堀では諸商売に従事する水呑・借家層の家、永山では零細な分家の家が断続的

表4  
牛堀村「代々」集計

| 年代       | 計  | A | B | C |
|----------|----|---|---|---|
| 寛永       | 3  |   |   | 3 |
| 万治寛文     | 1  | 1 |   |   |
| 延宝・天和・貞享 | 1  | 1 |   |   |
| 天和貞享     | 1  | 1 |   |   |
| 貞享       | 3  |   |   | 3 |
| 元禄       | 7  |   | 2 | 5 |
| 宝永       | 1  |   |   | 1 |
| 正徳       | 1  | 1 |   |   |
| 享保       | 8  |   | 1 | 7 |
| 元文       | 3  | 1 | 1 | 1 |
| 寛保       | 1  |   |   | 1 |
| 延享       | 10 | 6 |   | 4 |
| 宝暦       | 3  |   |   | 3 |
| 安永       | 3  |   | 2 | 1 |
| 享和       | 1  |   |   | 1 |

永山村「代々」集計

| 年代   | 計  | A  | B  | C  |
|------|----|----|----|----|
| 寛永   | 1  |    |    | 1  |
| 万治   | 1  |    |    | 1  |
| 万治寛文 | 2  | 1  |    | 1  |
| 寛文   | 2  | 1  |    | 1  |
| 延宝   | 1  |    |    | 1  |
| 天和   | 1  |    |    | 1  |
| 貞享   | 7  | 4  | 1  | 2  |
| 元禄   | 5  | 3  |    | 2  |
| 宝永   | 7  | 5  | 1  | 1  |
| 享保   | 41 | 15 | 10 | 16 |
| 元文   | 6  |    | 1  | 5  |
| 延享   | 3  | 2  |    | 1  |
| 宝暦   | 3  | 1  |    | 2  |
| 明和   | 4  | 2  |    | 2  |
| 安永   | 2  |    |    | 2  |
| 天明   | 1  |    | 1  |    |
| 不明   | 1  |    |    | 1  |

に現われる。牛堀は「駄場同様之村方にて近頃ハ家数人別等も相過」とされ、交通の要衝地として町場化していた。定住・存続できる経済的要件が備わったため、一八世紀以降に零細な家が出現したのである。一方で、経済的な困窮を理由として、草分けの家でさえも家を絶やすようになる。一七世紀には主に零細な家が流動していたが、一八世紀以降、家の存続を取り巻く経済状況が大きく転換し、草分けの家を含めた全ての家が流動化するに至るのである。

### 三 一八世紀以降の家の展開

#### (1) 家名の定着

各家の履歴には、家長の名乗りが一定期間固定したことを示す「代々」文言が記されるものがある。ここではこれを家の通り名Ⅱ家名の定着の指標とし、代々家を継承していこうとする家意識の確立<sup>23)</sup>として捉えたい。「代々」文言は、次の三つの類型で記載される。類型Aは、「天和貞享より代々嘉衛門」「元文以来代々藤八」「享保八年より代々次左衛門」のように、「代々」の名乗りが確定した年代が記されるものである。牛堀は一件、永山は三四件検出される。

一、市郎衛門 元禄持高七石九斗九升九合

布施氏にて、貞享元年清八持高拾六石六升五合之内七石式斗七合、市之丞ニわけて別家ニ成、正徳ニ権衛門、貞享より享保迄市之丞、元禄



## 二 権衛門、享保十二年より代々市郎衛門

永山の市郎衛門家は、貞享元年（一六八四）に清八家より分出した家で、市之丞・権衛門を名乗り、享保十二年（一七二七）より「代々」市郎衛門を名乗った。同年は、分家権衛門家を分出した年であり、市之丞・権衛門の名は分家が名乗ったため、市郎衛門家の「代々」の家名が確定したとみられる。

類型Bは、明確な年代は示されないが、「以後代々権左衛門」のように「以後」という文言を伴って記されるものである。牛堀は六件、永山は一四件検出される。

### 源次郎事

#### 一、源次郎 寛永高壺石七斗壺升式合

（空欄ママ）氏二而水呑にて久敷居、宝永享保源助、又源次郎、元文二百姓成、以後代々源次郎

牛堀の源次郎家は、寛永十八年の検地帳の名請人としては源次郎、その後の当主は源助・源次郎と名乗り、元文期に本百姓となり、その後代々源次郎を名乗った。元文の記述の後に「以後代々」とあるので、元文期以降に家名源次郎が確定されたと解釈される。

類型Cは、明確な年代は示されず、「代々（家名）」とのみ記されるものである。牛堀は三〇件、永山は四〇件検出される。

### 善衛門事

#### 一、善衛門 寛永持高九石五斗八升三合 元禄高五石七斗七升八合

水貝氏二而、代々善衛門、延享九酉年持高拾壺石四斗壺合之内、五石九斗五升三合弟善次郎へわけて分家二取立、茂左衛門と云、別ニ出す（組頭の履歴後略）

#### 一、茂左衛門

水貝氏、延宝九酉年善衛門より分家善次郎と云、明和善八といふ、代々茂左衛門、延享三子年より宝暦五年迄組頭を勤、武助といふ、善八とも云、安永三辰年より源七、天明七末年より同年十二月迄勤

永山の善衛門家は、寛永検地以来の家で、「代々」善衛門を名乗った。茂左衛門家は、延宝九（一六八一）年に同家より善衛門の弟善次郎が分家し、明和期には善八、組頭を勤めた期間には武助・源七とも称したが、「代々」茂左衛門を名乗る。「代々」の名乗りが定まった時期については解釈が難しいが、善衛門家は冒頭に、茂左衛門家は明和期の記述の後に「代々」の文言があることから、前者は寛永検地以来、後者は明和期以降に家名が定着したと考えておきたい。

以上の「代々」文言の類型をもとに、【表四】に年代別に家名定着の家数を集計した。過分な推定もある類型Cをのぞけば、早くは万治・寛文期から家名が定着する家もあるが、牛堀は延享期、永山は享保期に件数が多い。一八世紀半ばに家の新旧や階層を問わず広く家意識が確立したと評価したい。

## （２）同族団の変容

家意識の確立する一八世紀半ば以降、潰百姓の家の跡式を再興する相続が散見されるようになる。「略系」にみえる相続の事例は次の七例である。

① 永山村の弥次衛門家（布施氏）は、元禄三年（一六九〇）に同村の次兵衛家（万治期成立）より分家したが、一旦家絶した。しかし、寛政四年（一七九二）に小高村庄左衛門の甥が遺跡を相続した。

② 永山の甚平家（吉川氏）は、寛永検地以前の草分けの家で、宝永期以後「代々」甚平を名乗った。しかし、寛政元年に家絶となる。「潰跡」には寛政四年三月に下総国海上郡清滝村の平兵衛が養子となり、「さわらや平兵衛」を称した。

③ 永山の九兵衛家（片波見氏）は、寛永検地以来の家だが、明和期に家絶し、寛政期に上総国から養子を迎えた。

④ 永山の市左衛門家（加藤氏）は、万治期に成立、安永期に家絶するが、文化期に同村九兵衛家（片波見氏）の次男勘助を養子に迎え相続した。

⑤ 文次郎家（吉川氏）は、正徳四年（一七一四）成立した家で、延享元年（一七四四）に中絶し、その後家督相続されたが、再び寛政期に家絶し、文化期に永山の藤衛門家（某氏）の伴与吉を養子として迎え相続した。

⑥ 永山の松之丞（吉川氏）の父が、分家で安永期に家絶した同村松兵衛家（吉川氏）の持高を買入れ「潰跡」が相続される。

⑦ 永山に明和五年（一七六八）に引越してきた儀左衛門家は、「其後七衛門潰跡相続人」となる。七衛門家（横瀬氏・塙氏とも）は寛永検地以来の家で、安永期に家絶していた。

①②③は、いずれも寛政期に村外の者を入植させた潰跡相続であり、藩の農村政策との関わりも想起されるが詳しくは明らかでない。④⑤は、文化期の跡式相続であり、いずれも村内の子弟が養子として迎えられている。⑥⑦は、相続の時期は不明だが、同様に村内の子弟から養子をとるものである。

以上の七例から二点指摘しておきたい。第一には、潰跡の継承にあたっては、持高の買入れの例（⑥）もあるが、多くは継承者を「養子」としていることである。⑤では、詳しい事情はわからないが、潰れた文次郎家に養子を輩出した藤衛門家は、伴が「養子に成り、藤衛門由緒絶」えている。潰跡の継承は、単に百姓株を継承するだけではなく、家を継承することを意味した。第二には、七例の相続された家は、すべて寛永以来に牛堀・永山両村に居住していた氏を名乗っていることである。氏とは苗字を同一にする家と家の連合、すなわち同族団である。【表五】は、両村における氏について、存続する家数の推移を示したものである。寛永以来の氏のうち、天保期に存続する家で分家を出し

表5

| 氏       | 成立合計 |     | 牛堀 |    |    |    |    | 永山 |    |     |     |    |
|---------|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
|         | 牛堀   | 永山  | 寛永 | 貞享 | 延享 | 寛政 | 天保 | 寛永 | 貞享 | 延享  | 寛政  | 天保 |
| 坂本氏     | 8    |     | 3  | 3  | 5  | 5  | 6  |    |    |     |     |    |
| 羽生氏     | 8    | 1   | 3  | 3  | 7  | 6  | 6  | 1  | 1  | 1   | 1   | 1  |
| 須田氏     | 7    |     | 2  | 3  | 5  | 5  | 5  |    |    |     |     |    |
| 前嶋氏     | 7    |     | 1  | 1  | 5  | 6  | 5  |    |    |     |     |    |
| 柳町氏     | 7    |     | 1  | 2  | 5  | 6  | 5  |    |    |     |     |    |
| 山口氏     | 5    |     | 1  | 2  | 5  | 5  | 4  |    |    |     |     |    |
| 兼平氏     | 4    |     | 1  | 2  | 3  | 2  | 3  |    |    |     |     |    |
| 永山氏     | 3    |     | 1  | 1  | 2  | 2  | 3  |    |    |     |     |    |
| 今泉氏     | 2    |     | 1  | 1  | 2  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 大宅(大谷)氏 | 3    | 3   | 1  | 1  | 3  | 3  |    | 2  | 2  | 2   | 1   | 1  |
| 伊藤氏     | 3    |     |    | 1  | 2  | 2  | 2  |    |    |     |     |    |
| 榎野氏     | 2    |     | 1  | 1  | 2  | 1  | 2  |    |    |     |     |    |
| 額賀氏     | 2    |     | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 萩原氏     | 2    |     | 1  | 2  | 2  | 1  |    |    |    |     |     |    |
| 諸岡氏     | 1    |     | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 川崎氏     | 1    |     | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| (未記載)   | 1    |     | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 玄場氏     | 1    |     | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |    |     |     |    |
| 大崎氏     | 1    |     |    | 1  | 1  | 1  |    |    |    |     |     |    |
| 斎藤氏     | 3    | 4   |    | 1  | 3  | 3  | 1  | 3  | 2  | 2   | 3   | 3  |
| 本澤氏     | 3    |     |    | 1  | 1  | 2  | 3  |    |    |     |     |    |
| 森山氏     | 2    |     |    | 1  | 2  | 2  | 1  |    |    |     |     |    |
| 樋口氏     | 1    |     |    | 1  |    |    |    |    |    |     |     |    |
| 藤嶋氏     | 1    |     |    | 1  |    |    |    |    |    |     |     |    |
| 堀氏      | 1    |     |    | 1  |    |    |    |    |    |     |     |    |
| 久米氏     | 1    |     |    | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 小山氏     | 1    |     |    | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 嶋田氏     | 1    |     |    | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 高野氏     | 1    |     |    | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 松葉氏     | 1    |     |    | 1  | 1  | 1  |    |    |    |     |     |    |
| 宮崎氏     | 1    |     |    | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 茂木氏     | 1    | 6   |    | 1  | 1  | 1  | 1  | 5  | 5  | 4   | 3   | 2  |
| 白石氏     | 2    |     |    |    | 1  | 1  | 2  |    |    |     |     |    |
| 岩井氏     | 2    |     |    |    | 1  | 1  | 2  |    |    |     |     |    |
| 黒澤氏     | 1    |     |    |    | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 小林氏     | 1    |     |    |    | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 篠塚氏     | 1    |     |    |    | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 高田氏     | 1    |     |    |    | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 服部氏     | 1    |     |    |    | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 本田氏     | 1    | 4   |    |    | 1  | 1  | 1  | 2  | 2  | 4   | 3   | 2  |
| 宮内      | 1    |     |    |    |    | 1  | 1  |    |    |     |     |    |
| 平松氏     | 1    |     |    |    |    |    | 1  |    |    |     |     |    |
| 石沢氏     | 1    |     |    |    |    |    | 1  |    |    |     |     |    |
| 高崎氏     | 1    |     |    |    |    |    | 1  |    |    |     |     |    |
| 浅野氏     | 1    | 23  |    |    |    |    | 1  | 12 | 14 | 17  | 17  | 15 |
| 栗林      | 13   |     |    |    |    |    |    | 3  | 6  | 7   | 9   | 9  |
| 加藤氏     | 11   |     |    |    |    |    |    | 3  | 4  | 7   | 6   | 7  |
| 吉川氏     | 9    |     |    |    |    |    |    | 3  | 4  | 5   | 6   | 6  |
| 永峯氏     | 9    |     |    |    |    |    |    | 2  | 3  | 7   | 7   | 6  |
| 布施氏     | 8    |     |    |    |    |    |    | 1  | 3  | 8   | 8   | 4  |
| 姥貝氏     | 6    |     |    |    |    |    |    | 3  | 3  | 3   | 4   | 2  |
| 片波見氏    | 5    |     |    |    |    |    |    | 1  | 2  | 4   | 4   | 3  |
| 川村氏     | 5    |     |    |    |    |    |    | 2  | 2  | 5   | 2   | 2  |
| 横田氏     | 3    |     |    |    |    |    |    | 1  | 1  | 3   | 2   | 2  |
| 井関氏     | 3    |     |    |    |    |    |    | 1  | 3  | 2   | 2   | 2  |
| 長岡氏     | 4    |     |    |    |    |    |    | 2  | 2  | 3   | 4   | 4  |
| 堀内氏     | 4    |     |    |    |    |    |    | 3  | 3  | 4   | 4   | 4  |
| 水貝氏     | 4    |     |    |    |    |    |    | 2  | 3  | 3   | 4   | 4  |
| 越川氏     | 4    |     |    |    |    |    |    | 1  | 2  | 2   | 2   | 2  |
| 茅根氏     | 2    |     |    |    |    |    |    | 1  | 1  | 2   | 2   | 1  |
| 石村氏     | 2    |     |    |    |    |    |    | 1  | 1  | 1   | 2   | 2  |
| 碓井氏     | 2    |     |    |    |    |    |    | 1  | 2  | 2   | 1   | 1  |
| 関口氏     | 2    |     |    |    |    |    |    | 1  | 1  | 2   | 2   | 1  |
| 横瀬(塙)氏  | 2    |     |    |    |    |    |    | 2  | 2  | 1   |     |    |
| 穴戸氏     | 1    |     |    |    |    |    |    | 1  | 1  | 1   | 1   | 1  |
| 大谷氏     | 1    |     |    |    |    |    |    | 1  | 1  | 1   | 1   |    |
| 鈴木氏     | 1    |     |    |    |    |    |    | 1  | 1  |     |     |    |
| 浅飛氏     | 2    |     |    |    |    |    |    |    | 1  | 2   | 2   | 2  |
| 天川氏     | 1    |     |    |    |    |    |    |    | 1  | 1   | 1   | 1  |
| 須藤氏     | 1    |     |    |    |    |    |    |    | 1  | 1   | 1   | 1  |
| 塙氏      | 1    |     |    |    |    |    |    |    | 1  | 1   | 1   | 1  |
| 石井氏     | 1    |     |    |    |    |    |    |    |    | 1   | 1   | 1  |
| 根本氏     | 1    |     |    |    |    |    |    |    |    |     | 1   |    |
| 椎名氏     | 1    |     |    |    |    |    |    |    |    |     | 1   |    |
| 渡辺氏     | 1    |     |    |    |    |    |    |    |    |     | 1   |    |
| 何某氏     | 24   | 25  | 5  | 14 | 10 | 7  | 3  | 13 | 16 | 10  | 6   | 3  |
| 計       | 125  | 176 | 27 | 49 | 78 | 81 | 75 | 75 | 97 | 119 | 116 | 96 |

ていないのはわずかに四氏である。他方、新興の氏の分家は少ない。須田氏が寛永以前・貞享四年・正徳二年・宝暦期・文政期などに分家を創出したように、同族団は戦略的に分家し、家を存続したものとみられる。同族団による家の存続に対する干渉があったと考えたい。

しかし、【表五】からは、時代が下るにしたがい、氏が多様になる傾向も看取できる。分家の多い永山村では、氏数がほぼ固定しているが、移住の多い牛堀村では氏の多様化が顕著である。同族団の有り様について、牛堀の彦兵衛家とその分家の彦四郎家の相続事例をみてみたい。

彦兵衛家（榑野氏）は、寛永検地以来の家で、寛永の所持高は三石六斗六升二合、中下層の家である。その後所持高を増やし、享保十四年（一七二九）には彦四郎家を分家として輩出している。しかし、彦兵衛家は経済的に困窮し、文化期末に磯浜へ出稼ぎし、賀の長七の弟伝吉を養子として迎えることになる。長七（白石氏）は、安永期に鹿島郡常陸原から移住し、彦兵衛の賀となり、別家（分家）として百姓株を取得していた。さらに、明和期に家絶した分家彦四郎家にも、同じく長七が天保期に「彦四郎跡相続人」として迎えられた。「略系」では彦四郎家の相続を「無縁のものにて名はかり也」と評している。彦兵衛家・彦四郎家は寛永検地以来の榑野氏だが、長七家は新興の氏（白石氏）であるから、旧家の家名が新興の氏をもつ移住者により「名はかり」に家が継承されたことになる。長七家が彦兵衛・彦四郎家を相続したのは榑野氏の賀という身近な縁戚関係によるためであり、移住者の長七が寛永検地以来の彦兵衛と縁戚関係を結んだことに着目したい。移住者にとって、旧家と縁戚関係をもつことが、百姓株の取得や定住・存続に有利に働いたのではないだろうか。

その他の類似事例としては、「文化之度家産衰へ妻の縁によつて利兵衛（坂本氏）人別二入、家絶」（大宅氏）する家や、家の由来が判然とせず、本家・分家が曖昧になっている氏もある。これらの事例から、同族団よりも家と家との身近な血縁関係が重視されていたと考えられよう。

したがって、一八世紀以降、大方としては、同族団は多様化し、弛緩していく方向にあったと考えられる。すなわち、家の存続に対する同族団の干渉があったことには違いないが、一八世紀以降には次第に弱まりつつあったといえる。

本節の検討を次のようにまとめたい。両村においては、同族団が家の存続に干渉していたが、一八世紀の家の流動化に伴い、同族団は多様化、弛緩し、その干渉は弱まりつつあった。同族団よりも、身近な家・個人の血縁関係が重視され、新興の家は百姓株の取得・定住のために、旧家と縁戚関係を結び、旧家の名跡を引き継いだ「名はかり」の

家名相続が増えた。また、時を同じくして、一八世紀半ばには「代々」家を存続させようとする家名が定着した。一八世紀の家の流動化や同族団の弛緩によって、家の新旧・階層を問わず広く家意識が確立したのである。家意識の確立によって、同族団を中心とした村内の家の序列が動揺していくことにもなる。次節では、「略系」編纂の意図と須田家の家意識について検討したい。

#### 四 須田家の家意識

表6

| 村   | 家名    | 成立年   | 宝暦 | 寛政 | 文化 | 天保 | 飢饉 |
|-----|-------|-------|----|----|----|----|----|
| 牛堀村 | 須田源之丞 | 寛永    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|     | 七衛門   | 寛永    |    | ○  | ○  | ○  | ○  |
|     | 孫平    | 万治    | ○  |    | ○  |    |    |
|     | 源八    | 貞享4年  |    |    | ○  | ○  | ○  |
|     | 浅衛門   | 正徳年中  |    |    | ○  |    |    |
|     | 伝次郎   | 享保15年 |    | ○  |    |    |    |
|     | 仁衛門   | 享保20年 |    | ○  | ○  |    |    |
|     | 平助    | 元文2年  |    |    | ○  | ○  | ○  |
|     | 伊兵衛   | 天明元年  |    |    | ○  |    |    |
|     | 七兵衛   | 寛政7年  |    |    | ○  | ○  |    |
|     | 喜兵衛   | 文化3年  |    |    | ○  | ○  | ○  |
|     | 喜三郎   | 文政中   |    |    |    | ○  |    |
|     | 忠兵衛   | 文政中   |    |    |    |    | ○  |
|     | 繁太郎   | 文政11年 |    |    |    | ○  | ○  |
|     | 彦兵衛   | (不明)  |    |    |    |    | ○  |
| 永山村 | 助之丞   | 寛永    | ○  |    | ○  | ○  |    |
|     | 半左衛門  | 寛永    |    |    | ○  |    |    |
|     | 彦左衛門  | 寛文5年  |    |    | ○  | ○  |    |
|     | 孫左衛門  | 貞享元年  |    |    |    | ○  | ○  |
|     | 善衛門   | 元禄12年 |    |    | ○  |    |    |
|     | 次武衛門  | 享保2年  |    |    | ○  |    |    |
|     | 儀左衛門  | 明和5年  |    |    | ○  |    |    |
|     | 半衛門   | 安永6年  |    |    | ○  |    |    |

【表六】は、各家の藩への上納金の納付実績を年次ごとに一覧にしたものである。各家による上納金については、「略系」冒頭で「冥加金指上たるもの宝暦・明和以来ハするす、其以前は不分」と断るように、編著者の為則が執心して記述した事績でもあった。全ての年次に上納金を納めているのは須田源之丞家が唯一であり、常に藩政に貢献していた点で突出している。しかし、牛堀で顕著なように、時代が下るにつれて上納金を納める新興の家が現れる。その最たる例が牛堀村の仁衛門家である。同家の祖仁衛門は水戸太田在の出身で、元々鹿嶋大船津に住したが、享保二十年（一七三五）に牛堀村の甚八方の「借宅」に移住し、那波屋もしくは新屋仁衛門を名乗り、のち百姓となる。寛保元年（一七四一）には持高四升八合、文化期には牛

堀村に二〇石余、近隣に越石をもつまでに経営を拡大した。商売は「諸色見世商穀物造酒」で、下総国笹川に出店も有した。藩への上納金としては、寛政期に子育金一〇両、文化期の藩主御帰国時に一〇両、文化元年（一八〇四）に金二〇〇両を納めている。同年の上納金の願書によれば、二代目当主の仁衛門は、父の初代仁衛門が「江戸表通行之場所故弁理宜敷」ため牛堀村に引越し、「追々利潤御座候故、少々田畠買求」めてきた跡を相続し、農業・商用向渡世を継承し、「御上之御影」により利潤をあげてきたが、当年で七〇歳になるため、「御国恩御冥加」として二〇〇両の上納を出願している。この上納により翌二年五月、二代目仁衛門は奇特者として褒賞され、その子仁十郎に無格ながら一代名字帯刀が許された。これにより仁十郎は村内で「村役人之支配下」の「次席」に位置づけられることになる。『略系』の草稿には、「新や仁衛門 天明飢饉之節長国寺・松政寺和尚金主にて穀物買上ヶ多分之得分有之、是より身上引立候」と記され、天明の飢饉時に米穀を買い上げで利を得て、経営を拡大せたと評されている。

新興の家の台頭について特筆すべきは、『略系』編纂直前の天保飢饉の時、牛堀永山両村において「難渋人」「困窮人」が発生し、須田家をはじめとする家が金穀を上納または施していることである。上納金を納めた家を見ると、五〇両を上納した牛堀の喜兵衛家は、「米之搗売」から酒造業に展開し「一家ヲ成」した家であり、同じく牛堀の穀商の繁太郎家も「飢饉之節救穀売場」を設置し、小麦代金一一両を藩に上納している。この内、須田源之丞為則は飢饉時の施しの事績を褒賞され、嫡子茂十郎に麻上下着用・一代苗字が許されている。天保飢饉後に須田家のほかに藩から特権が与えられることはなかったが、天明期以降の仁衛門家のように、上納金や飢饉時の救恤に乗じて、家格を上昇させる余地も皆無ではなかった。

文政期の願書には、「近年諸国一体二小前人氣薄情ニ相成、御仁徳ニ馴れ、御慈悲之御政事ニ泥ミ、放逸之徒・佞弁邪智之族党を催し、不才庸愚くヲ見侮り、猥ニ公事訴訟を企而、旧家新家之差別無之、剛勢多弁之ものハ柔弱愚昧ヲ倒し候」とあり、「旧家新家」が軽視され、訴訟沙汰が多発している状況が訴えられる。一九世紀には、借家とし

て移住し、代々の家業を継承して家産を築いた後、百姓株を獲得する新興の家が台頭し、旧来の家の序列は軽視されつつあったといえよう。

さらに、「略系」には、新興の家のみならず、「古来の百姓」の家に対する批判的な記述もみえる。永山の半平家は、中世の国人領主嶋崎氏の旧臣の由緒をもち、一七世紀後半まで家風を抱える家であった。寛永初めのほか、宝暦三年まで組頭を数名輩出している。宝永三年（一七〇六）<sup>三</sup>には、松波勘十郎の藩政改革のおりに郷代官潮来村石田勘兵衛の相談役として取立てられたという。潮来領内の上戸村の古刹長国寺に新たに住職が着任した際には、祝儀の振舞に出席できる家格をもつ草分けの家の一つであり<sup>四</sup>、一時は村内での所持高も須田源之丞家を上回ることもあり、須田家に勝るとも劣らない、由緒をもつ旧家であった。「略系」では、半平家の由来について次のように記す。

半平ハ其先嶋崎氏の家中の内の由ニ候得共、武器等は所持無之、古書ハ小貫大蔵之丞の書付壱通計り、外ニ旧記なし、当時所持之書付は安永年中拵たるものにて用イニならず（割書）「文化年中御郡奉行小宮山様へ御覽ニ入候得共御取用イなし」

小貫氏之古書ハ井関舎人<sup>（舎人丞）</sup>とあり（割書）「文禄三年永山村にて五拾石取之書付也、文禄と元和寛永との間三十ヶ年計なり、其間に舎人組頭ニなるへき格なし、されハ半平ハ舎人にてハなく、其類葉なるへし、又堀之内村二本松寺過去帳ニ寛永十七年永山村内蔵之助と云あり、二本松寺ハ天台宗、半平ハ代々上戸村長国寺にて禅宗なり」井関舎人ハ戸澤家に仕へし井関内蔵之助なるへし、嶋崎村に井関九衛門出子彦兵衛有、兩人共七拾石取之書付所持、中興困<sup>（困）</sup>究ニ而紛失といふ、今九衛門に書付あり、用イになるものにあらず

○嶋崎氏の小身に候得とも旧来之家ニ而家中嶋崎・上戸・茂木・堀之内・矢幡・築地・延方等ニ数多あり

半平家は、嶋崎氏の家臣と伝えられるが武器等の所持はなく、古書として佐竹家家老の小貫氏の書付（安永期書写）を所持するだけで他に旧記はない。文化期に小貫の書付を郡奉行小宮山楓軒が閲覧したが、「用イ」にはならなかった。



須田為則は、古書の文禄と元和・寛永の間に、舎人という人物は組頭になる格はなく、宛名の舎人は半平の先祖ではなく、その「類葉」であり、半平家は嶋崎氏の「小身」であると記している。家伝の武器はなく、郡奉行にとって利用価値のない古文書を所有していたことを根拠として、半平家の由来に疑義を呈している。しかし、実際には小宮山楓軒編「水府志料」<sup>32</sup>に半平家所蔵の文禄四年（一五九五）八月二十日付井関舎人丞あて小貫太蔵判物が影写されており、貞享五年（一六八八）正月の先祖書も書写されている。これによれば、曾祖父井関撰津は嶋崎左衛門尉の家老で、その子舎人は嶋崎城落城後に佐竹家に召し出され、知行五〇石を与えられたが、佐竹家移封により浪人となり百姓として土着したとされている。

ところで、この半平家所蔵の小貫太蔵判物については、文政十二年（一八二九）に藩の「古書旧記村々御札」に伴う調査<sup>33</sup>があり、為則はその所在・内容を既に認識していた。なぜ文政十二年からしばらく経った天保八・九年に至り「略系」が編纂されたのか。「略系」の須田家の履歴から考えてみたい。

須田源之丞家の履歴は、「略系」のなかで最も長文かつ丁寧に記述されている。要点は次の通りである。①「牛堀永山両村発起以来累世引続庄屋役」を勤め、元は永山に居住していたが、寛永以前に牛堀へ移住した。②元禄期に二代藩主光圀に御目見、宝暦・寛政・文政（文化の誤りか）・天保期の藩主「御帰国」に伴う冥加金を上納、天保五年（一八三四）藩主斉昭の御小休処となり「御紋付キ御羽織」を拝領した。③天保飢饉時に冥加金八〇両を上納し「子孫代々麻上下着用御免」となった。④大山守役に就任し、天保九年（一八三八）幕府巡見使を案内した。⑤宝暦・明和期に「須田氏相続危急」があったが、両村の百姓の愁訴もあり、養子を迎え「安永中より必至と改革」した。牛堀永山両村の成立とともに庄屋役を「累代」勤めてきたことを基盤にしつつも、藩への献金と下賜・拝領の事績や、家政向きを立て直し、家を存続してきたことが、当時の須田家の家意識の核になっていた。なかでも斉昭への御目見や天保飢饉に関わる多額の上納金、大山守就任や幕府巡見使の案内など、いずれも「略系」編纂直前の天保期の事績が強調さ

れる。天保飢饉により村内の困窮と家格の上昇を企てようとする者が現われるなかで、自家が古くから村政・藩政に貢献してきたこと、および天保飢饉前後の実績を誇示・強調し、両村の家の序列の頂点に自家を位置づけるため、為則は「略系」を編纂したとみられよう。「略系」の巻末には次の記述がある。

此書他見を広くすへからず、書写は猶以ゆるさず、書を惜しむにあらず、百姓の新古善惡明白なれハ、見て悦ふものハほこり、ほこるものハ我顔ともつり、非分の沙汰出来、見て嫌ふものハ恨む、うらむるものは住居をこゝろ憂き事におもひ、出精の志を失ふ、されハ罪深き事に覺へらるゝ也、必々広く他の目にふるゝ事なかれ

「略系」は「百姓の新古善惡」つまり各家の起源と盛衰を明らかにしたものであり、これに接することで、両村の百姓のなかに「ほこるもの」「恨むるもの」、つまり威張る者や不満をもつ者が現われ、「非分の沙汰」が生じ、「出精の志」が失われると危惧する。そのため、他者に供されることは「罪深き事」であるから、他見無用であり、書写も禁じている。「略系」が「他見無用」とされるところを見ると、他家の由緒や事績に対する批判・疑義は須田家の内に秘められていたと考えられる。

一八世紀以降、家の序列が動揺するなかで、須田為則はその序列を再構築するために「略系」を編纂したと考えられる。ただ、新興の家だけでなく草分けの家の由緒も批判・疑義を呈していたこと、直近の天保飢饉前後の事績を強調していることを踏まえると、須田家は、必ずしも旧来の序列に固執していたのではなく、自家を中心とする家の序列を構築しようとしていたのではないか。注目すべきは「略系」は他見無用であり、家を序列した「略系」の内容は須田家の内部にとどめられていた点である。「略系」の内容が、他家に喧伝・強要・共有され、村・地域の家の序列を再編させたのではなく、須田家の内で読み継がれ自家の家意識を高揚させていったのである。

## おわりに

最後に本章で検討したことを整理して、まとめにかえたい。

牛堀村・永山村においては、寛永以来の有力な草分けの家が村の中核にあったが、寛永十八年の総検地以後、小百姓層の家が段階的に成立した。一七世紀後半に至ると、傍系家族の分家が相次ぎ、小百姓の家が自立していったが、家の存続にあつては、同族団の干渉が強くあり、草分けの家は有力な存在として立場を保持していた。

一八世紀には家の成立件数は横ばいになるが、牛堀では諸商売に従事する水呑・借家層の家、永山では零細な分家の家が定住・存続するようになる。その一方、草分けの家でさえも家を絶やすようになり、家の流動化が進展した。これに伴い、同族団は多様化し、家の存続への干渉を弱めていく。身近な家・個人の血縁関係が重視されたため、新興の家は百姓株の取得・定住のために、旧家と縁戚関係を結び、旧家の名跡を引き継ぐ「名はかり」の家名相続が増えいった。そして、小百姓層の家までも家名が定着し、家の新旧・階層を問わず広く家意識が確立する。

一九世紀には、村外から移住し、代々の家業を継承して家産を築き、後に百姓株を獲得する新興の家が台頭していた。一八世紀以降の家の流動化により、同族団を中心にした村内の家の序列は動揺した。須田為則は、各家の事績・由来を調査する過程で、「略系」を編纂し、自家が古くから村政・藩政に貢献した事績や、天保飢饉前後の実績を誇示し、他家の事績や由緒に対して批判・疑義を呈する。牛堀・永山両村の家の序列を明確にし、その頂点に自家を位置づけた。しかし、新興の家だけでなく草分けの家の由緒も批判・疑義を呈していたこと、直近の天保飢饉前後の事績を強調していることを踏まえると、須田家は、必ずしも旧来の序列に固執していたのではなく、自家を中心とする家の序列を構築しようとしていたのではないか。また、注意すべきは「略系」は他見無用であり、家を序列した「略系」の内容は須田家の内部にとどめられていた。「略系」で示された家の序列は、他家に喧伝・強要・共有されることなく、自家の家意識を高揚させていった。

本章では次の二点を重視したい。第一に一八世紀半ば以降、新旧・階層を問わず、家が流動化したため、村・地域のなかで全般的に家の継承について強く意識されたことである。村役人等の上層農民のみならず、その対象が広がっていったことを強調しておきたい。第二には、こうした家意識の確立をベースにして、村役人・豪農などの一部の上層農民が家意識を高揚させていくことである。家意識の高揚により、時に他の家意識とぶつかり合い、止揚され、地域意識・郷土意識へと展開することも想定されるが、須田家の例は、家の内に留められていた。一八世紀以降、家の旧来の序列が動揺してもなお、生業・生活の単位は家であり、これを維持・存続させるためには、他者・他家よりもまず家の構成員や継承者をコントロールしなければならなかった。村・地域の家の流動が進展するほど、生業・生活の単位としての家に対する関心・依存が高まり、家意識が強化されていくのであろう。須田家の「略系」と同様に、一九世紀に村役人層が自村の各家の由来を調査する動向は、他地域においても確認される<sup>55</sup>。家意識の高揚は、「由緒の大衆化」とされる一九世紀の社会に通底していると考えられる。一九世紀は、家政を取り仕切る人々の矜持が家意識の高揚として顕在化する歴史的段階にあったのではないか。

<sup>1</sup> 渡辺尚志『近世の村落と地域社会』（塙書房、二〇〇七年）。

<sup>2</sup> 大藤修『近世農民と家・村・国家』（吉川弘文館、一九九六年）。

<sup>3</sup> 大竹秀男『封建社会の農民家族（改訂版）』（創文社、一九八二年）。大島真理夫『近世農民支配と家族・共同体』（御茶の水書房、一九九一年）。戸石七生『むらと家を守った江戸時代の人びと』（農文協、二〇一七年）ほか。

<sup>4</sup> 近年の成果では、東野将伸「近世後期から明治前期における家・同族意識―備中国後月郡山成一族の分家を題材に―」（『日本歴史』八三一、二〇一七年）、渡辺尚志『惣百姓と近世村落』（岩田書院、二〇〇七年）。

<sup>5</sup> 中村吉治『家の歴史』（角川書店、一九五七年）。

<sup>6</sup> この点については、坂根嘉弘が強く批判するところである（同『日本伝統社会と経済発展』、農文協、二〇一一年）。

<sup>7</sup> 佐々木潤之介『江戸時代論』（吉川弘文館、二〇〇五年）。

<sup>8</sup> 佐々木潤之介「近世における家と村」（『歴史における家族と共同体』青木書店、一九九二年）。

<sup>9</sup> 渡辺尚志『近世百姓の底力』（敬文舎、二〇一三年）。

<sup>10</sup> 倉地克直『徳川社会のゆらぎ』（小学館、二〇〇八年）。

<sup>11</sup> 前掲大藤書。近年はライフコースともされる（沢山美果子「近世人のライフコース」『環境の日本史4』吉川弘文館、二〇一三年）。

<sup>12</sup> 例えば、沢山美果子『性と生殖の近世』（勁草書房、二〇〇五年）、太田素子『近世の「家」と家族』（角川学芸出版、二〇一一年）など。

<sup>13</sup> 坂田聡『家と村社会の成立』（高志書院、二〇一一年）。

<sup>14</sup> 大藤・若尾政希「近世における「日本」意識の形成」『江戸の人と身分5 覚醒する地域意識』吉川弘文館、二〇一〇年。

<sup>15</sup> 久留島浩「村が「由緒」を語るとき」『近世の社会集団』山川出版社、一九九五年。

<sup>16</sup> 大友一雄「近世の献上儀礼にみる幕藩関係と村役」（徳川林政史研究所『研究紀要』二三、一九八九年）。

<sup>17</sup> 岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』（名著出版、二〇一〇年）、工藤航平『近世蔵書文化論』（勉誠出版、二〇一七年）。

<sup>18</sup> 筆者は、須田家を事例に一九世紀における村役人家の蔵書群構造を家の存立と関わらせて検討した（拙稿「近世地域社会における蔵書と「家」」（『国史学』二〇一、二〇一〇年）。家意識に裏付けられた蔵書の保管・収集やその知識にもとづき、政治権力に接近し、政治的上昇をとげていくことを明らかにした（拙稿「藩政をめぐる村役人の蔵書と献策」『茨城県史研究』九八、二〇一四年）。家・家意識と村役人の政治活動は、軌を一にしており、村役人の活動によって、家・家意識は常に変容していたと考えられる。ただ、家意識の形成過程や村・地域における家・家意識の有り様については十分に検討できなかった。

<sup>19</sup> 牛堀村・永山村および須田家に関する先行研究として、前掲拙稿のほか、乾宏巳『水戸藩天保改革と豪農』（清文堂、二〇〇六年）。門前博之「近世村落の研究―茨城県行方郡旧牛堀村須田家文書の検討―」（『明治大学人文科学研究年報』二九、一九八七年）、同「茨城県行方郡牛堀町旧須田家文書の検討―年貢取付と受取を中心に―」（『同』四〇、一九九六年）。同「茨城県行方郡牛堀町旧須田家文書の検討―漁獵出入文書を中心に―」（『同』四四、一九九九年）。同「茨城県潮来市旧牛堀村旧須田家文書の研究―永山村寛永検地帳を中心に―」（『同』五〇、二〇〇二年）。同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究―永山村絵図を中心に―」（『同』五四、二〇〇四年）。同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究―牛堀村の屋並の復元―」（『同』五九、二〇〇六年）などがある。関連史料としては、①須田本家伝来の須田家（横浜）文書（茨城県立歴史館収蔵）、②須田家文書（同館収蔵）、③須田家文書（国文学研究資料館収蔵）がある。以下史料の出典は①須田本家、②歴史館、③国文研と略記する。

<sup>20</sup> 中山信名「常陸国誌」

<sup>21</sup> 「書上」（「須田氏家乗」、歴史館八）。

<sup>22</sup> 文化三年十二月牛堀村組頭申付書付（「須田氏秘録巻之一」、須田本家五九）。

<sup>23</sup> 「須田氏秘録之三」（須田本家六一）。

<sup>24</sup> 本史料については、すでに門前博之による検討がある（「分家と家絶―常陸国行方郡牛堀村の百姓存続」、二〇一〇年、私家版）。個々の指摘については学ぶところも多いが、本稿では、元来同一の集落であった永山村の状況もふまえた分析を試みる。

<sup>25</sup> 「須田氏秘録四」（須田本家六一）。

<sup>26</sup> なお、文政↗天保年間は、為則が「須田氏秘録（記）」と題する大部な家記編纂の最中にあり、同家伝来の古文書のみならず、他家や隣村伝来の「古書」にも接していたことも付言しておきたい。須田家による家記編纂については別稿を予定。

<sup>27</sup> 天保八年「牛堀永山百姓新古人別取調」（国文研五四五）。

<sup>28</sup> 註二六「牛堀永山百姓新古人別取調」には、牛堀村では例えば享保十三年の史料で水呑とされた十一家は「略系」に連載されていない。

<sup>29</sup> むろん、ここでいう成立とは須田為則の古文書や伝承等によるもので、家がその時期に成り立ったというものではなく、存在していたと理解されるべきである

<sup>30</sup> 門前博之「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究」『明治大学人文科学研究紀要』五九、二〇〇六年。

<sup>31</sup> 門前博之「近世村落の研究―茨城県行方郡旧牛堀村須田家文書の検討―」（『明治大学人文科学研究年報』二九、一九八七年）。

<sup>32</sup> 門前博之「近世村落の研究―茨城県行方郡旧牛堀村須田家文書の検討―」（『明治大学人文科学研究年報』二九、一九八七年）。

<sup>33</sup> 門前博之「茨城県潮来市旧牛堀村旧須田家文書の研究―永山村寛永検地帳を中心に」（『明治大学人文科学研究紀要』五〇、二〇〇二年）

<sup>34</sup> 元禄九年の人別帳によれば、本家弥兵衛家は、直系家族のみの四名、孫兵衛家は傍系の伯父一名を含む七名で構成されている。

<sup>35</sup> 貞享元年三月「相渡し申証扱手形之事」（国文研一三六三）。

<sup>36</sup> なお、太衛門の「家風」解消後にも、永山には家風七家が少なくとも宝永元年までは存在していたことが確認される（宝永元年「牛堀永山人別帳」、歴史館二二）。

37 牛堀・永山両村の新田開発の展開については、門前博之「近世村落の研究―茨城県行方郡旧牛堀村須田家文書の検討―」（『明治大学人文科学研究所年報』二九、一九八七年）。

38 貞享四年「牛堀永山共人別改帳」（歴史館二一）には、小衛門は二十石余、次左衛門は六石余、与十郎家は四石余をそれぞれ所持する百姓、久米次郎家は小左衛門（小衛門力）屋敷内の水呑とされている。

39 貞享四年「牛堀永山共人別改帳」（歴史館二一）。

40 延享四年「牛堀村人別元帳」（須田本家三二）。

41 牛堀では、延享四年に二石未満の家は全体の六割に及び、安政四年にはさらに零細な家が増えている（延享四年人別帳・安政四年人別帳）。

42 文化三年十二月牛堀村組頭申付書付（「須田氏秘録卷之一」、須田本家五九）。

43 確立については、家意識が自立的存在として立ち現われる段階（成立）ではなく、家的特質を獲得・備え、より強く意識される段階と考えたい。この点については、平井晶子「近世後期における家の確立」（『家と共同性』日本経済評論社、二〇一六年）を参照した。

44 大竹秀男『封建社会の農民家族（改訂版）』（創文社、一九八二年）。

45 文化元年十二月御国恩御冥加指上願（「須田氏秘録卷之一」、須田本家五九）。

46 「須田氏秘録卷之一」（本家五九）。なお、仁十郎は「親之権威ヲ以」振舞う「不人情もの」「強情もの」とされ、文政年間に「奢侈にほこり極窮」し、天保期には村用金等の貸金をめぐり訴えられ（本家一二八）、嘉永年間に家絶している。

47 天保八年「牛堀永山百姓新古人別取調」（国文研五四五）。

48 「須田氏秘録四」（須田本家六二）。

49 「乍恐以書附奉伺上候」（「須田氏秘録卷之貳」須田本家六〇）。本史料は理由は不明だが、後文が裁断されており、文面の内容から文政六年頃に作成されたものとみられる。

50 「略系」には宝暦三年と記述される。

51 「長国寺入院式旧例」（「須田氏秘録卷之貳」須田本家六〇に所収）によれば、須田源之丞宅で行われる「入院振舞出席人」は、牛堀村藤衛門・次兵衛・永山村半兵衛・平衛門・両村組頭が出座し、終了後、源之丞は袴にて寺まで送迎するとある。

52 「水府志料附録 行方郡 廿六」（国立国会図書館所蔵 八二六一―一二）。

53 文政十二年七月「古書旧記村々御札ニ付書上」（「須田氏秘録卷之貳」須田本家六〇に所収）。

54 須田家にとって、藩の御用や村役人勤役の履歴を明示することが、一種のステータスとなっていたことは、文政期の由緒書や郡奉行に「先祖累代」「往昔」より庄屋を勤めた家であることを照会する、文政六年の願書などからも明

らかである。

享和元年（一八〇二）初稿・文化十一年（一八一四）校訂「西袋村百姓家譜」（『八潮市史史料編 近世Ⅱ』に序文のみ抄録、一九八六年）、文化九年（一八一二）頃「大沢猫の爪」（『越谷市史四 史料二』所収、一九七二年）。



## 第六章 武士との交流にみる家意識の展開

### はじめに

近世の地域社会における家については、法制史をはじめ、小農自立論、家族史、歴史人口学、ライフサイクル論など、様々な論点のなかで研究が蓄積されてきた。いずれの研究も、①家の内部構成員、②家同士の連合体である村落共同体との関わり、③家を取り巻く政治的・経済的要因との関わりを視角としてきた。前章では、十八世紀に家が流動するなかで、村内で広く家意識が確立し、一部の上層農の家では、家意識が高揚していくことを明らかにした。

ところで、身分的中間層の指摘<sup>1</sup>以来、身分的周縁論の深化によつて、身分と身分の間を取り結び、また身分間を行き交う者が存在したことが明らかにされている。支配関係にない武家に出入りする百姓の存在<sup>2</sup>、大名の擬制的な「家」を超えた家の族縁的なつながりや流動性などの指摘<sup>3</sup>を踏まえれば、地域社会と武家社会の間には一定の交流があったことが想定される。本章ではこれを踏まえ、地域外の人々、とりわけ武士との交流に着目し、家意識の高揚について検討してみたい。

分析の事例は常陸国行方郡牛堀村・永山村である。牛堀村では早くは一七世紀後半から他所よりの移住者が現れている。一方、永山村は、中世の国人領主嶋崎氏の居城長山城が所在した郷村であり、近世初頭より永山城主嶋崎家の家臣が土着し、草分けの家として居住していた。本章では、両村の百姓と交流した水戸家中長山家および内藤家の動向について検討し、一八世紀以降の家・家意識の変容について明らかにしたい。

### 一 家中長山氏一件

寛政四年、水戸藩士長山三郎太夫が処罰された。発端は、永山村の勘衛門と知り合ったことである<sup>4</sup>。黒鋏として水戸藩の江戸屋敷に奉公した永山村勘衛門が、偶然藩士長山三郎太夫と知り合い、たびたび出入りがあり、「国元」(勘衛門の故郷)についても話題が及んだ。すると、寛政四年三月、長山三郎太夫は「其方先祖ハ侍にて我等先祖之譜代之家臣にて有之候よし被仰聞書付」を渡した。書付には長山三郎太夫の花押が捺され、宛名は朝日勘衛門方である。本文を全文あげれば次の通りである。

其方儀先祖代々我等家仕、天正年中先祖幹氏君と駒木根信重合戦之時、其方先祖朝日又左衛門ハ幹氏君ニ仕、輕身命<sup>(カ)</sup>早々忠儀<sup>節</sup>勲功之旨、我等旧記ニ曆然候、依之其方墓先祖有功改又左衛門子々孫々可称、又左衛門ハ猶互ニ世々不可違君臣之恩儀者也

すなわち、勘衛門は先祖代々の長山家に仕えてきた家であり、天正年中に長山幹氏と駒木根信重の合戦のとき、勘衛門の先祖朝日又左衛門は幹氏に仕えており、勲功をあげたことが「我等旧記」に明確に記されているという。以来、勘衛門家の先祖の有功を改め、又左衛門と名乗るようになるというものである。長山三郎太夫は、「君臣之恩儀」に由来する又左衛門への改名を提言したのである。須田為則による「牛堀新古百姓略系」によれば、永山村の勘衛門は延宝期には村方文書に確認される家で、先祖は加賀国出身とされる<sup>5</sup>。浅飛氏と名乗っていたが、長山家と連関する伝承はなかったとみられる。さらに、長山三郎太夫は、永山村の長泉院に次の書簡を宛てている。

以書付致啓上候、弥御安康被成御法整珍重之事ニ奉存候、然ハ去年中我等先祖開基長泉院殿位牌之儀、朝日惣吉を以被仰遣候旨、委細致承知御尤至極奉存候、旧記申伝委く致承知罷在候处、家中朝日又左衛門其外家来筋之者共先祖長泉院殿御開基難及言語難有御儀之由物語とも御座候、然所御開基之御法号相見へ不申由承候ニ付、是非相見へ不申由承候ニ付、是非可有之義ニ付朝日惣吉其外之者共貴院へ参り、所々御一同ニ相尋候得ハ、長泉院殿

御位牌見出し申候よし申聞候、数年来之事ニ候得ハ至極古キ御事故文字漸々見分り候ニ付、致再修吳候様ニは貴院御頼被仰遣候旨申聞候、御尤至極致惑心候、去春中惣吉申聞候ハ位牌出来候頃貴院より又被仰遣候旨、其頃罷登り候由申候ニ付相待罷在候所、其後御沙汰も無御座候間指越し候、扱て我々再修本意至極奉存候、是よりハ格別之次第ニ御座候間、厚御文通も致可申大慶奉存候、当時御用向も御座候は必々無御心旁被仰越候様ニて奉存候、当地杯御出府も御座候砌ハ我等幾重ニも御用事相弁候様ニ致可申候、又左衛門儀も其御地へ参候様仕度旨前々より願ニ御座候、我等義も先祖墓参相願候得共相濟事ニ御座候折柄を以墓参仕度存罷在候、左様等之節ハ緩々得御意、段々御咄可申と奉存候、乍御繁多位牌相届候者一寸御報被仰下様ニ致度奉存候、又左衛門迄御届ケ被成候得ハ便を以又左衛門より指越申候、呉々も其儀奉頼入候、猶追々可得御意候、以上

五月十五日

長山三郎太夫

長泉貴院 貴下

猶々次第第二暑氣臥候間、無御障御凌被成候様ニ奉存候、此小銀壺包乍寸志、香典ニ相備申候、宜奉頼候、以上の書状は写しであり、「長泉院開基之位牌を写し為指登候ニ付、新敷こしらへ指下し寺へ納候節之文通」、すなわち、長泉院の位牌を長山氏が新調し、寺に送付したときの文通と説明されている。ことの経緯をまとめれば以下の通りである。去年、長泉院は朝日惣吉を長山家に使いに遣り、同家の位牌のことについて伝えた。長山家では旧記申伝もあり、承知していたようだが、朝日又左衛門ら長山家の家来筋の者たちは、同寺の開基が長泉院殿であることについて言葉尽くしがたいほどありがたいと話したという。しかし、長泉院では開基の法号が把握されていなかった。そのため朝日惣吉が寺に参じ、調査したところ、古い位牌を発見したという。位牌の文字が判別できなかったため、長山氏は寺に位牌の再修を依頼した。すぐに永山に赴くことはできないが、位牌の修理が完了した頃に連絡してほしいと伝えている。

古い位牌は、年月日を欠くが、長泉院如得龍水居士・永照院仮承虎山大姉と刻まれていた。長山氏は新たな位牌を製作し、「院殿」「大居士」と戒名を格上げし、さらに位牌の裏には「鎮守府將軍常陸大掾国香後胤代々常州行方長山城主長山和泉守平幹綱靈位」「寛政癸丑天幹綱八代長山三郎太夫雄幹再修之」と刻ませたようである。この書状のほか、「此外勘衛門方江之文通等」があつたとも記され、長山氏と勘衛門の交流は盛んだったようである。書状の末尾には次のようにある。

右之通書付文通等指下し候ニ付、打捨置かたし次第不殘御支配所（註記）「御郡方へ」訴出候所、御筋御糺ニ相成、長山三郎太夫殿取捨候訳ニ而永山村は拘り由緒無之、永山城主など、申候儀偽言にて御座候間、御呵りニ相成、勘衛門へ相渡し候書付も取返し被成候、乍去村内百姓苗字等書留置候由ニ御座候間、又候後年如何様之儀申出候も難計候間、始末村留ニ指置候事、寛政七年卯正月

これらの文通は「打捨置かたし次第」のため、郡奉行所に出訴し、「長山三郎太夫殿取捨候訳ニ而永山村は拘り由緒無之、永山城主など、申候儀偽言」のため御呵りとなった。そして、勘衛門の書付は「皆謀計事ニ付御呵之後取返しニ成」った。そして、庄屋の須田家では、後年の備えのため、村内の百姓の苗字を書き留めるようになったという。郡奉行所に出訴した人物は不明だが、これらの経緯をつぶさに書き留めている庄屋須田家だったのかもしれない。

以上の長山氏の一件から、次の諸点を指摘しておきたい。

① この発端は永山村の勘衛門が黒鍛奉公をしていたことに求められる。武士と百姓をつなぐ存在が水戸家中と百姓の交流を生んだ。勘衛門との接触を通じて、長山家に伝承された家に関わる歴史情報が、寺や村内に伝播していった。

② 長山家は、「家来筋」の永山村の人々や菩提寺の長泉院に自家の歴史情報を補う新たな情報を求めて接触したとみられる。朝日又左衛門や朝日惣吉といった「家来筋」の者が長泉院の開基が長山氏だったことについて「難及



## 二 齋藤家武具引渡し一件

- 言語難有御儀」と話していることからすると、永山村の住民だったとみられる。
- ③ 長山家は長泉院の位牌の調査に伴い、位牌の新調や戒名の格上げをした。長山家が勘衛門に接触した目的は、新たな歴史情報を得て、自らの家の権威を高めるためだったと考えられる。
- ④ 事件は長山氏の「御呵り」に至り、落着したが、「打捨置かたし」とされ郡奉行所に出訴されていることが注目される。出訴の主体は不明だが、武士との交流が生まれたことにより、村内の家の動揺を危惧した庄屋須田家が出訴したのではないか。

牛堀村には、近隣の麻生藩の家老を出自とする者が数家あった。このうち、牛堀村の小衛門家は、代々齋藤姓を名乗るが、本姓は内藤氏で武田信玄の家臣内藤修理亮昌重にまで遡れる。祖である新庄伊右衛門重也は麻生藩新庄家老で四百石を給したが、寛文期新庄家督騒動で浪人となり、牛堀に移住する。その嫡子伊右衛門重定（新六郎）は、元禄元年辰五月に、付家老の中山備前守の推挙を得て水戸藩に召し出され、郡奉行などを勤めた。取立てに伴い、本姓の内藤氏に復し、水戸に移住し、以降水戸家中の内藤家として存続した。伊右衛門重也の次男で重定の弟になる

小衛門は、庄屋須田源之丞の息女を娶り、須田源之丞と「本家分家之契約」を結んだ。牛堀村の百姓として組み入れられ、「一家取立」となった。元禄期の所持高か二〇石余、延宝期には一七石余、上層の経済力を有し、また宝暦十年から安永元年まで牛堀村の組頭役を勤めている。

小衛門家は、その後、寛政期の当主小衛門（初め茂兵衛、後剃髪し智寂と名乗る）の代に「身上向窮迫」「家産をとろへ」となり、牛堀村を離れ、嶋崎村に出稼ぎにでる。智寂には三人の男子があり、小衛門家の名跡は二男の文左衛門が継承した。ただ、文左衛門は、牛堀には居住せず、幕府の勘定奉行内藤隼人正の公用人となり、江戸飯田町屋敷に居を構えた。文左衛門の嫡男が雄一郎である。

牛堀小衛門家には、内藤氏以来の武器が伝来した。大方の武器は、伊右衛門重定が出仕した時に水戸に持参し、その後、江戸の小石川屋敷が火災に遭い焼失してしまったという。そのため、同家に伝来するのは、わずかに、兜壺箱、鎧兜壺櫃、鎗壺筋、新庄隠岐守殿より加増之古書一通だけであった。これらの武具について、次の証文がのこる<sup>7)</sup>。

預り置申一札之事

一、兜 石桐

一、鎗 壺本

一、鎧兜 壺櫃

右は先祖御伝来之品預り置申候、以上

文政十二年丑八月

須田喜源治（印抹消）

斎藤小右衛門殿

文政十二年八月に、須田喜源治（為則）が武器を預かった証文である。当時の当主小衛門は、村外へ出稼ぎするほど経済的に不安定であり、家は存続の危機に瀕していた。そのため、「本家」にあたる須田家に武器を預け、家伝の武器

の散逸を回避したのであろう。その後、武具を預った須田源之丞あてに水戸藩内藤伊左衛門から書状が届いた<sup>8</sup>。

甚暑之節ニ候処、懇可為御平安珍重存候、然は去年小右衛門罷出候而物語之儀、尚更此方旧記等取調候処一々相当、其元など之事迄も旧縁之委細追々相分り大慶不過之候、依而ハ小衛門物語にて牛堀之始末も相分り候義尚又隠岐守殿之書記并武器持伝候をも、其筋へも一通相咄置候間、閑暇次第相願候而、其地へ罷越、墓参も可致、其元江も得卜面談致度事も有之候、乍去勤有之身分自由ニ罷越候義ハ難相成、何時可罷越哉相分り兼候間、先好便と又候一書指遣置候、申迄も無之、如才なく世話有之事トハ存候得共、右之書記并武器等筋へも相咄置之事ニ候間、此後大切被致候様頼入候、尤民間にて預り被指置候義実ハ迷惑之品ニも可有之、好便も有之候ハ拙者預り置、小衛門跡家名之相続相成候時節を待、相凌候様ニも可改候、是等之儀其御地へ罷越面談ニ及度心懸居候得とも致延引候間、小衛門とても老年様子も老衰之義万一之節筋合分り不申候様相成候而ハ筋も咄候義忤迄之迷惑ニも相成候義故、此度小衛門罷出候を幸ニ一通遣置候、心事不申、かしこ

五月廿三日

水戸藩士の内藤伊左衛門は、牛堀村の小衛門を通じ、小衛門家に新庄隠岐守の書付・先祖伝来の武具が伝来し、それらを須田家が預かっていることを知り、預かった武具を「此後大切被致候様頼入」った上で、「民間にて預り被指置候義実ハ迷惑之品ニも可有之、好便も有之候ハ拙者預り置」きたい、つまり先祖伝来の武具を内藤家で保管することを提案する。その理由として、小衛門は「老年様子」であり、また「小衛門跡家名之相続相成候時節を待、相凌」ぐためとも言う。小衛門が出稼ぎの身であったためか、伊左衛門の認識としては、小衛門家の名跡が相続できるか疑わしかったのである。注目すべきは、用状を出すに至るまで、内藤家において「旧記等取調」べていたことであり、その過程で、小衛門と接触し、その「物語」により「其元など之事迄も旧縁之委細追々相分」ったという。小衛門家や牛堀村のことに接し、「其元」すなわち須田家は、斎藤家の本家であり、内藤家と「旧縁」をもつ家であることが認

識されたのであろう。

内藤伊左衛門は天保八年に没し、内藤家の家督は右膳（藤一郎）が継承した。右膳は、三月十二日付（天保八年か）の書簡のなかで次のように述べている<sup>9</sup>。

此節役所よりも御吟味只々ニ至候而ハ外ニ無之、拙家持来候分先年祖々父代焼失、其節焼残ハ着具信玄十五歳之節着用に致候由之銅有之候品、古記共ニ先年焼失、只今有合着具は亡父之代ニ受候品ニ而旧器ニハ無之候間、何卒品之善悪ニ不寄御地之御分他言不申様、偏ニ御工夫相願候、当時追々上公ニ而旧器之御尋御座候間、兎計も指置、先祖へ之御奉公ニ仕度、皆焼失候而は不幸無此上残念之至御座候、何卒御工夫如何ニわり□ニ成共拙家へ戻候様相希候

父に続いて、右膳も斎藤家伝来の武具を引き渡すように要求しているが、ここでは、その背景として書状で言及される「役所よりも御吟味」「上公ニ而旧器之御尋」が着目される。天保八年三月、郡奉行所は須田家に対して、「村方斎藤小衛門甲冑之義御覽被遊度由」と命じていることから、藩主の上覧のために家伝の武具の提供が期待されていたものとみられる。だが、これに対し須田家は「右器ハ斎藤氏重器ニ而同人義内藤隼人正様（旗本・当時勘定奉行）公用人相勤、当村方甚相休、当座私方へ預置罷出居候、尚又御本家内藤右膳様よりも被仰聞置候筋も御座候間、右両所江御届御挨拶承り候上、持参奉入御覽度奉存候、依而ハ御日延之義奉願上候」、すなわち、斎藤小衛門とその「御本家」の水戸家中内藤右膳への許諾が必要であるとし、郡奉行所に上覧の日延べを願っている。藩の命令にかかわらず、武具は「斎藤氏重器」であることが重視され、武具の処遇をめぐることは、預け主の斎藤家の意向が問題とされていたことがわかる。

それでは、預け主の斎藤家はどのような認識をもっていたのか。文政十二年の預け主小衛門には、三人の男子がおり、次男文左衛門が牛堀小衛門家の名跡を継ぎ、勘定奉行内藤隼人正の公用人となり、飯田町屋敷居住した。次の史



料は、内藤家による武具の貸与要求に対する、文左衛門（雄一郎の実父）の書翰である<sup>10</sup>。

（朱後筆）「斎藤文左衛門江戸江罷出、内藤隼人正様公用人相勤候節、文通反故より見出候間、末文不見候、当時

公儀小人組、斎藤雄一郎実父ナリ」

貴札致拝見候、如仰恒晴御座候処、御全家被成御揃、愈御清栄奉賀候頃ニ愚家一統相揃無異罷在候間、貴意思召可被下候、扱是よりは彼是取紛、意外之御疎遠多□可申上候無之次第深恐入候、此段御免捨可被申候、且嶋崎通ひ一件ニ付段々深く御配慮相掛、千万ニて忝次第御礼程申上尽奉存候、彼儀は実ニ不頼之所存小子ニ有之間敷、心躰いたし方無之ものニ存候、此上之儀嶋崎勘右衛門等江御達宜敷奉頼候、

一、兼々亡父政右衛門より御預ケ申置候甲冑之儀、水府内藤氏より再三ニ而貸し呉候様□（虫損・被か）申聞ニ付、御挨拶柄御迷惑之段御尤至極奉存候、しかし是ハ何分ニも貸し遣し義難致申サハ、小子ハ先程兄之家筋、内藤家ハ次男之家筋、殊ニ復姓いたし、斎藤をも不相名乗、内藤ト相名乗、彼方ニて系図所持いたし候上は連綿無相違、小子方ハ先家元之姿ニ候得共、往来民家ニ住居いたし、右甲冑有之迄ニて聊先程浪人之筋目も相見え、小子微運ニして一家再興之儀も未行之由、残念ニ存候義ニ御座候得共、行ニて何卒いたし、再興をもいたし度、念願御座候、旁以今暫く尊見江御預申置候間、内藤家江は可然御断可申、依之御別紙有之、得貴意候、右書面を以堅御断可被下候、頓首

斎藤文左衛門は、亡父政衛門が預けた甲冑について、水戸内藤家から再三武具を貸してほしいと挨拶があつても、「貸し遣し義難致」との認識を示している。文左衛門は、内藤家は次男の家筋であり、また内藤に改姓しており、斎藤家は兄筋の家筋であり、「家元之姿」であると主張し、未だ一家再興を果たせていないが、いずれ家を再興したいと述べている。復姓せず、「家元」を継承しているという誇りをもち、家の「重器」である武具を他者に譲り渡すことを断固として拒否したのである。家運が衰え、具体的な経営体がなくとも、斎藤と名乗り、その家名を守ってきた矜持（家

意識）があつたことに注目したい。かかる家意識のもとでは、家伝の武具は経営体として再興するまで、斎藤家の本家にもあたる須田家に保管を委託し、水戸家中内藤家の手元には渡らないようにしてほしいと念押ししている。

武具が「重器」、つまり家にとって大切な宝物であり、家の成り立ち・再興に際しての核と認識されていた。斎藤家のように、百姓・武士の中間に位置し、経済的にも流動的な家にも、強烈な家意識があつたことを強調したい。他方、水戸家中内藤家では「旧記等取調」「上公ニ而旧器之御尋」など家系の調査や家中での家格維持とかかわって、武具を入手しようとした。系譜上の家の正当性を誇示する根拠として、由来のある古書や武具類が利用されていたことが、斎藤家・内藤家双方に確認されるのである。

### 三 武具の引き渡しと系譜

文左衛門の後、斎藤家の家督は息子の重太郎（のち雄一郎に改名）が継承した。次の書状は重太郎が須田家にあてた初見のものである<sup>11</sup>。

一筆啓上仕候、寒冷相募候処弥御壮健奉賀候、其後は申上趣も無之、御疎遠而已仕候、扱当方ニ而も当夏以来異国船渡来故、万端御警衛向厳敷、此節武家方一同具足類所持致し候様被 仰出、且今般又々御大名方にも武器御在所表より御取寄、防御御用意等勝手次第心掛候様被 仰出も有之候ニ付而は、兼而御預ケ置申候具足当地ニおゐて所持不仕候而は不相成次第故、近々私母両人之内罷出候間、早急ニ御取揃置可被下候、何れ当月末迄ニ罷出御請取申候様仕度、来春異国舟渡来有之候哉と諸事武器類之儀而已御口察可被下候、右之段申上置度、永々御世話之儀ハ難有拝顔之節万々御礼可申上、先は用事迄如此御座候、以上

十一月三日

斎藤重太郎

## 須田源之丞様

猶以時候折角御厭可成候、本文具足早速御取揃置被下候、何レ拝面方々御厚礼可申上候、以上

書状には「当夏異国船渡来」により江戸の防備が厳重になったとある。おそらく嘉永六年六月のペリーの浦賀来航のことを指すのだろう。したがって、この書状は嘉永六年十一月のものと比定される。書状では、代替わりしてからも須田家と斎藤家の親交は続いていたようだが、その後は通信もなく疎遠になっていることを詫びた上で、異国船渡来により、江戸の武家は具足類を用意するようにと命じられ、大名家でも武器を国元から江戸に取り寄せ、各々で防備の用意等を心がけるようにとの命令があったという。については、預けている武具を江戸で所持しなければならず、来春に再び異国船が来航するかもしれないので、今月末までに母と二人で牛堀を訪ねる予定なので取り揃えてほしいと述べている。当時の重太郎に勤め向きがあったかどうかはよくわからない。

実際には、重太郎と母が初めて須田家に訪れたのは、翌嘉永七年正月の下旬のことになる。重太郎らは先祖の墓参りをし、これまで預けていた武具を一覧した上で、文政十二年八月に取り交わした証文が朽ち果てていたため、武具の状態等を確認し、証文を書き直した。

安政二年七月に重太郎は幕府の小人方に召し出され、この前後に雄一郎と改名した。十一月二十六日には、三月に水戸家中の内藤右膳と面会し、武器のことを伺い、武器引き取りの許諾を得たので、近日中に母か近親者を遣わしたいと須田家に書状を宛てている。須田家はこの書状を受け、水戸の内藤家から直接指示がされなければ、斎藤家に武器を引き渡すわけにはいかないと、内藤家に書状を宛てている。安政三年四月十三日付の斎藤雄一郎の書簡では、須田家に返事を催促しているので、この段階まで内藤家からの指示はなかったようである。

安政三年七月二十七日、雄一郎は須田茂十郎に次の書状<sup>12</sup>を宛てている。

一筆啓上仕候、秋暑之節ニ御座候処、被成御揃御壮健可被成御座目出度御儀ニ奉存候、然ハ先頃より度々御文通

申上候通、兼而御預ケ申置候品ニ各々御手数之儀難有奉存候、此度私方へ引取候ニ付、愚母并親類佐久間久万七と申者罷出候間、御渡可被下候、且先頃罷出候節御嘶御座候、家ニ付候書物類他家ニ而は不用之品ニ候得共、家之重宝ニ相成候間、私方へ御讓請御座候様奉願度、万事兩人より可申上候間、御談話可被下候、先は時候伺、旁如此御座候、已上

七月廿七日

斎藤雄一郎

須田茂十郎様

尚々時候折角御厭可被下候、私事当時ハ勤柄ニ而他国難相成、右ニ付兩人差し出シ候間、私同様ニ被思召、万事無御心置御相談可被下候、已上

書状によれば、このたび預けていた品々を引き取りに、母と親類佐久間氏を遣わすので、引き渡してもらいたいと依頼する。雄一郎自身は勤め向きがあるため訪れることができなかったらしい。「先頃罷出候節御嘶」のなかで「家ニ付候書物類他家ニ而は不用之品ニ候得共、家之重宝ニ相成候」と須田家に伝えていることに注目したい。つまり、雄一郎は、他家に不用の品であっても「家ニ付候書物類」は家の「重宝」であるとの認識を有していた。引き渡しに立ち会えない雄一郎は、以前訪れた時に伝えた「家ニ付」いた家宝であるという認識を再び示し、返還を求めたのである。この書状には、次の覚書が書き添えられている。

安政三年七月廿八日、斎藤雄一郎母并親類之由ニ而佐久間久万七と申者右之書翰持参にて被来、御頼み申置候、古着具引取度趣申聞ニ御座候間、此方ニ而早速相渡遣度候得共、水戸内藤主殿様江も右之趣御自分方よりも内藤様江罷出相願候は、私方よりもご自分方へ早速遣度趣、内藤様ニも文通可申仕候、此書翰持参之上御返翰頂戴被成候様相談、当月廿九日早朝私宅出立致、水戸表江被登せ申候

須田家は、すぐにでも引き渡したいが、水戸家中の内藤家（当時は内藤主殿）からの未だに指示がないので、斎藤家

から内藤家に相談するように促し、雄一郎の母と佐久間が水戸へ向かうことになった。次の書付<sup>13</sup>は、安政三年八月に武具が引き渡された際に取交された文書である。少し長文だが、これまでの経緯も記されるので引用しておきたい。

一、牛堀村斎藤小衛門遠祖は甲州武田家之著臣 内藤修理亮子孫ニ而、其後新庄家江奉仕、本知貳百石余収録<sup>様</sup>、貞享年中隠岐守殿家督論之砌浪人相成、其節新庄家曆々之家士五六輩牛堀浪人致し来り、貴家ニ寓居、斎藤氏は男子兄弟有之、一男は中山備前守殿以御吹挙 水戸御館江奉仕、斎藤新六と申、其後本姓内藤ニ復し、二男小衛門と申郎、私先祖ニ而須田源之丞三女を妻とし、百姓ニ相成、須田氏と分家ニ致契約居、尤姓は矢張斎藤を称し来候処、天明寛政之度困窮致し妻之縁を以嶋崎村江致出稼候得共、追々経営も不行届、其節伝来之着具等古縁を以貴家江御預ケ、江戸表江罷出、内藤隼人正殿江奉仕、妻を娶則雄一郎等出生、小衛門事文左衛門儀十ヶ年以前死亡相成、在所牛堀人別は相離レ候得共、右雄一郎儀去寅年高松彦七郎組御小人御抱入相成、家名相続、依而右着具所持仕度御談申候処、早速御承知被下、水戸内藤主殿殿江も御談被下、郡御奉行所江も御届之上御渡被下候間、請取申候、扱又品々年来御預り中御手置等御行届損失は勿論、繕等迄過分之至忝仕合奉存候、且家譜之儀も御取調御書贈被下、詳ニ相分奉謝候、則仕度請取申候

品々目次左之通

- 一、鎧 一領 下散り付キ袖ハナシ、但鉾<sup>ハ</sup>塗胴威シキレ<sup>ハ</sup>ニ相成候
- 一、三枚張塗兜 壱ツ 但裏張ナシ
- 一、筋塗兜 壱ツ 無銘但請張離レ<sup>ハ</sup>ニ成ル
- 一、鎖佩楯 壱具 但裏布損失ニ成ル
- 一、脛当 壱具 但金具計ニ成ル
- 一、塗額当 貳具 但威し損失

右品々笈壺ツニ入置

一、古鑓 壺筋 但穂先折レル塩首辺唐葦卷

右之通相改、慥ニ請取御預り一札返却仕候、前文旧姻之廉以来厚相心得吉凶移住御文通為取替可申候

大久保市郎兵衛家来

安政三丙辰年八月六日

佐久間久万七（印）

高松彦七郎組

勤柄ニ付印形持参不致候 斎藤雄一郎

母（爪印）

須田源之丞殿

前書之通着具引渡之儀当月三日内藤主殿様江私罷出、御承知之書頂戴、其上 御郡御奉行様江御届罷出、於御

玄関 御聞済を受、罷帰申候、旦那共一切御故障申上筋無御座候、依而継添印形仕候、以上

嶋崎村

辰八月

政右衛門代兼

岡野勘右衛門印

雄一郎は、寅年に抱え入れとなり、家名を相続し、武具を引き渡されることになった。辰八月三日に、嶋崎村政右衛門の代理の岡野勘右衛門が、内藤主殿より「御承知之書」を頂戴し、郡奉行所にも届け出、武具の引き渡しは、つづがなく完了した。父小左衛門（文左衛門）は一〇年以前に亡くなり、雄一郎は牛堀から完全に離れていたことも窺える。注目すべきは、証文の本文末尾に「家譜之儀も御取調御書贈被下、詳ニ相分奉謝候」とある。翌年の雄一郎によ

る年賀状の猶々書<sup>14</sup>には、「扱去年正月私母兩人其御地江罷出候節、私先祖内藤修理亮書物美濃紙ニ而壺状程有之書物私拝見仕候間、右書物御写ニ而宜敷御座候間、御六ツケ敷は御座候得とも御写シ御貰請申度、誠ニ書物等少しも無之困入候間、甚御迷惑ニは御座候得共、御親類之御間柄ヲ以何卒偏ニ奉願上候」とある。昨年の武具の引き渡しについての札を述べ、「内藤修理亮書物」の写しを要求している。再仕官を遂げて、武具を入手し、家の再興を果たしたが、家の来歴を語る物証である家譜や「書物」が手元になかったため、須田家を頼ったのであろう。

「内藤修理亮書物」については、詳しくわからないが、斎藤家に提供した「家譜」の写しを須田家文書中に見いだせる。系譜の奥書には「斎藤氏系譜と申テハ別ニ無御座候、須田氏記録之中よりそち書集メ系図荒々こしらひ差上申候」とあり、安政四年四月に江戸表の斎藤雄一郎に提供したという<sup>15</sup>。提供した系譜の情報を、須田家の家の記録「須田氏秘録」に収載される内藤家の系図と比較してみたい。初代の重也の事績を示すと次の通りである（傍線は筆者註記）。

・祖父ヲ内藤修理亮昌重ト云、武田信玄ニ仕フ、上野国箕輪城ヲ預リ居候、天正年中勝頼ニ從テ、遠州長篠ノ戦ニ戦死ス

・父ヲ斎藤主馬某ト云、父戦死ノ後氏ヲ改メ、上州ニ潜居ス

新庄伊右衛門ト云、有故改氏、元禄三年午三月七日死ス、年七十八歳

法号不著院殿道安居士、室ハ鉄磨幄則清光大姉、貞享元年子五月二日死

新庄隠岐守ニ仕エ、録百石也、新庄家領知三万石之内弑万石減少之節浪人ト成、牛堀住ス、道安ト号ス、此時

新庄家ヨリ浪人牛堀住居四人

・堀七郎衛門後不別ト云、嗣子ナクシテ須田氏分家権六郎二男ヲ養子トス、孝庵ト云、医ヲ業トス、又嗣子ナク家断絶ス、不別居士石碑長国寺中ニ有、

・ 藤嶋寛玄暫時牛堀ニ住ス、小衛門屋敷ニ居ス、水呑人別ニ組入、後小川村へ転居、田ヲ求メ茶店ヲハシム、其後当ヶ崎へ移リ、有故本澤トナル、其曾孫水戸運送方ヲ勤、廟番ニ移リ、本澤俊三ト云、寛玄細川家藩中藤嶋権太夫ノ二男ナリ、有故新庄家ニ仕

・ 大塚次郎左衛門牛堀ニ住ス、後ハ行キ方不分明、追而可糺

浪人之節弟小右衛門ヲ百姓ニナシテ父子同居ス、此故ニ小衛門ト源之丞ト契約分家ニ成ル

史料は「須田氏秘録」に収載される系図の記事を示したものだ、斎藤雄一郎に提供された系図には、わずかに傍線部分のみしか記されていない。提供されたものの情報量が明らかに少ないことがわかる。重也の事績は情報量が多いが、重定以降の事績についても「須田氏秘録」の情報に全て登載されているわけではない。須田家は、意図的に全ての情報を提供しなかったと考えられる。

## おわりに

牛堀・永山両村における武士と取り結んだ家の成り立ちに関わる交流について、長山氏一件、斎藤家・内藤家の武士をめぐる駆け引きを検討してきた。最後に検討したことをまとめておきたい。

① 政治的中間層のみならず、長山氏一件でみたように一般の百姓層でも、武士と交流を取り結ぶことが可能だった。武士との交流を通じて由緒を入手し、それを語ること、自らの家格を上昇させていく余地があったことに注意したい。斎藤家は大名の家老という出自をもつ特異な百姓の家ではあるが、牛堀村に居住し、その後離村して家の存続が危うくなり、家を再興していくために、家意識を強く持っていたことが窺えた。村内の一般の百姓の家や存続が危ぶまれる家であっても、家意識を広く有していたことがみとめられる。そうした家意識に基づきながら、



百姓の家は、武士との交流を築き、地位や特権を獲得していく活路を開いていくのだろう。武家社会に接近していく地域の人々の姿がうかがえるのである。

② 一方で、水戸家中長山家、同じく内藤家の側からも、百姓たちと交流しようとする動向がみられた。長山家は、新たな情報を求めて永山村の人々や長泉院に接触し、内藤家では、藩主への上覧を果たすために武具の問い合わせをした。あるいは仕官後の斎藤家は、須田家に異国船の防備のために武具の引き渡しを強く要求し、引き渡し後は自家の系譜の提供を求めている。これらのことから、武士と地域との交流は、地域側から接近してきたのではなく、双方向的な関係のなかで取り結ばれたものであったと理解しておきたい。地域社会における「由緒の大衆化」の動向と、武家社会における家譜編纂や藩祖顕彰などの歴史意識の形成過程は、軌を一にして現われるのではないかと展望しておきたい。

③ 斎藤家が他家に不用の品であっても「家ニ付候書物類」は家の「重宝」と述べていたように、他者に「共有」しない情報・モノが家意識の根幹にあった。長山氏一件では、何者かによる出訴により、長山氏が処罰を受けた。内藤家が須田家あるいは斎藤家に武具の引き渡しを要求しても、応じることはなかった。須田家が斎藤家に提供した系譜は情報的に十全なものではなかった。親密な家と家どうしの交流とはいえ、家意識と他者の家意識は必ずしも調和するものではなく、むしろ家意識が高揚していく過程で、他の家意識と相容れない部分が確立されていった。反対に、家をコントロールすることで、家意識が高揚していったともいえよう。

1 朝尾直弘「十八世紀の社会変動と身分的中間層」『日本の近世』一〇、中央公論社、一九九三年。  
2 中野達哉『江戸の武家社会と百姓・町人』（岩田書院、二〇一四年）。

3 根岸茂夫「赤穂浪士の親類書をめぐって」『学習院大学史料館紀要』一一、二〇〇一年。  
4 以下、長山氏一件に関する史料は「須田氏秘録卷之一」（須田本家五九）に収載。

5 「須田氏秘録四」（須田本家六二）収載。「牛堀新古百姓略系」については第五章参照。

第五章。

6 「牛堀村齋藤小衛門へ武具類返却関係書類六点」(須田家本家二一五)。

7 「内藤氏文書」(須田本家二三二)。

8 「内藤氏文書」(須田本家二三二)。

9 「内藤氏文書」(須田本家二三二)。

10 「(齋藤雄一郎より須田茂十郎宛書状等巻物」(須田本家二三三)。

11 「(牛堀村齋藤小衛門へ武具類返却関係書類六点)」(須田家本家二一五)。

12 「齋藤家甲冑引渡之節書類」(須田本家四六)。

13 「(牛堀村齋藤小衛門へ武具類返却関係書類六点)」(須田家本家二一五)。

14 「齋藤家甲冑引渡之節書類」(須田本家四六)。

15 「齋藤家甲冑引渡之節書類」(須田本家四六)。

## 第七章 一九世紀における村役人家の「家記」編纂と情報管理

### はじめに

村の記録については、地誌・村方旧記・編纂物など様々な定義が与えられ、それぞれ、歴史意識・地域意識・地域知など様々な論点を導き出してきた<sup>1)</sup>。従来の地域意識や歴史認識に関する研究では、主に意識が「共有」される社会集団・領域の一体性（アイデンティティ）やその時代的特質に関して検討されてきた<sup>2)</sup>。ここでは、家の由緒（歴史）が村の由緒（歴史）へ、あるいは地域の歴史へと展開することが前提とされる。この議論では、家は閉鎖的なものとされ、知が「共有」化される社会にあつては桎梏とみなされ、これを克服することで、「開放」「大衆化」に向かうと理解されていよう。

前章でみたように、一八世紀半ばから一九世紀にかけて、家意識の高揚とでもいうべき状況が生じていた。地域で編纂される記録も、家の存続や家意識の高揚のため、すなわち家のために編纂されるものもあつた。

本章では、家のために編纂された記録（以下、「家記」とする）の編纂過程を分析する。分析では、編纂主体個人の歴史認識が、記録の編纂前と編纂過程で如何に変容するのかを検討する。この検討により、編纂主体個人が認識する家の由緒が如何に形成されるのか、そして家の由緒と村や地域の由緒が如何に関わるのかを明らかにしたい。「村の由緒を家の由緒から切り離して検討することには注意が必要」<sup>3)</sup>との先学の注意喚起を念頭におき、村や地域内部の対抗や葛藤の過程を描くことができるものと考えてみる。

### 一 「家記」の構造と性格

「家記」の概要

| 巻   | 表紙(外題) | 内表紙(内題)                   | 地(題)     | 奥書                                                                             | 典拠                         |
|-----|--------|---------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| I   | 齊家随筆   | (なし)                      | 須田氏蔵書一之巻 | 此書須田氏の門戸を出さず書写は勿論他見をゆるさず、一家の秘書也、子孫長く伝来すべし、但公用等二て入用之節ヶ条は其処限り写しを以可用、為則(花押)       | 須田家(横浜)文書59<br>(茨城県立歴史館寄託) |
| II  | (なし)   | 須田氏秘録之二<br>為則(花押)(朱印)(黒印) | 須田氏蔵書二之巻 | 此書須田氏の門戸を出さず書写は勿論他見をゆるさず、一家の秘書也、子孫長く可重宝、但公用等二て入用之節は其ヶ条を写して可指出、為則(朱印)           | 須田家(横浜)文書60<br>(茨城県立歴史館寄託) |
| III | (なし)   | 須田氏秘録之三<br>為則(黒印)(花押)     | 須田記録三之巻  | 此書須田氏の門戸を出さず書写は勿論他見をゆるさず、一家の秘書也、子孫長く可重宝、但公用等二て入用之節は其ヶ条を写して可指出、本書指出申間敷候事、為則(朱印) | 須田家(横浜)文書61<br>(茨城県立歴史館寄託) |
| IV  | (なし)   | 須田氏秘記四<br>為則(朱印)(黒印)(花押)  | 須田記録四之巻  | 天保十四癸卯秋 須田氏為則(朱印)                                                              | 須田家(横浜)文書62<br>(茨城県立歴史館寄託) |

本章で検討する須田家の「家記」は、須田本家に伝来した四冊の冊子体の史料である。書型はいずれも堅冊の袋綴じで、縦二六・五×横一八・七センチメートルになる。地の墨書から、ある時期には、一之巻・二之巻・三之巻・四之巻と呼ばれていたことがわかる。最も厚さのある一之巻は厚さ一〇センチメートルあり、全て合わせると一七〇〇丁余を超す大部な記録である。主な記述内容は上の表の通りである。記録主体は、基本的には須田為則である。為則は、須田家九代目の当主で、同家が世襲した庄屋役を勤めたほか、大山守役なども歴任した。彼は、藩政や趣味に関わる蔵書を集積し、蔵書の知識を踏まえ、天保十年に嫡子茂十郎とともに藩政に対して献策書を提出したことで知られる。為則について、同家の系図には「天性風雅を好み、一代発句集マリ、柿麿と称す又菊雅園と号す、生涯俳諧を以て四方に遊ぶ、其句多し、又遠州流插花を能す、牛堀永山両村古書を改め、田畠山野を分間絵図に著す、其外諸家之秘記等書写多集録し須田秘録とす」とある。古書や聞き書きなどを整理集約した記録や編纂物は多岐にわたり、為則は須田家における情報管理史上のキーパーソンともいえる。「家記」の記述の八割強は為則による。天保十五年正月に分家(新宅・為則の隠居宅)が創設され、「家記」が為則の手を離れ、本家で管理されるようになる。為則は分家前後に「家記」を脱稿しており、天保十五年以降の為則の加筆はなく、以降は嫡男の茂十郎が章や嫡孫の内蔵八が孝により追記・加筆された。為則はなぜ「家記」編纂に至ったのか。須田家の記録管理に関して、為則が記した文政四年の由緒書<sup>9)</sup>には、為則が「我家代々の古書亡ひ事伝はらす」ことを歎き、「あ

つめて写しとめたる此書」は「我家の記録のはしとして一步も門戸出すへからす」とされている。「此書」とは「家記」のことを指しているとみられ、この史料年代はⅠ巻の作成開始時期としても妥当であり、本史料は「家記」編さんの趣旨文と位置づけられる。

「家記」編纂は、第一義的には古書の散逸を防ぎ、古書を蒐集して写し留めるという目的があった。書写される記述のなかには、「○右は総而請人等ニ立間敷教戒也、見合ニ写し置候、運上事又ハものゝ請人等ニ容易ニ立間敷候事也、可心得」や「酒役金納小手形年々之分有、見合ニ老枚写す」、「右之通寛永六年より皆済目録浮役請取御手形数本有之候間、為見合替りたる品有之分計写ス、余ハ略之」、「案文見合之ため写し置、此書付ハ不指出不用ニ成」、「潮来関戸利衛門家蔵之書古書見合ニも成へくと写し置」、「差銭古帳之内より見合ニも可成分書ぬき分」というように、一つは「見合」という文言が散見される。また、年代不詳や後日考証が必要な文書には「慶長年中前後之古書歟、年暦不分明、紙ノオオキサ西ノ内位、薄サ延紙位、古帳ナリ」、「寛永十弍年御検地以前之古書写年暦不分」、「愚考」が述べられ「追々証跡可糺」などと、後考に期す旨の文言も散見されている。したがって、性格がわからないものも含め、さまざまな古書を掻き集め書写した目的は、後世のための判断材料に供するためであつたといえよう。さらに「門戸出すへからす」という他見無用の記録とされていたことを踏まえると、利用する後世の者とは、具体的には家を継承する須田家の家内の者が想定されていたともいえる。

内表紙や奥書に示されるように、須田「一家」の家政を整えるための記録として、須田本家のなかで書き継がれた家の記録（家記）であるから、とくに「秘記」「秘書」と明示され、基本的には他見禁止だが、公用（政治）のための利用（書写）は許されていた。実際に本家・新宅文書中には「家記」から書写された記録が散見される。

次に記述の特徴を指摘したい。「家記」に収録される内容の情報源は次の何れかにあてはまる。第一に、触書、諸願書、出入訴答文書、御配符など、村役人を勤めた経歴から生ずる村方文書（上申・下達文書が中心）である。第二に、

表 須田家「家記」に収録される主な内容

| 巻  | 主な内容                                                        | 年代                    |
|----|-------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 水戸領内触・公儀触                                                   | 貞享4年～文政2年             |
|    | 水戸領内触                                                       | 宝永4年、正徳元年～文政5年        |
|    | 幕府勘定方役人関東筋川々定式御普請所見廻のため止宿一件留                                | 文政5年                  |
|    | 村方文書写、内容を集約したものなど                                           | 元禄7年～文政4年             |
|    | 須田家由緒書                                                      | 文政4年秋                 |
|    | 幕府巡見使関係記録                                                   | 延享2・3年、天明8年           |
|    | 大島・三嶋・境島3か村蒲黄生出、新洲出来のため諸魚・諸船往来止り迷惑。霞ヶ浦落とし口切り広げ願ほか。漁場入会取決めなど | 慶安3年～文化12年            |
|    | 大洲新田、潮来村、辻村など藻草場入会争論願書、議定                                   | 文化12年～文政2年            |
|    | 神文前書之事(小検見)                                                 | 元禄2年8月                |
|    | 舟々より聞書                                                      | 寛政3年                  |
|    | 諸色直段書上                                                      | 寛政3年                  |
|    | 貸金出入一件訴答、議定など                                               | 文政12年～文政2年            |
|    | 宇崎村・矢幡村漁場・藻草出入訴状、議定など                                       | 享保3年～文政元年             |
|    | 村方文書写                                                       | 寛文5年～文政3年             |
|    | 酒造高改分百石につき役金1両、飢人扶持稗一日一人支給量書上など簡条                           | (不明)                  |
|    | 村方文書写                                                       | 延宝5年～文化10年            |
|    | 文政4年春より照続き雨少のため旱魃。周辺の様子書上。藤堂和泉守領分大貫村鉄炮持参の役人の取扱いなどについて簡条書き   | 文政4年                  |
|    | 年始御礼列(新庄越前守麻生陣屋年礼順序など)                                      | 文化9年                  |
|    | 大名新庄家先祖書、新庄七騎家由来                                            | (不明)                  |
|    | 須田氏系譜(関東各地の須田氏由来)                                           | (不明)                  |
| I  | 村方文書写、公儀触、高札など                                              |                       |
|    | 永山村百姓半平所持書付(長山之内50石)                                        | 文禄4年8月20日             |
|    | 斎藤利三家系図                                                     |                       |
|    | 徳川治紀通棺関係文書                                                  | 文化13年                 |
|    | 富田村・嶋崎村・上戸村・堀之内村・矢幡村・延方村・築地村先庄屋姓名書                          |                       |
|    | 庄屋源之丞先祖より代々勤め由来書                                            |                       |
|    | 三島村との蒲地論所切開一件訴状など                                           | 延享元・2、寛保4年            |
|    | 諸国大雨、美濃・伊勢・尾張や武蔵・下総などの水害状況の覚書                               | 享和2年                  |
|    | 牛堀永山共家数覚                                                    | 元禄9年・宝永元年・享保13年       |
|    | 船之事                                                         | 宝永～寛政4年               |
|    | 藩士長山三郎太夫より永山村勘衛門あて書簡                                        | 寛政4・5年                |
|    | 寺院由緒・什物・除地などに関する諸文書、村内棟札など                                  | 慶安元年～寛政6年             |
|    | 牛堀・永山村浮役書上                                                  | 貞享3年～元禄14年            |
|    | 酒造に関する諸文書                                                   | 元禄11年～寛政元年            |
|    | 御郡奉行御姓名(郡奉行就任履歴)                                            | 正保2年～文政13年            |
|    | 村々庄屋名前(潮来領村々庄屋就任履歴)                                         | 安永4年～(文政9年)天保2年(加筆か)  |
|    | 牛堀永山両村組頭相勤候者名前                                              | 寛永18年～(文政9年)天保5年(加筆か) |
|    | 新庄家(麻生藩主)知行宛行状(牛堀村百姓文左衛門所蔵)                                 | 正保3年9月22日             |
|    | 牛堀・永山村年貢・浮役納付状                                              | 寛永6年～寛永19年            |
|    | 仰渡書(須田氏に対する任免・麻上下など許可など)                                    | 寛政11年～文政元年            |
|    | 須田氏当主花押・印判鑑(須田内蔵八まで)                                        | (不明)                  |
|    | 須田氏先祖由来                                                     | (不明)                  |
|    | 須田氏系図                                                       | (不明)                  |
|    | 内藤氏系図                                                       | (不明)                  |
|    | 為則歌集                                                        | 文政4年頃                 |
|    | 和漢太平広記(写本抜書)                                                |                       |
|    | 南嶺子(写本抜書)                                                   |                       |
|    | 領内触                                                         | 文政4年～天保8年             |
|    | 延方講釈所書目録                                                    |                       |
|    | 須田氏蔵書為則秘記之部(目録)                                             |                       |
|    | 須田源之丞所持幅物(目録)                                               |                       |
|    | 村方文書写                                                       | 慶長年中前後～元禄2年           |
|    | 御役人大概順場所高附(幕府役職別役高一覧)                                       |                       |
|    | 源頼信三男頼季の子為實から須田氏系図                                          |                       |
|    | 須田氏系図(為成から為孝(内蔵八・慶応2年まで))                                   | ～慶応2年(天保頃か)           |
|    | 村方文書写                                                       | 延享2年～安永7年             |
|    | 組頭証跡有之分(牛堀永山両村組頭就任履歴)                                       | ～寛永18年                |
| II | 村方文書写                                                       | 文政7年～9年               |
|    | 配符・書状                                                       |                       |
|    | 家普請二付惣入目留                                                   | 寛延4年                  |
|    | 文政之度郷土之覚                                                    |                       |
|    | 文政十二丑年七月古書旧記村々御糺二付書上                                        | 文政12年7月               |

|   |                                           |                      |
|---|-------------------------------------------|----------------------|
|   | 新庄家(麻生藩主)知行宛行状                            | 正保3年9月22日            |
|   | 須田源之丞牛ほり永山百姓へ救指出し覚                        | 天保8年                 |
|   | 霞ヶ浦漁場出入関係文書                               | 慶安2年～文政9年            |
|   | 勘定方役人廻村一件文書                               | 文政5年                 |
|   | 延方村と大洲新田との前川の藻草小漁入会について内済証文下書。破談のため朱筆にて削除 | (文政6年3月)             |
|   | 巡見使・土地方改正・道幅直しなど出来事箇条書                    | 天保9年～14年             |
| Ⅲ | 齊昭直筆達、御鹿狩関係記事                             | 天保3・4年               |
|   | 飢饉に関わる文書・記録                               | 天保4年                 |
|   | 齊昭鹿島神宮参詣のため先例調べ                           | 慶安元年～天保3年            |
|   | 齊昭帰国に関する文書                                | 天保3・4年               |
|   | 潮来御領旧記取調                                  | 天保3年                 |
|   | * 岡田略系                                    |                      |
|   | 聖徳太子像記                                    |                      |
|   | * 潮来関戸利衛門家蔵之書古書見合にも成へくと写し置(潮来関戸家旧記)       | 正徳3年3月(天保3年11月写)     |
|   | * 新嶋領之秘記(潮来関戸氏之留他見なし)                     | 天正6年頃～貞享5年頃(天保2年8月写) |
|   | 香取郡新嶋拾六嶋之高之覚                              |                      |
|   | 下総国香取郡扇子嶋加藤洲村々常陸国行方郡二重谷新洲論争之事             |                      |
|   | * 潮来村関戸利衛門旧記(徳嶋新田の開発について)                 |                      |
|   | * (嶋崎氏家臣履歴)                               | 天保4年写                |
|   | 差銭古帳之内より見合にも可成分書ぬき分                       | 慶安2年～寛延4年            |
|   | 須田氏書記之内二有之候名前(潮来領村別の村役人・大山守履歴)            |                      |
|   | 利根川(利根川の概要)                               |                      |
|   | 香取十二ヶ郷ノ説                                  |                      |
|   | 役儀心得書(心得違ひにて先祖の余得失うべからず)                  |                      |
|   | (為則和歌)                                    |                      |
| Ⅳ | 水戸宰相齊昭卿御領内御順村手控                           |                      |
|   | * 潮来村長勝寺之古書(徳川光圀関係書簡)                     |                      |
|   | * 板久村関戸利衛門記録之中(関戸氏ほか嶋崎氏家臣・子孫について)         | 宝永年中                 |
|   | 当村方齊藤氏所持武器由来につき申上書                        | 天保8年3月               |
|   | 須田家の武具について(為章識)                           |                      |
|   | 武具に関する和歌(須田源之丞為則真跡)                       |                      |
|   | 永山村風祭にて獅子舞借用約定                            | 文久2年7月21日            |
|   | 村内神社奉納物に関する覚書                             |                      |
|   | 渡船場掟                                      | 元和2年8月               |
|   | 定(天三兵・高権左・本作発給の年貢納入定)                     | 天正17年7月7日            |
|   | * 延方村勘左衛門方二有之候古書御検地帳                      | 慶長7年9月               |
|   | * 下総国東之庄宮本村飯田氏古書御検地帳                      | 天正19年8月3日            |
|   | 宮本村野論裁許状                                  | 元和5年4月20日            |
|   | * 新嶋料三嶋村御検地帳三冊之寄写                         | 延享元年7月               |
|   | * 三島村年貢割付状                                | 文化10年10月             |
|   | * 三島村酉吉ケ年入用                               |                      |
|   | * 嶋崎村坂藤左衛門書記之内本ノマヘ写                       | (天保5年12月15日)         |
|   | * 系図(嶋崎氏・岡田家系図・嶋崎合戦について)                  |                      |
|   | * 堀之内村さる越へ鬼沢平衛門所持のはし書                     | 元禄2年                 |
|   | 差上申済口証文之事                                 | (天保5年?)              |
|   | 御当家軍役御定敬目                                 |                      |
|   | (村名書上)                                    |                      |
|   | 弘道館記                                      | 天保9年3月建              |
|   | 借楽園記                                      | 天保7年                 |
|   | 鹿嶋治乱記(軍記物)                                | (天保2年5月写)            |
|   | 房総治乱記(軍記物)                                | (天保2年5月写)            |
|   | * 嶋崎興廃之書                                  | (天保8年4月11日写)         |
|   | 牛堀永山新古百姓略系                                | 天保8年                 |
|   | 須田源之丞代々持高                                 | 寛永～弘化                |
|   | 仰渡書(須田氏に対する役職任免・麻上下など許可など)                | 貞享4年～慶応2年            |
|   | 水戸南組川船御改御用留                               |                      |
|   | 水戸小の字船一件御用留                               |                      |
|   | 徳嶋発揮御屋上扣                                  | 文化11年9月～             |
|   | 為則和歌                                      | 天保14年                |
|   | 水戸御領村名書上                                  |                      |
|   | 常陸惣社鹿嶋大神宮神領書上                             |                      |
|   | 常陸国内寺社名書上                                 |                      |
|   | 常陸国内城名・名山・名川・水戸より距離書上                     |                      |
|   | 常陸国領主書上                                   |                      |
|   | 村々百姓二名録                                   |                      |
|   | 潮来領内郷士列・扶持給など書上                           |                      |

注:内容の文頭\*は潮来領内の他家の旧記

家系図、須田氏由来、俳句草稿、酒造株関係、奉公人関係、縁戚関係者書状、書物の抜書きなど、家政や為則個人の活動から生じた文書である。第三に、須田家の外部で調査・収集した情報であり、これを大別すると、(a)自村の他家が所蔵する古文書の書写Ⅱ村に関わる情報、(b)潮来領庄屋履歴、潮来領に関わる軍記物、他村の家の旧記の書写などⅡ潮来領に関わる情報、(c)江戸城での刃傷事件の記事、江戸の相撲興行の記事、水戸城殿中規式、船頭の噂話など、江戸・水戸などの都市や他地域から収集された風聞や政治情報となる。

これらの情報源の内、「家記」の多くを占めているのは、第一の村方文書の書写である。現在の須田家文書群には伝来していない文書も多数収録されるが、牛堀・永山両村の庄屋役を世襲してきた同家の手元にあった文書が書き留められたとみられる。記述(書写)の方法としては、無作為に文書を書写するのではない。たとえば、牛堀・永山両村の小検見帳や指銭帳を抄録する箇所では、具体的な記述は寛文十二年までに限られ、「右之外延宝天和貞享元禄宝永正徳以後当時迄之分不残有之、数冊ニ候へハ皆略ス」<sup>10</sup>というように、古文書の所在は明示されるが記述は省略される。このほかにも、「略」「前後略」(Ⅰ巻所収の触などに多い)のように、必要な情報だけを抜き書きする場合もある。また、文書の破損等を謄写、料紙の大きさ、花押・印判影を書写する場合も散見され、為則が解読できなかった文字は「本ノマヽ」とし、原本に忠実に書写したものもある。全体としては、須田「一家」の家政を整えるための記録として編纂されたが、個別の主題・目的をもとに個々の記述・書写がされたと考えられる。

編さんの過程で書写された古文書の原典は、後世に供するため保存された。為則は、少なくとも天保八年には「須田氏の古書」として、村方文書・書簡などの一紙文書の「古書」を「永世不朽」のため卷子状に貼り継いでいる。原典のなかには、保存状態が悪く、料紙が破損したものや糊の痕跡などがみられる。「此間ニケ條有之候敷、古襖之中より二枚ニわかれて出候得ハ不分」この書き込みがあり、襖張り文書から再生した文書も利用されたようである。原典の保存処置は受け継がれ、嫡子・茂十郎も安政六年に年貢割付状などを「永世不朽」のため卷子に装丁している。



収録される古文書の年幅は天正十七年～慶応二年である。なお、為則の自記は嘉永二年頃までと考えられる。各巻の内容の年代幅は、Ⅰ巻は、文禄四年～文政十三年（天保三年加筆あり）、Ⅱ巻は、「慶長年中前後」～天保十四年、Ⅲ巻は、天正十七年～天保四年、Ⅳ巻は、天正十七年～慶応二年（嘉永二年以降は加筆か）というように、おおよそ時系列に並べることができる。内容としては、Ⅰ巻は文政期までの触書の写しなどが大半を占め、略記される場合が多く、Ⅱ～Ⅳ巻は考証的な記事が比較的增加していく。

編纂の時期は不明だが、前述したように、文政四年の由緒書が趣旨文ともみられることから、この頃に始まったと考えられる。為則の脱稿は天保十四年秋頃であり、二三年間（数えて三九～六一歳）の歳月をかけて成立した。年代・内容に一定のまとまりもみとめられるが、目次・見出しがなく、記事の前後関係が定まっているとは考えにくい。また、四冊にわたる大部な記録であるため、収録文書の重複・重出がみられる。

編纂が長期間であり、重複もあり、体系的でなく、索引の便もわるい。組織（「家」）の構成員（家族）が利用するというよりは、編纂者個人（為則）の備忘録的な側面も兼ね備えていたと考えられる。このように規定すれば、本史料を検討することにより、為則個人の思考・関心の変化や学習・成長過程にも迫ることができるのではないか。

## 二 「家記」編纂による歴史認識の展開

膨大な文書・情報の整理によって、須田家や為則の歴史認識はどのように展開するのか。情報が整理される前の須田家の歴史認識を検討したい。

まず、為則の実父の喜久右衛門時代の須田家に関わる歴史認識を確認しておきたい。初見となる寛政三年二月付の牛堀永山両村の組頭による申上書<sup>12)</sup>は、郡奉行による藩主御目見の先例調査に伴う回答書である。これによれば、須

田家は「永山村起立之節より代々名主役相勤」めてきたが「年暦等之儀は寛永以前之儀にて諸帳目録先年御引上ニ罷成候間、年号年数相分不申」とされる。明和年間に郡奉行所に古い書類を提供したために、詳しい年代等については明かではないが、須田家は「誠両村旧来之者」であり、このほか「証跡有之旧来之百姓」はいないと回答している。

また、寛政六年十二月付の拝借金の下付の願書<sup>15</sup>は、為則の父喜久右衛門が郡奉行所に提出したものであるが、「喜久右衛門先祖ハ往古永山郷村開発仕、其後追々出洲野地等開発仕、牛堀唱別村ニ仕候、元暦文治之頃より庄屋役相勤候段一統申伝候、文明之頃迄ハ永山ニ住居仕候由」とあり、元暦・文治年間より庄屋役を勤め、文明年間までには永山村に住居したことが述べられている。すでに「在来之古書物等」は郡奉行所に提出されており、手元には確たる証拠はないが、伝承としては一二世紀末から「先祖より代々庄や役相勤候累代之旧功」がある家と認識されていた。

次に、為則による「家記」編さん当初ないし編さん中の歴史認識をみてみたい。編さん当初に為則が記述したと推定される文政四年秋の由緒書<sup>16</sup>には、郡奉行所に古書を提供し、詳しくはわからないが、須田家が「先祖累代庄屋役」であることが述べられる。ここでは、家の始まりを一二世紀以来に求める言説はみえないが、古書が手元にないため詳しい年代は不明だが「先祖累代」の庄屋だという認識が、先代の喜久右衛門から引き継がれていたとみられる。

次の史料は、庄屋喜源次（為則）が郡方役所に提出した文政六年九月の伺書である<sup>17</sup>。

一、私先祖之儀永山村住居ニ而往昔より村長名主役相勤来り、牛堀村分郷之節勝手宜敷を以当時之居処へ移住引続相続数代蒙御国恩候儀難有仕合ニ奉存候、数代之儀ニ御座候得は勝手向盛衰度々ニおよひ記録等往古之書物紛敷仕候得共、累代名主役相勤候儀先年より村内之者ハ勿論他郷之もの迄も申伝来り候儀ニ御座候、近頃祖父代別而極窮仕、両御役所様より御救御拝借金計も三百両程相成、田畠株式ハ追々売払既滅亡ニも可相成程之儀ニ御座候得共、古書古帳にやふれ土蔵へ入置手入不仕、数年之間雨漏ニて朽腐仕候、右様困窮難渋ニ付青木源三郎様御勤役中御救奉願上候所、旧書記録に御調べ被遊候得は雨漏にて腐り候中より撰ひぬき候得ハ見わけ候

儀も難相成たまたまもくさり残り候分御役所様へ指上、其砌為御救束詰御払代被下、右ハ則被仰渡書ニ而其方先祖之儀往昔より当時迄引続累代名主役相勤又ハ当御代已前より先祖代々相勤等之御文儀ニ御座候、扱又指出し候古書ハ弓削左内様御役所御焼失之砌亡失仕候敷、御下ケ無御座候、既ニ元禄年中御西山様潮来御領御成之節上戸村長国寺御旅館へ庄屋平十郎儀被召出御目見被仰付御盃頂戴仕候段、正徳弐年書上候古キ村ひかへにも有之、御代々御在国之砌御能拝見等被仰付候、是等之儀も旧来名主相勤候故之儀と乍恐奉存候、文化九申年親源之丞苗字麻上下御免被仰付難有仕合ニ奉存候、然処其節之被仰渡書ニハ寛永年中御縄入以前より引続九代役儀相勤候との御文儀ニ御座候、九代と申儀乍恐難心得奉存候、明和年中之被仰渡書ニも往昔よりと有之、殊ニ村内并近郷之もの迄も旧来申伝候儀私親代迄を九代と相限り候様成、被仰渡御役所様御留書ニも御書載ニ相成候而ハ先祖累代之儀此節空敷相成候而ハ歎敷次第第二奉存候、依之乍恐此段以書付奉伺上候、以上

史料は、文化九年の父源之丞の苗字等御免の仰渡書の「九代役儀相勤」の文言をめぐって、為則が郡奉行に掛け合つたものである。為則は「九代」と限定した文言に不満をもち、村内・近郷の者も父源之丞までを「九代」と数え、郡方役所の留書にも「九代」と記録されては「先祖累代之儀此節空敷」なると述べている。注目すべきは後半部である。元禄年中の藩主光圀への御目見が正徳二年の「古キ村ひかへ」に記されていることや、明和年間の仰渡書に「往昔より」とあることを根拠として、「先祖累代」の庄屋の家であることを主張している。為則は「家記」編さんを進めるなかで、先代の書類や「古キ村ひかへ」などを見返し、自己の家に対する歴史認識を構築していったと考えられる。さらに、天保初め頃に記されたとみられる須田氏系図の前書には次のように記されている<sup>16)</sup>。

須田氏先祖源姓井上氏より分る、長山開発以来村長名主にて（割書）「須田氏名主は鎌倉の御代よりと自他ともに云伝ふ」代々の其中に源太郎・内蔵助（割書）「内蔵の介に子あり、医を業とす、国府に行くと年暦わからす」等の名のかしこくも言伝へたれといつの頃とも定めかたく累代長山に居住す、其地を今かミつ屋古の屋敷と云（割

書）「今かみつ屋を略してかんやと云、そのほとりの田畠をかんや下と云」又元龜天正の年間とおほして牛堀へ移住す、其前後の事跡はし書に匂ひたれと明和の中頃に多く紛乱す（割書）「又寛永年中御縄入の節古書あらまし御引上ケなると云」今ふるき書のわつかに残れるを拾ひ摘て中昔よりの系譜を記す

これによれば、須田家は、源氏井上氏より分れ、長山（永山）の開発以来、鎌倉時代からの「村長名主」を勤めてきた。須田氏の名主は鎌倉時代よりと「自他」の伝承もあり、また代々の当主の名の伝承もあるが、いつの頃からか明かでないが、「累代」長山の「かみつ屋」に屋敷をかまえ居住してきたこと、元龜・天正年間に牛堀へ移住した前後のことは「はし書」から窺えたが、明和期ないし、寛永の検地時にあらかたの古書は藩に回収され、失われたという。そして、僅かに残る古書を拾い集め、「中昔よりの系譜」を記すとし、須田為成（初代源之丞）以来の系図を記している。

他方、系図の前書の前段には、鎮守府將軍源頼信の三男頼季（井上三郎乙葉入道）から、その子で須田九郎を名乗る為實―盛泰（須田七郎）―實村（須田又太郎）―貞村（須田小太郎）―為村（須田七郎）―為盛（須田小太郎）・為泰（須田九郎）・為綱（須田十郎）の系譜が記されている。あわせて、須賀川葦名氏方で天正二年・同十六年に合戦に臨んだ須田氏について名を書き留めている。自家の古書ではなく、書物等を典拠にして、寛永以前の伝承を調査したものともみられる。これらの一六世紀以前の須田氏の系譜や歴史的な事象が、「中昔」の須田家の祖とされる為成とする系図には繋げられていないことに注目したい。為則は、鎌倉時代まで家の淵源を遡れるとする、先代以来の歴史意識を継承しながらも、源姓井上氏や須賀川葦名方の須田氏に家の淵源を求める家の歴史は「云伝」（伝承）であり、自家の系図から捨象したとみられる。為則が、膨大な文書・古書の整理するなかで、寛永十八年の検地以前に家の歴史を遡ることの限界を自認したため明確な記述を避けたのではないか。そうした限界は、文政六年九月の伺書からも読み取れる。すなわち、為則は自家の淵源が鎌倉時代まで遡れる伝承を継承していたにもかかわらず、「先祖之

儀永山村住居ニ而往昔より村長名主役相勤来り」であり「九代」ではなく、「累代」であると主張する。また、明確な年号を使って先祖の事蹟を説明しているのは「古キ村ひかへ」のある「元禄年中」の出来事である。証拠にもとづく出来事は丁寧に記し、そうでないものは曖昧な表現を用いている。したがって、寛永以前の「云伝」（伝承）は為則あるいは須田家に継承されてはいるが、「家記」のなかでのみ記されるが、対外的には寛永以前の伝承が具体的に語られることはない。

いずれにしても、為則の歴史意識は、典拠を重視する「家記」編纂のなかで構築されていたといえよう。なぜ、典拠を重視する志向が現れるのか。ここでは、「家記」編纂が始まる文政期前後の政治・社会の状況を瞥見してみたい。まず、為則の政治観がうかがえる「御郡方御役所変化の事」と柱題が与えられる記事から考えてみたい。この記事は、文政末から天保期頃に記された記事であり、寛政期以来の郡方支配の変遷や施策について記され、これに対し為則が評価しているものである。ここに次のように記される。

寛政年中　文公様御入国之節ハ御直書ニて被仰出候得共、ひと通り拝見被仰付候のミにて御座候所、小宮山様御仕法御立懐胎出生ヲ訴へ胎死半産ハ御見分ヲ請取仕抹いたし、春秋軒別御廻り御教演有之、子育金三人已上子供持へ被下、旁ニ而御行届ニ相成候、御政事御扱振ハ御郡奉行毎日役所江御出張、障子一ト重にて御聞被成、何事も伺之上ならてハ御決ニ不相成、御手代衆ハ御奉行任ニ相成、村役人ハ御役所任ニ相成、取次ひと通り位ニ相成候、百姓直訴流行いたし、御代官御通達方も御郡奉行支配ニ成、威光相増し候筋よりも御察当等ハ容易ニハ難相成、誠ニ御政事正敷御座候所、　哀公様御代ニ相成御政事引替、御郡御奉行転座にて、不残新御役ニ相成、柔和にて是より柔弱ニ変し、一失ヲ生し、下へ馴れ御役所手軽く追々崩れ立、何事も内々権門之沙汰も有之候所、当宰相様御代ニ相成、御政事之古失ヲ払ひ、

寛政期の文公（治保、藩主在任期間…明和三年（文化二年）の入国の節は、直書を一通り拝見するよう命じるだけで

あったが、小宮山楓軒（郡奉行在任期間…享和二年（文政二年）の仕法により、懐胎出生の報告や墮胎・流産の見分、軒別の教諭、子育金の支給など、郡奉行は毎日役所に出張り、何事も伺いの上でなくては決裁されず、手代衆は奉行に任せ、村役人は郡奉行所に任せるため、伺いの取次ぎが始終行なわれるようになり、「百姓直訴」が流行したという。引用した史料の前段では、小宮山楓軒の地方支配については、「前代無之嚴重ニ而御政事細密」とも称しており、為則は小宮山時代の地方支配を相応しい「御政事」と評価していたようである。しかし、哀公（あいのふ齊修、藩主在任期間文化十三年（文政十二年）時代には、「御政事」は引き替り、郡奉行の異動により、新役が配置されたため、「柔和」で以来「柔弱」に変わり、欠点が生じて、下へ馴れ、奉行所の事務処理は手軽で、段々と崩れていき、何事も内々に「沙汰」があったという。そして、「当宰相」すなわち、斉昭（文政十二年（弘化元年）の代になり、「御政事之古失」を払拭したという内容になる。このように、文化・文政期の「御政事」は、緊縮と弛緩を繰り返した時代であった。

須田家文書の限りにおいて、牛堀・永山村での「百姓直訴」や奉行所との「下へ馴」というような出来事は見出せない。次の史料は、こうした政治社会の変動を窺うことができる唯一の史料である<sup>19）</sup>。

乍恐以書附奉伺上候

一、私先祖之儀永山村住居ニ而往昔より村長名主役相勤来り、牛堀村分郷之節勝手宜敷を以当時之居処へ移住引続相続数代蒙 御国恩候儀難有仕合ニ奉存候、数代之儀ニ御座候得は勝手向盛衰度々ニおよび記録等往古之書物紛敷仕候得共、累代名主役相勤候儀先年より村内之者ハ勿論他郷之もの迄も申伝来り候儀ニ御座候、近頃祖父代別而極窮仕、両御役所様より御救御拝借金計も三百両程相成、田畠株式ハ追々売払既滅亡ニも可相成程之儀ニ御座候得共、古書古帳にやふれ土蔵へ入置手入不仕、数年之間雨漏ニて朽腐仕候、右様困窮難洩ニ付 青木源三郎様御勤役中御救奉願上候所、旧書記録に御調へ被遊候得は雨漏にて腐り候中より撰ひぬき候得ハ見わけ候儀も難相成たまたまもくさり残り候分御役所様へ指上、其砌為御救束詰御払代被下、右ハ

則被仰渡書ニ而其方先祖之儀往昔より当時迄引続累代名主役相勤又ハ当御代已前より先祖代々相勤等之御文儀ニ御座候、扱又指出し候古書ハ弓削左内様御役所御焼失之砌亡失仕候歟、御下ケ無御座候、既ニ元禄年中御西山様潮来御領御成之節上戸村長国寺御旅館へ庄屋平十郎儀被召出御目見被仰付御盃頂戴仕候段、正徳弐年書上候、古キ村ひかへにも有之、御代々御在国之砌御能拝見等被仰付候、是等之儀も旧来名主相勤候故之儀と乍恐奉存候、文化九申年親源之丞苗字麻上下御免被仰付難有仕合ニ奉存候、

一、近年諸国一体ニ小前人氣薄情ニ相成、御仁徳ニ馴れ御慈悲之御政事ニ泥ミ、放逸之徒・佞弁邪智之族党を催し、不才庸愚くヲ見侮り、猥ニ公事訴訟を企而、旧家新家之差別無之、剛勢多弁之ものハ柔弱愚昧ヲ倒し候、風儀ニ自然と押移り歎敷儀ニ奉存、此節ニ到り中々短才之「（裁断のため後欠）」

この史料は意図的に裁断された形跡があり、後欠史料ではあるが、前段は前に引用した文政六年九月付の「九代役儀相勤」の文言をめぐる伺書とほぼ同文・同趣旨であることから、その前後に為則によって作成されたものと推察される。注目すべきは、後段の箇条である。意図的に裁断され、後欠であるため、上申されたか否かもわからないが、内容としては、近年勝手気ままに振舞う者や口先が上手く悪知恵をもつ者が公事訴訟を企て、弁が立つ者が旧家や新家の差別なく「柔弱愚昧」の者を倒し、自ずから「風儀」が移り変わり嘆かわしいと述べている。

前章までに指摘したように、牛堀・永山両村では寛政期には家中長山三郎兵衛の旧記に連なる百姓が突如現れたり、文化期に冥加金を上納し、苗字帯刀を許される新興の家が現れた。後に編纂される、天保八年「牛堀永山新古百姓略系」<sup>20</sup>では、自家・他家の歴史を知り、「悦ふもの」「ほこるもの」「うらむるもの」の出現を危惧するように、牛堀・永山両村では「剛勢多弁之もの」が台頭し、社会の「風儀」が移り変わる状況が少なからずあったとみられる。

以上、須田家における「家記」編纂、とくに自家の系図に関する動向について考察してきた。次の点を指摘しておきたい。第一に為則は典拠を重視した系図を作成したこと、第二に先代より継承した伝承については典拠を重視する

立場としては不確かな情報であり、系図から捨象されていたこと、第三にそうした伝承は完全に否定されるものではなく、「家記」という家の記録のなかだけで継承されていたことを指摘しておこう。いわば、様々な情報が家の記録を通じて整理・洗練されていたと評価できよう。これは「家記」編纂者たる為則の学習・成長過程とも評価され得るが、寛政期～文政期にかけての政治社会の変動、すなわち、「百姓直訴流行」や「旧家新家」にとらわれない「倭弁」「多弁」の者の出現など、須田家の従来の立場の危機的状況が背景にあったと考えられる。「家記」の編纂はそうした社会状況への対応でもあった。

### 三 家の歴史と村・地域の歴史

以上みてきたような須田家の歴史意識は、その後の家記編纂や村や地域の歴史意識との関わりのなかでいかに変容していくのか。まずは、村の歴史との関係についてみてみよう。

文政十二年六月、水戸藩による村方文書調査が実施された<sup>20</sup>。「村々御領国以前并以後之分にても何事ニよらず、筆記致候類所持致候もの有之候ハ、其訳大図ニ相記、誰ニ而者所持致候趣可被申出候」と命じられ、村内の「古書旧記」の村役人による調査が命じられた。特に、寛永十八年の検地以前の村高、「古日記古文書等」、「御殿場」の設置・廃止年、貯稗蔵の設置年などを重点に調査が実施された。

牛堀・永山両村では、次表の通り、庄屋須田家の所蔵の文書のほか、麻生藩新庄家の旧臣の家に伝来する知行宛行状、佐竹家ゆかり知行宛行状が報告されている。他家が所蔵する古文書については、I巻に書写されており、調査以前から須田家が把握していた可能性もある。村内の古文書については、のちに疑義を呈しているが<sup>22</sup>、この段階で注目したいのは次の点である。書上では、両村の古書旧記とともに、慶長七年の検地時の村高も報告されるが、「先々よ



表 牛堀・永山村古書旧記一覧(文政12年7月)

| No. | 所有者       | 資料名                                                                    | 数量 | 備考                        |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------|
| 1   | 庄屋源之丞     | 寛永御検地以前より之皆済御目録                                                        | 数通 |                           |
| 2   |           | 寛永御検地以前より之浮役納御手形                                                       | 数通 |                           |
| 3   |           | 寛永御検地以前より田方御引方帳                                                        | 数通 |                           |
| 4   |           | 正保三年より以後村方御年貢勘定帳                                                       | 数冊 |                           |
| 5   |           | 慶安三年より指銭押切帳                                                            | 数冊 |                           |
| 6   |           | 元和三年より諸人馬留                                                             | 数冊 |                           |
| 7   |           | 元禄年中より船役帳                                                              | 数冊 | 但、御極印御焼印二相成候御触并御目付方二而取扱候留 |
| 8   |           | 明暦元禄両度之出入札并取扱帳                                                         |    |                           |
| 9   |           | 慶安三寅年霞浦四十八ヶ津御条目                                                        |    |                           |
| 10  |           | 元禄二年小検見神文                                                              | 1通 |                           |
| 11  |           | 慶安元年より寺社書上                                                             | 数通 |                           |
| 12  |           | 延宝享保両度蒲地御検地御書付                                                         | 2通 |                           |
| 13  |           | 慶安三延宝二竹藪改                                                              | 2冊 |                           |
| 14  |           | 宝永年中酒淋株書上并元禄年中より御役金受取手形                                                | 数冊 |                           |
| 15  |           | 寛文二年魚漁場出入左原岩ヶ崎両村より牛堀上戸へ相掛り候訴状返答書写                                      |    |                           |
| 16  |           | 寛文七年三嶋大嶋境嶋より牛堀上戸潮来三ヶ村魚漁出入御裁許写                                          |    |                           |
| 17  |           | 万治三年塩たはこの荷口□□候帳                                                        | 1冊 |                           |
| 18  |           | 宝永年中御城米御手船へ積候勘定御城米忝俵四斗納被仰付候書付                                          |    |                           |
| 19  |           | 寛文六年寺社御改被仰出候御条目                                                        | 1通 |                           |
| 20  |           | 宝永年中松波勘十郎殿并郷代官とも非分之取扱いたし候義江戸へ御訴訟二罷出候願書                                 | 1通 |                           |
| 21  |           | 元禄三年牛堀村と堀之内村と谷地争論願書                                                    | 1通 |                           |
| 22  |           | 享保年中人別三ヶ月改                                                             |    |                           |
| 23  |           | 慶安承応以来村々庄屋へ取遣文通                                                        | 数通 |                           |
| 24  |           | 貞享五年田方取歩検見被仰付候二付先規之通公義御検見二奉願上候書付                                       |    |                           |
| 25  |           | 延享二丑年牛堀前川より二重谷川迄御定杭御打立相成候受書                                            | 1通 |                           |
| 26  |           | 正徳年中潮来御領人数御免之御触書                                                       | 1通 |                           |
| 27  |           | 延享年中霞ヶ浦落口切広願書1通并安永年中訴状并御裁許写                                            |    |                           |
| 28  |           | 延享三年百姓家作御制法御触書                                                         | 1通 |                           |
| 29  |           | 元禄宝永より御触書御用留                                                           | 数冊 | 暦之内紛失之分も多分相見へ申、追々相調へ可指上候事 |
| 30  |           | 元禄年中御西山様上戸村長国寺御成之砌庄屋源之丞義被召出御盃頂戴御目見被仰付候正徳二年之書上(正保3年9月23日齋藤伊右衛門宛知行加増宛行状) | 1通 | 右之外古帳数冊、はし書数冊有之候          |
| 31  | 牛堀村百姓文左衛門 | (文禄4年8月付書付)                                                            | 1通 |                           |
| 32  | 永山村百姓半平   | (文禄4年8月付書付)                                                            | 1通 |                           |

典拠: 本家60

保三年十月、藩主斉昭の水戸初入部の準備  
 た歴史認識は揺り動かされるのである。天  
 が潮来領の大山守に就任すると、そうし  
 たとみられる。ところが、天保二年、為則  
 る牛堀・永山両村の歴史認識を形成してい  
 典拠: 本家60  
 り書留置申候、尤御検地帳は寛永新御検地  
 帳御儀之砌、御引上二相成候由申伝へて  
 いることや、「慶長元和之頃之組頭名前組  
 高端書」を所持していることが述べられ、  
 庄屋源之丞家が牛堀・永山両村の「古書古  
 日記」を所持してきたが、郡奉行所に提供  
 し、家の存続の危機のため紛失したことも  
 報告されている。すなわち、牛堀・永山両  
 村の古書は基本的には須田家が所持してき  
 たが、多くは紛失し、現在所有するものが  
 大半であることを強調し、庄屋を敬称して  
 きた自家の歴史こそが、両村の歴史である  
 という認識をもっていた。

のため、潮来領における藩主御成の履歴について照会がなされた。潮来領の各村では、具体的に御成の先例を取調べるための「旧記」があるか否かが上申されている。

大山守である須田為則は、この調査の前後から、潮来領内の旧記を博搜し、「家記」に書写している。たとえば、天保二年八月には、潮来村年寄の関戸家秘蔵の「新嶋領之秘記」（香取郡新嶋領の旧記、関戸氏が大島村黒田惣衛門本を書写）を書写し、同三年十一月には、貞享・宝永期の当主綱正の事蹟や宝永の藩政改革に関わる旧記を書写し、潮来領内のみならず近隣の旧記も収集している。いずれも全文でなく一部を抜書きしている。

このように、須田家は政治的な権限を得て、はじめて潮来領内の他家の旧記を参照・入手可能になったとみられる。つまり、須田家の歴史認識は、自家を核とする牛堀・永山両村を対象とするものから、潮来領ないし近隣地域へと広がっていったのであり、それとともに「家記」の編纂も、庄屋役須田家に伝来する古書の整理から、主に「潮来領」内の旧家の古書を集約・書写へと移行していったと考えられる。

こうして、潮来領内の旧記の調査を経て、為則は地域の歴史へと関心を広げていく。次の史料は、天保二年正月「須田氏書記之内ニ有之候名前」<sup>22</sup>と題されるものである。

須田氏書記之内ニ有之御名前

富田村清水共 指高拾石 役米七俵 人馬高ハ拾石

一、承応三、万治三、寛文七（朱）「寛永中」 吉崎氏 庄屋 重衛門

（頭註）「寛永十八御検地之節庄や十郎衛門・組頭喜左衛門・同茂左衛門・同かけゆ・同勘七」

（頭註）「貞享之組頭惣十郎・六郎衛門・介衛門・惣助・八郎兵衛・善衛門・次郎兵衛」

一、延宝六、元禄九 同 同 重兵衛・重衛門

（頭註）「元禄ニ惣衛門組頭也」

|               |     |   |      |
|---------------|-----|---|------|
| 一、正徳元         | 同   | 同 | 十兵衛  |
| 一、享保九、同十七、寛保元 | 同   | 同 | 重郎兵衛 |
| 一、延享元         | 浅野氏 | 同 | 善衛門  |
| 一、宝暦二         | 同   | 同 | 善三郎  |
| 一、明和三         | 羽生氏 | 同 | 惣助   |
| 一、安永四         | 初忠治 | 同 | 惣之助  |
| 一、寛政十一        | 同   | 同 | 惣助   |

元禄九組頭と有

(頭註) 「寛永御検地惣助屋敷三反廿七步也、当時之屋敷之添敷」

(後略)

引用した箇所は、潮来領富田村・清水村の庄屋の履歴を書上げたものである。富田村のみならず、潮来領各村の庄屋役および大山守の履歴を書上げている。それまで漠然と「先庄屋」とだけ把握してきた履歴情報を集約したのである。さらに、天保五年には、文化期「潮来領村々の庄屋の就任履歴を一覧にした「潮来御領村役人名前」<sup>26)</sup>が作成され、嘉永六年には、その更新版として文政七年かの潮来領村々の庄屋の就任履歴を一覧にした「潮来御領村役人名前」<sup>26)</sup>も作成されている。また、弘化五年には、潮来領村々の百姓の苗字を書上げた「潮来御両村々百姓姓名録」<sup>27)</sup>が作成されている。これらの記録編纂は、自家の文書をもとに潮来領の村役人の来歴・出自について調査したものであり、大山守の就任に伴い潮来領の歴史のなかに自家を位置づけようとしたとみられる。

さらに、為則は須田家の歴史の弱点である、寛永十八年以前の歴史に関心をよせていく。

| No. | 資料名                 | 主な内容                                       | 入手先         | 書写年代       | 巻数               |
|-----|---------------------|--------------------------------------------|-------------|------------|------------------|
| 1   | *岡田略系               | 嶋崎徳一丸(最後嫡子・謀殺)の妹の末裔岡田家の系図                  | 本多中務大輔家臣岡田家 |            | Ⅲ<br>巻<br>所<br>収 |
| 2   | *嶋崎左衛門尉の家臣十二ヶ村郷土の名前 | 嶋崎左衛門尉が延方より嶋崎へ移動するときに従った郷土の姓名。33名          | 茂木堀之内記録     | (天保4年頃か)   |                  |
| 3   | *家臣の事蹟書上            | 手賀侍従・下河辺能登ほか25名の家臣の事蹟・顚末。                  | 堀之内村百姓清左衛門方 | 天保4年12月26日 |                  |
| 4   | *板久村関戸利衛門記録之中       | 宝永年間の記録。関戸氏ほか嶋崎氏家臣、関戸十騎やその子孫について           | 潮来村関根利衛門    |            | Ⅳ<br>巻<br>所<br>収 |
| 5   | *嶋崎村坂藤左衛門書記之内本ノマヘ写  | 長国性平幕下家中軍配誌之附坂藤四郎伝来書付。寛永20年、寛文8年等御尋につき書付ほか | 嶋崎村坂藤左衛門    | 天保5年12月15日 |                  |
| 6   | *系図                 | 嶋崎氏・岡田家系図・嶋崎合戦(天正初めの小田氏との合戦)について           |             |            |                  |
| 7   | *嶋崎興廃之書             | 嶋崎城築城～落城まで嶋崎氏に関する軍記物                       |             | 天保8年4月11日  |                  |

前表は、「家記」所収の嶋崎左衛門尉に関する旧記をまとめたものである。嶋崎氏は常陸平氏（大掾氏）の一族で鎌倉時代より嶋崎氏を名乗る国人領主であり、戦国期には佐竹氏に従うが、天正十九年に佐竹氏に謀殺され滅んだ。潮来領嶋崎村に嶋崎城跡がある。いずれの記事もⅢ・Ⅳ巻に所収され、書写年代も天保四年以降と推定される。

これらの嶋崎氏関係の「旧記」に対して、為則は書写するとともに、記事を評価している。具体例として、為則が書写したNo.4「板久村関戸利衛門記録之中」の一部を引用する。

板久村関戸利衛門記録之中（朱書）「宝永年中之古書也」

一、関戸玄蕃之丞辰尚父ハ、丹後守辰兼、是ハ鹿嶋中居之城主川口左馬之介之寺也、元来中居も関戸たりといへ共故有て川口を名乗御座、以下略ス

一、嶋崎左衛門尉長国公ハ其長ケ六尺六寸大力重にて智仁勇ヲ兼、中略ス、丹波守殿ハ嶋崎殿ニハ重縁之好ミ深く、中略ス、丹波守殿を姉婿ニして（朱）「○」弁財天台より立兼庭迄屋形を建てならん、下略（朱書）「此段可疑」

一、其頃下野・常陸・下総所々小館・小城数多互に威勢を争ひ中略、嶋崎殿ハ智勇人ニ勝れ家臣ニ土子越前・大平内膳・永山大隅・鵜田伊豆・杏地河内其外武功之ものあまた有之（朱）「○」丹波守殿ハ早遊といへも玄蕃殿成長ニ随ひ、父にをとらぬ才智力人に勝れ、臣ニ土子民部・矢幡主計ニて式人其外関戸の十人衆并廿七人衆ニて三拾七騎の幕下あり、下略（朱）「此段可疑」

（中略）

一、嶋崎殿ハ天正十九年卯夏中和睦と称して水戸にまねかれ、三ノ丸の坂口にて鉄砲にてうたれ下略

一、玄番殿文禄三年午ノ夏、是も和睦に事よせ水戸へまねかれ、三ノ丸坂口にてうたれ中略（朱）「此段可疑」、其子国松・岩松とて七才・五才の男子土子・矢幡を初め、山下・桜井・須田土蔵・竹蔵など云者上下男女拾

三人下総へ引退キ、其後廿余年を過て板久江帰参して兄弟両家取立と云

(中略)

其時之用有て今用なきハ略して写さす、又疑しき説ハ(朱)「○」をくわへて、其印しとす、関戸氏・須田氏とハ旧縁あり、おね事貞鏡尼永山へ嫁せしとあり、其頃須田氏ハ牛堀へ引移り候、可疑後日ニ旧記可糺

弁財台より立兼台迄屋形造りたる大造にて是又可疑、関戸拾騎杯いふ可疑、元(文)禄三年水戸へ招、三ノ丸口ニて鉄砲にて被打たるといふ可疑、嶋崎氏絶て後ハ地侍可有之ニおもはれぬ事也、(朱)「十人衆・廿七騎衆といへとも今出入を□れハ関戸氏の家来筋ニも申上いたし、可疑候」

一、関戸の拾騎衆と云伝へたるハ、嶋崎殿より地方の六拾石ツ、給りたりし

藺部大膳      瀧崎主水      山本修理      石田縫殿      高野左京

上戸      辻

倉岡刑部      山本兵庫      鴛田勘解左衛門      坂本帯刀

(朱) 「右十人関戸の拾人衆と云事可疑」

(以下略)

「其時之用有て今用なきハ略して写さす、又疑しき説ハ(朱)「○」をくわへて、其印しとす」とあるように、必要な箇所のみを書写し、疑義が生ずる部分については註記している。このほかの「旧記」についても、次のように評価する。No.2の茂木村・堀之内村伝来の記録については、「茂木堀之内記録のよし被為見候得共何処之偽作、此文儀つたな」といとする。No.3の堀之内村清左衛門の家伝来の記録については、「文義甚たつたなく、更ニ取留候証拠無之(朱筆)」

「不相見」候得とも、持伝へ候よし申候ニ付、本のまゝ写し置候、かならず此書ヲ実とし過失する事なかれ」と、事実として受容することに注意喚起している。No. 5の嶋崎村坂藤左衛門書記の記録については、「本書のまゝ写し置候、真偽わからず、且文字之書様誤多し」とする。

嶋崎氏関係の旧記はいずれも、旧臣の伝承をもつ諸家の記録であり、須田家は大山守でなければこれらに接することはできなかった。須田家にとつては、系図のなかに嶋崎氏が現れないことからしても、嶋崎氏が地域を統治していた中世の歴史のなかに自家を積極的に位置づけることができなかった。嶋崎氏ゆかりの上戸村長国寺について考証した記述には、「愚考 上戸村芝宿長国寺ハ中昔嶋崎氏之建立ニテ寺地ハ其以前ヨリト見ヘタリ、文政初年現住白龍和尚代寺内ヨリ古碑ヲ掘出ス、年号徳治二年八月廿三日ト刻付アリ、碑文梵字真言宗ナリ、又当時上戸観音寺中ニ鰐口アリ、観応年中ノ刻字アリ、往古ヨリ観音寺柴宿ニ立来リタルニ長国寺建立之節引寺ニナリタルヘシ、須田氏先祖永山住居ニテ柴宿観音檀中ナルヘシ、長国寺建立ノ節帰依宗ニテ改宗シタルナルヘシ、元禄年中迄祈禱檀那観音寺ナレハ往古ノ菩提檀那ナルコト顯然ナリ、永山感応院・長泉院、牛堀福姓院ハ中昔ノ建立ノ寺々ナルヘシ、追々証跡可糺コトナリ」<sup>20</sup>とあり、須田氏の先祖は長国寺建立以前から存在した柴宿観音寺の檀家であり、後に長国寺に改宗したと認識している。嶋崎氏に関する「真偽」が判断できない説には疑義を呈すが、考証を加える。寛永十八年以前の他家の歴史を考証することによって自家の歴史認識が再構築されていたのである。

#### まとめにかえて

以上、家の記録編纂により、強固な家意識が形成され、その過程に歴史意識の変容をみてきた。本章の須田家の事例では、①家のなかで情報が整理・洗練されていくこと、②村・地域と歴史との関わりのなかで、家の歴史認識が変

容していくことを明らかにした。最後に、この二点についてまとめておきたい。

(1) 文政期前後の「風儀」の変容により、「先祖より代々庄や役相勤候累代之旧功」の立場が危ぶまれ、「家記」編さん、そして、膨大な文書・情報が収集・整理され、家のなかの情報が整理・洗練された。その成果にもとづき家の歴史が具体的に語られるようになるが、家の内外で情報は使い分けられ、外向きは自家の古書で裏付けられる寛永十八年以降の歴史が語られた。反対に、家の存立にかかわるデリケートな歴史(情報)は内のなかに留め、特定の情報(記録)は家の中に「秘匿」された。なぜなら、須田氏が関戸氏「旧記」の中身を批判したように、外部に晒されることで他家から批判され、家の歴史(アイデンティティー)が揺るぎかねないからである。一八世紀末から一九世紀は、復古的潮流<sup>22)</sup>、由緒の「大衆化状況」<sup>23)</sup>、歴史的な思惟の成立<sup>24)</sup>とされるように、様々な人々が自他の歴史への関心を持った時代であった。だからこそ、最少単位の共同体である家では組織の永続のため、家の歴史にかかわる言説をコントロールしなければならなかったといえる。そのため一九世紀に「家記」が成立するのではないか。

(2) 須田家においては、村内の古書は藩の古書旧記の調査以前から把握しており、須田家の歴史を軸とした村の歴史認識を有していたとみられる。しかし、大山守への就任に伴い、村を超えた地域の歴史に触れることになり、村から地域へと対象を広げていくこととなる。これに応じて、須田家の家記や記録編纂も、より広範囲に情報を収集するようになる。村・地域の歴史に対する関心は、家の歴史のウィークポイント(寛永十八年以前)について向けられ、自家との積極的な関連性が見出せない嶋崎氏に関する地域の歴史については、他家の記録を部分的に書写し、疑義を呈しながら考証を加えていく。その一方で、大山守・庄屋役が支えた潮来領の歴史のなかに「累代」庄屋役を勤めてきた自家を位置づけていった。ここからは、旧記に記されている歴史は、地域で「共有」されていたとはいえず、むしろ須田家は自家を中心とする地域の歴史認識を形成していったことが指摘できる。こ

の点は、およそ宝暦期以降に「村の歴史を確定していく過程で各土豪百姓家に伝わる家の由緒を村の由緒としてまとめ」る「村方旧記」が現われる武蔵国多摩地域の事例<sup>3</sup>と異なるといえる。旧記を融通していたからといって、即その歴史認識や郷土意識が共有されたとする議論は再考が求められよう。むしろ、家の歴史が、村の歴史・地域の歴史を規定、あるいは取込んでいく動向がうかがえ、公開に苛まれながらも、家のなかに秘められ、継承されてきた歴史認識を評価していかなければならないのではないか。

<sup>1</sup> 白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』（思文閣出版、二〇〇四年）。岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』（名著出版、二〇一〇年）。工藤航平『近世蔵書文化論―地域（知）の形成と社会』（勉誠出版、二〇一七年）。

<sup>2</sup> 由緒論・歴史意識・地域意識の研究史については、山本英二「日本中近世における由緒論の総括と展望」『歴史学研究』八四七、二〇〇八年、岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』（名著出版、二〇一〇年）、引野亨輔「江戸時代」の地誌編纂と地域意識」『歴史評論』七九〇、二〇一六年に詳しい。

<sup>3</sup> 久留島浩「村が「由緒」を語るとき」『近世の社会集団』山川出版社、一九九五年）。

<sup>4</sup> II 卷（須田本家文書六〇、茨城県立歴史館収蔵）。以下、須田本家文書は本家と表記し、「家記」は巻数ⅠⅡⅢⅣ巻と略記し、史料番号は省略する。

<sup>5</sup> I 卷。

<sup>6</sup> 以上、I 卷。

<sup>7</sup> II 卷。

<sup>8</sup> 以上、III 卷。

<sup>9</sup> 以上、II 卷。

<sup>10</sup> II 卷。

<sup>11</sup> 本家一一四―一六。

<sup>12</sup> I 卷。

<sup>13</sup> 須田家（新宅）文書二六一九（国文学研究資料館所蔵）。以下、同史料群は資と略す。

<sup>14</sup> I 卷。

<sup>15</sup> II 卷。



- 16 Ⅱ 卷。  
17 Ⅱ 卷。  
18 Ⅲ 卷。  
19 Ⅱ 卷。  
20 Ⅳ 卷。  
21 Ⅱ 卷。  
22 のちに編纂される「牛堀永山百姓新古略系」では、半平家の由来に対して疑義を呈している。第五章参照。  
23 この時期の大山守の性格については籠橋俊光『近世藩領の地域社会と行政』（清文堂、二〇一二年）。  
24 Ⅲ 卷。  
25 資二一六。  
26 本一七。  
27 資一〇九。  
28 Ⅱ 卷。  
29 羽賀祥二『史蹟論——一九世紀日本の地域の地域社会と歴史意識』（名古屋大学出版会、一九九八年）。  
30 久留島浩「村が「由緒」を語るとき——「村の由緒」についての研究ノート」（『近世の社会集団』山川出版社、一九九五年）。  
31 表智之「一九世紀日本における〈歴史〉の発見」（『待兼山論叢』三一、一九九七年）。  
32 岩橋前掲書四九頁。

## 第三部

### 地域社会における知の継承

## 第八章 蔵書群構造からみた地域社会の知の特質

### 一 はじめに

日本近世史では、人々が書物・出版物を受容する局面に着目し、時代・社会を描こうとする研究が近年盛んである。地域社会研究においても、書物・出版物の受容をめぐって、知の機能・役割に関する成果が蓄積されつつある。

本章では、近世地域社会における村役人家の蔵書群構造の分析から、地域社会における情報や知の問題について考察したい。以下、この地域社会における書物・蔵書に関わる研究史の整理をし、問題の所在を確認しておこう。

地域社会における蔵書の研究でまず注目されるのは、「蔵書の家」を発見した小林文雄<sup>3</sup>の成果である。小林によれば、「蔵書の家」は地域住民へ情報をもたらすなど地域社会において「公共」的な役割を果たしていたとする。これを受けて、高部淑子<sup>4</sup>は、地域社会における書物の貸借を検討し、その背景にある文化的なネットワークの存在を指摘した。

小林や高部が書物の貸貸関係に注目したのに対し、横田冬彦<sup>5</sup>は村落における書物の読者（書物受容者）自体に注目する。横田は、一七世紀の畿内村落を事例に、近世の民間社会における〈知的読書〉、文化的には兵農未分離の〈読書階層〉を発見した。また、〈読書階層〉Ⅱ庄屋層が一般百姓層を文字や書籍の知から排除するのではなく、文字・書物知のなかに巻込み主導することで優位性を確保していくと指摘した。また、地域社会で作成された編纂物（「村の編纂物」）に注目し、編纂物が地域の「共有」されていたことを指摘する研究もみられる<sup>4</sup>。

以上の研究は、いずれも地域社会において知が広く展開するというシェーマにもとづき、蔵書が「共有」される点を重視している。この議論は、豪農商と在村知識人を担い手とする「公論」世界が幕末期の政治社会のなかに端緒的

に形成され、幕府の秘密主義的・専制的な支配と真つ向から対抗するとした情報論<sup>5)</sup>、村の識字能力・知識の向上が文書の公開を求め、近世を村の「公共性」論理に基づき文書が共有される方向に進んでいく時代とする近世文書管理史論<sup>6)</sup>と相俟っている。近代社会を展望する上でも、情報・知がより広範囲な社会へと広がっていくとする議論は、非常に魅力的ではあるが、いささか単純な議論の構図ではないだろうか。

情報・知の「均質化」、あるいは「共有」化傾向が指摘される一方で、藤實久美子、大藤修、岩橋清美各氏が興味深い指摘をしている。藤實<sup>7)</sup>は、近世書肆の分析から、多くの場合に版本として流布した書籍を開放系の知、多くの場合写本として存在し続けた書籍を閉鎖系の知とする枠組みを見出した。近世の商業ルートにのった出版業は、それまで限られた場所で蓄積されていた閉鎖系の知を、開放系の知へと転回させ、これによって人々が知に接近できる機会は増大し、均質化された知識が提供された、と位置づける。大藤<sup>8)</sup>は、地域社会におけるコミュニケーションのあり方に着目し、幕末の開港によつては、そのあり方は階層的に分裂していったとする。岩橋<sup>9)</sup>は、村方旧記の成立過程から近世村落における文字情報の浸透過程を明らかにするなかで、一部の村方文書が公開に至るまでに、公開を前提としない家としての文字情報の管理が存在したことを指摘する。三氏の研究は、藤實の言葉を借りれば閉鎖系の知の存在を指摘し、近世社会において知が均質化へと帰結していかない点に注目する。

以上の整理からは、地域社会における知に関して、知が「共有」されていく面を強調するものと、知や情報の「閉鎖」的な面を強調するものとに研究動向が二分しているといえる。研究史上の課題は、「閉鎖」的な情報や知が、なぜ結果的に「開放」へと転回するのかを、整合的に論じることであろう。この転回を、藤實は出版文化の問題として書肆に注目して議論したが、地域社会ではいかなる過程を経て「開放」へと向かっていくのだろうか。本稿では、常陸国行方郡牛堀村須田本家<sup>10)</sup>の蔵書群を分析の対象として、この問題に迫りたい。須田家は、居住地の水戸藩領牛堀村と隣村の永山村の庄屋役を代々勤めた家である。分析で使用する史料は、須田本家文書（茨城県立歴史館所蔵須田

家文書）及び、須田新宅家文書（国文学研究資料館所蔵常陸国行方郡牛堀村須田家文書、茨城県立歴史館所蔵須田家文書として分蔵）である。

## 一 須田家の概況・性格

この節では、蔵書分析の前提として、経済・政治・文化の各局面から須田家の特徴を指摘しておきたい。

須田家が居を構える牛堀村は、水戸藩領下の常陸国行方郡潮来領、霞ヶ浦の湖水が現常陸利根川へ流出する地点の北側に位置し、玉造から潮来・鹿島への道筋にあった。村高は、元禄郷帳では一六六石余、天保郷帳では二四七石余、旧高旧領取調帳では二六一石余であった。「利根川図志」には、「霞が浦の入口なり、霞が浦ハ至て渡り難き海なれば、此所に滞船して風をまつ故に出入りの船多く、此河岸に集り、また鹿嶋に至るに利根川より横利根川に入り北利根川を経て、浪逆の海にいたる」<sup>12</sup>と紹介され、霞ヶ浦の出入口にあたる水上交通の要所、殊に風待ち湊として機能していた。さらに、筑波山・富士山を望む景勝の地としても知られ、人びとの往来の激しい集落であった。牛堀村居住者は、農業のほか、漁業・船乗りなどで生計を立てている者が多かった。

須田家は、「我家元来は武裔なれど、天正以来故有て民間に住たる」とする由緒をもち、家伝の武具を持ち、藩初より牛堀村庄屋を勤める世襲的村役人格であり<sup>13</sup>、天保二年より水戸藩の中間支配機構たる大山守役<sup>14</sup>を勤めている。当主は代々源之丞と名乗った。

須田家は酒造業や貸金業を営むが、主要な経営基盤は地主小作経営<sup>15</sup>であった。以下では、須田家の土地所有高の変遷から、同家の経営状況に言及しておきたい。須田家では、寛延期に三七石余の土地を有していたが、以降徐々に土地を手放し、安永から寛政期には二五〇二六石余に持高が減少する。須田家の家記「須田氏秘録四」<sup>16</sup>には「安永

之初より文化の初迄三十余年は須田氏改革中也、三十余年々々辛苦難渋我家子孫之者可察事」とあり、安永から文化期初頭まで同家の経営は「辛苦」であり、経営の再建を模索していた。しかし、文政期頃からしだいに土地所有高が安定し、徐々に所持高を蓄積していく。特に天保期に土地集積を活発にし、天保十三年の検地実施前には持高が一〇〇石を越え、「寄生地主」化を遂げていった<sup>16)</sup>。

「須田氏秘録四」には安永期から文政期の当主長光に関して「長光之実家は下総埴生郡安食村今井氏也、深く須田氏を憐みて莫大之資材を贈りて助力す、須田氏相続の恩人也」<sup>17)</sup>とある。すなわち、安永八年、下総国埴生郡安食村今井家より長光を養子に迎え、須田家は同家より莫大な経済的援助を受けたことがわかる。今井家は大坂屋と称し安食村で酒造業を営む農家であった<sup>18)</sup>。また、経済的な支援にとどまらず、養子長光は今井吉兵衛より経営面の助言をうけていた。このように、須田家の経済的上昇の背景には、豪農今井家の経済的援助による梃子入れがあった。養子長光が当主として活躍する文化期に経営が「改革」され、須田家の経営は立ち直り、文政期における土地所有高の安定を迎えるのである。

【表一】は、須田家歴代当主と、水戸藩における役職等を一覧にしたものである。各代の当主は、牛堀村庄屋役を代々勤めているほか、御盃拝領や御目見えを通じて水戸藩主との関係を取り結んでいた。少なくとも寛永六年から、居村の牛堀村と同家発祥の地である永山村の庄屋役を世襲して勤めている。ところが、今井家より養子として迎えられた十代当主長光は、牛堀・永山村庄屋を任ぜられるにとどまらず、寛政十一年には上戸村庄屋役後見を命ぜられ、文化九年には苗字・麻上下着用を許可されている。その子為則は苗字・麻上下のほかには帯刀も御免され、天保二年には大山守役、天保十年には検地御用郷役人、天保十五年には御勝手方御用に命ぜられている。為則は、天保の検地に伴う諸役の出精を褒賞され、さらに嘉永六年には郷士列に加わっている。その子為章も牛堀・永山村庄屋役のほか、嶋崎村庄屋役、大山守役代役に任ぜられ、天保の検地に際しては献策書を上申している。検地後には、大山守格・代

表1 須田本家歴代当主と水戸藩との関係

| 当主          | 年代        | 内容                                   |
|-------------|-----------|--------------------------------------|
| ⑤為重         | 正徳5年3月    | 牛堀村庄屋後役仰付らる(年不詳・永山村庄屋兼帯)             |
|             | —         | 御西山様南領御成の節、上戸村長国寺御旅館にて御盃頂戴御目見        |
| ⑥為元(政衛門)    | 寛保元年2月    | 牛堀村庄屋後役仰付らる(年不詳・永山村庄屋兼帯)             |
|             | —         | 源肅公様御在国の節、御道筋にて御目見、御能を拝見する           |
| ⑦為甫(政衛門)    | 宝暦5年7月    | 牛堀村庄屋後役仰付らる(年不詳・永山村庄屋兼帯)             |
|             | —         | 源良公様御在国の節、御能拝見仰付らる                   |
| ⑧長光(喜久衛門)   | 安永8年12月   | 牛堀・永山村庄屋後役仰付らる                       |
|             | 寛政11年6月   | 上戸村庄屋後役見仰付らる                         |
|             | 文化9年      | 苗字麻上下御免になる                           |
|             | —         | 源文公様御在国の時、御座敷を拝見し、御盃を頂戴される           |
|             | —         | 源武公様御在国の時、御座敷拝見を仰付らる                 |
| ⑨為則(喜源次・柿麿) | 寛政12年     | 小検見御用勤める                             |
|             | 文政2年閏4月   | 牛堀・永山村庄屋後役仰付らる(天保5.2退役)              |
|             | 天保2年正月    | 大御山守仰付らる                             |
|             | (天保5年3月)  | 中納言様潮来御領御成の時、御紋付羽織袴、献上物を呈上           |
|             | 天保8年12月   | 嶋崎村・赤須村庄屋後役兼帯仰付らる(天保11.3退役)          |
|             | 天保10年5月8日 | 御検地御用郷役人召出さる(田島御正二付掛り)、苗字帯刀御免2人扶持    |
|             | 天保10年8月   | 御検地掛り仰付られ苗字帯刀・御扶持下さる                 |
|             | 天保15年4月   | 御盃拝領                                 |
|             | 天保15年     | 御勝手方御用申付けらる                          |
|             | 嘉永4年9月    | 八郎麿様鹿嶋参詣につき小休・旅館御用                   |
|             | 嘉永6年4月    | 郷土列となる                               |
|             | —         | 延方村講釈所世話役仰付らる                        |
|             | —         | 苗字麻上下着用御免帯刀御免                        |
| ⑩為章(茂十郎)    | 天保5年2月    | 牛堀・永山両村庄屋後役仰付らる                      |
|             | 天保10年6月   | 父源之丞土地方御正掛り就任のため、大御山守役代役仰付らる         |
|             | 天保11年3月   | 嶋崎村庄屋後役兼帯仰付らる                        |
|             | 天保14年4月8日 | 諸御用向出精のため奇特の至りにつき格別の儀をもって一代大山守列に申付らる |
|             | (天保15年4月) | 御検地郷役人仰付られ、大山守格代々苗字帯刀御免になる           |
|             | 天保15年10月  | 齊昭公謹慎の際、郡奉行吉成貞信とともに赦免歎願              |
|             | 元治元年9月    | 潮来御領十六ヶ村大山守に仰附らる                     |
|             | 慶応元年閏5月   | 代々御目見格に仰付られ、勅五俵を下賜される                |

典拠:「須田氏秘録巻之弐」(本家60)、「須田氏秘録四」(本家62)、『史料館所蔵史料目録』19

【史料一】 20

々苗字帯刀を許され、元治元年には潮来領十六ヶ村の大山守役に命じられている。為章は、水戸藩郡奉行吉成又右衛門と懇意の間柄にあり、土浦藩の農政学者長島尉信とも交流があった。以上の役職任免や藩士との関係の構築は、水戸藩の天保改革における「新豪農」起用政策<sup>6)</sup>によるものと理解されるが、一方で須田家自身が献策書を上申するなど、水戸藩に接近しようとする主体的な政治的志向を有していたことにも注目しておきたい。

役職に就任し、政治的な上昇を遂げていくが、その前提には十代当主長光の上戸村庄屋後見役任免、苗字・麻上下の許可があった。これは、前述の経営の立直りと相俟っており、同家の世襲的な政治的権限を越えた基盤が築かれ始める契機となった。

続いて、経済・政治の両局面において上昇し始める天保期を中心に、当該地域における須田家の位置について若干検討しておきたい。

一、天保十亥年八月九日、梅香ニ而吉成又衛門被仰渡候

吉成又衛門扱分

牛堀村大山守

嶋崎・赤須両村兼帯庄屋

須田源之丞

右之者旧家ニ而役儀出精相勤候ニ付、去ル午年一代苗字麻上下着用御免被遊候所、其後ハ猶更出精致し、村溜稗取殖シ、去ル申年凶荒ニ付而ハ右村之儀ハ河岸場之事故余村と違ひ一舛人別多く且浮民共大勢ニ而取扱向甚六ヶ敷候処、拝借稗更ニ不願村方仕法ニ而窮民為取続、且潮来御領之儀ハ十四五ヶ村一二纏ニ相成、四方皆御料所御旗本給所孕居り、至而公事師共多、不断公事出入他領江引張り諸懸り合も不少候得共立入成丈ヶ内済相整、近比別而諸御用繁多ニ相成大儀之趣相聞候間、牛堀村庄屋役免許忒茂十郎江申付候所、諸事在役中之通相心得、夫々指図候事、隣村嶋崎・赤須両村前々より甚人氣不宜不断出入懸り今を好ミ、随而農事も怠り取ル届兼候ニ付風儀為改革去々酉年両村庄屋兼帯申付候後時々立入、熟ニ申隠扱候故一同帰伏致自然と農業相励候様相成、勤劳格別ニ有之者之由申出候趣も有之、件之通り存入厚数年役儀出精相勤候段寄特之至ニ候、仍之格別之儀を以一代帯刀御免被遊候条其旨可申渡者也、

この史料は、須田源之丞為則が、水戸藩郡奉行吉成又衛門より一代限りの帯刀を許された際の記録である。為則は、①天保飢饉時には村方の備荒貯蓄仕法で窮民を救済したこと、②周辺の支配が錯綜し公事師が多い地域事情でありながら、潮来領をまとめ、出入に立会い調停を行っていること、③大山守など御用が繁忙でありながら、牛堀村の庄屋役を息子の茂十郎（為章）に任せ、逐一指示していること、④嶋崎・赤須両村庄屋就任によって小前層を「帰伏」さ



せ、農業出精させたことにより、「役儀出精」として褒賞されている。その子為章も荒地の起返、新道の建設、郷蔵の建設など「村方莫大益」を獲得するために活動している<sup>21</sup>。為則・為章は、窮民や小前層らを救済し、「村方」の「益」の獲得を志向した存在であると水戸藩の改革派に認識され、藩政に関わっていったのである。なお、江戸時代を通じて、須田家が村方騒動に巻き込まれ、排斥されるような事実は確認できず、地域社会において同家は突出した存在であったとみられる。

続いて、須田家の文化活動に触れておきたい。通時的に当主の活動を追える史料として、須田本家系図<sup>22</sup>がある。なお、歴代当主の活動を詳細に知り得るものは、文化・文政期以降に限られ、須田家中興の祖長光（宝暦八年生）文政十二年没）以前の活動は明らかでない。

さて、系図には、為則（天明三年生）安政五年没）が「天性風雅を好み、一代発句集アリ、柿麿と称す又菊雅園と号す、生涯俳諧を以て四方に遊ぶ、其句多し、又遠州流插花を能」した人物と記述されている。為則は菊雅園柿麿と号し、化政期頃より俳諧の連を主催し、近郊の常陸・下総<sup>23</sup>の文人と頻繁に交流していた。安政五年には自身の歌集「窓形葉」を出版する一方、遠州流活花も嗜んでいた。

その子為章（文化七年生）明治五年没）は、文化活動よりは政治的な上昇志向が強かったとされるが、「幼少より読書文章ヲ好」み、水墨画を嗜み「簾庵」という雅号を称していた。また、「秋江」の号で漢詩集を著述しており<sup>24</sup>、父の歌集には跋文を漢文体で寄稿している。下総佐原の文人清宮秀堅や伊能六郎左衛門らとも交流あった。

為章の子為孝（天保元年生）明治五年没）は、「好撃剣神道無念流水戸長尾左大夫門ニ入、江府三番街同流斎藤弥九郎ニ隨身稽古ス、柔術江府於玉池磯又右衛門ノ門ニ入ル、茶道千家表ヲ学フ、簞ヲモ稽古ス」とある。武芸を好んだようで、江戸へ剣術・柔術の稽古のために遊学している。神道無念流に入門し、江戸の斎藤弥九郎に師事、また、天神真楊流柔術の磯又右衛門に入門している。茶道と「簞」（香道のことか）の嗜みもあった。さらに、俳諧の連に

おいては、祖父為則が病の時に代役を勤めている。為孝は、祖父為則が趣向した俳諧はもちろん、剣術・柔術をも嗜んだ。

須田家当主の文化活動は、文化・文政期の経済的・政治的安定を前提にして為則以降活発に展開していった。為則・為章・為孝はみな俳諧・漢学の素養をもっており、活花・武術・茶道などそれぞれ個人的な趣向があった。後述するように、これらの活動と本章の主題である須田家の蔵書形成とは、不可分な関係にあった。

以上の分析は、須田本家の動向であった。須田家の性格を知る上で欠かせないこととして、新宅の成立がある。天保十五（弘化元）年正月に源之丞為則が隠居し、息子為章に家督を譲り、隠居元に新宅（分家）が成立する。新宅の初代当主は、為則の十男の重作為憲である。形式的には、須田重作が高七五石をもって須田本家より両親を伴い分家したことになる。経営の大枠は本家と同じである。重作は、本家当主の庄屋役・大山守役退役時には、それを代行して勤めた。分家というよりは本家に従属した経営体であった。重作について、「代々系譜」には「号梅軒、竹苞、好俳諧又茶事生花伝ヲ父ニ受、性温和」とあり、父為則の芸事を引継いで、俳諧・茶道・華道を嗜んだ。

一方、本家は幕末期の水戸藩の政争に巻き込まれ、為孝の代に一端没落する。本家一家は一時新宅に引取られ、本家当主が担ってきた地域における政治的役割は新宅重作・為幹へ引継がれた。なお、本家は新宅の助力により明治中頃に再興される。

新宅二代目当主幹之介（為幹・万延元年生く大正十年没）は、重作が没すると、明治五年下等郷土に就任し、以後牛堀・永山両村の戸長などを歴任する。続いて、為幹の子誠太郎（明治十四年生く明治四十四年没）は、大正七年香澄村長、昭和三十年牛堀町長、昭和二年茨城県議会議員、昭和十九年茨城県知事などを歴任した。特に、水害常襲地帯であった行方郡を守るため、村長や県議を努めながら治水事業を推進し、治水の父と呼ばれ、その功績をたたえて現在も北利根橋のたもとに碑が建てられている。

以上を小括すれば、須田家は、天保期には経済的・政治的に上昇し、地域社会において突出した存在となっていく。さらに、同家の文化的活動も長光次代の為則以降、顕著になる。こうした須田家の活動の背景には、文化・文政期の長光による家の再興があったと考えられる。

## 二 須田家の書物収集

この節では、須田家文書群に現存する蔵書の分析から、同家の蔵書集積状況の推移を明らかにする。そのためには、単に収集書物の内容的変化からその展開をみるだけでなく、如何なる人物が如何なる入手経路によって書物を集積・収集していくのかにも留意したい。これにより、蔵書群の内実に迫ることが可能になろう。なお、蔵書とは、版本・写本として流布している冊子形式で、且つ蔵書印が捺されている史料と定義する。

現存する須田家の蔵書は、須田本家文書群には少なく、大半は須田新宅家文書群にある。新宅文書群の書物は、江戸時代に収集されたと判断できるのは二八〇点程で、写本が大半を占める。そのうち、新宅の当主重作が独自に収集したものは意外に少なく、本家の当主為則、為章、為孝の手によって書写・収集されたものが圧倒的に多い。これは、幕末期に須田本家が没落し、その財産は処分されたことに由来しており、本家蔵書の一部が新宅に引取られたためである<sup>26</sup>。

須田家蔵書のうち書写年代が最も古いものは、天明五年五月「家康公一代略録」<sup>27</sup>である。書写年月日と共に「松鳥」と記載、そして見消ちされている。この「松鳥」が須田家の者なのか、詳細は不明である。次に古いものは、寛政三年十一月写「生花百箇條講釈聞書裏全」<sup>28</sup>である。これも、「寛政三年亥十一月写之」とあるのみで、須田家の者が書写したのか判断しかねる。三番目に古いものは、寛政九年十一月写「農政纂要并知行算本術略術細説全」<sup>29</sup>で

表2 須田家文書における収集者判明書物

| No. | 書写年代            | 書名                                | 収集者 |
|-----|-----------------|-----------------------------------|-----|
| 1   | 寛政9年11月         | 農政纂要并知行算本術略細説 全                   | 長光  |
| 2   | 寛政10年9月         | 西山遺事                              | 長光  |
| 3   | 寛政10年戊午10月      | 答問説 全                             | 長光  |
| 4   | (寛政11未初秋7日写之)   | 地方根元記 壹                           | 長光  |
| 5   | (寛政11未初秋7日写之)   | 地方根元記 三                           | 長光  |
| 6   | (寛政11未初秋7日写之)   | 地方根元記 貳                           | 長光  |
| 7   | (寛政11未初秋7日写之)   | 地方根元記 四                           | 長光  |
| 8   | 寛政11未7月7日       | 地理細論集 地理根元記附録 四冊添                 | 長光  |
| 9   |                 | 水府地理温古録草稿                         | 長光  |
| 10  | 寛政12年7月         | 俳諧提要録                             | 為則  |
| 11  | 寛政12年10月        | 俳諧付合小鏡                            | 為則  |
| 12  | 寛政13年2月         | 三鳥三木之伝古今集秘事                       | 為則  |
| 13  | (享和)9月6日        | 政談 卷一・二                           | 為則  |
| 14  | 享和2年癸亥10月21日    | 東照大君御書文写                          | 為則  |
| 15  | 享和2年10月         | 鬼貫句選                              | 為則  |
| 16  | 享和2年戊11月        | 水戸御家御代記                           | 為則  |
| 17  | 享和2年11月         | 生花表百箇条                            | 為則  |
| 18  | 享和3年正月11日       | 諸家大秘録前集                           | 為則  |
| 19  | 享和(3年)9月20日     | 政談 卷三・四                           | 為則  |
| 20  | 文化元年甲子仲秋        | 政談 卷之七・八                          | 為則  |
| 21  | 文化元年甲子仲秋        | 政談 卷之五・六                          | 為則  |
| 22  | 文化2年11月         | 俳諧七部集 坤 *                         | 為則  |
| 23  | 文化2年11月         | 俳諧七部集 乾 *                         | 為則  |
| 24  | 文化2丑年11月        | 続七部集                              | 為則  |
| 25  | 文化3年3月          | 三編風月帖                             | 為則  |
| 26  | 文化3年春           | 和歌談方詞心伝集                          | 為則  |
| 27  | 文化4年卯春正月        | 町野政胤先生口伝聞書                        | 為則  |
| 28  | 文化4年首夏          | 続埋木并鶴芝 合冊                         | 為則  |
| 29  | 文化5年辰2月15日      | 徂徠先生南留別志                          | 為則  |
| 30  | 文化6年乙巳秋         | 芭蕉句集并其角句解                         | 為則  |
| 31  | 文化7年午2月         | 光秀愛宕百首灌家集                         | 為則  |
| 32  | 文化7年夏           | 葛の下草                              | 為則  |
| 33  | 文化8年2月15日       | 俳諧伝書                              | 為則  |
| 34  | 文化8年辛未中秋日       | 国朝旧章録 一 二・三 四・五                   | 為則  |
| 35  | 文化8年12月28日      | 枇杷園句集巻之一                          | 為則  |
| 36  | 文化9年2月22日       | 徂徠答問書 自壹至三                        | 為則  |
| 37  | 文化11年戊3月        | 国朝旧章録 五之下・九・十                     | 為則  |
| 38  | 文化11年戊7月        | 見聞袋 土ノ下ノ上・土ノ下ノ下                   | 為則  |
| 39  | 文化11年戊秋日        | 柳営秘鑑 九巻之内                         | 為則  |
| 40  | 文化12年夏          | 幽蘭集                               | 為則  |
| 41  | 文化13年子4月        | 御定書百ヶ條                            | 為則  |
| 42  | 文化13年子8月15日     | 梧窓漫筆                              | 為則  |
| 43  | 文化14年丑正月4日      | 折たく柴の記 下                          | 為則  |
| 44  | 文化14年6月         | 菊の随筆                              | 為則  |
| 45  | 文政3年辰6月10日      | 公事訴訟取捌                            | 為則  |
| 46  | 文政7年11月～文政10年2月 | 玉椿 伝書                             | 為則  |
| 47  | 文政9年戊5月28日      | 正風流百ヶ條                            | 為則  |
| 48  | 文政13年2月         | 弘簡録 総目録                           | 為章  |
| 49  | 天保元年            | 地方落穂集 巻之貳                         | 為則  |
| 50  | 天保2年10月写        | 勸農或問 下                            | 為則  |
| 51  | 天保4年癸巳初秋写之      | 告志篇                               | 為則  |
| 52  | 天保7年6月写         | 勸農或問 上                            | 為則  |
| 53  | 天保5年午6月4日       | 社倉私儀                              | 為則  |
| 54  | 天保10年亥4月        | 田園類説                              | 為則  |
| 55  | 天保10年亥4月26日     | 勸農固本録                             | 為則  |
| 56  |                 | 御遺訓付録                             | 為則  |
| 57  |                 | 東照宮百ヶ條                            | 為則  |
| 58  |                 | 梧一葉                               | 為則  |
| 59  |                 | 寂菜 上下                             | 為則  |
| 60  |                 | 元の水                               | 為則  |
| 61  |                 | 連句準繩 秘記                           | 為則  |
| 62  |                 | 貞享式・古今抄・東花式                       | 為則  |
| 63  |                 | 発句聚                               | 為則  |
| 64  |                 | 文化文政蕉風句集                          | 為則  |
| 65  |                 | 拾穂下                               | 為則  |
| 66  |                 | 裁許律                               | 為則  |
| 67  |                 | 温智政要・明君家訓                         | 為則  |
| 68  |                 | 朝鮮人着座記                            | 為則  |
| 69  |                 | 国語考 大論 十八                         | 為則  |
| 70  | 安政5歳末4月8日       | 近藤本多両侯士より立原翠軒老人江文通并土州源民満次郎仙潜金忠輔之写 | 為孝  |
| 71  | 安政6歳末9月25日      | 武田家武具要説 全                         | 為孝  |
| 72  | 安政6歳末水無月        | 外国人物                              | 為孝  |
| 73  | 万延2年正月          | 量地伝習録                             | 為章  |
| 74  | 文久2年8月          | 秘記分間考                             | 為章  |
| 75  |                 | 赤穂義士始末                            | 為章  |
| 76  |                 | 異船渡来見聞                            | 為孝  |

註：書名末尾に\*があるものは版本。

ある。同書は、安政四年六月に新宅当主為憲により綴られた合綴史料（題箋「小検見始末集・農政纂要并知行算・土  
地方備忘録 合冊」）に所収されている。「農政纂要」の内容は検地・高盛・検見の方法に関するもので、いわゆる  
地方書としての性格を有する。「知行算本術略術細説」も口米や田畑斗代の算出方法を記した地方書である。ともに  
水戸藩藩儒で弘道館総裁の大場景明が編纂した書物である。この「農政纂要并知行算本術略術細説全」の跋文にあた  
る「終」には、「右農政纂要并此知行算法館儒大場景明子（割書）〔常々大次郎といふ隠居して大楽と称ス〕の所選

也、景明子之門人岡崎彦次郎義章より竊二得之謄写之 皆寛政三辛亥二月廿五日 一瓢齋高倉胤明逸夫」とあることから、同書は水戸藩士高倉胤明が大場の門人岡崎彦次郎より密かに入手し書写した書物であった。高倉胤明は「水府地理温故録」や「田制考証」などを著わした人物である。この書物の奥付には「寛政九之巳仲冬再写 須田長光」とあり、書写者は須田長光であったことがわかる。高倉胤明所有の書物を、長光が入手し、書写したものとみられる。このことから、少なくとも寛政九年には、須田家当主は諸本を収集しはじめていることがわかる。

須田家蔵書の巻頭・巻末の多くには、書写・収集者の署名がみられる。書写・収集年代が判明するものを【表二】に示した。書写・収集者は、巻頭末の署名、蔵書印によって比定される<sup>30</sup>。現存書物の収集件数は八九件確認され、その内、為則の収集書と判断されるものは半数強の四七件に及ぶ。現存する蔵書は、そのほとんどが写本、そして為則の収集書である。数量的にみても、須田家における書物収集は文化期の為則により本格化することがわかる。以下、各当主毎に収集書の内容的特徴を述べておきたい。

長光の収集書物は、先述の「農政纂要」のほか「西山遺事」「答問説」「地方根元記」「地理細論集」である。「西山遺事」は水戸藩士安積湛泊らが藩主徳川光圀の事蹟を著述した書物である。「答問説」は水戸藩士生駒周蔵が編纂した水戸領内の地誌である。「地方根元記」、その附録「地理細論集」はともに地方書である。「地方根元記」の巻頭には、「此地方根元記並地理細論集ことは水府之執政白井公、伊奈家より伝へられし秘書なるを申合ありてうつしおわんぬ、(略)庚戌季春廿四焉 高倉胤明」とある。この書物も水戸藩士高倉胤明を起源とする写本である。また、高倉胤明著「水府地理温古録草稿」は水戸城下の地誌「水府地理温古録」の草稿で、現状は三卷合綴で装丁されている。巻末には為則の署名で「此書一二は父長光翁の書写也、三の巻は予幼年の砌父の膝元にてうつしたり」とある。すなわち、巻一・二は長光が書写し、巻三は幼少時代の為則が父の膝元で書写したのである。高倉胤明著「田制考証」の中には、長光より旧記を借用した記事がみられる<sup>31</sup>。直接的な関係があったのか定かではないが、長光と高倉は何

らかの接点があったものと考えられよう。以上のように、長光収集書物の特徴は、いずれも水戸藩に関わる書物であり、特に水戸藩士高倉胤明より諸本を入手していたことにある。

為則収集書は、俳諧に関わるものが中心である。為則がいかに俳諧に傾倒していたか窺えよう。為則収集の俳諧関係書物は、寛政十二年から文化期までに集中している。かわつて、文政期から天保期には、出入訴訟手引書「公事訴訟取捌」、地方書「地方落穂集」「勸農固本録」など政治や村政・地域運営に関わる内容の書物が収集されている。このことは、文政二年庄屋役就任、文政十二年長光死去による為則家督相続、そして天保二年大山守役就任など、当該期における為則の須田家跡式相続や政治的上昇と相応しているものと考えられる。また、長光と同じく為則の収集書も水戸藩に関わるものも散見されるが（「告志篇」「農政座右」等）、一方で「折りたく柴の記」「政談」「鸚鵡言」「白川記」など幕府政治担当者の著作物を多く収集している。

為則の収集経路で特徴的なのは、「鹿島東淵」からの借用である。例えば、寛政十二年七月書写「俳諧提要録」<sup>32</sup>の巻末には、「寛政十二庚申七月須田菊雅 鹿島東淵より忍借写之」とある。さらに、寛政十三年二月書写「三鳥三木之伝古今集秘事」<sup>33</sup>の巻末に「享和とあらたまりぬる年さなへする月末八日東淵より忍借、これを写ス 菊雅」とある。双方とも下総国鹿島の東淵より須田菊雅が書物を借用したとの趣旨である。須田菊雅は為則のことで、東淵は雅丈と名乗り、為則主催の俳諧の連に参加する人物であった。このほかにも、牛堀村隣村上戸村の寺院長国寺の僧方丈よりも俳諧書を「伝授」されており、俳諧の連は俳諧関係書物等入手する恰好の場となっていたことが判明する。

また、為則書写「国語考 大論」<sup>34</sup>の巻末には、「荷田訓之翁牛堀江来り、須田氏ニ宿す、小一日逗留す、此道の逸人なり」とある。牛堀村に国学者・狂歌作者荷田訓之<sup>35</sup>がやって来て、須田家に小一日逗留し、その際に為則は書物を借用し、書写したのであろう。牛堀村は霞ヶ浦の風待ち港であったため、人々の往来が盛んであり、時には荷田訓之のような文人が須田家に立ち寄ることもあったとみられる。当該地域では、村・居宅を出なくとも書物を集積で

きたようである。

為則の主要な収集書が、俳諧関係書であったのに対し、その子為章の収集書は、「量地伝習録」「秘記分間考」などの測量技術関係が中心である。農政学者長島尉信との交流や検地郷役人の就任などにみられるように、為章は測量技術の習得・実施に携わる人物であった。為章の入手経路で特徴的なのは、天保十年六月写「赤穂義士始末」<sup>35</sup>の例にみられる。その巻末には、為章が公事の処理のため水戸城下へ出向いた際、髪結所でこの書物を発見し、書写したとある。

その子為孝の収集書は、武具に関する書物や異国船に関する書物である。為孝が武芸を嗜み、且つ様々な情報が集積される江戸に遊学していたことに起因していよう。「武田家武具要説」<sup>36</sup>は、江戸お玉が池の柔術家磯又右衛門の蔵書の写本である。為孝は江戸遊学中に、柔術の師匠磯又から書物を拝借し書写したとみられる。

以上、書物の収集者、その入手経路に留意し、須田家蔵書集積の特徴を明らかにした。書物の収集者は、主に須田家当主となる人物であった。書物の収集は、牛堀村の地理的な要件に加え、当主の関心に強く規定されたため、書物の内容や入手経路も各当主によって様々な様相をみせたが、書物内容と当主の関心・入手経路に共通して、おおよそ次のように展開した。すなわち、水戸藩の支配的枠組み（長光期）から、その枠組みを越えた文化的ネットワーク（為則期）へ、さらに水戸や江戸などの都市を起点とするより広いネットワーク（為章・為孝期）へと展開し、書物が集積されていった。これは研究史で指摘される、近世後期における情報ネットワークの展開と相応する。すなわち、須田家の当主は、より広域なネットワークの展開によって、それに巻き込まれ、自身の関心を変えながら書物を収集していたのである。

### 三 須田本家における蔵書群構造

前節では、書物の収集・集積過程について検討を加えた。書物に関する研究では、書物所有者が収集・集積された書物を如何に取扱うのか、といった検討が不可欠であろう。広域なネットワークに巻き込まれていくなかで、須田家ではどのように書物を管理し、活用していたのか。本節では、この点に留意しながら、須田本家の蔵書群構造の特質を明らかにしたい。

蔵書目録とは、蔵書所有者（家）が蔵書を整理し、リスト化した史料である。幸い、須田家文書中には蔵書目録を九点確認できる。まず、分析に先立ち、それぞれの蔵書目録の特徴を明示しておきたい。なお、各蔵書目録にA～Hの記号を付し、以下それを用いることにしたい。

Aは「須田氏書目録」と題される史料である。中表紙見返しには、「天保十有四年卯臘月吉日 為順（花押）」とある。天保十四年十二月は、分家が創出される直前であるから、この蔵書目録は本家の蔵書状況を示すものである。収録書物数は一三九点。記載形式及び内容は、書物名、冊数、著者、「秘記」「極秘書也」の注記が散見される。具体的には、「秘記」と注記は、「拾穂」「提要録」「囊史」「連句準繩」「和歌聞書」の五点、「極秘書也」の記載は「生花伝書」一点である。

Bは「本家須田氏ノ書目録」と題される史料である。表紙には朱筆で「為順選」とある。収録書物数は一一三点。上下二段組みで記載され、俳諧関係書物と華道関係書物の二つのパートからなる。後者には「活花」という分類項目が付されている。

Cは「須田氏極秘記部」と題される史料である。表紙に朱筆で「本家」とあり、須田本家の蔵書目録と考えられる。収録書物数は六二点。上下二段組みで、書物名、冊数、著者が注記される。収録書物のうち「天保御検地用留」<sup>38</sup>



は、天保十年成立の史料であるから、この蔵書目録の成立は天保十年以降と推定できる。

Dは「須田氏蔵書」（内題は「須田氏蔵書目録」とされる史料である。表紙に朱筆で「本家」「為順選」とある。これも須田本家の蔵書目録であろう。収録書物数は二二四点、「天・地・玄・黄・宇・宙・洪・荒・日・月・盈・昸・晨・宿・列」の分類項目により配置されている。記載内容は、書物名、冊数、そのほか貸出先が注記されている。後述するが、DはEの写しである。

以上の蔵書目録AとDは、いずれも天保十四年に作成された竪一三・〇×横九・〇センチメートルの竪冊型の帳簿<sup>39</sup>に所収されている。帳簿の作成者は、須田為順である。為順は十松とも称し、後の重作為憲（新宅初代当主）である。この史料は、水戸藩諸役名・芭蕉門人名の書立てなど雑多な内容を含んでおり、須田新宅創立以前（あるいは直後）に重作が書写した雑記的な手控え帳簿と考えられる。蔵書目録AとDの成立年代は天保十四年以前と推察できる。

Eは「須田氏蔵書目録」と題される史料である。史料成立年代は不明。形態は横半帳で表紙に蔵書印が二つ捺されている。いずれも須田為章が使用した蔵書印であり、作成者は為章と判断できる。収録書物数は二九六点、「天・地・玄・黄・宇・宙・洪・荒・日・月・盈・昸・晨・宿・列・誹諧・活花」の分類項目により配置されている。記載内容は、書物名、冊数、著者、そのほか貸出先が注記されている。朱筆・異筆による加筆や墨消しによる訂正等の書き込みが散見される。Eを元に書写された蔵書目録はDであり、Dには「本家」と注記されることから、蔵書目録Eは須田本家の蔵書目録と考えられる。

Fは「蔵書目録」と題される史料である。表紙に「霞涯書□」とある。形態は横半帳である。「霞涯」とは、須田新宅家の二代目当主須田幹之介（万延元年生、大正十年没）の号であり、彼が作成者ということになる。収録書物数は須田家蔵書目録中最大の三〇二点である。「西国立志列伝」（明治十二年刊行）、「泰西通鑑」（明治十六年より刊行）、「埃及近世史」（明治二十二年刊行）などが収録されていることから、史料成立年代は明治二十年代以

降と推定できる。

Gは「須田氏蔵書為則秘記之部」と題される史料である。「須田氏秘録卷之弐」と題される須田家家記に所収されている。「須田氏秘録」は、須田本家の家記と位置づけられる。全四冊本で、為則が天保十五年までに近世初期から天保期の記録をまとめた史料である。収録書物数は一三二点、記載内容は書物名、冊数、著者である。

Hは「須田氏蔵書為則秘記之部」と題される史料である。「草々留」と題される史料に所収されている。「草々留」は須田重作が作成した史料で、内容は寛永検地時の村名書立、村内園部氏所持古文書写及び由緒書などであり、本家の記録（おそらくは「須田氏秘録」）を写したものと考えられる。収録書物数は二五点、記載内容は書物名、冊数、著者である。蔵書目録Gと記載内容・形式が同一であり、Gの写しと判断できる。

小括すれば、蔵書目録A・B・C・E(D)・G(H)は本家蔵書を、Fは明治期の新宅蔵書を収録したものと生じ得る。なお、蔵書目録Fは明治期かつ須田家新宅の蔵書目録のため、本章では検討の対象から除くことにしたい。

それでは、所収書物数が最も多い蔵書目録Eを軸にして、須田家蔵書目録の内容を検討したい。Eには、「天・地・玄・黄・宇・宙・洪・荒・日・月・盈・昃・晨・宿・列・誹諧・活花」の一七の分類項目がある。天から列までは冊数や著者のほか貸出先などの註記があるが、「誹諧」「活花」は書名を記すのみで、後筆の項目であると推察される。以下、この史料の分類項目と配置される書物の性格について述べよう。「天」から「宇」までに配置されるものの大半は漢籍である。「天」は「史記評林」「漢書」などの歴史書、「地」は「近思錄」「孔子行状」などの儒学・朱子学関係書、「玄」は「礼記集註」「書経集註」などの四書五経、「黄」は「文選」「韓柳全集」などの漢文学関係、「宇」は「字林」「文選字引」などの字典類である。以下は和書が中心となる。「宙」は「大日本史」「常陸国史」などの歴史書、「洪」は「作文率」「尺牘双魚」など漢詩作文関係、「荒」は「三家詩話」「三体詩」などの漢詩関係、「日」は「古今集」「土佐日記」「まさな草」など和歌・歌学関係、「月」は「政談」「東照宮百ヶ条」「江

戸砂子」「農業全書」など一貫性のない雑多なもの、「盈」は「太平記」「応仁記」などの軍記物と国絵図類、「昴」は「十二朝軍談」「呉越軍談」などの読本、「晨」は「米菴墨談」「書法蜜論」などの書道関係、「宿」は「王右軍十七帖」「幹擇木八分」などの書道関係と水墨画関係、「列」は日本の書家細井広沢や沢田東江などの書道関係、後筆の「誹諧」と「活花」はそれぞれ俳句関係書、華道関係書である。

蔵書目録Eと他目録の比較より、以下の諸点を指摘しておきたい。

まず、各蔵書目録の成立順序に関して、蔵書目録DとEの關係に注目したい。DとEは記載形式・分類項目が類似しており、またDの所収書物はすべてEに所収されている。さらに、Eに散見される書込みは、すべてDに反映されておらず、殊にEのうち明らかに後筆である部分（分類項目「俳諧」「活花」及びそれに配置される書目）がみられない。Eの加筆情報はDに記載されていないのである。したがって、Dは加筆以前のEを書写したものである。つまり、加筆のある現況Eは、Dよりも後に成立したことになる。前述した通り、DはABCとともに、天保十四年十二月に作成された記録である。したがって、現況のEは天保十四年十二月以降に為章が作成したものであり、現存する史料のなかでは最も新しい蔵書状況を示しているものといえる。

次に、同系統のDを除けば、Eと各目録の収録書物との一致率は五割も満たしていないことに注目したい。各目録とEの収録書物の一致数は、Aが全一三九点中、六五点（約四七％）、Bが全一一三点中、七四点（約六六％）、Cが全六二点中、二一点（約三四％）、Dが全二二四点中、二一七点（約九七％）、Gが全一三二点中、六八％（約五二％）である。最も新しい蔵書状況を示すEは、すべての蔵書を収録しなかったことになる。Eに未収録の書物は多く現存しており、収録されなかったのには、何か意図的な理由があったと考えられる。

では、なぜ最も新しい蔵書状況を示す蔵書目録Eに収録されない書物があるのか。この問題に関わって、まず、蔵

書目録B・Cの所収書物が一冊も重複していないことに注目したい。B・Cは、記載形式も類似しており、対の関係にあったようだ。つまり、須田家の蔵書が二種の蔵書目録によって把握されていたと考えられる。Bの表題は「本家須田氏ノ書目録」、一方のCの表題は「須田氏極秘記部」とされ、「極秘」の書物を収録した記録であると考えられる。したがって、須田本家では、蔵書を「極秘」書物と非「極秘」書物に大別し把握していたことになる。そして、蔵書目録Eには、天保十四年十二月以前に大別された「極秘」書物（C収録）と非「極秘」書物（B収録）の両者が収録される。ただし、Cの書物の多くがEに収録されなかったことに注意したい。つまり、蔵書目録Eの作成時においても、蔵書目録に収録しない、意図的に秘匿した書物があつたことになる。

以上の須田家における蔵書の秘匿を踏まえれば、須田家本家の蔵書群の構造は、次の三階層に大別して理解される。この三階層をそれぞれ《イ》《ロ》《ハ》群と呼びたい。《イ》群は、Eに収録される書物群であり、「極秘」書物と非「極秘」書物の両者を収録する。Eに収録されない蔵書は二つに分けられ、ひとつは《ロ》群（「極秘」「秘記」とされるCG収録蔵書群）、もうひとつはAB収録にのみ収録される《ハ》群である。

では、《イ》《ロ》《ハ》各群を特徴づける「極秘」とはいかなる内容の書物を指すのか。【表三】は、《イ》《ロ》《ハ》各群の書物四二七点を書物の主題内容別に分類し、且つ明治以前に出版されているか（以下、この書物を出版物とする）を示したものである。『国書総目録』の分類項目は書物内容を知る上では目安でしかないが、蔵書群の傾向を見る上では有効な方法であろう。

この表から須田本家蔵書群は漢籍が全体の約一〇%のみで大半は国書から構成されることがわかる。以下では、国書を中心に分析をすすめたい。そのうち、出版・流通している書物は約五〇%である。また、内容は、俳諧・連句（約一七%）、書道（約九%）、花道（約六%）、漢学・漢詩（共に約四%）の順に点数が多い。他地域の村役人・豪農

表3 須田本家蔵書群の構成

|       |       |          | 蔵書全体427点 |        |      |     | 《イ》296点 |     |    |    | 《ロ》65点 |     |    |    | 《ハ》66点 |     |    |   |
|-------|-------|----------|----------|--------|------|-----|---------|-----|----|----|--------|-----|----|----|--------|-----|----|---|
| 分類    |       |          | 合計       | 割合     | 刊行   | 合計  | 刊行      | 未刊行 | 不明 | 合計 | 刊行     | 未刊行 | 不明 | 合計 | 刊行     | 未刊行 | 不明 |   |
| 国書    |       |          | 388      | 100.0% | 198  | 262 | 147     | 35  | 80 | 65 | 10     | 39  | 16 | 61 | 41     | 7   | 13 |   |
| 国書    | 総記    |          | 2        | 0.5%   | 2    | 2   | 2       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 学問・思想    | 儒学       | 1      | 0.3% | 1   | 1       | 1   |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       |       |          | 宗教       | 2      | 0.5% |     | 1       |     | 1  |    | 1      |     | 1  |    |        |     |    |   |
|       | 言語    | 神祇・神社    | 2        | 0.5%   |      | 1   |         |     | 1  |    |        |     | 1  |    |        |     |    |   |
|       |       | 語学       | 4        | 1.0%   | 2    | 2   | 1       | 1   |    |    |        |     |    | 2  | 1      |     | 1  |   |
|       |       | 音韻       | 4        | 1.0%   | 4    | 4   | 4       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       | 文学    | 辞書       | 6        | 1.5%   | 6    | 3   | 3       |     |    |    |        |     |    |    | 3      | 3   |    |   |
|       |       | 漢学       | 19       | 4.9%   | 15   | 16  | 13      |     | 3  |    |        |     |    |    | 3      | 2   |    |   |
|       |       | 漢詩・漢詩文   | 19       | 4.9%   | 18   | 17  | 16      |     | 1  |    |        |     |    |    | 2      | 2   |    |   |
|       |       | 漢文       | 2        | 0.5%   | 2    | 2   | 2       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 物語       | 2        | 0.5%   | 2    | 1   | 1       |     |    |    |        |     |    |    | 1      | 1   |    |   |
|       |       | 軍記物語     | 1        | 0.3%   | 1    | 1   | 1       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 読本       | 3        | 0.8%   | 3    | 3   | 3       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 実録       | 1        | 0.3%   |      |     |         |     |    |    | 1      |     | 1  |    |        |     |    |   |
|       |       | 随筆       | 9        | 2.3%   | 7    | 7   | 6       | 1   |    | 1  |        |     | 1  |    | 1      | 1   |    |   |
|       |       | 紀行       | 1        | 0.3%   | 1    | 1   | 1       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 書簡       | 1        | 0.3%   |      |     |         |     |    | 1  |        | 1   |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 和歌       | 8        | 2.1%   | 3    | 6   | 3       |     | 3  | 2  |        | 1   | 1  |    |        |     |    |   |
|       |       | 歌学       | 9        | 2.3%   | 6    | 8   | 6       | 2   |    | 1  |        |     | 1  |    |        |     |    |   |
|       |       | 歌集       | 6        | 1.5%   | 6    | 3   | 3       |     |    |    |        |     |    |    | 3      | 3   |    |   |
|       |       | 連歌論      | 1        | 0.3%   | 1    |     | 1       |     |    |    | 1      |     | 1  |    |        |     |    |   |
|       |       | 俳諧・連句    | 65       | 16.8%  | 50   | 41  | 33      | 1   | 7  | 13 | 7      | 6   |    |    | 11     | 10  |    | 1 |
|       | 歴史    | 伝記       | 9        | 2.3%   | 7    | 7   | 5       | 2   |    |    |        |     |    |    | 2      | 2   |    |   |
|       |       | 史論       | 1        | 0.3%   | 1    | 1   | 1       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 藩史       | 1        | 0.3%   |      |     |         |     |    |    |        |     |    |    | 1      |     |    | 1 |
|       |       | 記録       | 2        | 0.5%   | 1    | 1   |         | 1   |    |    |        |     |    |    | 1      | 1   |    |   |
|       |       | 家伝       | 1        | 0.3%   |      |     |         |     |    |    | 1      |     | 1  |    |        |     |    |   |
|       |       | 戦記       | 5        | 1.3%   | 4    | 4   | 4       |     |    | 1  |        | 1   |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 雑史・雑記    | 8        | 2.1%   | 1    | 6   | 1       | 6   |    | 2  |        | 2   |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 地誌       | 9        | 2.3%   | 3    | 7   | 2       | 5   |    | 1  |        | 1   |    |    | 1      | 1   |    |   |
|       |       | 年表       | 1        | 0.3%   | 1    | 1   | 1       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       |       | 通史       | 1        | 0.3%   | 1    | 1   | 1       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       | 地理    | 漂流記・地図など | 7        | 1.8%   |      | 7   |         | 5   | 2  |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
|       | 政治・法制 | 政治       | 4        | 1.0%   | 2    | 1   | 1       |     |    |    | 3      | 1   | 2  |    |        |     |    |   |
|       |       | 法制       | 11       | 2.8%   | 1    | 1   | 1       |     |    |    | 10     |     | 7  | 2  |        |     |    |   |
|       |       | 年中行事     | 2        | 0.5%   | 2    | 2   | 2       |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
| 名鑑    |       | 1        | 0.3%     | 1      | 1    | 1   |         |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
| 外交・外事 |       | 5        | 1.3%     |        | 3    |     | 3       |     |    | 2  |        | 2   |    |    |        |     |    |   |
| 経済    |       | 3        | 0.8%     |        |      |     |         |     |    | 3  |        | 3   |    |    |        |     |    |   |
| 教育    | 往来物   | 4        | 1.0%     | 4      | 2    | 2   |         |     |    |    |        |     |    | 2  | 2      |     |    |   |
|       | 教訓    | 6        | 1.5%     | 2      | 2    | 1   | 1       |     |    | 3  |        | 3   |    | 1  | 1      |     |    |   |
| 産業    | 農業    | 4        | 1.0%     | 4      | 2    | 2   |         |     |    | 1  | 1      |     |    | 1  | 1      |     |    |   |
|       | 測量    | 1        | 0.3%     |        |      |     |         |     |    | 1  |        | 1   |    |    |        |     |    |   |
| 医学    | 本草    | 1        | 0.3%     | 1      | 1    | 1   |         |     |    |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
| 諸芸・芸術 | 茶道    | 4        | 1.0%     |        | 1    |     |         |     | 1  |    |        |     |    | 3  |        | 1   | 2  |   |
|       | 庭園    | 1        | 0.3%     | 1      |      |     |         |     |    |    |        |     |    | 1  | 1      |     |    |   |
|       | 花道    | 24       | 6.2%     | 6      | 11   | 4   | 4       | 3   | 5  |    |        | 5   |    | 8  | 2      | 4   | 2  |   |
|       | 絵本    | 1        | 0.3%     | 1      |      |     |         |     |    |    |        |     |    | 1  | 1      |     |    |   |
|       | 絵画    | 6        | 1.5%     | 4      | 2    |     |         |     | 2  |    |        |     |    | 4  | 4      |     |    |   |
|       | 書道    | 35       | 9.0%     | 21     | 32   | 18  |         | 14  | 1  | 1  |        |     |    | 2  | 2      |     |    |   |
|       | 金石文   | 2        | 0.5%     |        | 2    |     |         |     | 2  |    |        |     |    |    |        |     |    |   |
| 武術    |       | 2        | 0.5%     |        |      |     |         |     | 2  |    |        | 1   | 1  |    |        |     |    |   |
| 分類不明  |       |          | 57       | 14.7%  |      | 42  |         |     | 42 | 8  |        | 2   | 6  | 7  |        | 1   | 6  |   |
| 漢籍    |       |          | 39       | 10.1%  |      | 34  | 34      |     |    |    |        |     |    | 5  | 5      |     |    |   |

\* 分類項目は国書総目録の分類を用いた

層の蔵書事例と比較すると、俳諧と芸能（花道・書道等）関係書物が多いことが特徴的である。この理由は、俳諧に傾倒した為則をはじめ、須田家歴代当主が活発な文芸活動を展開していたことに求められるよう。

次に、各群の特徴を指摘しておきたい。須田家蔵書全体の約六九%を占める《イ》群、すなわち蔵書目録Eに記載される書物群は、出版されているものが約五六%、内容は俳諧・連句（約一五%）、書道（約一二%）、漢詩（約六%）の順に多い。また、漢籍も多い。

《ロ》群の元となるC「須田氏極秘記部」G「須田氏蔵書為則秘記之部」に収録される書物の性格を確認しておきたい。各蔵書目録の表題にはそれぞれ「極秘」「秘記」と記載されている。須田家では、蔵書目録C・Gに所収した書物を「極秘」の書・「秘記」と認識していたとみられる。「極秘」の書のうち蔵書目録Eに収録されないものが、《ロ》群である。全体で六五点（全体の一五%）あり、内訳はCのみ一点、Gのみ七点、C Gの重複は四一点、その他A Bとも重複するものもある。そのうち、出版されているものは約一五%、内容は俳諧・連句（二〇%）、法制（約一五%）、花道（約七%）が多く「地方落穂集」等の地方書、「常陸国誌」等の地誌、「政談」「折りたく柴の記」等の政治関係書が主である。うち数点の書物は現存しており、《ロ》群は蔵書目録Eの作成時に意図的に除外された蔵書群であると考えられる。

《ハ》群は、《イ》《ロ》両群に属さない蔵書目録A・Bのみに収録される書物である。全体は六六点あり、内訳はAのみ六三点、Bのみ二点、A B重複一点である。その内、出版されているものは約六七%、内容は俳諧・連句（約一八%）、花道（約一二%）が多い。いずれの蔵書群も蔵書全体の傾向と同じである。先述の通り、蔵書目録BはCと対であり、Cは「極秘」の蔵書目録であるから、対のBは「極秘」でない蔵書目録と考えられる。Aには「秘記」と注記される書物が散見されるが、反対に注記のないものは「秘記」ではない書物ということになる<sup>44</sup>。したがっ

て、《イ》《ロ》両群に属さない《ハ》群は「極秘」でない書物ということになる。

以上を小括しよう。須田本家の蔵書群には、「極秘」であるか否かに基づく蔵書の階層性が認められる。すなわち、「極秘」の書とそうでないものを含む《イ》群、「極秘」の書のみ《ロ》群、「極秘」の書でない《ハ》群の三階層から構成されていた。《ロ》群の書物が写本で流通し、内容は村政・地域運営に関わるものを中心に構成されていること、一方の《ハ》群の書物は刊行されているものが大半を占める。須田家では、村政・地域運営に関わるか否か、出版物か否か、によって書物を秘匿するか判断され、蔵書群が形成されたのである。

#### 四 書物の秘匿とその展開

前節では、須田家の蔵書構造が書物内容と出版の可否を基準とした秘匿によって階層づけられていたことを明らかにした。それでは、何故書物を秘匿するのか。また、この書物の秘匿は如何なる背景をもとに成立するのか。あるいは情報ネットワークに巻き込まれていくなかで如何に変容するのか。本節では、①書物の秘匿の具体的な内実とその成立の背景、②秘匿の変容について明らかにしたい。

秘匿の成立を検討する前に、秘匿の内実（どのような書物を秘匿したのか）を、蔵書目録の墨書から考えてみたい。須田本家蔵書目録のうち、独立した帳簿形式の史料は、為章が作成した蔵書目録Eのみであるが、蔵書目録Eの巻末には、墨書で「一、写本之分祖先之筆跡ニ候得ハ当時不用之はし書たりとも其書ニ拘らす其筆を愛して僞略無之様可致事 但し不出門戸」とある。Eに所収されるうち、特に「写本」形式のものは祖先の筆跡であり、どんなに現在不要とみなされる断簡であってもその筆跡を大切にし、門外不出である旨が記される。「不出門戸」とは、他家に見せてはならないとするものであり、まさに書物を秘匿する意識であるといえる。先述の通り、須田家の蔵書群には、書

物の内容及び刊行物か否かによって階層づけられていた。ここでも、「写本」形式、すなわち刊行されていない書物を秘匿の対象としているのだが、注目すべきはその内「祖先之筆跡」を重視していることにある。

同様の記述は、蔵書目録C・Gを所収する史料「須田氏秘録」<sup>46</sup>にも見える。「須田氏秘録」とは、須田為則が編纂した本家の「家記」である。この記録の巻末には「此書須田氏の門戸を出さず、書写は勿論他見をゆるさず、一家の秘書也、子孫長く可重宝 但公用等にて入用之節は其ヶ條を写して可指出、為則（印）」とある。すなわち、編纂者の為則は、御用を果たす目的を除いて、須田家以外の人々にこの記録の書写・公開することを禁じ、子孫に長く重宝すべき「一家の秘書」であると位置付けている<sup>46</sup>。

また、収集された書物自体だけでなく、蔵書目録などの諸記録類が「門戸不出」「他見・書写」禁止とされ、「一家の秘書」と認識されていた。つまり、秘匿する対象は、蔵書だけではなく、須田家の所有する記録類全体にわたっていた。では、なぜ須田家では「祖先之筆跡」の記録類を秘匿したのか。次の史料から明らかになる。

## 【史料二】<sup>47</sup>

此書永山・牛堀開発以来我先祖累代莊屋役相勤来り、古書記録等櫃ニ蔵、箱ニ積重ね所持仕来り候処、祖父源之丞代及困窮居宅ハ勿論書蔵迄破朽致、春ハ瓦の透間より雨漏り、秋ハ壁の崩れに霧の吹入、いっしか紙魚のすミか鼠の巣となり果たり困窮不得止事、翌の糧ニと洗ふ粟もなく御支配所御拝借金ハ年々相募、既ニ一家滅亡にも可及処、先祖累代之旧功有之故を以明和年中 御仁恵之御仕方御立被下置、父源之丞家継相続被仰付、 御国恩蒙候御事ひとかたならず、其節古書記録等御改書櫃を開き候処、年来打捨置候間哀れ古書は箱毎にひとつ腐りに成果、撰わけんとすれハ盛り過たる小萩の如く手元よりほろ／＼こほれ落、一字一点も相分候事無之、箕に掃込川へ流し捨たる事夥敷候、たま／＼も朽残りたる箱のすみなれハさくり求めてはし書たりとも拾ひ揚、日に乾、



荷作りて御郡奉行青木源三郎様御役所へ指出候分凡一駄も有之候由、右困窮の砌故御役所にて御預り被遊、其後弓削左内様御勤役中御役所御焼失有之節うせ候よしにて御下ヶ無之、因茲我家代々の古書亡ひて伝はらず、しかしより以来壁のはり付ケ襖の下張、寛永このかたの書付追々さかし求め得たるをこたひひろひあつめて写しとめたる此書也、されハ此一書ハ我家の記録のはしとして一步も門戸出すへからず、我子孫能々守り続て永世不朽に可所持者也

文政四巳秋

須田喜源治

為則

この史料は、須田家の由緒書である。引用箇所は由緒書の前段であり、後略した部分には源頼信三男頼季まで遡れる系図や須田家が元和期より庄屋役を勤めた旨が記されている。これによると、須田家は永山・牛堀両村の庄屋を代々勤め、「古書・記録」類を櫃に入れ所持してきた。だが、政衛門為甫の代に家計が傾いたために居宅・書蔵とも破損してしまい、春には雨漏り、秋には霧が吹き入り、いつしか居宅・書蔵は紙魚・鼠のすみかとなってしまったという。「一家滅亡」の状態に陥っていたが、明和年間に「先祖累代之旧功」のため、「御仁恵之御仕方御立」くだされ、父長光は家の相続を命ぜられ、家の存続が叶った。その際、書櫃を開き、古書・記録を改めようとしたところ、しばらく放置していたため、古書は破損しており、選別しようとするればバラバラになり、判読することができず、川へ大量に棄てた。わずかに残った箱から断簡であっても拾い集め、曝書した。その量は、凡そ一駄ほどの量であったという。須田家の経営が安定するまで、水戸藩郡奉行青木源三郎の役所がこの記録類を預かることになったが、郡奉行弓削左内の勤役中に郡奉行所が火災に遭い、記録類は焼失してしまったという。こうしたいきさつがあり、須田家には「我家代々の古書」が伝わらなかったというが、どうにか壁や襖張り等から寛永期以来の古書を探しあつめ、編纂したものがこの由緒書であった。為則は、子々孫々これを門戸不出とし、永世不朽に所持せよ、と結んでいる。管見の

限り、この史料は須田家文書中で記録類の秘匿を謳う最も古いものである。ここでは、これをして記録類の秘匿の成立と位置づけておきたい。

さて、【史料二】からは、須田家の記録類秘匿の消極的・積極的理由が指摘できる。

まず、須田家にとって「先祖累代之旧功」を伝える記録類は、「一家滅亡」の危機から脱した父長光の家督相続という須田家の経営史上重要な役割を果たしたものであったことが指摘できる。記録類が他者の手に渡り散逸すれば、再び「一家滅亡」に陥った際に相続が叶わないかもしれないのであったのである。これを危惧して、為則は家を存続させるために自家で記録類を保管、秘匿しようとしたと考えられる。これが、記特類を秘匿する消極的な理由である。

他方、為則の代は、須田家は経済的に安定し、さらに政治的・文化的にも成長を遂げていく時期であった。史料が作成された文政四年は、まさに経営の立直りを経て、須田氏が上昇・繁栄していく過渡期である。為則は記録類の秘匿を通じて、他者を排除し、自家を権威づけ、家をさらに発展させようとしたのではないか。これが積極的な理由である。須田家は記録類を秘匿することを通じて家を存続させ、権威づけていったのである。

こうした記録類を秘匿する意識は次世代へと継承されていく。「小検見始末集・農政纂要并知行算・土地方備忘録合冊 秘記」<sup>80\*</sup>と題箋が付された書物は、①「小学聞書小検見始末集 乾坤合冊」（須田重作、嘉永二年九月書写）、②「農政纂要并知行算本術略術細説 全」（須田長光、寛政九年書写）、③「土地方備忘録」（須田重作、安政四年六月書写）の三冊合綴書物である。この書物は、須田家新宅に伝わっており、新宅当主の重作が入手したものと考えられる。それぞれの書物には、①巻頭に「他見をゆる（さ脱カ）す、門戸を出すへからす」、②表紙に「須田長光翁之筆」、③表紙に「上の御徳をしるし御書なれば他見をゆるさす」と墨書がみえる。「他見」を禁じる書物を秘匿する意識と、祖父長光の筆跡であるとする「祖先之筆跡」を重視する意識が、子の重作にも受け継がれていることがわかる。同様に、「地理細論集」<sup>46</sup>は、寛政十一年に牛堀須田光烈が書写したものであるが、中表紙見返に「須田源之

丞長光書写 文久二歳壬戌八月十五日曾孫内蔵八為孝記」と墨書がみえる。須田内蔵八為孝は、曾祖父の長光が書写した旨を記しているのである。家の存続・繁栄に裏打ちされた記録類の秘匿は、為則以降にも継承されていたのである。

では、こうした記録類の秘匿が実際に蔵書の取扱い方を如何に規定していたのか。為章作成の蔵書目録Eには、書物を貸出している記述がみえる。Eには「土浦吉田氏」「下総笹川多田氏」「柏崎嶋田氏」「上関戸」の注記が見られ、一部に「下総笹川多田氏江貸遣置、追而可糺請取事」とあることから、これらの記述はいずれも地名あるいは人名であり、蔵書の貸出先であると判断されよう。

「土浦吉田氏」は、為則女きた（為章の姉）の嫁ぎ先「土浦城主土屋采女正殿御家中吉田兵左右衛門」家である。天保八年六月序「家中年譜〔文久頃迄〕」<sup>50</sup>によると、吉田兵左衛門は、天保四年三月に跡式一五〇石継ぎ、目付役等を勤めたのち、嘉永三年十月の藩主上坂に際し大坂に移住し、以後は在坂藩士となる。吉田氏は、為章の子為孝としばしば剣術の稽古相手であり、また、在坂中に大坂沖に停泊したロシア船について、その様子を須田家詳しく伝えている。武士と百姓との身分の差こそあれ、かなり親しい間柄であったと考えられる。吉田氏に貸し出しているものは、「常陸国史」「徂徠答問」「国朝旧章録」「太平記」である。「下総笹川多田氏」とは、為則妻ちか（為章の母）の実家須賀山村<sup>51</sup>多田庄兵衛家である。多田氏は、下総国香取郡須賀山村の名主、醤油醸造業を営む豪農で、幕末には領主である旗本石河家の勝手賄役を勤め、庄兵衛知雄は平田国学の門人であったことでも知られる<sup>52</sup>。須賀山村内は、利根川・霞ヶ浦地域の舟運体系に組み込まれていた。貸出しが確認できるものは、「折焚柴の記」「関東古戦録」である。「柏崎嶋田氏」とは、柏崎村の庄屋嶋田長右衛門である<sup>53</sup>。柏崎は常陸国新治郡柏崎村（現茨城県かすみがうら市）柏崎は霞ヶ浦四十八津の柏崎河岸である。貸出した書物は、「応仁記」「三楠実録」である。「上関戸」の詳細は不明である。「西山遣事」を貸し出している。

さらに、天保十五（弘化元）年に須田家新宅が成立すると、新宅へも書物を貸出していたことが判明する<sup>54</sup>。

以上から、判明する限りにおいて貸出しの対象は、為則と親しい関係、特に血縁関係のある家であった。貸出しだけでなく血縁関係からの書物収集も確認される。すなわち、須田喜三郎（為則の弟）が文化元年に書写した「算用集」<sup>55</sup>には、「算用集 全部四冊 右之書は総陽香取郡須賀山村多田氏売場ニ而写之候」とあり、須賀山村多田氏売場で書写し、この書物を獲得したことがわかる。貸出しと収集は、血縁関係で相互に行われていたと考えられる。また、貸出の範囲は、利根川・霞ヶ浦の舟運圏に分布していたといえる。収集圏が水戸や江戸などの都市部までに及んでいたのに対し、貸出圏は限定された範囲にとどまっていた。

この蔵書の貸出しの状況から、確かに書物が広がっていく方向を読み取ることはできよう。事実、貸出しの確認できる書物（九件）のうち、「常陸国史」「徂徠答問」「国朝旧章録」「西山遺事」「折焚柴の記」（五件）は、為則の代には秘匿していた書物であった。これは、書物が秘匿から「開放」されていくことを意味し、須田家の蔵書のあり方が「閉鎖」的な書物所有（秘匿）から、「開放」的な所有へとしだいに変容していくことが指摘できる。

しかし、本章で重視したいのは、実際の貸出先とその範囲が、須田家の蔵書収集先と比較すれば狭く、何処に貸出すのかは、家同士の交際関係と深く関わっていたことである。須田家における蔵書貸出しは、社会において書物が「共有」されているというよりは、須田家の交際に関わる家と書物を「共有」していたのであり、血縁関係を中心とした限定された「共有」であつたといえる。家の存続、権威づけに抵触しない限りで、蔵書の貸借が行われていたのである。

また、時間を越えて全く同じ秘匿だったのではない。例えば、為則は趣味である俳諧関係の書物を重用したが、その書物が次代為章の蔵書目録Eにおいて重視されていない。当主の関心によって、秘匿される書物は選択されていたのである。蔵書のうち何を秘匿するのかは、書物の秘匿の変容には、間接的には広域な情報ネットワークの展開（外

的な要因)の影響していたのだろうが、直接的には家の状況や当主の関心(内的な要因)が作用していたのである。

## おわりに

最後に、検討してきたことを要約しておきたい。

(1) 須田家は、文化・文政期の長光による家の再興を経て、天保期には経済的・政治的に上昇し、地域において突出した存在になる。文化的な活動は長光の子為則以降に顕著になる。為則・為章・為孝は、それぞれ俳諧・漢学・生花・武術・茶道など個人的な趣向を持っていた。

(2) 須田家における蔵書収集は、長光により寛政九年頃から始まる。収集が本格化するのは、為則によるもので文化期以降になる。長光・為則・為章・為孝のそれぞれが収集した書物は、各当主それぞれの趣向に関わる書物の内容であり、入手経路・書物内容がしだいにより広域なネットワークにと絡み、展開していくことが明らかになった。

(3) 須田本家の蔵書目録には、「極秘」や「秘記」と題されるものと、そうでないものがある。それらを相互検討したところ、書物の秘匿に基づいて蔵書群が階層づけられていることが判明した。その構造は、蔵書目録に収録される《イ》群、「極秘」の書と認識されていた《ロ》群、残りの《ハ》群の三階層からなる。各群には①書物内容と②出版物か写本かに特徴があり、須田家はこの二つの基準によって書物を秘匿するか判断していた。蔵書はこの秘匿によって階層づけられていた。

(4) 須田家では、「祖先之筆跡」などの特定の記録類を「他見無用」「門戸不出」し、こうした記録類の秘匿を通じて、家の存続あるいは権威づけをした。これは、為則以降にも継承された。

(5) 須田家の蔵書は、貸出されていたが、貸出先は、血縁関係などの親しい間柄の家が中心であった。蔵書は、家

の存続に抵触しない限り、且つ限られた家同士で「共有」されていた。

(6) 書物の秘匿は、為則・為章だけでなく、為孝や新宅当主の重作にも継承された。だが、時代を超えて全く同質ではなく、書物が「共有」されていく方向へと変容する。この要因には、広域な情報ネットワークの展開(外的な要因)が想定されるが、直接的には家の状況や当主の関心(内的な要因)があったと考えられる。

近世地域社会における「蔵書の家」は「公共的」で、地域社会における情報を均質化していく存在であるとされてきた。本章では、書物が特定の家やそれに基づく血縁関係内で秘匿されている状況を分析した。家の交際・経営状況や当主の関心によって、書物の秘匿は変容し家のなかで「閉鎖」されていた書物が、結果的に「共有」あるいは「開放」されていくことを明らかにした。いわば、家の情報的変容により、家に規定されながらも蔵書は「開放」「共有」へと帰結していくのである。近世社会においては家による情報管理が転換することにより、地域社会レベルでも知が、あくまでも家に規定されていくのだが、「共有」から排除される人々がいたことに注意を要さねばなるまい。なぜなら、血縁関係内で書物が「共有」されることは、血縁関係外の者を排除することでもあり、家に規定された書物Ⅱ蔵書が、家の地位や権威を再生産していくからである。

近世地域社会においては、蔵書を継承する単位である家や、享受する個人レベルで位置付けた上で、知の展開が理解されるべきであろう。「個人―家―村―地域」というように、重層的な社会関係のなかにおいて、書物は異なる機能を果たしていたはずである。今後は、「閉鎖」「開放」という問題だけでなく、書物の機能を理解するために、各位相に書物を位置付け、その存在性が明らかにされねばならないだろう。身分制社会とされる近世社会においては、とりわけ最小の社会集団である家との関わりが重要な論点となると考える。

1 小林文雄「近世後期における『蔵書の家』の社会的機能について」（『歴史』七六号、一九九一年）

2 高部淑子「佐藤家の蔵書と情報」（渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会』、岩田書院、一九九五年）

3 横田冬彦「益軒本の読者」（横山俊夫編『貝原益軒』、平凡社、一九九五年）、同「近世民衆社会における知的読書の成立―益軒本を読む時代」（『江戸の思想』五、ぺりかん社、一九九六年）。同「近世村落社会における〈知〉の問題」（『ヒストリア』一五九、一九九八年）。同「近世の学芸」（『日本史講座』六、東京大学出版会、二〇〇五年）。

4 工藤航平「農村における編纂物とその社会的機能」（『一橋論叢』一三四―四、二〇〇五年）。

5 宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』（岩波書店、一九九九年）。

6 高橋実「近世文書の実管理と保存」（安藤正人・青山英幸共編著『記録史料の管理と文書館』所収、北海道大学図書刊行会、一九九六年）

7 藤實久美子『近世書籍文化論―史料論的アプローチ』（吉川弘文館、二〇〇六年）。

8 大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』（吉川弘文館、一九九六年）

9 岩橋清美「近世村落における名主の文書管理と『旧記』の作成―武蔵国多摩郡野津田村を中心として」（『法政史学』四六、一九九六年）

10 須田家に関する研究には、乾宏巳『水戸藩天保改革と豪農』（清文堂、二〇〇六年）。門前博之「茨城県行方郡牛堀町旧須田家文書の検討」（『明治大学人文科学研究所紀要』三五、一九九四年）、同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究―年貢取付と受取を中心に―」（『明治大学人文科学研究所紀要』四〇、一九九六年）、同「茨城県行方郡牛堀町旧須田家文書の研究―漁獵出入文書を中心に―」（『明治大学人文科学研究所紀要』四四、一九九九年）、同「茨城県行方郡牛堀町旧須田家文書の研究―永山村寛永検地帳を中心に―」（『明治大学人文科学研究所紀要』五

○、二〇〇二年）、同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究―永山村絵図を中心に―」（『明治大学人文科学研究所紀要』五四、二〇〇四年）、同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究―牛堀村の屋並の復元―」（『明治大学人文科学研究所紀要』五九、二〇〇六年）などがある。

11 安政二年刊「利根川図志」巻六。

12 乾前掲書。

13 大山守とは、藩有林管理を職掌として成立し、一八世紀以降に藩の広域支配全般を担う役職として全領に展開。主に郡奉行の支配に属し。十カ村程度の村方の支配にあたった。村々の庄屋・組頭・小御山守（村内の山林管理を担う村役人）などは大山守の配下として支配を受けた。籠橋俊光「「隠密」と「内意」―水戸藩における中間支配機構の上申と行政遂行」（『日本歴史』六三六、二〇〇一年）。

14 乾前掲書。

15 「須田氏秘録四」（須田本家文書六二、茨城県立歴史館所蔵須田家文書）。以下、須田本家文書を「本家」とする。  
16 乾前掲書。

17 「須田氏秘録四」（本家六二）。

18 天保十三年「農間質屋諸商人名前前書上帳」（『千葉県史料 近世篇 下総国下』三二三頁より）に酒造渡世人「大坂屋孫八」とある。長光の父は吉兵衛と称したが、吉兵衛隠居後には今井孫八から書状を受取っている（国文学研究資料館所蔵常陸国行方郡牛堀村須田家文書二一三九、以下、国文学研究資料館所蔵分文書を「資」とする）。孫八は吉兵衛の親族であると考えられる。

19 木戸田四郎『維新黎明期の豪農層』（塙書房、一九七〇年）。

20 「須田氏秘録四」（本家六二）。



21 なお、①から④の事績を実際に実行したのは息子為章の可能性が高い。なぜなら、父為則は文化活動に没頭していたようで、須田家系図にはこれらの事績が為章の事績として記載されているからである。

22 「須田氏秘録卷之弐」（本家六〇）

23 参加者の居住地を示せば、カトリ（香取）・潮来・佐ハラ（佐原）・飯田（下総香取郡）・常山田（常陸行方郡山田村カ）・小見川（下総香取郡）・アシサキ（下総海上郡芦崎村カ）・笹川（下総香取郡須賀山村）・ヲゝマ（下総海上郡大間手村カ）・扇嶋など。

24 須田為章著述「白雲水樹書巢詩藁」（須田本家文書八七）。

25 分家直前の為則家訓には、「田畠入付米金取立・かし金之儀ハ両方持合ニ而取立懷わけ可致候事」（本家六四）とあり、本家同様地主経営・貸金業を営んでいた。

26 第十章。

27 茨城県立歴史館所蔵須田家文書七二五。以下、茨城県立歴史館所蔵文書を「歴」とする。

28 歴五五一。

29 資二四六四。

30 前掲拙稿

31 高倉胤明「田制考証」（小野武夫編『近世地方経済史料』第八卷、吉川弘文館、一九五八年）。

32 歴六二九。

33 歴五八〇。

34 資二四六七。

35 『国書人名辞典』によれば、羽倉訓之（未詳、文政六年三月没）は、名を訓之・訓。号を常総庵・言霊翁・算木有

政とし、羽倉（荷田）氏を称す。弟は狂歌作者草屋師鯨。下総古河の人。江戸に出て和学を修め、荷田蒼生子の門人となり、師を景仰して羽倉（荷田）氏を名乗る。また狂歌を元木網に学び、算木有政の名で活躍、数寄屋連を称した。

36 資二四六三。

37 資二四五四。

38 資八三。写本か。

39 歴一一三三

40 資二〇一。

41 歴一〇四。

42 本家六〇。

43 資二六二六。

44 A のうち「秘記」「極秘」の注記があったものは、すべて B に所収されている。《イ》に該当。

45 本家六〇。

46 第七章。

47 本家四四。

48 資二四六四。

49 史二四二二

50 国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書三四三。

51 「笹川」とは同村内の笹川河岸。

52 川名登『河川水運の文化史―江戸文化と利根川文化圏―』（雄山閣出版、一九九三年）。

53 資一九五三、資一六六一。

54 本家六四。詳しくは第十章。

55 資四一九。

## 第九章 藩政をめぐる村役人の蔵書と献策

### はじめに

近世の地域社会における蔵書研究は、蔵書が地域社会のなかで、どう蓄積され、読まれたのか、あるいは蔵書のもつ社会的な機能についてなど、様々な観点から取り組まれてきた<sup>1)</sup>。

地域社会、とりわけ村役人・豪農層の蔵書については、これまで地域社会で「共有」される知としての観点から、論じられることが多かった<sup>2)</sup>。しかし、必ずしも地域社会に共有されていたわけではない。たとえば、庄屋層が一般百姓を文字・書物知のなかに巻込み主導することで優位性を確保していく、という指摘もある<sup>3)</sup>。長岡藩領の庄屋・割元の横山家では、藩主が没頭した能に関する書物（謡本）が重要視され、無断で転貸することが禁じられていた<sup>4)</sup>。

前章までの検討により、牛堀村須田家においては、先祖の筆跡の書物が重視され、重視されたものは基本的に「他見無用」、つまり秘匿されていたことを明らかにし、家の情報的変容により、蔵書が家に規定されながらも「開放」「共有」へと帰結していくことを見通した<sup>5)</sup>。しかし、蔵書をもつ村役人が、蔵書に基づいた知識をいかに活用し、活動したのかについての検討には至らなかった。

本章では、天保十年から十四年に水戸藩領で実施された領内総検地をめぐる、庄屋須田為章の献策書を分析する。彼の献策のなかに、いかに蔵書の知が活用されているのかを検討してみたい。

水戸藩では、寛永十八年以来検地が行われなかったため、村々の田畑の実面積と帳簿上の石高の差が広がり、田畑の等級も実際には相違し、貢租は適正でなく、富農と貧農間の不公平が甚だしく、そのため貧富の差が拡大していた。天保の領内総検地により、従来の土地制度の混乱が整理されることになり、自作農本位の農村の安定、土地に根差し

た武士団の基盤強化に至ったとされている<sup>9)</sup>。

この天保検地に、村役人・豪農層は如何に関与したのか。木戸田四郎は、豪農の経営形態、及び藩権力との結合関係を指標として、「旧豪農層」と「新豪農層」を規定し、水戸藩の天保検地は「藩内の改革派と新豪農層との連携によりすすめられた」と評価する。氏によれば、本章の事例となる須田家は「新豪農層」と「やや類型を異にしていた」とあり、「検地に対して極めて消極的な態度を示していた」とされる<sup>10)</sup>。木戸田の議論は、水戸藩領における天保検地と村役人・豪農層の関係を理解する上で一定の指標とはなるが、「やや類型を異にしていた」とされるように、図式的であり説明が付かない部分もある。乾宏巳は、牛堀村須田家を事例に、改革派藩士と豪農層の接近・結びつきにより、「須田家は地主の地位安定に至り、寄生地主化を遂げていった」こと、また庄屋須田為章の政治活動を「自発性や自主性など自己独自の論理は殆ど見られず、吉成（郡奉行吉成信貞―筆者註）の言動に依存信頼したにすぎない」と評価する<sup>11)</sup>。須田家が天保検地への関与を契機にして、政治的・経済的な上昇を遂げていくことに、異論はない。しかし、須田為章は、「自発性や自主性」はなく、接近していったのであろうか。

ここでは、村役人・豪農層が藩政に接近する局面として、献策に着目したい。木戸田四郎は、豪農の政治参加について、彼らの諸献策に注目している。豪農たちは、農村支配者としての立場に立って藩政批判や大胆な提案をし、経営上の苦境から脱出する手段として藩政に接近し、「幕末期地域のリーダーとして活躍」する、と指摘する<sup>12)</sup>。平川新によれば、一八世紀半ば以降、経済や地域秩序の舵取りに自信を喪失しつつある領主層と、生き残り戦略や村落再建を必至で模索する民衆という関係が、領主層をして民衆に献策を求め、あるいは民衆の側からの政治提言を積極的を受け止める歴史段階Ⅱ 献策の時代であり、民衆の知恵Ⅱ 「民衆知」の活用を不可避とする、新しい政策運営の形態が出現したといわれている<sup>13)</sup>。

これまで水戸藩領下の村役人・豪農層と藩政の研究では、連携や接近の要因を豪農経営・経済的要因のみに求める

ことが多かった。もちろん、献策の背景に、経営・経済的要因があることは首肯できる。だが、木戸田が「(豪農大森道義が)政治運動を通じて国内経済の動向についても一定の見識」をもったために藩に諸献策を可能にしたと推察しているように、彼らが有していた一定の知識・情報が献策を可能にしたのではないか。その場合、彼らは、どのような知識・情報を有していたのだろうか。これに関わる研究として、工藤航平は、村役人層の「政治的力量」を「地域知」の形成・蓄積・継承の問題から考察している。村役人層の知識・情報とは、工藤のいうところの「政治的力量」ともいえようが、それが活用される局面までの議論はまだない。

本章では、総検地をめぐる須田為章の献策にいかに関与したのか、須田家の蔵書が活用され、為章が藩政と連携、あるいは権力に接近したのか、その内実を考察する。

## 一 牛堀村須田家の概況と蔵書群

ここでは、須田家の概況をおさえた上で、同家の蔵書群の特質について述べることにする。

まず、分析の対象となる、牛堀村須田家について確認しておきたい。牛堀村は、常陸国行方郡潮来領に位置し、水戸藩領下にあった。同村は、霞ヶ浦の湖水が現常陸利根川へ流出する地点の北側に位置し、玉造から潮来・鹿島への道筋にあった。霞ヶ浦の出入口にあたる水上交通の要所として町場化しており、居住者は、農業のほか、漁業・船乗りなどで生計を立てる持高の零細な農民が人別の大半を占めていた。

須田家は、「我家元来は武裔なれど、天正以来故有て民間に住たる」とする由緒をもち、近世初頭より居住地の牛堀村庄屋、旧屋敷のあった永山村の庄屋を世襲する家であった。当主は、代々源之丞と名乗り、牛堀・永山両村の庄屋のほか、天保二年には水戸藩の中間支配機構たる大山守を勤めるなど、天保の検地前後には様々な役職を獲得し、

政治的な上昇を遂げていった。

須田家が天保検地に関わり如何なる役職に就任したのかを確認しておこう。当時の当主は大山守を勤める為則（九代当主・源之丞）であり、その長子為章（茂十郎）は牛堀・永山村庄屋を勤めていた。為則は、天保十年五月八日に、御検地御用郷役人に任命され、同八月苗字帯刀・二人扶持を下賜されている。郷役人とは、在地の有力者（大山守や庄屋）から登用され、縄奉行・郡方役人とともに、「村下組」（村側による検地下調べ）が正しいかどうか調べる「内調」、及び「縄打」（実地の丈量）に立会う者である。父為則の郷役人登用に伴い、当時牛堀・永山村庄屋の為章は大山守代役に任命された。また、詳しい年代は不明だが、検地実施期間中に、為章も検地郷役人に任命され、数度の上申を行ったとする記録もみえる<sup>15</sup>。須田為則、為章父子は、郷役人として、天保検地の実務に携わっていたのである。

近世後期の須田家の主たる生業は、地主小作経営であった。須田家の土地所有高は、【表1】の通りである。明和・安永期に一度傾斜するが、文政期には土地所有高が五〇石余におよび、天保十三年の検地実施前には持高一〇〇石余、検地後には一三〇石余となった。文政から天保の検地直前までは、田畑集積の代金が九〇〇両余までに及んでおり<sup>16</sup>、須田家は、検地実施までに多くの土地を集積し、村内では無二の大地主となった。このように、須田家は、天保期には政治的・経済的に上昇し、地域社会において突出した存在になった。

須田家の蔵書は、文化・文政期に為則が収集した書物が多くを占めている。第八章では、天保期の作成とみられる蔵書目録の検討から、同家の蔵書群（四二六点）には一定の序列・階層性があつたことを明らかにした<sup>15</sup>。【表2】は「極秘」の書とされた蔵書名である。須田家の蔵書は、現在、本家史料群と新宅史料群に断片的に伝来する<sup>15</sup>ため、【表2】のうち収集者・年次、書物の内容が判明するものは、三四点にとどまるが、為則が文化期から天保期にかけて収集したものが多いことがわかる。彼は、村役人を勤める傍ら、柿麿の雅号で俳諧の連をも主催し、句集を著述す

表1 須田家持高の変遷

| 年代*1  | 当主*2            | 永山村田高  | 永山村畠高 | 永山村新田  | 牛堀村田高  | 牛堀村畠高  | 牛堀村新田 | 合計      | (計算値)   |
|-------|-----------------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|---------|---------|
| 寛永    | 初代・2代           | 11.325 | 4.840 |        | 9.945  | 4.827  |       | 30.937  | 30.937  |
| 正保    |                 | 21.268 | 4.019 |        | 11.879 | 5.882  |       | 43.048  | 43.048  |
| 慶安    |                 | 12.056 | 2.447 |        | 11.843 | 5.882  |       | 32.225  | 32.228  |
| 承応    | 3代              | 12.056 | 1.829 |        | 11.764 | 5.882  |       | 31.531  | 31.531  |
| 明暦    |                 | 10.183 | 1.503 | 0.168  | 10.464 | 5.882  |       | 28.032  | 28.200  |
| 万治    |                 | 10.003 | 1.503 | 0.168  | 16.346 | 5.884  |       | 33.734  | 33.904  |
| 寛文    |                 | 7.242  | 1.503 | 0.168  | 10.464 | 4.612  |       | 23.821  | 23.989  |
| 延宝    |                 | 7.242  | 0.692 | 0.168  | 10.047 | 5.549  |       | 23.530  | 23.698  |
| 天和    |                 | 7.242  | 0.692 |        | 10.049 | 5.767  |       | 23.747  | 23.750  |
| 貞享    |                 | 7.242  | 1.472 |        | 10.435 | 5.767  |       | 24.915  | 24.916  |
| 元禄    | 4代              | 7.571  | 1.472 |        | 10.122 | 5.766  |       | 24.931  | 24.931  |
| 宝永    |                 | 8.242  | 1.472 |        | 10.472 | 5.491  |       | 25.677  | 25.677  |
| 正徳    |                 | 5.669  | 0.997 | 0.997  | 8.698  | 4.293  | 0.360 | 19.656  | 21.014  |
| 享保    | 5代              | 5.669  | 0.997 | 0.347  | 8.697  | 4.293  | 0.360 | 21.598  | 20.363  |
| 元文    |                 | 5.700  | 2.942 | 0.401  | 12.234 | 5.257  | 0.360 | 25.844  | 26.894  |
| 寛保    | 6代              | 5.700  | 2.942 | 0.401  | 11.905 | 5.274  | 0.364 | 27.694  | 26.586  |
| 延享    |                 | 5.700  | 2.942 | 0.401  | 11.418 | 5.274  | 0.364 | 33.163  | 26.099  |
| 寛延    |                 | 5.700  | 2.942 | 0.401  | 11.418 | 5.274  | 0.364 | 37.334  | 26.099  |
| 宝暦    |                 | 5.700  | 2.942 | 0.564  | 11.418 | 5.274  | 0.364 | 34.169  | 26.262  |
| 明和    | 7代(寛政<br>12年死)  | 5.727  | 2.301 | 0.261  | 12.273 | 3.731  | 0.364 | 24.390  | 24.657  |
| 安永    |                 | 4.354  | 2.031 | 0.261  | 12.273 | 3.731  | 0.361 | 23.011  | 23.011  |
| 天明    | 8代(文政<br>12年死)  | 5.271  | 2.031 | 0.261  | 15.556 | 3.390  | 0.364 | 26.782  | 26.873  |
| 寛政    |                 | 4.150  | 2.631 | 0.261  | 14.347 | 4.150  | 0.004 | 24.389  | 25.543  |
| 享和    |                 | 5.197  | 1.940 | 0.554  | 13.140 | 6.717  |       | 27.552  | 27.548  |
| 文化    |                 | 10.375 | 1.990 | 1.672  | 14.685 | 6.710  |       | 33.760  | 35.432  |
| 文政    |                 | 17.044 | 1.934 | 5.689  | 17.477 | 8.625  |       | 50.769  | 50.769  |
| 天保    | 9代(天保<br>15年隠居) | 28.120 | 2.119 | 15.891 | 11.654 | 7.462  |       | 65.246  | 65.246  |
| 天保13年 |                 | 56.444 | 4.016 | 19.382 | 17.648 | 7.901  |       | 105.391 | 105.391 |
| 天保14年 | 10代             | 62.897 | 1.945 | 41.102 | 14.158 | 11.213 |       | 131.315 | 131.315 |
| 弘化    |                 | 69.655 | 1.944 | 43.406 | 14.205 | 11.381 |       | 140.591 | 140.591 |

典拠:「須田氏秘録四」(本家文書62)

\* (註1) 史料には「改元元年を以しるす」とある。(註2) 当主は『史料館所蔵史料目録』19の解題を参照した。



表2 須田家蔵書「秘匿」書物一覧

| No. | 書名                       | 書写年月／収集者／その他  |
|-----|--------------------------|---------------|
| 1   | 活花裏百ヶ條聞書                 | 寛政3年11月／(不明)  |
| 2   | 農政纂要并知行算本術略細説            | 寛政9年11月／長光    |
| 3   | 地方根元記                    | 寛政11年7月／長光    |
| 4   | 地理細論集根元記附録               | 寛政11年8月／長光    |
| 5   | 和歌三鳥三木之伝                 | 寛政12年2月／為則    |
| 6   | 神君御文章                    | 享和2年10月／為則    |
| 7   | 活花表百ヶ條聞書                 | 享和2年11月／(不明)  |
| 8   | 御代記                      | 享和2年11月／為則    |
| 9   | 諸家大秘録                    | 享和3年正月／為則     |
| 10  | 和歌詞心伝集                   | 文化3年／為則       |
| 11  | 葛の下草                     | 文化7年／為則       |
| 12  | 御定百ヶ条                    | 文化13年4月／為則    |
| 13  | 見聞紙 御普請仕方                | 文化11年7月／為則    |
| 14  | 柳営秘鑑                     | 文化11年／為則      |
| 15  | 鬼神論                      | 文化12年／為則      |
| 16  | 大岡政要記                    | 文化13年12月／為則   |
| 17  | 公事訴訟取捌記                  | 文政3年6月10日／為則  |
| 18  | 地方落穂集                    | 天保元年／為則       |
| 19  | 嶋崎家奥癡記・鹿嶋治乱記・房総治乱記       | 天保2年・8年／為則    |
| 20  | 勸農固本録                    | 天保10年4月／為則    |
| 21  | 田園類説                     | 天保10年4月／為則    |
| 22  | 秘覧                       | (年未詳)／為則      |
| 23  | 温智政要                     | (年未詳)／為則      |
| 24  | 白川記                      | (年未詳)／為則      |
| 25  | 関秋風                      | (年未詳)／為則      |
| 26  | 武家諸法度                    | (年未詳)／為則カ     |
| 27  | 御遺訓附録                    | (年未詳)／為則      |
| 28  | 裁許律                      | (年未詳)／為則      |
| 29  | 明君家訓                     | (年未詳)／為則      |
| 30  | 鸚鵡言                      | (年未詳)／為則      |
| 31  | 遠州流挿花伝書                  | (年未詳)／為則カ     |
| 32  | 千家活花伝書                   | (年未詳)／(不明)    |
| 33  | 珍説要秘録                    | (年未詳)／(不明)    |
| 34  | 和歌土金の伝八重初詠八重垣三段の伝        | (年未詳)／(不明)／版本 |
| 35  | 地方秘記・地方一様記               |               |
| 36  | 十六嶋之開年曆石高                |               |
| 37  | 御裁許書                     |               |
| 38  | 常陸国中村高                   |               |
| 39  | 評定所取捌                    |               |
| 40  | 水戸御代官方御用留                |               |
| 41  | 朝鮮人着座記                   |               |
| 42  | 大坪流馬乗伝記                  |               |
| 43  | 馬立様伝記                    |               |
| 44  | 書家字府秘伝                   |               |
| 45  | 蛭法渾術                     |               |
| 46  | 水戸南御郡鎮守録                 |               |
| 47  | 華夷態漢文                    |               |
| 48  | 常陸国誌                     |               |
| 49  | 厳秘録                      |               |
| 50  | 其角雅談集                    |               |
| 51  | 翁独考五歌仙考                  |               |
| 52  | 翁発句集                     |               |
| 53  | 其角五元集                    |               |
| 54  | 葛の松原                     |               |
| 55  | 俳諧去来抄                    |               |
| 56  | 早造                       |               |
| 57  | 麦林句集                     |               |
| 58  | 俳諧三鳥三木并三ヶ之大事布のもこ口白鳥りの伝秘伝 |               |
| 59  | 紐鏡                       |               |
| 60  | 頓阿草庵集                    |               |
| 61  | 和歌新台和歌集                  |               |
| 62  | をとり歌仙                    |               |
| 63  | 遠州流花器切形伝書                |               |
| 64  | 天保御検地用留                  | 蔵書目録には朱書で加筆   |

典拠：歴史館文書104・123、資料館文書201・2626、本家文書60

※原本が確認できるものは太字で表記した。

るほど、俳諧に造詣のある人物であった。「極秘」の書の内容は、農政書・地方書・俳諧書が多くを占めており、為則の活動を背景にして蓄積されていたと理解される。

ここで、「極秘」の書とされた農政書・地方書に着目してみたい。農政書・地方書は、収集の経緯により三通りに大別できる。

第一に、寛政期に為則の父長光（八代当主）が書写したものである。具体的には、「農政纂要并知行算本術略細説」（No. 2）「地方根元記」（No. 3）「地理細論集根元記附録」（No. 4）である。長光は、経営が傾斜しはじめていた須田家を再興した「須田氏相続の恩人」であり、一九世紀以降の同家の政治・経済・文化的成長の基盤を築いた当主である<sup>18</sup>。

第二に、天保十年四月までに為則が書写したものである。具体的には、「地方落穂集」（No. 18）「勸農固本録」（No. 20）「田園類説」（No. 21）である。いずれも、領内総検地に深く携わることになる検地郷役人就任までに収集している。

第三に、原本が所在不明ため、性格が不明なものである。具体的には「常陸国中村高」（No. 38）「水戸御代官方御用留」（No. 40）「水戸南御郡鎮守録」（No. 46）である。書名から地方支配に関わる諸記録と推察される。蔵書目録に収載される書物の大半は、為則の収集書であるので、これらも為則により収集されたと推察される。

なぜ農政書・地方書が「極秘」とされたのだろうか。書物を多く収集した為則は、長光の代に家が再興されるも、我家代々の古書が失われてしまったことを嘆き、家記の編纂や家の記録類管理に大きく寄与した人物でもあった。特に蔵書を含めた記録類の管理については、「祖先之筆跡」の記録類を重要視し、「他見無用」「門戸不出」とした。このような「祖先之筆跡」を重視し、秘匿する意識があったために、為則の父長光書写本が「極秘」とされたものと考えられる。なお、「祖先之筆跡」を重要視する意識は、為則以後にも継承されていた<sup>19</sup>。

では、為則の収集した農政書・地方書がなぜ「極秘」となったのか。その要因として想起されるのは、為則以降の須田家が政治的な上昇を遂げていったことである。天保二年の為則の大山守就任以後、為章、為憲（為則の末子・新宅当主・重作）が大山守に就任し、幕末までこの役職を勤めた。同家が世襲する牛堀・永山両村庄屋に加えて、庄屋の上役にあたる大山守を事実上世襲することになったのである。これは、同家が担う地方支配の機能が拡充されたものと理解され、農政・地方支配に関するより高度な知識が要求されることを意味する。たとえば、【表二】の「天保検地御用留」は、天保検地ののちに「極秘」の書として書き加えられたものである。検地に携わった御用記録が重視され「秘匿」されるものに追加されているのと考えられる。また、為則が撰述した「小検見小鏡」と題された小検見の心得書（地方書）が、嘉永二年九月に為憲により書写され、新宅に伝えられている。安政四年六月に書写された「大御山守手帖」の表紙には、「大御山守御用手帖の内ぬき書、他見無用、秘して所持すへし」と記され、大山守に関する業務情報が重要視され他見無用とされている。地方落穂集」「田園類説」については、慶応期に為憲により書写されている。地方支配の機能が拡大されることでより農政書・地方書が重視され、また「祖先之筆跡」を重視する意識も相俟って、為則の収集した地方書・農政書が「極秘」とされたのであろう。

須田家においては、天保期以降、地方支配を担う上での知識として農政書・地方書が重要視され、秘匿された蔵書は、家固有の知的資産として蓄積され、後代に継承されていたと考えられる。

## 二 検地をめぐる農政論と須田父子の献策書

水戸藩の天保改革の内容は、多岐にわたるが、領内農村の荒廃状況への対応として最重要施策と位置づけられたのが、領内総検地である。だが、検地の実施にあたっては、改革の主導権を握っていた藤田派に対して、立原派が検地

慎重・反対論を唱え、藩内を二分する農政論争がおこり、様々な評議がなされていた<sup>230</sup>。

改革政治を牽引したのは藤田派であり、この指標ともなった<sup>24</sup>のが、寛政十一年に成立する藤田幽谷「勸農或問」である。同書は、領内の農政上における五弊（侈情・兼併・力役・横斂・煩擾）を問題視し、農業の商業化・奢侈を抑制し、検地実施を主張する。すなわち、農村への商業の浸透・農業の商業化を奢侈・離農の原因と捉え、これを規制し、検地により個々の農地の実態生産力と年貢高を比例させ、農地間の貢租負担の不公平を正し、年貢負担の不当に軽い土地を集積する「兼併」（地主・豪農）の利益を断ち、また年貢に関して割り損な田畑ばかりを抱えがちな中・下層農を助け、その没落を防ぎ、さらに一定以上の土地の集積を禁じる「限田」を目指した<sup>250</sup>。

一方、検地慎重・反対論を唱える立原派の農政論には、「勸農或問」のような一つの明確な主張を体系的に打ち出した書物はなく、藤田派農政が進展するなかで、反対を表明するものが中心であった。積極的な政策の提言というよりは、改革の主流派である藤田派の政策に対する批判としての性格が強かった。立原派の主張は、農村の状態を行政的に改革するよりは、放任しておいたほうが農村経済のためにより良いという観点、民間に形成されようとしている富はどちらかといえば民のものであり、それに軽々手をつけるべきではないという観点から、検地・抑商を批判するものであった<sup>260</sup>。

こうした水戸藩の農政論争に、須田家は如何に接していたのか。須田為則は、当時、水戸藩農政の指標であった「勸農或問」を、少なくとも天保五年までに入手していた。同家所蔵「勸農或問」<sup>261</sup>（以下、須田家本とする）下巻は天保二年、上巻は同五年にそれぞれが書写している。為則は、「勸農或問」について、巻頭に「此書著述者藤田幽谷先生にて文化之度史官総裁より浜田御郡奉行二相成、紅葉御郡奉行小宮山先生と不和合之よし、二三年も相勤史官へ復役いたし候、大儒の作のよしに申伝へ候」と記しており、藩内の改革派Ⅱ藤田幽谷らと、立原派Ⅱ小宮山楓軒らの農政論争を認識していたことがわかる。須田家本には、為則の長子為章の蔵書印が捺されており、為章の手にも

わたっていたことが確認できる<sup>30</sup>。なお、第八章で検討した同家蔵書目録には収載されておらず、「極秘」の書か否かなど、管理環境については不明な点もある<sup>31</sup>。

ところで、須田家本には頭書が付されており、巻頭に「頭書は大内与一郎と申、紅葉御郡方手代にて後にハ元ベニ成、梅香より武茂御役所へ移、御所務役二成」と墨書がある。つまり、須田家本には、郡奉行小宮山楓軒の手代大内与一郎（玉江）<sup>32</sup>による「勸農或問」に対する頭書が付され、研究史では「勸農或問批評」「勸農或問細評」とされ、改革派に対立する立原派の農政論の一端として紹介されている<sup>33</sup>。その内容は、経済要因による社会の変動を否定的にとらえず、容認する姿勢をとり、「ほとんど全ての幽谷の改革案を否定」するものであった<sup>34</sup>。いずれにせよ、須田家本は、藤田派・立原派双方の農政論を踏まえた内容を有し、須田為則・為章は、領内総検地の理念、それに対する批評を踏まえたうえで、領内総検地に臨んでいたといえよう。

さて、領内総検地の実行をめぐる農政論争を経て、天保九年十一月、藩主徳川斉昭は水戸藩家中に検地実行を達し、翌十年四月には、幕府に検地実施を上申し、許可をうけた。同月二十九日に、検地の基本指針ともいえるべき検地条目が發布され、領内総検地が開始されることになった。

須田家に検地実施の「内意」が伝えられたのは、天保九年の冬のことである。翌十年二月、大山守須田為則は、十四条の献策書を郡方手代に提出、嫡子為章も同月二十三日付で十か条にわたる「鄙意十条」なる献策書を提出した<sup>35</sup>。須田家系図にみえる為章の経歴には「天保御改正之砌御検地郷役人被仰附相勤、御改正之節度々上書奉指上候」<sup>36</sup>とあり、為章の「鄙意十条」については、同年六月八日に「文儀わかりかね奉煩尊聴」として、新たな口上書を検地掛役人の郡方手代鈴木庸助宛てに再度提出している。このことから、両名の献策は、郡方手代を介して、藩の上層部に上申されたとみられよう。

これらの献策により、須田父子が検地政策といかに向き合っていたのか検討してみたい。両名の献策の概要を箇条

表3 須田源之丞(為則)の献策書の概要

| 箇条 | 箇条書出し        | 概要                                                                                                |
|----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A  | 一、御検地寛永以来…   | 文盲であるが、農村で30年来農事の世話をしてきた経験から愚慮を申し上                                                                |
| B  | 一、御縄入之儀…     | 縄入は一耕地一村の不平を改め、格別の打出・打込なく、地詰くらいで実施されたい。                                                           |
| C  | 一、田方之儀…      | 上・中・下・下々と御縄の延べ加減で田方の品等をつけてほしい。                                                                    |
| D  | 一、新田場は…      | 新田場は累年の切添開発や荒地もあるので、先の検地にかかわらず御縄入をしてもらいたい。                                                        |
| E  | 一、田井戸は…      | 田井戸は縄を入れ、囲をして村方に渡し、以後新井が出来た場合は引方で対応してほしい。                                                         |
| F  | 一、畠方之儀       | 田方同様、上・中・下・下々と御縄の延べ加減で田方の品等をつけてほし                                                                 |
| G  | 一、屋敷の添宅地…    | 屋敷地には庭囲いや稲干場などがあるので、格別に御縄の差略をしてもらいたい。                                                             |
| H  | 一、居敷木立ハ…     | 居敷木立は風除・火除のため植込み木障もできるので、屋敷の四方何間を御縄除きいただきたい。                                                      |
| I  | 一、居敷ハ…       | 屋敷の大小に応じて、居敷には御用木を植えさせ、稗蔵・制札場の普請に利用してはどうか。                                                        |
| J  | 一、畠方荒地之儀…    | 畠方荒地で松杉を植え立てた分については、見取場とされたい。                                                                     |
| K  | 一、田方へ精入候村方ハ… | 他領では畠方米納などもあるので、畠方の縄を差略し、納を軽くしてもらいた                                                               |
| L  | 一、田畠作場道は…    | 馬道は6尺以上、かち道は3尺以上、水江代2尺以上と定めてほしい。                                                                  |
| M  | 一、田畠永代売ハ…    | 屋敷は流地売、田畠は有合売に限り年季を30年か50年かに定め、年季中請け返せないものについては添地にする。畠方に家作したいものは添地を買入家作するようにしてはどうか。               |
| N  | 一、田畠は万民の宝にて… | 検地で打詰めると、田畠作徳が薄くなり、兼併は絶えることになるが、百姓が相続できなくなる。果ては、他所へ抜け出すものも現われることになる。田畠の作徳有余をお許しいただくこと、限田制も再考されたい。 |

典拠：歴史館文書8、資料館文書.83

表4 須田茂十郎(為章)「鄙意十条」の概要

| 箇条 | 見出し          | 概要                                                                                                                                                                       |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 経界御改正之事      | 検地に「御差略」が無いのはよろしくない。縄入れの差略でなく、遠近にもとづく差略を願う。土地の「肥瘦旱湿」に基づいて上・中・下・下々の4段の田畠の等級(「田品」)づけをする。これとは別に、検地前に居住地との距離(「遠近陰阻」)を取調べて地図を作成させ、土地と居住地との遠近に基づく指引                            |
| ②  | 水辺御検地之事      | 収穫不定の地は毎年鎌入する古田とは異なり、不作の時には全が失われる。水辺の耕地の検地の際には、地面を折半し、半分を打改してもらいた                                                                                                        |
| ③  | 地図を製造する事     | 案内人が検地前に、目がとどきにくい所などを地図に示し、検地時に案内するようにしたい。地図には人家との遠近などの情報をいれる。地図作成は巧みなものに命じるのがよい。「負高」が生じるのは土地売買時の偽り(「貿易の姦」)があるためばかりではなく、地役人の図帳と実地が齟齬するためである。地図の作成によって、「負高之患」をなくすることができる。 |
| ④  | 縄手を築き江筋を堀穿候事 | 井田図にいう「経畛遂溝」は耕地の大もと・土地方改正の「第一儀」となるものであり、その位置を正しくしたい。縄手・江筋がないと、地力を尽すことはできない。土地方改正の根本となる。<br>百間くらいを一圃とし、区画整理。検地前に「地理に長せし御人」をして、丁張・標木を立てる。縄手には防風林などを植えるのもよい。                |
| ⑤  | 荒蕪之土地ハ打捨被遊候事 | 荒蕪地は再開墾不能は「打捨」、起返可能な分については、高を打ち出し、無主の土地として「打込」、諸役は免除されたい。                                                                                                                |
| ⑥  | 松山竹山御改之事     | 田園では竹木を圃につかうものが多いので、松林・竹林は屋敷地(「宅地」)に貢租を割付け、竹林は松山と同様に山銭を取立てるようにされたい。                                                                                                      |
| ⑦  | 宅地之事         | 屋敷地は上畠に準ずる等級があたえられているが、土地それぞれの性格があるので、半分を垣根木障悪水堤分として免除されたい。                                                                                                              |
| ⑧  | 諸夫役の事        | 土地を所持しない者でも「兼併」でも一戸分の諸役とつとめるのは実に当たらない。農工商とも一様に諸役を掛け、一年の役を賃に積立て、半分は高割に、半分は人別割に負担するようにされたい。                                                                                |
| ⑨  | 兼併を破る事       | 兼併を破ることは、農政を盛んにすることであり、決して度外することはできないが、法制により破るのではなく、「自然の勢」をして、年数をかけて行なうことにしたい。                                                                                           |
| ⑩  | 兼併を矯る事       | 富民の田畠貿易の契券の金高に応じて税を賦課し、これを貧民に分け与える仕法を立ててもらい。兼併は破るのではなく、矯ることとにされたい。                                                                                                       |

典拠：歴史館文書8

毎にまとめたものが【表三】【表四】である。

為則の献策では、「御縄打詰り作徳度々相成り候ハ、田畠は宝にならず、宝にならず、宝になられハ子孫後栄を願ふの的にならず、的なけれハ農業の精力薄し、精力薄けれハ自然と匱作にて困窮いたし候、百姓減し可申候」、「田畠作徳きつしりと勘定仕詰有余なき様に相成候ハ、兼併ハ絶て有之間敷候得とも、農民ハいつとなく他所へ抜ケ出可申奉存候」と述べるように、検地をして厳格な縄打をすると、「兼併」を絶やすことにはなるが、農業の精力が減退し、農民たちは他領を羨望して移住するだろうと懸念している。自らが「眼前見及び聞及」んだ経験に基づいて、流動する農村の現状を肯定的に認識し、検地の実施方法について意見している。一方、為章の献策は、「井田図」や「蘇東坡か安民策」などを引用し、学文に拠りながら、父為則と同様に検地の実施方法について意見している。

この須田父子の献策を素材に、乾宏巳は、政治上の見解をめぐって親子間の意見の相違が露呈したとする。すなわち、為則は、検地実施に対しては及び腰であり、厳正な測量に反対し、他方、為則の長男為章は、検地に対しては有志の一人として基本的に賛成し、この親子間の対立が、のちに新宅（分家）創設に至り、改革派を賛美する為章は藩閥運動へ進出したと評価する<sup>35</sup>。

しかし、為則の献策との相違点は多少認められるが、両者とも検地の実施を反対するものではない。具体的に検証するため「縄延」に関する両者の意見を比較してみよう。「縄延」とは、土地測量の際に、場所により融通をきかせて田畑面積を小さく申告することである。為則は、C・F条において、田畑の石盛だけでなく「御縄の延加減」、つまり「縄延」を採用されたいと提案している。一方、為章は、①条で「御縄之上ニも御差略は無之候而は如何と奉存」とし、石盛だけでは実態を把握できないので、人家からの遠近を基準とした「縄之御指略」、つまり事実上の「縄延」を提案している。このほかの個別の意見についても対立するものはなく、この献策の限りでは、父子の意見の対立は認められず、むしろ実地に即した検地推進を提案している点は一致している。

さらに、為章の献策に焦点をあて、彼の提案に蔵書が活用されているのか検討してみたい。為章は、乾の指摘のうに「改革派を賛美」していたのか。

⑧条「諸夫役之事」の箇条では、現在の田制では、土地を持たない者も、「兼併」であつても同様に一戸の役を勤めていることを問題にしている。ここで為章は次のように述べている。

或人の説に田畠合て一戸別分何程と定め、たとへハ壺人にて三戸別分之地をかねあわする者ハ、一戸分は当然の事にて残二戸分は佃田コサニいたし候分なれハ、小作人も半分ツゝつとめ、又壺人にて一戸別分の土地を持ぬ者ハ右ニ準し佃田之分其役錢の半分つとめさせ、工商は役賃を別に何ほと敷輕重してつとめさせ度と云、扱是にてもいさゝか指支を覚ゆれハ此論尽せりとも存せられす

この「或人の説」とは、藤田幽谷の「勸農或問」と趣旨が一致する。この説を、為章は「いさゝか指支を覚ゆれハ此論尽せりとも存せられす」と批判し、「農商工とも一樣ニ其筋壺ケ年之役を賃ニ積立、半分高掛半人別掛と致度奉存候」、すなわち、村に賦課される諸夫役を一括し、農工商全体で半分は高割、半分は人別割での負担を提案している。これは、農民だけでなく、農村に居住する職人・商人にも諸役を賦課させようとするものであつた。農村内の商工業を容認する点は、藤田幽谷の抑商論・賤商論的立場に相反していると指摘しておきたい。

③条「地図を製造する事」は、検地前に地図・絵図を仕立て、これに基づき、測量の案内をするのがよいと提案する。

富民とも田圃貿易の際姦を用ひ、仮令ハ土地を段（虫掛）□□として田高は五畝歩分を請る類ありて、富民は土地不相応小高にて、貧民は不相応高持に成杯申説も在之候へとも、此弊は東坡杯も患られし候よし、何れ天下古今在々弊と有之相見候へとも、負高之生する貿易の姦より計と申訳には御座ある間敷奉存候、多くハ地役人にて御図帳と実地とを吟味未熟いたし地詰不分明ニ成



引用した前段は、富者は貢租の低い田畑を集積し、持高は少ないが取り分が多く、貧者は取り分が少ない土地を多数所有して大高持の状況にあるという状況（「うふいだか負高」）を問題視する、藤田幽谷「勸農或問」の主張である。これに対して、為章は、負高が生ずる原因は土地売買の問題ばかりではなく、在地の役人による「御図帳」と実地との照合、反別の測量が不十分なためであると指摘し、地図製造を「工なる者二仰」せられたいと主張している。

地図製造については、①条「経界御改正之事」、④条「縄手を築き江筋を堀穿候事」にも関連する記述がみられる。

①条では、「御検地之前兼て地図を造らせ、其里々の田畠区々人居よりの遠近を御見積、御色分被懸置、御検地之節絵図の色分に随ひ、縄之御指略在之度奉存候」とあり、人家との遠近に基づく事実上の縄延を実施するため、彩色絵図の作成が必要であることを主張する。④条では、「井田図」を参考にし、縄手・江筋による区画整理を提案するが、検地前に「地理ニ長せし御人」に畦と溝を当てさせるように提案している。「井田図」とは、中国周代の井田法のとで、近世の農政論では、しばしばこれを理想とすることが多かった。須田家蔵書群にも、藤田幽谷「勸農或問」をはじめ、井田法に言及する「地理細論集」「農政座右」などが散見される。為章は、これらの農政書・地方書を参照していたものとみられ、これらの蔵書が献策を行うために必要な知識として活用されているといえる。

さて、「地理ニ長せし御人」、地図作成と測量技術に長けた者とは、如何なる人物を指しているのか。これは、須田為章自身のことと考えられる。なぜなら、為章は、天保五年二月に牛堀・永山村庄屋に就任後、「往還小道ニ至迄道巾相極、年ニ一度宛巾杭打立」<sup>36</sup>や「永山村谷新田地不分明之处細ニ絵図仕立、右谷原泥田ニ而毎年不致候間、新道数筋築立、之運送并便利宜敷候間熟田相成、追々荒地開発相成候、牛堀村ヨリ北浦通行江新道築立村方莫太益ニ罷成」<sup>37</sup>など、村内の新道築立や谷新田の絵図仕立などの実績を有していた。また、後年にはなるが、万延二年に「量地伝習録」、文久二年に「秘記分間考」の測量技術書を収集している。これらから、須田為章は、道普請や地図製作など測量技術に精通した人物であったと推察され、自らの知識・技能を活かし、「地理ニ長せし御人」の登用を

提案したと考えられる

父の為則が「勸農或問」をはじめとする農政書を参照し、検地政策批判を展開したように<sup>38</sup>、為章も、藩政改革派を「賛美」していたのではなく、むしろ農政改革の指標であった「勸農或問」を批判的に読み込んでいた。とりわけ、為章は、同書を批判的に読み込むなかで、自らの知識・技能と実績を背景にし、測量技術に長けた者の登用を提案し、検地実務の担い手として自らを位置づけようとした。蔵書を踏まえた献策を通じて、主体的に藩政に関与していったのである。

### 三 「兼併」・限田制論と須田為章

さらに、「兼併」及び限田制に対する、須田為章の献策について検討し、彼が検地政策に如何に対峙したのかを明らかにしたい。

水戸藩では、「兼併」の弊害が農政上の問題点として取り上げられ、また、農村の貧富の差を是正するため限田制の導入が検討されていた。「兼併」とは、収穫に比べて石高が少なく貢租の軽い田畑を貧民から買い取り、田畑の売買にあたっては買主には年貢負担が軽く売主には重くなるように取引をする「豪民」を指す。限田制とは、農家一戸当たりの株高を一定し、その売買、異動を強く統制するもので、標準農家を維持して、農村の安定を計ろうとするものであり、斉昭失脚後の天保十五年十月に發布された<sup>39</sup>。

まず、この「兼併」と限田制について、須田家本により、藤田幽谷と大内玉江の議論を確認しておきたい。

藤田幽谷は、「勸農或問」のなかで、貧富の差が拡大し、収益性の高い田畠が経済力のある農民の手に渡り、「兼併」の土地転売により「負高<sup>うふいだか</sup>」が生じ、貧者は疲弊する。この原因は、田畑の広狭・肥瘦と年貢の負担額が一致して

いないことであるので、検地を実施する必要があるという。さらに、限田制を導入することにより、貧富ともに平穩にすることができると主張している。「兼併」の弊害を説き、強く批判しながら、検地と限田制により、「兼併を破る」のだと主張している。

これに対し、大内玉江は、「兼併の害有るハ誠に然なり」「兼併を無理に破らんと欲せハ大ニ患を生すべきなり」とし、「兼併」に害があるとしながらも、これを無理に破ろうとすれば大きな患いになると指摘する。また、「勸農或問」の兼併の条に対して、「此兼併の条は他国の事を少し聞て、筆まかせに書たる物と見へて実用少し」と批判し、「先づ御国中は先御代の政行届て、兼併を大さうにとり立てるほどの豪民ハなしと思ふべし」というように、早くから善政がしかれていた水戸藩では、そもそも「兼併」に相当するような豪民は存在しないと認識している。また、限田制についても「限田にても出精の者ハ作るに不足し、物くさ者ハ田地を荒し不益生るゝ事有り、一概には論しかたし」とし、農民の耕作意欲の如何により、結局は弊害となると主張している。

両派の相違は、農村の現状に対する認識の差異に求められ、藤田派農政論が現実批判的であるのに対し、立原派は現実肯定的・妥協的な立場をとっているといえる。

検地直前に一〇〇石余の持高を有していた須田家では、兼併・限田制に関する農政論とどのように対峙したのか。須田為則の献策は、【表3】に概要を示したように、「豪民有て兼併いたし居、貧民ハ田畠所持無之と申儀も無御座候」として、「兼併」の存在事実を否定し、さらに、「限田の儀可然儀ニ候得とも是又御領内にてハ何程出精いたし稼候ても限りありとなりハ有余ある他領を羨しけり可申候間、是等の儀ハ御勘考有之候様仕度」と限田制の導入を再考するよう意見している。

一方、須田為章の献策書「鄙意十条」では、より具体的に、⑨条「兼併を破る事」及び⑩条「兼併を矯る事」の二箇条にわたって意見を呈している。⑨条の冒頭を引用してみたい。

兼併の不可然、古今斯政ニ志ある人の忌ところ勿論之事に奉存候、尤大兼併家と申は此辺ニは相見不申候、何れ通邑大都に程遠敷、或ハ舟車の不便利成る処忤ニは在之道理にて、便利よろしき場所には大躰は出来不申勢敷ニ奉存候、勿論貧富大小まぬかれさる大勢にて忤石三石の薄産も在て、又稀ニハ五拾石百石の富農も相見ヘ候（後略）

為章は、「兼併」の存在を問題視しながらも、この辺りには「大兼併」に当たる者はおらず、「大兼併」は都市から離れた交通の不便な地域に現われるのであり、交通の利便性の高い地域には現われないと述べる。この地域では、二石・三石の薄産の者も大勢いるが、稀に五〇石・一〇〇石の「富農」もみられるという。為章は、須田家の所在する牛堀村が交通の要衝地であるため、持高一〇〇石を超える自家は「大兼併」ではなく、稀に現われる「富農」であるとの論理をして、自家は農政上の問題とされる「大兼併」にあたらないと主張している。

後段では、「兼併の弊」を破るためには「土地の経界を正」す施策もあるが、「いさゝか指支在之様ニ覚申候」と述べている。この施策とは、藤田派が推し進めている検地のことであり、検地によつて田畑の「余利」（余剰）が失われると「惰農の基」になり、為章は支障があると意見している。そして、「兼併を破るハ農政を振張するの一端にて決而度外ニ可置事には無之候得とも、何れ漸次自然の勢を以年数をかつて削除いたし度奉存候」と述べ、兼併を解体させることは農政上看過できない問題ではあるが、次第に「自然の勢」で年数をかけて解体するようにしたいと主張している。「兼併」がないとする議論は、大内と共通するものといえる。

また、限田制についても、「是は或人のいはるゝ通り宋明諸賢の説に随ひ、農民一戸別受田の制を立、以来貿易の際右制外の田園は売渡候儀勝手次第、買入候儀は不相成、貧者は右ニ準し制丈ケ迄買入勝手次第、売渡候儀は不相成」といたし度奉存候、斯計にては五ヶ年三ヶ年にては平均の術の奏功か顕れ不申候へとも、是漸次自然の勢にて制産いたし度と申処にて御座候」と述べる。「或人のいはるゝ通り」とは、いうまでもなく藤田幽谷「勸農或問」の説であり、これにしたがい農家一戸当りの持高を定めた上で、富者の土地売買はこの持高を超過した場合に限り、貧者

は持高に達するまでは買入を許し、売渡しを禁ずるといふ政策を提案する。この政策では、三、五年では持高の均一化の奏効は現れないが、次第に「自然の勢」により持高が制限されていくことになる。農家の限田を定めながらも、持高の下限を定め、事実上の土地売買を容認させる仕組みを提案している。これは土地売買を統制する、幽谷の限田制と齟齬する。

以上のように、為章は自家の持高が一〇〇石余であるにもかかわらず、「大兼併」は存在しないとし、「自然の勢」をして「兼併」の解体を実現させると主張する。「自然の勢」とは、立原派の小宮山楓軒が藤田派農政について斉昭から下問を受けた際に使用したキーワードであり、在方商業の展開をみる十九世紀の農村の状況、在方商業・商業的農業を肯定・容認する論理である。為章は、立原派農政の論理を援用して、「兼併」の存在を容認する立場をとっていた。

さらに、為章は、⑩条「兼併を矯<sup>たむ</sup>る事」で次のように述べている。少し長文になるが全文を掲げたい。

兼併は大きな弊風にて候へども、前条の限田制を立、此を破るゝ儀勿論の事に御座候哉、又茲ニ兼併を矯と申儀申上候は、是全蛇足の鄙意に御座候、扱たむると破るは同様之事ニ御座候へとも、姑く杞柳杞捲を造るの譬をかり、別て申上候へハ前条限田制を立、追々売買の際にて民産を限り候ハ、是兼併を破とも申べくして則杞柳を戕賊して杞捲を造るなり、又限田制をハ不立、貿易勝手にいたさせ（割書）「百石も二百石も占領いたし候、占領いたすと云、大兼併ハ是ハ制シ不相成様奉存候、只五拾三拾石の兼併の分ハ大小不寄物の精や抔と云、意に任せ貿易勝手いたさせ候様に御座候、鄙意にてハ田圃貿易金銭貸借の路塞り候て、当座貧民と嗽々としてやかましかるへくと奉存候」、蘇東坡か安民策の意にかり、富民の田畠貿易の契券の金高に応し税賦を割付、是を以何歟御仕法御立被下置候、貧民江御賑給被下置度、（割書）「契券の積置候儀持高の多少により次第も無之候ては相成申間敷奉存候、貧民御救之儀は田畠買入馬代嫁娶費病難屋作抔、厳しく御吟味之上、何れ恵而不費法別に被仰出

度奉存候、」是兼併をたむるにて杞柳の性に順て栝捲を造たと奉存候、杞柳を戕賊するは矯揉するの替る計、栝捲を造るハ一樣ニ御座候、兼併を破ると矯揉するとの違のみ、其利を均するハ一樣ニ可有御座候歟奉存候、（墨書抹消）「且張横渠ハ今時井田行れべしと云、蘇老泉・丘瓊山杯は限田制の事を申候由ニ候得とも、蘇軾老人・張養浩其余賢者達の田制の事申され候とも均賦の事ハ申され候様ニ候へとも、限田の沙汰は無御座様に相覺申候、然らハ列賢の論も色々之事と奉存候、然らハ均賦の事ハ賢愚となく誰か見にてもよき事に可有御座候歟と」勿論限田制とても悪しにハあらねといふにて御座ある間敷候へは、人の耳目を一新致候事にて英傑の人にして書言事にて愚農杯の見にて彼是一々申上事に無御座候へハ、則前条に是迄挙置、別にこゝに当時の様に随ひ例の姑息の鄙意ヲ申上候

⑩条では、為章は前条でふれた「兼併を破る」政策に疑義を示し、「兼併を矯る」政策を提案する。具体的には、土地売買と自由にさせ、富民の土地売買証文の金額に応じ税を賦課する仕法を立て、この税を貧民に給付させるという政策である。「矯る」というのは「矯揉」（悪いことを矯め改めること）を意味する。為章は「孟子」の故事「杞柳栝捲」に擬えて、限田制を導入する政策を「杞柳を戕賊して栝捲を造る」であり、一方、自らの提言を「兼併をたむるにて杞柳の性に順て栝捲を造たと奉存候」と述べる。すなわち、限田制により田地売買を限り、「兼併を破る」政策は、「杞柳」（かわやなぎ）の性質を「戕賊」（そこなう）して「栝捲」（まげもの）を造ることであり、為章の提案は、「杞柳」の性質を「矯揉」し、「栝捲」を造ると擬えているのである<sup>43</sup>。つまり、「兼併を破る」とは、在地の経済活動を抑圧するのではなく、それを利用し、富の再分配を行う政策であり、「勸農或問」の「兼併を破る」政策（限田制の実施）を批判したものといえる。

このように、為章の献策は、自家が実態としては一〇〇石余の「兼併」であったがため、自家を「富農」「富民」と読み替え、「兼併を破る」仕法を提案するものであった。為章は、家の経済・経営活動を藩に容認させ、家の存在自体を水戸藩の農政上に位置づけようとしたといえる。

ただ、この「兼併を矯る」仕法は、自家の経営の存続のみを志向するものではない。為章は、限田制が導入されると、土地売買や金銭貸借の手段が奪われ、「貧民」たちが「噉々としてやかまし」くなるとも懸念し、「富民」のみならず、地域の経済活動を規制することにも注意を喚起している。為章は、自家の経営、商業化の進展する農村・地域を、検地・限田制から守るため献策書を提出し、藩政に主体的に関与していったといえる。

## おわりに

最後に本稿で明らかになった点を整理しておきたい。

(1) 須田家において、「極秘」とされた蔵書は、結果的に須田家固有の蔵書群として蓄積され、家固有の知的資産となり、後代に継承されていた。とりわけ、天保期の政治的な上昇に伴って、祖先の活動の所産＝農政や地方支配に関する記録類・蔵書がより重要視された。

(2) 同家においては、天保改革の指標ともなった藤田幽谷著「勸農或問」を所蔵していた。この写本には、大内玉江による頭書が付されており、須田家は、藩内の農政論争の議論を踏まえていた。

(3) 天保検地については、須田為則、為章父子はそれぞれ、郡奉行手代宛（郡奉行）に献策書を提出した。それぞれの献策の内容は、父子で対立するものではなく、基本的には、いずれも検地をすすめる方針を実地に即して意見したものであった。

(4) 為章は、自己の測量の知識・技能と実績を背景にし、測量技術に長けた者の登用を提案し、検地実務の担い手として自らを位置づけようとした。藩政改革派を「賛美」していたわけではなく、むしろ農政改革の指標であった「勸農或問」を批判的に読み込んでいる。同家で重視されていた地方書・農政書も活用した献策を

通じて、主体的に藩政に関与していったといえる。

(5) 為章は、農政上で問題とされていた「兼併」と限田制についても意見した。ここでは、自家が藩当局で問題視される「兼併」には相当しないとしながらも、実態としては一〇〇石余の地主であり、土地集積を活発に行っていたからこそ、自家を「富民」として位置づけた。また、「勸農或問」の「兼併を破る」政策（限田制の実施）を批判し、「富民」の土地売買に課税し、「貧民」を救済する「兼併を矯る」仕法を提案した。この献策は、須田家および地域の経済活動を容認するものであり、自家の経営、商業化の進展する農村・地域の現状を検地・限田制から守ろうとするものであった。

家固有の知的資産を活かした献策を通じて、藩政に極めて主体的に関与しようとする、村役人須田為章の動向が明らかになった。この後、為章は郡奉行吉成又衛門に接近し、斉昭の有免運動に参加し、さらに積極的に藩政に関与していくことになる。

為章の献策は、藩政改革の指標「勸農或問」を批判したものであった。献策を行うためには、一定の知識Ⅱ「勸農或問」の理解が不可欠だったといえる。本稿の事例でいえば、「兼併」や「限田制」などのキーワード、水戸藩の農政論を理解しなければ、献策をなしえなかった。また、献策を展開するにあたり、他の農政書のみならず、漢籍など様々な知識を活用していた。こうしたキーワードや知識を習得するツールが蔵書であり、藩政に接近するためには蔵書の知を身に付けなければならなかった。「勸農或問」を指標とする農政論は、献策を求める領主層（藩士）と政治提言をする村役人に一種「共有」される段階にあったために、村役人層たちの献策が可能になったといえる。

須田為章は、蔵書の知を活用し、献策をして、自己と自家を藩政に位置づけていった。これは、天保期以降に政治的上昇を遂げていく須田家の活動と相応しており、家の存続や権威付けを志向していたといえる。このような蔵書の知は、支配者層と共有されていたもので、地域社会に「開放」されるものではなかったと考えられる。ただ、献



策のなかで、「貧民」について懸念していることにも注目すれば、地域運営の安定をも志向していたのではないか。村役人の家で重視されていた蔵書の知は、家固有の知的・情報資源として活用され、自己を藩政の末端に位置づけることにより、自らが立脚する地域社会の問題をも解決しようとしたのである。蔵書の知が地域社会に開放されずとも、家固有の知識をもつ村役人を媒介にして、地域社会に還元されていくのである。

<sup>1</sup>小林文雄「近世後期における「蔵書の家」の社会的機能について」（『歴史』七六輯、一九九一年）。高部淑子「佐藤家の蔵書と情報」（渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会』、岩田書院、一九九五年）。横田冬彦「益軒本の読者」（横山俊夫編『貝原益軒』、平凡社、一九九五年）。若尾政希「近世人の蔵書形成と書物の流通」（『日本文学』五七号、二〇〇八年）など。

<sup>2</sup>小林文雄前掲論文など。

<sup>3</sup>横田冬彦「近世村落社会における〈知〉の問題」（『ヒストリア』一五九号、一九九八年）。

<sup>4</sup>小川和也「村役人の蔵書と藩政―越後長岡藩の割元・横山家を事例に―」（『書物・出版と社会変容』八号、二〇一〇年）。

<sup>5</sup>本論第八章。

<sup>6</sup>『水戸市史 中巻（三）』（一九七六年）八九八頁。

<sup>7</sup>木戸田四郎『維新黎明期の豪農層』（塙書房、一九七〇年）

<sup>8</sup>乾宏巳『水戸藩天保改革と豪農』（清文堂、二〇〇六年）。

<sup>9</sup>木戸田四郎『維新时期豪農層と民衆』（ぺりかん社、一九八九年）。

<sup>10</sup>平川新『開国への道』（小学館、二〇〇八年）、同『紛争と世論』（東京大学出版会、一九九六年）。

<sup>11</sup>木戸田四郎『維新时期豪農層と民衆』（ぺりかん社、一九八九年）。

<sup>12</sup>工藤航平「村落・地域社会の知的力量と「村の編纂物」」（大石学編『近世公文書論』岩田書院、二〇〇八年）、同「近世地域社会における蔵書とはなにか―地域〈知〉の史料論的研究を目指して―」（『国文学研究資料館起用アーカイブズ研究篇』七号、二〇一一年）、同「加賀藩十村の政治能力と蔵書文化」（『地方史研究』三六五号、二〇一三年）。

<sup>13</sup>資料館文書一二四六 本家文書六〇。

<sup>14</sup>前掲乾著書一二二頁。

<sup>15</sup>本論第八章。

<sup>16</sup> 須田家は、天保十五年（弘化元年）、為章の本家と、弟為憲（重作）が父為則を伴って創設する新宅に分家する。同家文書は、現在、本家文書（①茨城県立歴史館寄託・須田家（横浜）文書）、新宅文書（②国文学研究資料館所蔵、③茨城県立歴史館所蔵）として伝来している。本稿では、①を本家文書、②を資料館文書、③を歴史館文書として表記する。

<sup>17</sup> 本家文書六一。

<sup>18</sup> 長光は、同家で世襲していた牛堀・永山村庄屋役のほかに、寛政十一年六月には上戸村庄屋の後見を命じられており、文化九年には苗字・麻上下着用を許可されている。詳しい活動は明らかにしえないが、写本や経歴から、地方支配や農政に精通した人物だったと推察される。

<sup>19</sup> 本論第八章。

<sup>20</sup> 資料館文書二四六四。

<sup>21</sup> 資料館文書二四六四。

<sup>22</sup> 資料館文書二四五四・二四一五・二四一六・二四一七。

<sup>23</sup> 『水戸市史 中巻（三）』（一九七六年）七七二～七七五頁。

<sup>24</sup> 瀬谷義彦「大内正敬の勸農或問批評」（『郷土ひたち』九号、一九六三年）、小室正紀『草莽の経済思想』（御茶の水書房、一九九九年）一九九頁。

<sup>25</sup> 前掲小室著書一七九・二二五頁。

<sup>26</sup> 前掲小室著書二四七頁。

<sup>27</sup> 資料館文書二四六五。

<sup>28</sup> 須田家の蔵書印については、拙稿②を参照。

<sup>29</sup> 須田家に頭書付きの「勸農或問」があるのか詳しい経緯は明らかにしえないが、おそらく享和二年（文政二年）に小宮山楓軒が郡奉行として紅葉郡の陣屋に詰めていたことに由来すると考えられる。

<sup>30</sup> 大内与一郎は、天明四年、常陸国久慈郡留村の庄屋の家に生れ、諱を正敬、号を玉江と称した。享和三年に水戸に出て立原翠軒に入門したのち、その高弟小宮山楓軒に師事。郡奉行の小宮山に従い、郡奉行手代・元々を勤めたのち、文化二年には留村に戻り、庄屋役を勤める。そのうち文政二年より再び小宮山に従い手代をつとめた。

<sup>31</sup> 前掲瀬谷論文、小室著書。

<sup>32</sup> 前掲小室著書二三一頁。

<sup>33</sup> 両人の献策は、いずれも「須田氏家乗」（歴史館文書八）と題される史料に所収されている。なお、為則の献策については、「天保年中御改正新検地御用留」（資料館文書八三）にも収録される。以下、特に断りのない限り、これらの史料を典拠とする。

- <sup>34</sup> 本家文書六〇。  
<sup>35</sup> 前掲乾著書。  
<sup>36</sup> 資料館文書一二四六。  
<sup>37</sup> 本家文書六〇。  
<sup>38</sup> 前掲乾著書。  
<sup>39</sup> 『水戸市史 中巻（三）』（一九七六年）八九七頁。  
<sup>40</sup> 前掲瀬谷論文。  
<sup>41</sup> 資料館文書二四六五。  
<sup>42</sup> 前掲小室著書二二一頁。  
<sup>43</sup> なお、『孟子』では、杞柳を戕賊することを「禍」と位置づけられている。

## 第十章 家と知の継承

### はじめに

組織体・集団には独自の価値序列があり、それが記録資料の管理・伝来をも規定していた。すなわち、個々の記録資料の管理・伝来は、現代社会に生きる我々の価値・感覚ではなく、個々の組織体の価値序列を踏まえて論じられる必要がある。ここでは、近世の家における記録類の伝来、とりわけ蔵書が独自にもつ群に注目したい。当時の人々は書物をしばしば蔵書目録等によって管理し、一般の文書とは同列ではない蔵書群として扱っていた。蔵書群には、それ自体に蔵書を管理する組織体の価値序列が内在しているのである。記録資料学における書物論は、書物を文書や記録とは切り離さず、史料群の一部を構成するものとして捉えようとする動向<sup>1)</sup>、或いは、近世史料空間論<sup>2)</sup>のなかで提言されている。これらは、記録資料学における対象の拡大、書物を古文書・古記録と選り分けて整理してきた旧来の文書整理論に対する反省に促されたものと理解される。ところが、実際に蔵書群としての特質を解明することはおろか、記録資料群全体に位置付けたものは見られない。書物を所有する家（組織体）との関わりから蔵書群の特質及び記録資料群全体との関係を解明することが望まれる。

さて、近世に存在した蔵書を群として把握する具体的な方法として、蔵書目録の分析がある。ただ、これまでの研究方法では、蔵書目録の史料性について一定度留意<sup>3)</sup>されているものの、一点のみの蔵書目録を分析する傾向が強く、静態的な蔵書群像を描くに留まっている。蔵書をはじめとする記録を管理する組織体の価値序列は経年的に変容しており、組織体の価値序列のなかにおいて蔵書群を経年的・動態的に捉える必要がある。そのためには、個々の組織や蔵書を含めた記録資料群の全体との関わりのなかで、如何に蔵書群が形成・伝来したのか、そしてその

役割が如何に歴史的に展開していくのかを解明しなければならない。この蔵書群の形成・伝来の過程を動態的に捉えることにより、記録資料群全体と組織体の関わりを浮き彫りにすることができよう。動態的な蔵書群の分析のために複眼的アプローチが必要であり、本稿ではその具体的な方法として蔵書目録とともに、蔵書印に注目してみたい。

分析の対象は、常陸国行方郡牛堀村須田家とその蔵書群である。須田家は、水戸藩領牛堀村の庄屋役を代々勤めた家である。天保期には、当主為則が隠居するに伴い、分家が創出され、本家・新宅とに経営体が分かれる。同家に関する研究には、乾宏巳『や門前博之』の成果があるが、本家・新宅の相互関係については未だ不明な点多い。たとえば新宅文書群の形成に関しても、藤村潤一郎は「新宅の史料ではあるが、本家の村方文書は引継がれたか、その間の事情は不明」「本・分家間の引継か、本家が政争の結果闕所になった際に新宅が乗出したか、その間の事情は不明」であるとする。近世における農民の家と知の問題は、情報の収集活動や地域コミュニケーションを主な論点としてきたが、収集された情報が家のなかで如何に記録化され、如何に管理され、継承されていくのか、といった観点からの研究は多くない。須田本家では、須田家や当主個人の活動によって蔵書が収集され、先代から継承した古文書・蔵書など記録類が、家の存続のために重視され、秘匿される家産として後代に継承されていた。ここから、収集した様々な情報を家のなかで記録化して管理・継承していくこと自体が「民衆の生活経験のなかからの知恵」<sup>10</sup>であり、その活動の所産たる記録類（文書、記録、書物など）は家が情報を再構成し、蓄積した知であるといえる。この知が家やそれを越えた同族団内でいかに管理され、継承されたのか或いはされなかったのか、これが家と知の関係を問う論点となろう。

本章では、本家・新宅それぞれの経営状況や両家の社会関係等を踏まえ、蔵書目録・蔵書印を手がかりに須田家新宅の蔵書群形成過程を分析する。これにより、家における蔵書群を含めた記録類の継承、とくに蓄積されてきた

【表1】本家・新宅役職年表

| 本家当主    | 新宅当主   | 年代      | 大山守役 | 大山守添役・見習 | 牛堀・永山庄屋役 | 関連事項                                                                                                      |
|---------|--------|---------|------|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 為章（茂十郎） | 《分家》   | 天保 14 年 |      |          | ↓        | ○正月、重作兩親を伴い分家                                                                                             |
|         |        | 弘化 1 年  |      |          | ↓        | ○4月、庄屋為章（茂十郎）検地郷役人仰付らる、大山守格代々苗字帯刀御免○4月、大山守為則・孫孫領○為則御勝手方御用達申付らる                                            |
|         |        | 弘化 2 年  |      |          | ↓        |                                                                                                           |
|         |        | 弘化 3 年  |      |          | ↓        |                                                                                                           |
|         |        | 弘化 4 年  |      |          | ↓        |                                                                                                           |
|         |        | 嘉永 1 年  |      |          | ↓        | ○9月9日、須田重松（為憲）郡奉行尾羽平蔵より田方小検見御用筆取を申付られる                                                                    |
|         |        | 嘉永 2 年  |      |          | ↓        | ○6月、重作代々麻上下着用御免継ぐ                                                                                         |
|         |        | 嘉永 3 年  |      |          | ↓        |                                                                                                           |
|         |        | 嘉永 4 年  |      |          | ↓        | ○9月、須田家八郎・藤様鹿嶋参詣につき小休・旅館御用                                                                                |
|         |        | 嘉永 5 年  |      |          | ↓        | ○3月、須田家貞・操院様鹿嶋参詣につき小休・旅館御用                                                                                |
|         |        | 嘉永 6 年  |      |          | ↓        | ○4月、為則郷士列に仰付○8月、為則遺言を遺す                                                                                   |
|         |        | 安政 1 年  |      |          | ↓        | ○8月、重作牛堀・永山両村庄屋                                                                                           |
|         |        | 安政 2 年  |      |          | ↓        |                                                                                                           |
|         |        | 安政 3 年  |      |          | ↓        |                                                                                                           |
|         |        | 安政 4 年  | ↓    |          | ↓        | ○5月、源之丞（為則）願いにより大山守（天保2～）御免○5月、重作大山守添役仰付らる                                                                |
|         | 為憲（重作） | 安政 5 年  |      | ↑        | ↓        | ○10月11日、9代為則（喜源治）死去                                                                                       |
|         |        | 安政 6 年  |      | ↑        | ↓        |                                                                                                           |
|         |        | 万延 1 年  |      | ↑        | ↓        | ○9月5日、新宅嫡子幹之介生れる                                                                                          |
|         |        | 文久 1 年  |      | ↑        | ↓        |                                                                                                           |
|         |        | 文久 2 年  |      | ↑        | ↓        | ○12月、重作大山守本役・堀之内茂木両村庄屋兼帯仰付らる○12月、内蔵八牛堀・永山両村庄屋                                                             |
|         |        | 文久 3 年  | ↑    | ↑        | ↑        |                                                                                                           |
|         |        | 元治 1 年  | ↑    | ↑        | ↑        | ○9月、為章石田丹後後役として大山守役就任                                                                                     |
|         |        | 慶応 1 年  | ↑    | ↑        | ↑        | ○閏5月、為章代々御目見格仰付らる                                                                                         |
|         |        | 慶応 2 年  | ↑    | ↑        | ↑        | ○正月、内蔵八（為孝）大山守見習仰付らる                                                                                      |
|         |        | 慶応 3 年  | ↑    | ↑        | ↑        | ○11月15日、本家嫡孫駒之丞・若着祝儀                                                                                      |
|         |        | 明治 1 年  | ↑    | ↑        | ↑        | ○3月、内蔵八（為孝）脱走○閏4月、宗家源之丞水戸藩庁より欠所○4月本家財産・永山両村庄屋長に任じられる（明治6年10月退職）                                           |
|         |        | 明治 2 年  | ↑    | ↑        | ↑        | ○3月、内蔵八（為孝）脱走○閏4月、宗家源之丞水戸藩庁より欠所○4月本家財産・永山両村庄屋長に任じられる（明治6年10月退職）                                           |
|         |        | 明治 3 年  | ↑    | ↑        | ↑        | ○重作御目見格となる                                                                                                |
|         |        | 明治 4 年  | ↑    | ↑        | ↑        |                                                                                                           |
| 為孝／駒之丞  | 為幹（幹三） | 明治 5 年  | ↓    |          | ↓        | ○1月14日、10代為章（茂十郎）死去○1月26日新宅重作死去○内蔵八（為孝）江戸にて死去○1月、幹之介水戸藩庁より下等郷士仰付らる○1月、幹之介水戸県より牛堀・永山両村庄屋長に任じられる（明治6年10月退職） |

\*点線は本家（為章・為孝）、実線は新宅（為憲・為幹）

知が本家・新宅という分家問題のなかでどのように扱われたのかを明らかにすることになり、近世地域社会における知の継承の問題にアプローチできるものと考ええる。

## 一 須田本家と新宅の成立

### （一）須田新宅家の成立とその役割

天保十五年（弘化元年）正月、須田為則の十男重作が須田本家より両親を伴い分家したことにより、須田新宅家が成立した。この新宅創出や本家新宅関係については、本家当主為章（為則の嫡子・重作の兄）と、隠居の為則の不仲説や、「本家は諸生派、新宅は天狗派」などで対立関係にあったことなどが指摘されているが、史料に基づいた分析はない。むしろ分家後にも本家と新宅、あるいは為則・重作と為章との交際・交流がみとめられ、不仲説では説明がつかない。については行論に関わる範囲で本家と新宅の関係について少しく考察しておきたい。

分家直前に為則が認めた家訓には「田畠入付米金取立・かし金之儀ハ両方持合ニ而取立懷わけ可致候事」<sup>13</sup>と

あり、本家は新宅となる重作へ土地七五石分（年収入地代五両余、売米代一三両余）と貸金利息徴収権（年収入八両余）を分配している。新宅は、本家の経営基盤を引継ぎ、本家同様の地主経営・貸金業を営んでいたと考えられる。

為則をはじめ須田本家の当主は、文化的素養・地域運営の力量をもち、牛堀・永山村の庄屋役をはじめ、大御山守役や検地御用役人等様々な役職を勤めた。一方の、新宅の初代当主となった重作為憲は、「梅軒」や「竹苞」と号し、父為則の趣味でもあった俳諧・茶道・華道を好み、性格は比較的「温和」な人物であったとされ、後に牛堀・永山両村庄屋役、大御山守役添役・本役を勤めている。本家と新宅の当主の各役職の就任期間を示したものが【表一】である。表からは、本家当主が勤めた役職を新宅当主重作が引継ぎ、一定の期間勤めると本家に引継がれ、さらにまた、新宅が引継ぐといった具合に、双方向的な役職の引継ぎが見られる。本家と新宅の関係はいかなるものだったのか、次の史料を引用する。

【史料一】<sup>14</sup>

儀定書

一、此度重作庄屋役之儀本家人別内之儀ニ候間、被仰渡書は本家江相納置候儀は勿論ニ候、在役中重作一代は本家人別ニ組入居可申候事

但人別名前肩書ニ役名相記シ置、当人之功劳も永く相伝可申事、役儀之儀は一両年之内模様見合せ本家江相帰り候様心掛可申候、聊も押領ケ間敷儀いたす間敷候

一、重作一代は勿論、子孫ニ至り候とも本家大切ニ相心掛、村事・鎮守祭事等にて本家之次席ニ立可申候、尤御用席は本家之儀ニ不拘、時宜ニより候事

一、年始歳暮五節句等祝儀本家江相勤可申事

右之通、父源之丞より申渡、親族立合取極候儀相違無御座候、以上

本家

須田茂十郎（印）

同 重作（印）

嘉永七年子八月廿八日

親族

高安佐太郎

須田源八（印）

この史料は、新宅当主重作が牛堀村・永山村庄屋役に就任した際、本家と新宅間で取り交わした議定書である。第一条では、重作庄屋役就任に際し、郡奉行が発給した「被仰渡書」は本家が保管すること、重作が在役する間は「本家人別」として御用を果たすことを取り決めている。さらに、「役儀」すなわち庄屋役は、一・二年後には庄屋役は本家への返還するよう心掛け、本家から奪い取るようなことはあってはならない、と付則が設けられる。須田家一族では、先祖代々勤めてきた牛堀・永山村庄屋役は本家が勤めるべきものと考えたのである。そのため重作は一代限りで「本家人別」に「組入」られた。水戸藩郡奉行が発給した庄屋役就任命令書「被仰渡書」を本家が保管したのも庄屋役が「本家人別」の「役儀」とする認識に基づいたものである。なお、「被仰渡書」は文政期に為則が「累代」庄屋役を主張する際に根拠としており、須田家のアイデンティティともいえる文書であった。

文久二年十月、重作は庄屋役を退任し、本家為章の子為孝（内蔵八・重作の甥）に譲り渡している。その退任の理由は、「亡父為則翁遺書之通り信義ヲ守り願之上内蔵八江譲」であった。この「亡父為則翁遺書」には、「一、本家は柵木のたてなれハ根本なり、根本に土を養へト枝葉の分家とともに繁茂也」「一、分家は柵木の枝葉也、枝葉をきりすきてハ本木いたく枯るゝ也」と記される。重作は、父の遺言を守り、「枝葉」の役割を果たしたので



ある。第二条では、重作及び新宅の者は、子々孫々本家を大切にしよう心がけ、御用の際は時宜によるものの、村政や祭事の席次は、必ず本家の次席に立つことを記す。第三条では、年中行事の際は、本家へ祝儀を執り行なうことを取り決めている。

以上を小括すれば、本家は、先祖代々の「役儀」庄屋役を勤める家であった。一方、本家の経営基盤を引継ぎ成した新宅は、「本家為補佐」という役割を一族から期待され、またそのような機能を自家の役割として受け入れた点に大きな特徴があったといえる。そのため役職の履歴も本家の中継ぎであり、また、日常的の交際等生活レベルにおいても、両家の関係は同格とはなりえない。この両家の関係を「本家分家関係」として捉えることにする。

## （二）本家の闕所と新宅

庄屋役を退役した重作は、安政五年に大山守役添役、文久三年には大山守本役を勤め、慶応元年に同役を退任するまで、本家当主が「役儀」を勤める中継的役割を果たしていた。

ところが、慶応四年四月に本家茂十郎為章（源之丞）とその息子内蔵八為孝は、幕末の水戸藩の政争にまきこまれ、闕所の処分をうけた。以下、明治二十年（一八八七）須田幹三筆「宗家再興顛末」<sup>10</sup>を中心に本家の闕所による新宅重作の対応について触れておきたい。

本家当主為章と長男為孝は、処分から遁れるため江戸へ逃亡する。新宅の重作は、本家に残された家族女子を取り、戸籍を新宅へ編入するなど対応したが、為章の妻と四男千代吉は為章とともに江戸へ脱走し、為孝の妻・長男・長女・二女・為章の三男は為孝の妻の実家へ潜居した。重作は潜居中の彼らに対し、度々金穀を「救与」したという。本家当主の為章は江戸に潜伏していたが、明治五年に帰籍を許されている。為孝は明治五年頃脱走先の江戸で死去したという。

本家が処分されたため、土地・屋敷は地域の人々へ競り売りとなった。重作は「祖宗ノ宅址及ヒ現宅地」を「他人ノ手ニ落ル如キアラハ又タ祖宗之地下ニ見ルコト能ハス」、すなわち、須田家本貫の地と「宗家」（本家）の宅地が他人へわたってしまうと歎いている。須田一族の協力もあつて新宅は、その後本家の宅地・田畑を数度にわたって買い戻し、その大半の集積に成功した。新宅の活動により、本家の財産は散逸の危機を免れたのである。なお、新宅に集積された宅地は、明治五年為章の帰籍に伴って本家に返還されたようである。

しかし、本家処分以後、須田本家が担ってきた牛堀・永山村の「役儀」は新宅の当主に引き継がれることになる。重作は、明治元年から牛堀・永山村村長を勤め、重作死去後、その子幹三は、明治五年に下等郷士に就任、以後牛堀・永山両村の戸長などを歴任する。次いで、幹三の子誠太郎は、大正七年香澄村長、昭和二年茨城県議会議員、昭和十九年茨城県知事、昭和三十年牛堀町長などを歴任した。特に、水害常襲地帯であつた行方郡を守るため、村長や県議の間には治水事業を推進し、治水の父と呼ばれ、その功績をたたえて現在も北利根橋のたもとに碑が建てられている。新宅は、本家に代わって、地域政治の主導権を継承していったといえる。

それでは、何故、本家の「役儀」は断絶することなく、新宅に継承されたのだろうか。地域における須田本家の活動から考えてみたい。水戸藩の天保期の検地に際しては、為則・為章は同家で蒐集した蔵書に基づく農政の知識に基づいて、藩政に献策し、郷役人として取立てられた。記録・蔵書の知に基づいた政治・社会における実践を積み重ね、地域政治の主導権を確保していたのである。したがって、近世・近代移行期における本家から新宅の「役儀」継承は、知の継承という観点から考察する必要がある。だが、須田本家・新宅のそれぞれの文書群には、両家間で記録類を引継いだ形跡を示す史料がなく、闕所に際して、本家が所蔵する記録類がいかに取り扱われたのか明らかでない。次節では、新宅文書群に伝存した蔵書を分析し、須田新宅の蔵書群形成過程を復元してみたい。

## 二 須田新宅家の蔵書群形成過程

### (一) 須田新宅家の蔵書目録と蔵書印

本項では、須田新宅家の蔵書群形成過程の実態に明らかにする。はじめに述べた通り、蔵書群構造を動態的に分析するにあたっては、複眼的な視点から蔵書群を捉える必要がある。

まず、蔵書目録から須田新宅の蔵書を分析しよう。須田新宅には、蔵書目録が一点現存している<sup>19</sup>。書物は三〇二点所収され、分類項目「経・史・文・詩・茶道・雑・訳書・稗史・俳」によつて編成されている。表紙には「霞涯」（幹三の雅号）とあり、作成者は重作の嫡子須田幹三（万延元年生・大正十年没）と考えられる。所収書物には、『埃及近世史』（明治二十二年刊行）が含まれており、目録の成立年代は明治二十年代以降と比定することができる。

本家と新宅の蔵書目録を比較すると、新宅蔵書三〇二点のうち、本家蔵書と書名が合致するものは、四八点（約一五％）である。しかし、同名の書物であっても、それが本家から伝来したかどうか断定できない。また、須田家文書群には、蔵書目録に記載されない書物が多く現存しており、蔵書目録の史料的な限界もある。

そこで蔵書に捺される印章（以下、蔵書印とする）に注目してみたい。蔵書印とは、一般的に、自分の所有物であることを自他ともに知らしめ、他のものと紛れることがないようにひとつの標識を付与することが必要となり、書籍に自分の所蔵物であることを表すためにアイデンティティとなる印を捺すようになった印影・印形といわれる<sup>20</sup>。これまで蔵書印は、書誌学の分野で研究の対象となってきたが、その成果は印影の収集・形状の分析に留まっている<sup>21</sup>。その歴史的な意義に関しては、中世古文書学の荻野三七彦<sup>22</sup>が後世に捺された蔵書印を「文書・典籍を汚すものと批判的に評価する一方、蔵書印を過去の史料整理の痕跡であるという認識に基づき、史料整理に積極的に

【表2】蔵書印の確認できる史料一覧

| No. | 蔵書目録所収 | 現蔵   | 史料番号      | 書名                               | 蔵書印               | 伝来区分 | 書写年代 | 書写者                    |
|-----|--------|------|-----------|----------------------------------|-------------------|------|------|------------------------|
| 1   |        | 本家   | 257       | 秘記分間考                            | ⑬                 | ア    | 写    | 文久2年8月                 |
| 2   | 本      | 本家   | 82        | 蔵許律                              | (2)7              | ア    | 写    | 須田源之丞為草書号、男内蔵八為孝記      |
| 3   |        | 本家   | 14        | 天保御改正御用永留                        | (3)4(18)          | ア    | 写    | 須田源之丞                  |
| 4   | 本      | 新宅・歴 | 548       | 正風遠州流秘伝書                         | ⑩                 | イ    | 写    | 天保13年10月9日             |
| 5   |        | 新宅・歴 | 123       | (和歌俳句漢詩関係雑記留)                    | (14)28 ●(不明)      | イ    | 写    | 天保14年                  |
| 6   |        | 新宅・資 | 2406      | 源後楽園記                            | (1)10             | イ    | 写    | 天保15年辰春正月日             |
| 7   | 本      | 新宅・資 | 2407      | 水府義秋記                            | (1)10             | イ    | 写    | 弘化2年秋13日               |
| 8   | 本・新    | 新宅・資 | 2396      | 三國通鑑                             | (1)10             | イ    | 写    | 弘化3丙午夏6月               |
| 9   |        | 新宅・資 | 2464      | 小松夏始末集                           | (1)10             | イ    | 写    | 嘉永2申9月4日写              |
| 10  |        | 新宅・資 | 2464      | 武家秘覧泰平年表 天地人合本                   | (1)12             | イ    | 写    | 嘉永5年子夏6月去日             |
| 11  |        | 新宅・資 | 2424      | 常陸帯 天                            | (12)14(5)         | イ    | 写    | 嘉永6年丑8月                |
| 12  |        | 新宅・資 | 2425      | 常陸帯 地                            | (12)15            | イ    | 写    | 嘉永6年丑8月                |
| 13  |        | 新宅・資 | 31        | 常陸国行方郡永山御検地帳 四冊之内巻               | (12)              | イ    | 写    | (安政2年卯8月写)             |
| 14  |        | 新宅・資 | 32        | 天保十三年寅十一月常陸国行方郡永山御検地帳            | (12)              | イ    | 写    | (安政2年卯8月写)             |
| 15  |        | 新宅・資 | 33        | 天保十三年寅十一月常陸国行方郡牛座御検地帳            | (12)              | イ    | 写    | 安政2年卯8月写               |
| 16  | 本      | 新宅・和 | 和9-13     | 雲上明賢大全                           | (12)              | イ    | 版    | (文久3年版)                |
| 17  | 本      | 新宅・資 | 2457      | 田園類説                             | (1)12             | イ    | 写    | 慶応元歳丑水無月               |
| 18  | 本      | 新宅・資 | 2417      | 地方落穂集 秘書 下                       | (12)              | イ    | 写    | 慶応3丁卯歳8月               |
| 19  |        | 新宅・資 | 2385      | 地理要法                             | (1)12             | イ    | 写    | 慶応3年口月                 |
| 20  | 本      | 新宅・資 | 2415      | 地方落穂集 秘書 上                       | (1)12             | イ    | 写    | (慶応3年8月)               |
| 21  | 本      | 新宅・資 | 2416      | 地方落穂集 秘書 中                       | (1)12             | イ    | 写    | (慶応3年8月)               |
| 22  | 本      | 新宅・資 | 2461      | 武家諸法度 御定書百ヶ條 合冊                  | (1)10             | イ    | 写    | (重作)                   |
| 23  |        | 新宅・資 | 2442      | 経済録 序・目録・第一                      | (10)              | イ    | 写    | 須田氏                    |
| 24  |        | 新宅・資 | 2443      | 経済録 第二                           | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 25  |        | 新宅・資 | 2444      | 経済録 第三                           | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 26  |        | 新宅・資 | 2445      | 経済録 第四                           | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 27  |        | 新宅・資 | 2446      | 経済録 第五                           | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 28  |        | 新宅・資 | 2447      | 経済録 第六                           | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 29  |        | 新宅・資 | 2448      | 経済録 第七                           | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 30  |        | 新宅・資 | 2449      | 経済録 第八                           | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 31  |        | 新宅・資 | 2550      | 経済録 第九                           | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 32  |        | 新宅・資 | 2551      | 経済録 第十                           | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 33  |        | 新宅・資 | 2468      | 東照宮御遺訓慶徳明鑑                       | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 34  |        | 新宅・資 | 2404      | 菱湖先生書百人一首                        | (10)              | イ    | 写    | かのえねの11月24日            |
| 35  | 本・新    | 新宅・和 | 和1-9-12-1 | 年中故事要言 一                         | (10)              | イ    | 版    | 須田平重郎為親(花押)            |
| 36  | 本・新    | 新宅・和 | 和1-9-12-7 | 年中故事要言 七                         | (10)              | イ    | 版    | 花房姓の子読書                |
| 37  | 本・新    | 新宅・歴 | 498       | 増補和歌謡林抄上之一                       | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 38  | 本・新    | 新宅・歴 | 499       | 増補和歌謡林抄上之二                       | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 39  | 本・新    | 新宅・歴 | 500       | 増補和歌謡林抄上之三                       | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 40  | 本・新    | 新宅・歴 | 501       | 増補和歌謡林抄上之四                       | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 41  | 本・新    | 新宅・歴 | 502       | 増補和歌謡林抄上之五                       | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 42  | 本・新    | 新宅・歴 | 503       | 増補和歌謡林抄上之六                       | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 43  | 本・新    | 新宅・歴 | 504       | 増補和歌謡林抄上之七                       | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 44  | 本・新    | 新宅・歴 | 505       | 増補和歌謡林抄上之八                       | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 45  | 本・新    | 新宅・歴 | 506       | 増補和歌謡林抄上之九                       | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 46  | 本      | 新宅・歴 | 549       | 遠州流生花秘伝書                         | (10)              | イ    | 写    | 須田十作為憲(花押)             |
| 47  |        | 新宅・歴 | 377       | 一寸箋文綴編                           | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 48  |        | 新宅・歴 | 552       | 野山の口                             | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 49  |        | 新宅・歴 | 567       | 経義撰説                             | (10)              | イ    | 写    |                        |
| 50  |        | 新宅・歴 | 618       | 改算記大成                            | (10)              | イ    | 写    | (重作カ)                  |
| 51  |        | 新宅・和 | 和1-15-25  | 北斎漫画初編 全                         | (10)              | イ    | 版    |                        |
| 52  |        | 新宅・歴 | 121       | (和歌俳句漢詩関係雑記留)                    | (10)              | イ    | 写    | (重作)                   |
| 53  |        | 新宅・歴 | 109       | 行列并家屋布列之格                        | (10)              | イ    | 写    | 須田重作憲                  |
| 54  | 新      | 新宅・資 | 2409      | 朗訓一斑抄                            | (1)12(19)         | イ    | 写    |                        |
| 55  |        | 新宅・歴 | 383       | 武鑑                               | (12)              | イ    | 写    |                        |
| 56  |        | 新宅・歴 | 446       | 俳諧年月草二編 坤                        | (12)              | イ    | 版    |                        |
| 57  |        | 新宅・歴 | 514       | 箋緯輪 上                            | (12)              | イ    | 写    |                        |
| 58  |        | 新宅・歴 | 723       | 箋緯輪 中                            | (12)              | イ    | 写    |                        |
| 59  |        | 新宅・歴 | 538       | 家相図解巻之上                          | (12)              | イ    | 版    |                        |
| 60  |        | 新宅・歴 | 539       | 家相図解巻之下                          | (12)              | イ    | 版    |                        |
| 61  |        | 新宅・歴 | 541       | 家相秘録巻之上                          | (12)              | イ    | 版    |                        |
| 62  |        | 新宅・歴 | 542       | 家相秘録坤                            | (12)              | イ    | 版    |                        |
| 63  |        | 新宅・和 | 和1-7-121  | 外史前記                             | (12)              | イ    | 版    |                        |
| 64  |        | 新宅・歴 | 452       | 偶文書詠物詩選                          | (12)31            | イ    | 版    |                        |
| 65  |        | 新宅・歴 | 371       | 家園信録 上                           | (15)28            | イ    | 版    |                        |
| 66  | 本      | 新宅・資 | 2402      | 護天説記                             | (1)               | ウ    | 写    | (延享3年仲秋9日書写本)          |
| 67  | 本・新    | 新宅・資 | 2383      | 答問説                              | (5)13             | ウ    | 写    | 寛政10年戊午初冬              |
| 68  | 本      | 新宅・資 | 2453      | 西山道事                             | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 寛政10年菊月写之              |
| 69  | 本      | 新宅・資 | 2419      | 地方根元記 書                          | (1)3(4)           | ウ    | 写    | (寛政11未初秋7日写之)          |
| 70  | 本      | 新宅・資 | 2420      | 地方根元記 式                          | (1)3(4)           | ウ    | 写    | (寛政11未初秋7日写之)          |
| 71  | 本      | 新宅・資 | 2421      | 地方根元記 三                          | (1)3(4)           | ウ    | 写    | (寛政11未初秋7日写之)          |
| 72  | 本      | 新宅・資 | 2422      | 地方根元記 四                          | (1)3(4)           | ウ    | 写    | (寛政11未初秋7日写之)          |
| 73  | 本      | 新宅・資 | 2423      | 地理細集                             | (1)2(3)4(16)17    | ウ    | 写    | 寛政11未初秋7日写之            |
| 74  | 本      | 新宅・資 | 2433      | 政談 巻三・四                          | (5)13             | ウ    | 写    | 常陸行方郡牛座須田光烈            |
| 75  | 本      | 新宅・資 | 2460      | 水戸御家御代記                          | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 須田菊雅                   |
| 76  | 本      | 新宅・資 | 2395      | 諸家太極録 書                          | (5)13             | ウ    | 写    | 享和2年戌霜月                |
| 77  | 本      | 新宅・資 | 2434      | 物茂卿政談巻之五・六                       | (5)13             | ウ    | 写    | 享和3歳次睦月11日写之           |
| 78  | 本      | 新宅・資 | 2435      | 物茂卿政談巻之七・八                       | (5)13             | ウ    | 写    | 文化元年甲子仲秋               |
| 79  | 本      | 新宅・資 | 2390      | 招徠答問書                            | (5)11(13)         | ウ    | 写    | 文化元年甲子仲秋               |
| 80  | 本・新    | 新宅・資 | 2412      | 国朝旧章録                            | (5)13             | ウ    | 写    | 文化9年申如月22日 3月7日二成      |
| 81  | 本      | 新宅・資 | 2394      | 御定書 元                            | (1)3(4)           | ウ    | 写    | 文化11年戌3月               |
| 82  | 本      | 新宅・資 | 2393      | 大國政要記                            | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 文化13年子卯月書之             |
| 83  | 本      | 新宅・資 | 2429      | 折煥榮之記 下                          | (5)13             | ウ    | 写    | 文化13年子12月18日           |
| 84  | 本・新    | 新宅・資 | 2399      | 長崎夜話草                            | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 文化14年丑初春4日 筆冬染む同12日成   |
| 85  | 本      | 新宅・資 | 2381      | 年山記聞                             | (5)13             | ウ    | 写    | 文政6年末10月啓日写            |
| 86  | 本      | 新宅・資 | 2418      | 落穂集                              | (1)2(7)8(9)       | ウ    | 写    | 文政6年癸未歳月               |
| 87  | 本      | 新宅・資 | 2465      | 勅展或問 巻之下                         | (2)8(9)           | ウ    | 写    | 天保元年                   |
| 88  |        | 新宅・資 | 2465      | 勅展或問 巻之上                         | (3)4(5)13         | ウ    | 写    | 天保2年口月                 |
| 89  | 本      | 新宅・資 | 2458      | 田園類説・勸農固本録 合冊                    | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 天保5年午水無月写              |
| 90  |        | 新宅・資 | 2455      | 近藤本多南傑士より立原翠軒老人江文通并土州澤民満次郎仙澤金忠輔之 | (1)13             | ウ    | 写    | 天保10年亥卯月・天保10年亥4月26日   |
| 91  |        | 新宅・資 | 2455      | 外國人物                             | (2)               | ウ    | 写    | 安政5歳末4月8日              |
| 92  | 本      | 新宅・資 | 2382      | 水府地理温古録草稿                        | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 安政6歳末水無月               |
| 93  | 本      | 新宅・資 | 2387      | 太平秘覧 乾坤合冊                        | (5)13             | ウ    | 写    | 須田内蔵八源為孝               |
| 94  |        | 新宅・資 | 2432      | 政談 巻一                            | (5)13             | ウ    | 写    | 須田長光・為則                |
| 95  | 本・新    | 新宅・資 | 2412      | 国朝旧章録 新井筑後守源君美輔                  | (5)13             | ウ    | 写    | 須田氏                    |
| 96  | 本      | 新宅・資 | 2462      | 御遺訓御宝蔵入百ヶ條和解                     | (3)4(5)13         | ウ    | 写    | 須田氏菊雅                  |
| 97  | 本      | 新宅・資 | 2391      | 秘覧 全                             | (1)5(13)          | ウ    | 写    |                        |
| 98  | 本      | 新宅・資 | 2459      | 温智政要・明君家訓                        | (1)2(7)8(9)13     | ウ    | 写    | 須田氏為則書                 |
| 99  | 本・新    | 新宅・資 | 2384      | 白川記                              | (2)3(4)5(7)8(9)13 | ウ    | 写    | 須田氏為則書                 |
| 100 | 本      | 新宅・資 | 2463      | 武家諸法度                            | (2)7              | ウ    | 写    |                        |
| 101 | 本      | 新宅・資 | 2462      | 御遺訓付録                            | (1)2(5)7(8)9      | ウ    | 写    |                        |
| 102 | 新      | 新宅・資 | 2405      | 垂墨利加書類                           | (1)13(16)         | ウ    | 写    | 須田氏為則書                 |
| 103 | 新      | 新宅・資 | 2400      | 朗訓一斑抄                            | (1)5(13)16        | ウ    | 写    | ■■■■(墨消し)為■写之／須田為憲(後筆) |
| 104 | 新      | 新宅・資 | 2463      | 泰平年表                             | (2)5(11)          | ウ    | 写    |                        |
| 105 | 新      | 新宅・資 | 2436      | (香取古文書)                          | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 【須田内蔵八写】(須田為憲)         |
| 106 | 新      | 新宅・資 | 2437      | 香取古文書 大宮司                        | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 【須田内蔵八写】(須田為憲写)        |
| 107 | 新      | 新宅・資 | 2438      | (香取古文書)                          | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 【須田内蔵八写】(須田為憲)         |
| 108 | 新      | 新宅・資 | 2439      | (香取古文書)                          | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 【須田内蔵八写】(須田為憲写)        |
| 109 | 新      | 新宅・資 | 2440      | 香取古文書 大炊宣家                       | (1)5(13)          | ウ    | 写    | 【須田内蔵八写】(為憲)           |
| 110 |        | 新宅・資 | 2413      | 農政庫右 乾                           | (1)3(4)5(13)      | ウ    | 写    |                        |
| 111 |        | 新宅・資 | 2414      | 農政庫右 坤                           | (1)5(13)          | ウ    | 写    |                        |
| 112 |        | 新宅・資 | 2456      | 異船渡来見聞                           | (1)13             | ウ    | 写    | 須田【内蔵八】為孝写之            |

| No. | 蔵書目録所収 | 現蔵   | 史料番号        | 書名                  | 蔵書印        | 伝来区分 | 書写年代 | 書写者                                  |
|-----|--------|------|-------------|---------------------|------------|------|------|--------------------------------------|
| 113 |        | 新宅・資 | 2430        | 逸史 序紙言系表目録          | (5)13      | ウ    | 写    |                                      |
| 114 |        | 新宅・資 | 2431        | 逸史 自三至四             | (5)13      | ウ    | 写    |                                      |
| 115 |        | 新宅・資 | 84          | 天保御改正御用水留           | (1)25,26   | ウ    | 写    | 須田源之丞                                |
| 116 | 本      | 新宅・資 | 2397        | 当時珍説要秘録 天地人 合冊      | (1)        | ウ    | 写    |                                      |
| 117 | 本・新    | 新宅・歴 | 584         | 密伝秘書和歌詞心伝集          | (7)        | ウ    | 写    | 文化3年春 須田(光列(花押))柿麿(印7)(花)            |
| 118 | 本・新    | 新宅・歴 | 388         | 和歌聞書 中央             | (7)        | ウ    | 写    | 文化4年卯春正月 須田菊雅写之                      |
| 119 | 本・新    | 新宅・歴 | 592         | 続狸木并鶴芝 合冊           | (8)9       | ウ    | 写    | 文化4年首夏 菊雅圖須田然麿                       |
| 120 | 本      | 新宅・和 | 和12-24      | 見聞袋 土ノ下ノ上・土ノ下ノ下     | (13)       | ウ    | 写    | 文化11年戌7月 須田氏柿麿書                      |
| 121 | 本      | 新宅・歴 | 615         | 公事訴訟取捌記             | (1)        | ウ    | 写    | 文政3年辰6月10日写 常州牛堀邸須田氏(印7)(8)(9))      |
| 122 | 本      | 新宅・歴 | 629         | 松露庵増補提要録全           | (7)        | ウ    | 写    | 寛政12年7月 須田氏柿麿                        |
| 123 | 本      | 新宅・歴 | 580         | 三鳥三木之伝古今集秘事         | (7)        | ウ    | 写    | 寛政13年2月                              |
| 124 | 本      | 新宅・歴 | 545         | 菊の随筆                | (7)(8)(9)  | ウ    | 写    | 文化14年水無月 須田氏柿麿                       |
| 125 | 本      | 新宅・歴 | 585         | 玉椿 伝書               | (7)        | ウ    | 写    | 文政7年霜月 柿麿(印7)(8)(9))                 |
| 126 | 本      | 新宅・歴 | 546         | 正風挿花衣香 後編           | (2)10      | ウ    | 版    |                                      |
| 127 | 本      | 新宅・歴 | 556         | 貞享式・古今抄・東花式         | (7)        | ウ    | 写    | 柿麿                                   |
| 128 | 本      | 新宅・歴 | 640         | 蓮句筆緒 秘記             | (7)        | ウ    | 写    | 菊雅圖須田柿麿(印7))                         |
| 129 | 本      | 新宅・歴 | 639         | さひしほり               | (7)        | ウ    | 写    | 須田氏柿麿(印7))                           |
| 130 | 本      | 新宅・歴 | 554         | 俳諧八重垣諷抄大成           | (7)        | ウ    | 版    |                                      |
| 131 | 本      | 新宅・歴 | 576         | 俳諧あすなろふ 上           | (7)        | ウ    | 版    |                                      |
| 132 | 本      | 新宅・資 | 2464        | 農政叢書                | (10)       | エ    | 写    | 寛政9年仲冬再写 須田長光                        |
| 133 |        | 新宅・資 | 2462        | 東照宮御遺訓付録 同百ヶ條 合冊    | (5)        | エ    | 写    | 享和2年亥亥初冬21日写之 須田氏菊雅(為則)              |
| 134 |        | 新宅・資 | 419         | 算用集 上               | (10)       | エ    | 写    | (文化元子年) 須田喜三郎                        |
| 135 |        | 新宅・資 | 419         | 算用集 二               | (10)       | エ    | 写    | (文化元子年) 喜三郎                          |
| 136 | 本・新    | 新宅・資 | 2398        | 指窓漫筆                | (10)       | エ    | 写    | 文化13年子8月十五日 城南牛堀須田氏(花押)              |
| 137 |        | 新宅・資 | 2465        | 杜倉私儀                | (5)        | エ    | 写    | 天保5年6月4日 須田源之丞(為則書)                  |
| 138 | 本      | 新宅・資 | 2386        | 地理秘法                | (1)10      | エ    | 写    | 天保10年亥卯月 須田九郎次写                      |
| 139 |        | 新宅・資 | 2471        | 道安夢物語               | (10)22,23  | エ    | 写    | 天保14年卯2月 須田九郎次                       |
| 140 |        | 新宅・資 | 543         | 牛堀邑田畑永山村湖谷岡新田御検地野帳写 | (7)21      | エ    | 写    | 弘化4年8月写 (為則花押)                       |
| 141 |        | 新宅・資 | 543         | 牛堀邑田畑永山村湖谷岡新田御検地野帳写 | (7)21,24   | エ    | 写    | 弘化4年9月写 (為則)                         |
| 142 | 本・新    | 新宅・資 | 2700        | 和漢年契                | (7)15      | エ    | 版    |                                      |
| 143 | 新      | 新宅・資 | 2467        | 国語考 大論 十八           | (7)20,21   | エ    | 写    | 須田(為則書)                              |
| 144 | 本      | 新宅・歴 | 551         | 生花百箇條講釈聞書裏全         | (10)       | エ    | 写    | 寛政3年亥11月写之 (為則)                      |
| 145 | 本      | 新宅・歴 | 550         | 生花表百箇条              | (10)       | エ    | 写    | 享和2年戌霜月 (為則)                         |
| 146 | 本      | 新宅・歴 | 721         | 幽蘭集                 | (7)12      | エ    | 写    | 文化12年夏 須田柿麿写                         |
| 147 |        | 新宅・歴 | 515         | 集鐘緯巻之五              | (12)       | エ    | 写    | 文政甲申(7年)中冬 (為則)                      |
| 148 | 本      | 新宅・歴 | 547         | 正風遠州流伝書百ヶ条          | (10)       | エ    | 写    | 文政9年戌5月28日 須田氏(為則)                   |
| 149 | 本・新    | 新宅・歴 | 605         | 俳諧付合小鏡              | (12)       | エ    | 写    | 寛政12年10月 菊雅改柿麿                       |
| 150 | 本・新    | 新宅・歴 | 71          | 枇杷園句集               | (8)9,10    | エ    | 写    | 須田氏然麿呂(為則)(花押) 卷末「文化6年乙巳秋写之 須田菊雅(印)」 |
| 151 | 本      | 新宅・歴 | 574         | 芭蕉句集并其角句解           | (10)       | エ    | 写    | 須田氏柿麿                                |
| 152 |        | 新宅・歴 | 724         | 文化文政蕉風句集            | (10)       | エ    | 写    |                                      |
| 153 |        | 新宅・歴 | 593         | 絵本梅之魁 下             | (10)33     | エ    | 版    |                                      |
| 154 |        | 新宅・資 | 554         | 南千束原追鳥狩             | (1)        | オ    | 写    | 天保11年庚子3月日 須田九郎次(為親)                 |
| 155 |        | 新宅・資 | 2441        | 香取古文書 乾             | (1)        | オ    | 写    | 弘化4年未初夏日 須田重作(為續写)                   |
| 156 |        | 新宅・資 | 64          | 牛堀永山両村御用日記          | (1)        | オ    | 写    | 安政2年 里正須田(印)                         |
| 157 |        | 新宅・資 | 2476        | 窓形集                 | 24         | オ    | 版    | 安政5年戊午5月 須田柿麿呂、須田(為草議、為幹序(墨書))       |
| 158 |        | 新宅・資 | 2454        | 武田家武具要説 全           | (1)        | オ    | 写    | 安政6歳未9月25日 須田内蔵八(為孝)                 |
| 159 |        | 新宅・資 | 2669        | 草々留                 | (1)        | オ    | 写    | (文久頃?) 須田(為)                         |
| 160 |        | 新宅・資 | 70          | 御用留                 | (1)        | オ    | 写    | 明治2年 長須田重作                           |
| 161 |        | 新宅・資 | 2408        | 雑事記                 | (5)13      | オ    | 写    | (明治26年) 須田誠太郎                        |
| 162 |        | 新宅・資 | 64          | 牛堀永山両村御用日記          | (1)        | オ    | 写    | 安政4年正月 大御山守添役兼里正須田重作(為)              |
| 163 |        | 新宅・資 | 2410        | 水戸威公譜採余             | (1)        | オ    | 写    | 安政4年5月 須田重作(為)                       |
| 164 |        | 新宅・資 | 86          | 永山村漁場一件略留           | (1)        | オ    | 写    | 安政4年6月 庄屋須田重作(印)                     |
| 165 |        | 新宅・資 | 86          | 大御山守手帖              | 27         | オ    | 写    | 安政4年6月 須田源之丞(印)                      |
| 166 |        | 新宅・資 | 65          | 牛堀永山両村御用日記          | (1)        | オ    | 写    | 安政5年正月 須田(為)                         |
| 167 |        | 新宅・資 | 68          | 牛永両里御用日記            | (1)        | オ    | 写    | 万延2年正月 須田(為)                         |
| 168 |        | 新宅・資 | 69          | 牛永両里御用日記            | (1)        | オ    | 写    | 文久2年正月2日 里正須田重作                      |
| 169 |        | 新宅・資 | 416         | 天・之術                | (15)       | オ    | 写    | 明治6年8月12日 愚算棟梁二書一平老門人須田幹之助(為徳印)      |
| 170 |        | 新宅・資 | 2403        | 新譜                  | (5)13●(不明) | オ    | 写    | 須田幹(幹三)                              |
| 171 |        | 新宅・資 | 418         | (算法雑記)              | (15)       | オ    | 写    | 愚算棟梁二書一平老門人須田幹之助(為矩)                 |
| 172 |        | 新宅・資 | 496         | (算法雑記)              | (15)       | オ    | 写    |                                      |
| 173 |        | 新宅・資 | 2466        | (但馬出石藩仙石家御家騒動記)     | (1)        | オ    | 写    |                                      |
| 174 |        | 新宅・資 | 63          | 牛堀永山御用日記            | (1)        | オ    | 写    | 庄屋須田重作                               |
| 175 |        | 新宅・資 | 85          | 定式御用留               | (1)        | オ    | 写    | 長須田重作                                |
| 176 |        | 新宅・資 | 436         | 定式御用留               | (1)        | オ    | 写    | 堀之内茂木両村里正須田重作                        |
| 177 |        | 新宅・資 | 87          | 御船書水留 地             | (1)        | オ    | 写    | 須田重作(為)                              |
| 178 |        | 新宅・歴 | 29          | (御見分書)              | (1)        | オ    | 写    | 安政6年3月 大御山守添役須田重作(印27)               |
| 179 | 新      | 新宅・歴 | 391・392・393 | 明治文抄                | (1)30      | オ    | 版    |                                      |
| 180 | 新      | 新宅・歴 | 394・395     | 諒明治文抄               | (1)        | オ    | 版    |                                      |
| 181 |        | 新宅・和 | 和9-24-1     | 農政庫石 巻之一二           | 29         | オ    | 写    |                                      |
| 182 |        | 新宅・和 | 和9-24-2     | 農政庫石 巻之三            | 29         | オ    | 写    |                                      |
| 183 |        | 新宅・歴 | 447         | 俳諧年月草三編 乾           | (7)        | オ    | 版    |                                      |
| 184 |        | 新宅・歴 | 448         | 俳諧年月草三編 坤           | (7)        | オ    | 版    |                                      |
| 185 |        | 新宅・歴 | 575         | (元禄二年弥生芭蕉談書)        | 31         | オ    | 版    | 卷末「梅木館竹苞」、裏表紙「梅軒竹苞蔵」                 |

註1)「蔵書目録所収」の欄: 本は本家蔵書目録所収、新は新宅蔵書目録所収。  
 註2)「現蔵」欄: 本家は茨城県立歴史館所蔵須田家(横浜市)文書(本家)。新宅のうち歴は茨城県立歴史館所蔵須田文書(新宅)。和は茨城県立歴史館所蔵須田文書のうち和書・漢籍に分類されるもの(同)。資は国文学研究資料館所蔵須田家文書(同)。

【表3】蔵書印一覧

| 印名    | 形態         | 印文             | 寸法(釐)    | 現物 | 性格 | 備考           |
|-------|------------|----------------|----------|----|----|--------------|
| 蔵書印①  | 縦長長方形朱印    | 「常州半堀須田蔵書」     | 4.5*1.4* | ×  | A  | 近代以降         |
| 蔵書印②  | 縦長長方形朱印    | (楷書)「常陸牛堀須田氏記」 | 5.5*3.0* | ×  | A  |              |
| 蔵書印③  | 四角朱印       | 「瑣谷王」          | 1.5*1.2* | ×  | B  | 須田為章印。④とセット  |
| 蔵書印④  | 四角朱印・白文    | 「須田章印」         | 1.9*1.8* | ×  | B  | 須田為章印。③とセット  |
| 蔵書印⑤  | 丸黒印        | 「大御山守須田氏」      | 直径2.5    | ○  | A  |              |
| 蔵書印⑥  | 四角朱印       | 「梅軒蔵書」         | 1.6*1.5* | ×  | C  |              |
| 蔵書印⑦  | 四角朱印       | 「柿麻呂」          | 1.5*1.3* | ○  | B  | 須田為則印。       |
| 蔵書印⑧  | 四角朱印       | 「菊」            | 1.2*1.4* | ×  | B  | 須田為則印。⑨とセット  |
| 蔵書印⑨  | 四角朱印       | 「雅」            | 1.2*1.4* | ×  | B  | 須田為則印。⑧とセット  |
| 蔵書印⑩  | 丸黒印        | 「須田十作」         | 直径2.8    | ○  | B  | 須田為憲印        |
| 蔵書印⑪  | 丸黒印        | 「常州牛堀須田」       | 直径3.0    | ×  | A  |              |
| 蔵書印⑫  | 丸朱印        | 「須田十作」         | 直径2.8    | ○  | B  | 須田為憲印。(⑩の朱印) |
| 蔵書印⑬  | 縦長長方形朱印    | (篆書)「常陸牛堀須田氏記」 | 5.5*3.0* | ×  | A  |              |
| 蔵書印⑭  | 四角朱印・白文    | 「須田為憲」         | 2.5*2.6* | ○  | B  | 須田為憲印        |
| 蔵書印⑮  | 四角朱印       | 「有田可耕書可読」      | 2.5*2.6* | ×  | C  |              |
| 蔵書印⑯  | 縦長楕円朱印     | 「迪齋」           | 2.6*1.1* | ×  | B  | 須田為孝印        |
| 蔵書印⑰  | 縦長長方形朱印・白抜 | 「□竹□」          | 2.5*1.0* | ×  | C  |              |
| 蔵書印⑱  | 縦長楕円朱印     | 「楽然□□」         | 1.8*0.7* | ×  | C  |              |
| 蔵書印⑲  | 四角朱印       | 「□□□□書巢」       | 2.4*2.1* | ×  | C  |              |
| 蔵書印20 | 亀印         |                |          | ×  | C  |              |
| 蔵書印21 | 四角朱印       | 「□后瀬涼」         | 2.1*2.2* | ○  | C  |              |
| 蔵書印22 | 四角黒印       | 「為親」           | 1.8*2.0* | ×  | B  | 須田為親印        |
| 蔵書印23 | 四角黒印       | 「須田親記」         | 2.8*2.5* | ×  | B  | 須田為親印        |
| 蔵書印24 | 四角朱印・白文    | 「白雲□□書巢」       | 2.3*2.0* | ○? | C  |              |
| 蔵書印25 | 四角朱印・白文    | 「須田章文卿氏」       | 3.1*3.3* | ×  | B  | 須田為章印        |
| 蔵書印26 | 四角朱印       | 「文卿氏」          | 3.2*3.3* | ×  | B  | 須田為章印        |
| 蔵書印27 | 四角朱印       | 「幽南竹筒」         | 2.8*2.8* | ×  | C  |              |
| 蔵書印28 | 四角朱印・白文    | 「須田為幹」         | 2.0*2.3* | ?  | B  | 須田幹之助印       |
| 蔵書印29 | 四角朱印       | 「館山文庫」         | 3.0*2.5  | ×  | C  |              |
| 蔵書印30 | 四角朱印       | 「□□□□」         | 2.2*2.2* | ?  | C  |              |
| 蔵書印31 | 長四角朱印      | 「須田氏文庫印」       | 2.1*1.8* | ?  | A  |              |
| 蔵書印32 | 長四角朱印白文    | 「菊雅」           | 2.1*1.5* | ×  | B  | 須田為則印        |
| 蔵書印33 | 丸黒印        | 「常州牛堀須田」       | 直径2.9    | ×  | A  |              |

活用した原島陽一<sup>23</sup>、藤実久美子<sup>24</sup>らの仕事が見られるが、歴史学においてはほとんど注目されてこなかった。蔵書目録や蔵書印などを書物に対する価値序列とみることで、蔵書群の歴史的な役割を動態的に捉えることができるのではないか。

管見の限りではあるが、調査の結果、須田本家文書、及び須田新宅文書（国文学研究資料館蔵、茨城県立歴史館蔵、同館蔵和書）中に蔵書印のある史料は一八五点確認できる【表二】。この内、新宅蔵書目録と合致するのはわずか三六件（約一九％）である。須田家の蔵書には多様な蔵書印がみられ、そのほとんどが巻頭に押捺されている<sup>25</sup>。

## （二）蔵書印から読み取れること

次に、各蔵書印の特徴について述べたい。すべての蔵書印に言及するには多くの紙面を要するので、特徴的なもののみに留めておきたい。

【表三】は、須田家文書の蔵書印の種類を一覧にしたものである。須田新宅文書を所蔵する茨城県立歴史館に

は、新宅に伝来した現物の印鑑が所蔵される。現物を確認できた印鑑は、須田新宅で使用されていたと考えられる。蔵書印全体を概観すると、その印文から判断して、蔵書印は（A）須田家の役職や家全体を指す印文、（B）須田家中の特定の人物を指す印文、（C）その他・不明のものに大別できる。このうち、（B）の家中の特定の人物を示す蔵書印には、為則のもの（⑦⑧⑨⑳）、本家為章のもの（③④㉕㉖）、為孝のもの（⑩）、そして新宅重作のもの（⑩⑫⑭）、幹三のもの（No. ㉘）、他家へ養子に遣わされる為親のもの（㉚㉛）がみられる。

為則隠居後に本家の当主となった為章、その嫡子の為孝の印影が残されているものは、一時的であれ本家所蔵していたことを示すことになる。また、現在、本家文書として伝えられる書物には、蔵書印②③④⑬⑱の押捺が確認される（No. 1～3。以下、No. は【表二】に対応）。したがって、蔵書印②③④⑬⑱㉕㉖が押捺されているものは、一時的に本家で管理されていたものと考えられる。これらの蔵書印を仮に本家蔵書印と称しておこう。一方、重作の蔵書印⑩⑫⑭とその子幹三の㉘、現物の印鑑を確認できた⑤⑦⑳は、新宅の管理下において押捺されたものと判断される。仮に新宅印と称しておきたい。新宅の蔵書印のみ捺されるものは、新宅が独自に収集した書物であると考えられよう。

このように本家印、新宅印を理解しておきたいが、為則の蔵書印（⑦⑧⑨㉑）については注意を要さなければならない。すなわち、隠居後の為則が、本家と新宅のどちらに居住していたのか明らかでないため、為則の蔵書印は本家印であるか新宅印であるかという性格付けが困難である。そのため、為則の蔵書印は検討の対象から除き、性格を特定できた本家印②③④⑬⑱㉕㉖、新宅印⑤⑩⑫⑭㉒㉓を中心に、分析をすすめたい。

次に、これらの蔵書印から読み取れる情報を検討してみたい。まず、（A）須田家の役職や家全体を指す印文について検討しよう。（A）印は単独で捺されたものが少なく、様々な蔵書印と組み合わさっているものが多い。新宅印⑤と本家印⑬は組み合わせるものが多い。「勸農或問・社倉私儀（合冊）」<sup>27</sup>（No. 87）には、③④⑤⑬の印が

確認される。これも、本家為章印③④と（B）印⑤⑬で組合されているが、この例で注目すべきは、⑤は④と⑬の上に捺される点である。つまり、新宅印⑤は本家印④⑬よりも後年に捺され、本家から新宅へ伝来したものと判断することができる。⑤⑬の組合せは、本家から新宅へ伝来した蔵書であると考えておきたい<sup>28）</sup>。

続いて、（B）の特定の人物の印について述べたい。まず、本家為章・為孝の印は（A）印と組み合わせられるものが多い。本家の為章印のうち③④の押印例は一件確認されるが、うち一〇件は現在新宅文書群として伝来し、父の為則印との組み合わせは一件（「白川記」<sup>29）</sup> No.九九）、弟の重作印との組合せはない。為章印は「地方根元記」などの地方書や「勸農或問」の農政書に捺され、本家で「極秘」<sup>30）</sup>とされる書物に散見される。天保検地に関わる献策に関わっているのだろう。為章の嫡子為孝印⑬は二件中、父の為章印との組合せは一件である（「地理細論集」<sup>31）</sup>、No.七三）。為孝は「地理細論集」「亜墨利加書類」にみえる。江戸に遊学しつつも、慶応二年には大山守見習となり、父為章の後継者として地方書に接していたのだろう。一方、新宅重作印⑩⑫は、本家為章・為孝の印と組み合わせられているものはなく、父の為則印との組み合わせも⑩は一件（「枇杷園句集」No.一五〇）、⑫は二件（「和漢年契」No.一四二、「幽蘭集」<sup>32）</sup> No.一四六）のみである。新宅重作の印は単独で捺されたものが非常に多いが、このなかには為則や一族の署名のある書物もあり、他の者から譲り受けたものも含む。内容としては俳諧書が目立ち、本家蔵書目録に収載されるものもある。父為則の芸事を引き継いで、俳諧・茶道・華道の嗜みがあり、関連書物を引き継いだのだろう。また、巻末に「于時弘化二乙巳孟秋十三日本家蔵書写」<sup>33）</sup>と記されたように、本家所蔵本より書写することもあった。しかし、重作印⑩⑫が単独に捺されるものは、重作が新規に収集したものが大半になると考えられる。（B）印は、おそらく個人の関心やそれに伴う活動のなかで収集された書物に捺される傾向があったといえよう。蔵書印はまさに家や押捺主体者のアイデンティティに関わるものと位置づけられよう。



### (三) 蔵書伝来・蔵書群形成過程の実態

以上の分析から、蔵書印が捺されている須田家資料一八五点は次のように分類できる。

〔ア〕 本家文書群に伝来し、本家印が捺されているもの。いうまでもないが、本家の蔵書であると判別される。三件（約一％）。

〔イ〕 新宅印のみ押捺されているもの。新宅の当主によって新規に収集されたものと判別されるもの。六二件（約三四％）。

〔ウ〕 本家印・新宅印の双方が捺され、現在新宅文書群として伝来しているもの。本家旧蔵書が何らかの理由で新宅に移管されたと判別されるもの。五一件（約二八％）。

〔エ〕 本家印がないが、新宅印と為則の印があるもの。新宅重作が先代為則から引継いだ蔵書と判別されるものの。二二件（約一二％）

〔オ〕 捺されている蔵書印の性格が判然とせず、移管過程が不明なもの。四七点（約二五％）。ただし、この内一五件は本家蔵書目録に記載され、現在新宅文書群に所収されているため、これを差引くと三二件（約一七％）。

〔ウ〕は推定分を合わせると六六件（約三六％）となる。よって、新宅の蔵書群は、約三割が新宅収集分〔イ〕、約四割が本家旧蔵分〔ウ〕、約一割が先代為則からの引継ぎ分〔エ〕で構成されたといえる。これに関わって、須田新宅文書群には、新宅が成立する天保期以前の文書が大量にあることを特記しておきたい。これら天保期以前の文書は、本家旧蔵の文書と考えられ、何らかの理由で新宅に移管されたものと考えられる。新宅蔵書群は、新宅文書群の構造的特質に同質なのである。

### 三 須田新宅家と蔵書群形成

#### (一) 本家の記録管理と蔵書認識

では、いかなる理由で本家の補佐役であった新宅に、本家旧蔵書・あるいは文書が大量に移管されたのだろうか。この問いに答えるためには、①元々蔵書を所蔵していた本家の蔵書認識は如何なるものだったのか、②本家と新宅の間に記録類の行き来があったのかどうか、に言及しなければなるまい。すなわち、①は、本家は蔵書をはじめとする記録類に対して如何なる認識をもっていたのかを、②は記録を新宅へ書物を移管する可能性があったのかどうかを明らかにすることになる。

まず、須田本家の記録管理の特質を論じたい。須田本家には、大部な「須田氏秘録」と題される家記が伝えられている。編纂者は本家当主為則で、文政から天保期にかけて、これを編纂したものと考えられる。その巻末には、「此書須田氏の門戸を出さず、書写は勿論他見をゆるさず、一家の秘書也、子孫長く可重宝 但公用等にて入用之節は其ヶ條を写して可指出、為則」とある。為則は、「祖先之筆跡」を重要視し、「他見をゆるさず」という記録を秘匿する意識を有していたのである。「祖先之筆跡」は、須田家再興と深く関わった「先祖累代之旧功」を知りうる貴重な記録であった。家の存続や繁栄に関わる「先祖累代之旧功」を後世に伝えるために、記録類を秘匿・保存する意識が成立したのである。この意識は、文政四年（一八二一）の為則著述の由緒書に初見されるが、記録類が損なわれる危機に直面していたこと、須田家が困窮からの復興を経て、政治的・経済的・文化的に上昇していくことが背景となって成立したものであった<sup>34</sup>。記録類の管理が行届かず、損なわれた経験があったためか、「毎年虫干之節於て庄屋後役相改、書継き置可申候事」と記載する史料もみられる<sup>35</sup>。また、祖先の活動の所産である

農政や地方支配に関する記録類・蔵書が重要視され「極秘」とされていた<sup>36</sup>。つまり、須田家の記録秘匿意識は、家の存続と深く関わって創出されたものと理解されるのである。

本家蔵書もこの記録類の管理を重要視する過程に位置づけられる。本家蔵書群には、出版されているか否か、須田氏にとって有用な情報となるか否かによって、その書物を秘匿するかどうか判断され、蔵書は序列化されていた。須田本家が所有する蔵書は、基本的に貸出されず、一部の縁戚関係者のみに貸し出された。また、こうした意識は、為則だけの問題ではなく、為章・為孝にもみられた。すなわち、須田家においては、記録類を秘匿する意識をもち、それに基づき記録類を序列化していた。彼らは、家に伝えられた記録類を家の財産として認識していた。

## （二）両家間における記録類の取扱いとその変容

では、本家における秘匿意識は、新宅に対して如何に作用していたのか。次の史料から考察したい。

### 【史料11】<sup>37</sup>

一、人数不残本家一家内之積にて睦ニ而暮し方相訳、聶嫁年頭歳暮等之出這迄本家持ニ而可取扱、尤縁付之節仕度もの入は本家へかけ不申候事

一、田畠入付米金取立・かし金之儀ハ両方持合ニ而取立懷わけ可致候事

一、米穀は勿論衣類等迄本家之土蔵へ入置、勝手ニ出し入れいたし事

一、来客之節諸道具勝手ニ用足し候事

一、米搗・味噌搗・薪取・風呂之儀ハ本家ニ而是迄之通之事

一、野菜畠物右同断、尤隠居召仕之下女老人田うえ稲刈等本家へ手伝せ候事

一、古書旧記先祖之手跡無紛失、相互ニ可改事

一、何事も一家内之事にて候得は、親疎之沙汰有之間敷候事

右は有増に候、余は右ニ准し可心得候、

【史料二】は、分家直前の天保十五年正月に、為則が認めた「永続之帳」より抜粋したものである。「永続之帳」は、本家と分家（隠居）で分与する本家分の田畑入附米（小作米）を「心得」のため書き留めた帳簿である。表紙には「三冊之内」とあり、同時にこのほか二冊の帳簿が作成されたと考えられる。その内一冊は「貸金取調帳」であり、これには、本家と分家のへ貸金の取引先を分配すること、また本家・分家（隠居）の「暮し方大図之積」が書き留められている。これらの帳簿は、為則が隠居し、分家を立てる「心得」（計画）として書き留めたものと考えられる。史料引用箇所も、為則が本家と分家（隠居）の相互関係について「心得」として書き留めたもので、内容は、例えば第一条には、新宅の人別は基本的に本家「一家」の内にあり、婚姻・年中行事の費用は新宅が負担するが、行事の執行は本家が扱うことを書き留めている。このほか、米穀・衣類は本家の土蔵に保管し勝手に出入りしてよいこと、米搗き・薪取・野菜の栽培などはこれまでの通り本家が行うことなど、本家と新宅の生活に関わつて言及がなされている。総じて、本家と新宅は米穀・野菜などの食物や衣類など生活レベルにおいて、同じ須田家「一家」であると、為則は「心得」ていたのである。「本家分家関係」の様相とは打って変わって、為則は両家間には比較的フラットな関係を構築しようとしていた。第七条では、古書や旧記などの先祖の筆跡の記録類は紛失することなく、本家・新宅間で相互に改めるようにとする。両家間では記録類の相互改めが企図されていたのである。ただし、あくまで隠居をした為則自身の「心得」であり、これが実態であったかどうかは不明である。

それでは、嘉永七年八月の「本家分家関係」はどう考えるのか。同年同月に発給された次の史料は、【史料一】においては本家で保管すると取決められた「被仰渡書」の写しである。

### 【史料三】

其村庄屋須田茂<sup>（為章）</sup>十郎役儀令免許、後役弟重<sup>（重作）</sup>松と申附候条、有来諸帳目録等組頭立合引渡之、役儀精密可相勤もの也

嘉永七年寅八月 金子孫二郎 印

牛堀

永山

両村

庄屋

組頭

惣百姓

（裏面・後筆墨書）

「嘉永元申年中重松事重作と相改候所、此度先名重松と御達シニ相成候間、願之上当十月又重作ニ相改候事

庄屋被仰付候、此本書は重作儀本家数代之名目ニ組入相勤候間、

本家にて所藏致申候、依而写し如此御座候、 須田為則

嘉永七年子八月廿四日

┐

内容は、本家当主茂十郎（為章）の後役として、新宅当主重作を牛堀・永山村庄屋役に任命したものである。この「被仰渡書」は、重作が他の役職に任じられた際の「被仰渡書」などと共に綴られ、史料の形態が冊子状になっている。この史料の表紙に当る箇所には、「役義被仰付候御書付大切に秘藏して末永く重宝いたし可申事 慶応四

年辰四月 須田重作為憲（花押）」とある<sup>38</sup>。つまり、この史料は、重作宛の「被仰渡書」を慶応四年四月までに綴ったものと理解される。本文では、前役の茂十郎が所持する「諸帳目録等」を組頭立ち合いの上引き渡すようにと命じられている。実際に、本家で所蔵していた諸書類が新宅の手元に引き渡されたかは定かではないが、【史料一】でみた通り、庄屋役は「本家人別」の役儀であったため、実際に文書が新宅へ引渡されたとは考えがたい。

史料の裏面の墨書には、重作が「本家数代之名目ニ組入」り役儀を勤めたため、「被仰渡書」の本紙は本家に所蔵され、為則がそれを書写した旨が記される。前年に遺言を残し、第一線を退いた為則が書写している点は注目されよう。これは、為則による「古書旧記先祖之手跡無紛失、相互ニ可改事」の実践とも位置付けられる。記録類を相互に改めるとはいえ、あくまでも「被仰渡書」の本紙は本家で保管されるべきものと認識されており、慶長四年四月にこの史料が綴られてもなお、新宅の手元に原本が渡ることにはなかったことに注意したい。慶長四年四月は、本家が關所処分を受ける直前である。本家は新宅に対して記録類を秘匿しており、新宅は本家が管理する「被仰渡書」の本書を手元に置くことが出来なかったのである。もちろん、全てを秘匿していたのではなく、内容によっては書写が許された記録の限定的な共有であった。両家間で記録が秘匿される一方で、新宅は書写した「被仰渡書」を独自に編纂、「秘蔵」し、「重宝」しようとした点にも注意しておきたい。

以上を小括すれば、天保十五年時点、少なくとも為則の「心得」としては、本家と新宅の間では、相互に記録類を改めることが企図されていた。だが、本家が所蔵する記録類を新宅の手元へ譲渡することではなく、実態は書写のみが許される記録類の限定的な共有であった。これは、本家が新宅へ対し、記録類を秘匿したものととして理解できる。

ここで、注目したいことは、天保十五年には記録類が両家間で相互に改めることが企図されていた段階から、嘉永七年には「被仰渡書」を本家で管理する旨が両家間で議定書が取り結ばれる段階へと転換したことである。【史

料一】の第一条付則には「聊も押領ヶ間敷儀いたす間敷候」とあった。嘉永七年には新宅重作が本家に「押領ヶ間敷」振舞う余地があったことを示す。慶応四年には、新宅において独自に記録類を編纂・管理・利用する意識がみられる。すなわち、両家間の記録類の価値序列が変容するのである。

### (3) 新宅の家と記録

では、なぜ記録類の扱いが変容したのか。新宅の家譜<sup>20</sup>には、重作は天保十五年に両親を伴って別家を立て、彼が二七歳のときに「家事を継」いだとある。家譜には重作が両親を伴って別家を立てたとあるが、重作が「家事を継」ぐまでは、新宅における家長は為則であったとみられる。なぜなら、為則は、弘化元年には御盃の下賜、また御勝手方御用達に申し付けられており、おおよけには須田源之丞と名乗っていたからである。重作は文政十一年（一八二八）生まれで、二七歳になるのは嘉永七年であり、嘉永元年（一八四八）九月九日には、田方小検見御用筆取に任じられ、同二年六月には「代々麻上下着用御免」となっている。その背景には「父為則翁之譲り願之上也」があったという。つまり、父為則の水戸藩への働きかけにより、本家の為章でなく新宅の重作が「麻上下着用」を引継いだのである。その後、父の為則は、嘉永六年四月郷士列に仰付られ、その直後に遺言を認め、事実上「家事」から退いた。

このように、天保十五年から嘉永七年の間は、新宅において為則から重作へ「家事」が譲られていく転換期であり、【史料一】にある牛堀・永山両村庄屋役就任はその到達点であったと位置づけられる。

この重作へと「家事」が引継がれる過程において、新宅における記録類とりわけ蔵書の取扱い方にも変化がみられる。管見の限り、重作による蔵書収集活動は、新宅が成立する以前の天保十三年（一八四二）十月九日写「正風遠州流秘伝書」（No.4）から始まる。以降、新宅成立後も収集が続けられ、新宅が収集した蔵書（【表二】「イ」）

は計六二件である。そのうち収集年代が確定できるのは一八件であるが、蔵書印の使用例をみると、嘉永二年九月四日写「小検見始末集」(No. 9)と嘉永五年(一八五二)六月写「武家秘覧泰平年表」(No. 10)を境にして、重作の蔵書印⑩と⑫が使い分けられるようになることがわかる。蔵書印⑩(黒印)と⑫(朱印)は、印文「須田十作」・字体・寸法が全く同じであり、同一の印鑑を使用していたと考えられる。幸い、「須田十作」の印文をもつ印鑑は現存しており、現状の印鑑は朱色に染まっていることから、⑩(黒印)として使用した後、⑫(朱印)として使用したと考えられる。

近世後期、幕末に至ると様々な階層の人々が朱を手にする機会が増えるのであろうが、当時、稀少な朱を使用して捺印された朱印は特別なものとして認識されていたと考えられる。蔵書印のうち(B)須田家中の特定の人物を指す印文に分類したものは、そのほとんどが朱印であった。黒印であるのは蔵書印②③、そして⑩の三例のみである。蔵書印22 23は為親の蔵書印である。為親は別家の養子となったことは前に触れた通りである。蔵書印⑩は重作が新宅成立以前、すなわち庶子時代の用法である。一方、朱で押捺される(B)印は、すべて家長あるいは嫡子による蔵書印である。したがって、須田家内においても、朱印は当主あるいは嫡子以外の人物は使用できなかったと考えられよう。

以上から、重作の「家事」引継ぎの過程のなかで、「須田十作」印の用法が墨による捺印から朱肉による捺印へと転換する。使用法の転換がみられる嘉永二年から五年は、重作が「代々麻上下」を免許された直後である。重作は嘉永二年頃から、家長であることを自覚し、家長として蔵書収集をしていたと考えられる。以上、蔵書の取扱いにおいても、嘉永期に重作が家長として自立していく過程があった。

重作の家長としての自覚は、両家の関係に如何なる影響を与えたのか。【表二】の「ウ」のなかには、本家為孝署名を墨で抹消し、重作(為憲)の署名を書加えたものが散見される(No. 102・105等)。また、蔵書印はないが、「赤



穂義士始末」の巻末には「此一冊ハ天保十年の六月為【章】公事有候、水府江罷出候せつ奈良屋丁の髪結所にて見付繕口いたし処、此書附ハ元禄の当時の筆記にて希有之書也、可珍重事 【茂十郎】為【章】識」とある。【】で括った文字は墨消しされた文字であり、本家が所蔵していた形跡、すなわち「章」と「茂十郎」の文字が抹消されている。「赤穂義士始末」は天保十年六月に本家為章が収集したものであったが、何らかの理由で新宅に移管された。おそらく、新宅の者が本家当主が所持していた証跡を抹消したと考えられる。

慶応三年六月、重作が作成した「覚」には、「一、通名須田重作ト相定、後主色々変名すへからず、先祖ノ功勞紛敷不成様可致事、但本家ハ代々須田源之丞通名也」と記されている。「先祖ノ功勞」が紛らわしくなるため、後代の者が、自らの名である重作を「変名」してはならないとする。本家の当主が、代々「源之丞」を通名としていることに対比させて、重作の通名を定めているのである。

以上のように、為則が意識的に重作に様々な権限を譲り、重作自身も家長として自覚していくなかで、新宅独自に蔵書を管理・利用し、さらに「本家新宅関係」を相対化しようとする意識が芽生えていったことがわかる。水戸藩内の政争にまきこまれ、本家の存続が危うくなり、あるいは本家の中継ぎとして「役儀」を果たしていくことを通じて、新宅の重作は独自に書物収集を図り、蔵書群を形成していった。その転換は、「須田十作」の蔵書印の使用法にみたように、嘉永期にあったと考えられる。

したがって、記録類の原本が本家から新宅に譲渡されることはほとんどなかったと考えられる。もちろん、秘匿といったも、須田新宅文書群には、本家文書を書写した写本が散見され、書写は許されていた。【表二】の「ウ」本家旧蔵書が何らかの理由で新宅へ伝来した蔵書は、本家が事実上機能しなくなる、慶応四年閏四月の闕所以後に移管されたとみるべきであろう。「ウ」には須田本家の所管時代に、「極秘」とされていた農政書や俳諧関係の書物が多い。本家が闕所となり、家財が処分され、家の役割を果たせなくなったため、蔵書が新宅に引継がれたもの

と考えられる。明治維新以後、須田新宅は地域政治の主導権を握った背景には、新宅が本家に代わって「役儀」を果たす家として自立し、且つ本家より記録類を引継いだことがあったのではないか。

## おわりに

本論で検討したことをまとめておきたい。

### (1) 新宅の基本的性格

須田新宅は、本家の経営資本を受け継ぎ、本家が勤めた庄屋役や大御山守役などの役職を中継ぎし、本家の補佐役として位置付けられた。生活レベルでの本家との関係は、年中行事などの祝儀を勤めるなどが規定され、決して同格になりえない経営体であった。

### (2) 新宅の蔵書伝来過程とその構造的特質

蔵書印の分析から、新宅蔵書の伝来系統には、新宅の当主によって新規に収集された蔵書、本家旧蔵書が何らかの理由で新宅の蔵書あるいは史料として移管された蔵書、先代より引継いだ蔵書があり、本家旧蔵書が全体の約四割を占めていることが判明した。また、本家旧蔵のものが大量に伝来する特徴は、蔵書群のみならず、須田新宅文書群の構造的特質といえる。

### (3) 新宅の自立と本家旧蔵書移管

新宅は、本家を補佐する家であったが、嘉永期に当主重作が家長として自立する過程において、本家を相対化する指向をもち始める。しかし、本家は「役儀」を果たす機能を喪失しない限り、新宅へ記録類を譲渡することはなかった。新宅蔵書群の本家旧蔵書は闕所以後に移管されたものと判断される。新宅は記録類の引継ぎと家の自立

によって、明治維新後に地域の政治主導権を握ることができたのであろう。

以上の本家・新宅という分家問題と蔵書形成過程の分析を通じて、家と知の継承の問題に言及してみたい。

新宅が補佐役である限りにおいて、本家では「一家」内で記録を共有することが企図されていた。しかし、実態として、嘉永期に新宅が家として自立すると、独自に記録類を管理し、両家間で議定が取り結ばれ、記録類は限定的に共有されることとなった。このことから、近世において記録類<sup>11</sup>知は、家を越えては継承されにくく、基本的に集団（家）内で継承されていくものと考えられる。記録類<sup>12</sup>知は当主の活動の所産であり、それが家で利用されることによって、家の社会的な位置が再生産されるのである。記録類とはまさに家の知的財産であり、それを「永く重宝」することが家、はたまた地域社会を存続させていく意識であり、そのために家は記録類を秘匿したのである。本研究では、このように書物をはじめとする記録類が、それぞれの家（組織体）がもつ固有の価値序列のなか  
に存在していたことを重視したい。近年の研究では、こうした特殊性が捨象され、書物や蔵書が理解される傾向があるが、この個々の組織体がもつ固有性こそが、近世社会における書物の存在意義を理解する上で重視なのではないか。

11大友一雄「近世社会における文書管理と文書認識―美濃国加茂郡蜂屋村を事例に―」（『史料館研究紀要』二二三、一九九二年）。

12藤實久美子『近世書籍文化論―史料論的アプローチ』（吉川弘文館、二〇〇六年）。

13高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究―史料空間論への旅立ち』（北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年）  
14橋川俊忠「近世商家の知的世界」（『歴史評論』六〇五、二〇〇〇年）では、蔵書目録に収録されたものが実在し

た蔵書全体ではないことを指摘している。

5 乾宏巳『水戸藩天保改革と豪農』（清文堂、二〇〇六年）。

6 門前博之「茨城県行方郡牛堀町旧須田家文書の検討」（『明治大学人文科学研究所紀要』三五、一九九四年）、同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究―年貢取付と受取を中心に―」（『明治大学人文科学研究所紀要』四〇、一九九六年）、同「茨城県行方郡牛堀町旧須田家文書の研究―漁獵出入文書を中心に―」（『明治大学人文科学研究所紀要』四四、一九九九年）、同「茨城県行方郡牛堀町旧須田家文書の研究―永山村寛永検地帳を中心に―」（『明治大学人文科学研究所紀要』五〇、二〇〇二年）、同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究―永山村絵図を中心に―」（『明治大学人文科学研究所紀要』五四、二〇〇四年）、同「茨城県潮来市旧牛堀村須田本家文書の研究―牛堀村の屋並の復元―」（『明治大学人文科学研究所紀要』五九、二〇〇六年）。

7 藤村潤一郎「須田家文書解題」（文部省史料館編『史料館所蔵史料目録 第一九集』、一九七二年）。

8 小林文雄「近世後期における「蔵書」の家の社会的機能について」（『歴史』七六、一九九一年）。高部淑子「佐藤家の蔵書と情報」（渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会―越後国岩手村佐藤家文書の研究―』、岩田書院、一九九五年）。大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』（吉川弘文館、一九九六年）。

9 第八章。

10 塚本学『都会と田舎―日本文化外史―』（平凡社、一九九一年）。

11 前掲藤村解題。

12 前掲乾著書、一五三頁では、須田誠太郎氏の記述の墓碑銘を引用して、為則と為章の「性格相異」を指摘する。

- 
- 13 須田本家（横浜市）文書六四（茨城県立歴史館所蔵）。以下、須田本家文書を「本家」と略す。
- 14 本家二二三。
- 15 茨城県立歴史館所蔵須田家文書一五。以下、茨城県立歴史館所蔵文書を「歴」と略す。
- 16 歴史館所蔵須田新宅文書。国文学研究資料館所蔵須田新宅家文書紙焼B―四―四三―一九四を利用。
- 17 本家五六。
- 18 歴一四八。
- 19 歴一〇四。
- 20 国立国会図書館編『人と蔵書と蔵書印』（雄松堂、二〇〇二年）。
- 21 小野則秋『日本の蔵書印』（芸文社、一九五四年）。
- 22 荻野三七彦「古文書と蔵書印」（『日本歴史』一八八、一九六四年）。
- 23 原島陽一「史料と蔵書印のこと」（『史料館報』二七、一九七七年）、同「古い蔵書印とラベル」（『史料館報』三一、一九七九年）。
- 24 藤實前掲書。
- 25 なお、本稿では、署名を伴わない捺印を蔵書印とし、署名捺印（例えば、「須田為則㊤」など）は検討の対象から除外した。
- 26 為親は、為則の子、為章の弟で重作の兄。九次郎。鹿島神宮の高安佐七の養子となり、高安佐太郎と名乗った。
- 27 資二四六五。
- 28 ただし、須田誠太郎筆（重作の孫にあたる）「雑事記」（No.161）と須田幹三筆「新論」（No.170）は、明治以降に記述されたものと考えられ、⑤―⑬の組み合わせがすべて本家から新宅に伝来してきたものと見なすことはできない。

この事例は、後年に、新宅の者が本家印<sup>⑬</sup>を入手し、何らかの意図で押捺したと考えられる。注意を要さなければならぬが、これらの例のほかは、<sup>⑬</sup>は本家文書に押捺されていると判断される。

29 資二三八四。

30 第九章。

31 資二四二二三。

32 歴七一一。

33 「水府春秋記」（資二四〇七）。

34 第八章。

35 嘉永四年（一八五一）九月「潮来御領村々庄屋姓名録 秘鑑」（本家一九）。須田為則筆。

36 第九章。

37 本家六四。

38 歴一三三五。

39 歴五六。

40 資二四六三。

41 歴五六。

## 終章 本研究の成果と展望

終章では、本研究で明らかになったことをまとめ、あわせて若干の研究展望を述べたい。

### 1 地域政治の歴史的展開

第一部では、幕府の治水や鷹場に関する政策を事例に諸集団・諸階層が交錯する場としての地域政治が成立する過程とその変容について明らかにした。

第一章では、生活・生産に直接関わる治水の問題を、幕府政策の転換、そして地域の治水統御によって現われる自普請・水利普請組合を分析し、地域政治の成立過程を検討した。関東地方においては一八世紀初頭に自普請・普請組合が成立する。自普請とは、御普請削減政策から生まれた普請仕法であり、領主が費用を負担する御普請と相互に補完し合う関係にあった。「組合」は領主下に置かれた組織であり、地域において治水政策を実践する「官」制の機構であった。ただし、自普請・「組合」は単なる幕府治水政策ではなく、それぞれ村方の日常的な手入れ・村落間の「助合」を前提に成立した。一八世紀初頭には地域に相当の治水統御力が備わっており、幕府の治水政策は、こうした地域の治水統御力に依存せずにはなしえなかったといえる。一八世紀の幕府治水政策の転換以降、近世の人々による治水という営為の総体は、領主の治水統御と村の治水統御の双方によって担われる仕組みをとり、ここでは領主と地域とが必然的にせめぎ合うことになる。また、地域社会において「組合」設定以前にすでに共通利害によってまとまる村落結合が成立しており、領主によって半ば強制的に編成した「組合」構成村の利害が統一されることは多くなかった。そのため、地域内部には様々な共同性が重層的に存在していたのである。したがって、普請の実施にあたっては、その「組合」内や領主との治水の負担に関する利害調整が常に必要であり、「組合」にはその調整機関としての役割が期

待された。「組合」は地域政治の一つの領域として現われたのである。

第二章では、寛政期以降の上納助成金の運用を事例に、奈良堰組合（水利普請組合）の運営の歴史的展開を検討した。助成金の上納・運用の主体が、地域でも政治・経済的に突出した豪農吉田市右衛門から、組合一〇か村の代表者として選任される惣代へと移行していったことを明らかにした。「惣代」は、普請金や助成金を忍藩をも巻き込み、「組合」内で運用し、「永続之仕法」の治水統御を目指したものだ。また、惣代らが志向した「永続之仕法」とは、自普請・御普請に関わらず、あるいは幕府・忍藩に関わらず、地域の治水統御が恙なく実施される、地域主体の普請であった。治水に関わる地域政治の機能を果たした水利普請組合において、領主の政策や組合運営の担い手が推移することに、地域政治の歴史的な展開をみた。

第三章では、幕府の鷹場である捉飼場を事例に、そこでの生活規制と、規制された生業Ⅱ鳥猟、鳥猟を御用とする餌差の三つの関係を例に、捉飼場にかかる地域政治について検討した。捉飼場では、鷹狩のシーズン中は村々の日常生活が規制・制限されるなど、地域の生業に対する一定度の配慮があった。そもそも捉飼場は政治編成上の理由のほか、地形、自然、交通の諸要素に配慮して分布している。そのため、捉飼場の地域には、農民の生業選択の手段として、鳥を捕獲する餌差渡世が確実に存在していた。宝暦期、御拳場をはじめ鷹場の取締りが強化されると、捉飼場では鷹方役人や野廻り役の指摘により「殺生」が露顕する事件が多発した。在方餌差は、餌鳥御用を果たす一方で、紛らわしい「殺生道具」を所持し、生活するために「悪殺生」にも携わることもあった。「殺生」事件は、広域支配と地域の生活との間の矛盾が顕在化したものだが、村方で「殺生人」を告発すること、「殺生人」当事者が捕らえられることは少なかった。地域社会では「殺生」を黙認して、この矛盾を隠蔽し、あたかも鳥をめぐる広域支配が貫徹されているかのように取繕った。すなわち、宝暦期以降現われる餌差の生活と鷹場支配の実現との間の矛盾を調整する政治領域が生まれたのである。



第四章では、埼玉県東部地域に分布する武州八ヶ領筋捉飼場を事例に、地域政治を担う野廻り役の職務実態について検証した。野廻り役は、百姓身分であったが、御用を勤める間のみ苗字帯刀が許された。就任にあたっては、同役や居村の村役人による承認・推挙が不可欠であり、一定の経済力を持ち、かつ「実跡」な村・地域の有力者がこれを勤め、世襲する場合が多かった。その職務としては、元来「鳥代」の把握に重点が置かれていたが、宝暦期以降、廻村・廻状・場締り証文の調製による鷹場の取締まりが重視されたため、村々との間に軋轢が生じた。職務の権限としては拡充されたといえるが、実態としては、野廻り役は自ら地域を厳しく取締まることは少なく、廻り場の村々に実質的な取締まりを委ねていた。そのため、結果的に捉飼場の規制は弛緩し、幕府側に「不べり」状況が生ずることになる。捉飼場の「不べり」の状況とは、地域の有力者を野廻り役として登用し、捉飼場の管理・取締まりを地域に委ねる、という体制的な問題に起因していた。野廻り役は、制度としては捉飼御用を支えつつも、実態としては捉飼場の規制を緩和する役割を果たしていた。野廻り役とは、地域の人々が暮らしていくための鳥獣を「悪殺生」に相当したとしても、黙認する存在であり、ここに地域社会における地域政治の意義があるといえよう。

第一部では、領主による政策、つまり体制的な要請のなかから、一八世紀に自普請・普請組合や鷹場（捉飼場）が成立し、政策（支配）の実現と地域の生活との間の矛盾を調整する政治的領域が地域社会に生じたことを明らかにした。この政治的領域が地域政治である。すなわち、地域政治とは、領主権力が地域社会に調整の権限を与えたことを前提として、①領主（政策）、②地域の生活者、③地域政治の担い手たる中間層の三者―あるいは第一部の事例では④として幕府の広域支配も想定すれば四者―の緊張関係のなかに成立したものと理解される。

ただ、一九世紀初頭には①②③の緊張関係が崩れると、地域政治の枠組みが変容する。第二章の例では、①にあたる忍藩・幕府の普請管轄下の変遷のなかで、幕府・忍藩に対する上納金による助成金が生み出され、幕府や忍藩を地域政治に巻き込みながら、地域社会を存続するための新たな枠組みが構築されていた。この点に関して、治水の事例

として付け加えるならば、多摩川流域の相給支配村落では、個別領主の治水統御権を超越し、いかなる手段でも普請が実施されることを地域側が希求していた例がある。かかる緊張関係が崩れた事象をして、研究史では地域編成であるとか、その捉え返しとして地域の「自治」「自律」あるいは「公共」を読み取ろうとしてきた。

本論では、一八世紀の体制的な要請として、領主支配と地域の生活とが交錯し、そこに両者の利害を調整する地域政治の領域が現われることを明らかにした。「上から」でも「下から」でもない緊張関係がはらむがニュートラルな地域の政治的な領域と措定したい。一八世紀以降の地域社会に、領主・地域が両輪となる地域の政治的領域が現われる。そして、一九世紀には実態としては政治的な権限が地域の生活のために行使されるなど、歴史的に展開していくと理解しておきたい。

組合村―惣代庄屋制や大庄屋制など、領主支配の根幹に関わる中間支配機構と同様に、治水や鷹場といった領主―地域関係でも、地域政治の領域がおおよそ一八世紀に成立したといえる。領主と地域の双務的關係は、様々な支配―被支配關係のなかに見いだされるのである。そして、留意しておきたいのは当然、治水と鷹場では地域政治のあり方が質的に異なることである。治水はその性質上地域生活の根幹に関わる問題であるため、領主と地域は相互補完的な治水統御が進められたが、鷹場は「鳥代」の準備など幕府側の事情が優先され、時に地域に負担や生活規制を強いることもあった。地域政治を担ういわゆる中間層の性格も、組合内の依頼・互選のなかで選任された「惣代」や、鷹匠頭から名字帯刀を許される野廻り役のように、バリエーションがあった。今後は、惣代庄屋や大庄屋のような特定の中間層だけでなく、様々な領主―地域關係のなかに地域政治を見いだし、地域社会の構造をより緻密に明らかにしていく必要がある。

## 2 家と地域政治の再生産構造

地域政治が成立し、機能するためには、それを担う村役人が地域社会内で輩出される仕組みが必要であった。第一部第四章の野廻り役の事例でみたように、村役人あるいは中間層は、世襲的に継承される場合が多かった。第二部では、村役人が輩出される基盤として家に着目した。

第五章では、牛堀・永山村を事例に一七世紀から一九世紀にいたる家の存立状況を検討した。一八世紀半ば以降、新旧・階層を問わず、家が流動化したため、村・地域のなかで全般的に家の継承について強く意識された。こうした家意識の確立をベースにして、村役人・豪農などの一部の上層農民は家意識を高揚させていった。一八世紀以降、村・地域の家の流動が進展するほど、生業・生活の単位としての家に対する関心・依存が高まり、家意識が強化されていたと考えられる。

第六章では、牛堀・永山両村における武士と取り結んだ家の成り立ちに関わる交流について検討した。武士と交流を取り結んだのは、中間層とよばれる限られた層のみならず、一般の百姓層にあっても、由緒を入手し、それを語ることで自らの家格を上昇させていくこともあった。大名の家老という出自をもつ特異な百姓の家である斎藤家は、牛堀村に居住し、その後離村して家の存続が危うくなるが再興するために、家意識を強く意識していった。村役人の家だけでなく、村内の一般の百姓の家や存続が危ぶまれる家であっても、家意識を広く有していたことがみとめられる。こうした家意識に基づきながら、百姓の家は、武士との交流を築き、地位や特権を獲得していく活路を開いていくのだろう。一方で、武士の側からも、百姓たちと交流を取り結ぼうとする動向がみられた。武士と地域との交流は、必ずしも地域側から強くアプローチしたのではなく、双方向的な関係のなかで取り結ばれたものであった。また、斎藤家が他家に不用の品であっても「家ニ付候書物類」は家の「重宝」と述べていたように、他者に「共有」しえない情報・モノが家意識の根幹にあった。親密な家と家どうしの交流とはいえ、家意識と他者の家意識は必ずしも調和するものではなく、むしろ家意識が高揚していく過程で、他の家意識と相容れない部分が確立されていくことを明らかに

した。

第七章では、家のための記録（家記）の編纂過程を検討し、編纂主体個人が認識する家の由緒が如何に形成され、そして家意識と村や地域の歴史意識・地域意識が如何に関わるのかを明らかにした。須田家は、文政期前後の「風儀」の変容により、「先祖より代々庄や役相勤候累代之旧功」の立場が危ぶまれ、「家記」編纂、そして、膨大な文書・情報収集・整理され、家のなかの情報が整理・洗練されていく。その成果にもとづき家の歴史が具体的に語られるようになるが、家の内外で情報は使い分けられ、外向きは自家の古書で裏付けられる寛永十八年以降の歴史が語られた。反対に、家の存立にかかわるデリケートな歴史（情報）は内のなかに留め、特定の情報（記録）は家の中に「秘匿」された。なぜなら、外部に晒されることで他者から批判され、家の歴史（アイデンティティー）が揺るぎかねないからである。家では組織の永続のため、家の歴史にかかわる言説をコントロールしなければならず、そのために一九世紀に「家記」が成立すると思われる。

須田家においては、村内の古書は藩の古書旧記の調査以前から把握しており、須田家の歴史を軸とした村の歴史認識を有していたとみられる。しかし、大山守への就任に伴い、村を超えた地域の歴史に触れることになり、村から地域へと対象を広げていくこととなる。これに応じて、須田家の家記や記録編纂も、より広範囲に情報を収集するようになる。村・地域の歴史に対する関心は、家の歴史のウィークポイント（寛永十八年以前）について向けられ、自家との積極的な関連性が見出せない嶋崎氏に関する地域の歴史については、必要な他家の記録を部分的に書写するものの、疑義を呈しながら考証を加えていく。その一方で、大山守・庄屋役が支えた潮来領の歴史のなかに「累代」庄屋役を勤めてきた自家を位置づけていった。ここからは、旧記に記されている地域の歴史が「共有」されていたとはいえず、むしろ須田家は自家を中心とする地域の歴史認識を形成していったことを指摘した。

「小農自立」により確立された家は、一八世紀以降、家意識を確立することになる。これは階層を問わず、広範囲

に現れる事象であるが、そのなかで、一部の家は他者（他家）の家意識に対抗しながら、より強固な家意識を形成していく。本研究では、これを家意識の高揚と評価した。家意識の高揚は、自家を他家と差別化することであり、村役人の家にあつては、自家が村役人を勤め、連綿と相続し、地域の歴史のなかで中心的役割を果たしてきたことを強調する。あるいは、支配階級たる武士との関係を構築するなかで、家意識を高めていく。家意識が広範に確立された一八世紀の歴史的段階においては、家意識を高揚させていくことが家の存続戦略となった。かかる家意識の対抗と高揚のなかで、地域政治を担う人材が輩出されていくのである。地域政治の担い手を輩出する家（多くは村役人の家）においては、家意識を高め、家を存続させていくことが、地域政治、ひいては地域社会を存続させていくことの基盤となった。家という村役人の「私的」領域を組み込んで、地域政治の再生産を見通したことに本研究の意義があると主張したい。

一九世紀前半の村と百姓の変質として指摘されてきた「問われる村役人の資質」「家の由緒から村の由緒へ」といった問題<sup>26</sup>、あるいはその前提となる宝暦・天明期の社会情勢<sup>27</sup>、民衆運動に参加する小前層の問題<sup>28</sup>の基底には、本論で明らかにした社会の流動性とそれに付随した家意識の高揚があるのではないか。家意識に基づいた幅広い階層の主体形成という観点から、一八世紀以降の近世社会論を深めていく必要がある。

### 3 地域社会における知の構造と継承

第三部では、知識や情報が広がる一九世紀にあつて、一村役人である須田家ではどのように知を管理していたのか、また、家に蓄積された知の特質とその利活用・継承について検討した。

第八章では、須田本家の蔵書目録を分析し、同家の蔵書群の形成過程とその構造的な特質について明らかにした。須田本家の蔵書群は、文化・文政期の家の再興、天保期には経済的・政治的な上昇を背景に、歴代当主の文化的な活

動のなかで形成されていた。各当主それぞれの趣向に関わる書物の内容であり、入手経路・書物内容がしだいにより広域なネットワークにと絡み、展開していくことが明らかになった。蔵書は、書物の内容や板本か写本によって秘匿され、蔵書群は書物の秘匿性によって階層づけられていた。蔵書の貸出しもまとめられるが、貸出先は、血縁関係などの親しい間柄の家が中心であった。蔵書は、家の存続に抵触しない限り、且つ限られた家どうしで「共有」されていた。書物を秘匿する意識は、本家だけでなく、新宅当主にも継承され、広域な情報ネットワークの展開も想定されるが、直接的には家の状況や当主の関心の変容のなかで、全体としては書物が限定的に「共有」されていたと位置づけた。

第九章では、須田本家の蔵書群の特質をふまえ、蔵書の知がいかに関わり地域政治のなかで活用されていたのかを検討した。須田家において、「極秘」とされた蔵書は、結果的に須田家固有の蔵書群として蓄積され、家固有の知的資産となり、後代に継承されていた。特に、祖先の活動の所産＝農政や地方支配に関する記録類・蔵書がより重要視された。天保検地にあたって、須田為則、為章父子は、蔵書である農政書「勸農或問」に接し、郡奉行手代宛（郡奉行）に献策書を提出する。為章は、自己の測量の知識・技能と実績を背景にし、測量技術に長けた者の登用を提案し、検地実務の担い手として自らを位置づけようとした。同家で重視されていた地方書・農政書も活用した献策を通じて、主体的に藩政に関与していったといえる。為章の献策の内容は、農政上で問題とされていた「兼併」と限田制に対する意見であり、自家が実態としては一〇〇石余の地主でありながらも、藩当局で問題される「兼併」に相当せず、「富民」として位置づけた。さらに、水戸藩の農政改革の指標であった「勸農或問」を批判的に読み込むなかで、限田制を批判し、「富民」の土地売買に課税し、「貧民」を救済する「兼併を矯る」仕法を提案する。この献策は、須田家および地域の経済活動を容認するものであり、自家の経営、商業化の進展する農村・地域の現状を検地・限田制から守ろうとするものであった。

第十章では、須田本家とその分家（新宅）の記録や蔵書の取り扱いや、その継承過程を検討し、家に蓄積された知がいかに関代に引き継がれていったのかを検討した。新宅蔵書には、その伝来系統として、新宅の当主によって新規に収集された蔵書、本家旧蔵書が何らかの理由で新宅の蔵書あるいは史料として移管された蔵書、先代より引継いだ蔵書があり、本家旧蔵書が全体の約四割を占めていた。新宅蔵書群の本家旧蔵書は關所以後に移管されたものと考えられる。關所以後に、新宅は記録類を引継ぎ、そして、家として自立し、明治維新後にも地域政治の主導権を握っていった。新宅が補佐役である限りにおいて、本家では「一家」内で記録を共有することが企図されていた。しかし、実態として、嘉永期に新宅が家として自立すると、独自に記録類を管理し、両家間で議定が取り結ばれ、記録類は限定的に共有されることとなった。このことから、近世において記録類Ⅱ知は、家を越えては継承されにくく、基本的に集団（家）内で継承されていくものと考えられる。記録類Ⅱ知は当主の活動の所産であり、それが家で利用されることによって、家の社会的な位置が再生産されるのである。記録類とはまさに家の知的財産であり、それを「永く重宝」することが家さらには地域社会を存続させることともなり、そのために家は記録類を秘匿したのである。

これまで、近世地域社会における知は、地域的な広がりをもつて「共有」され、「公共的」なものであることが強調されてきた。本研究では、書物をはじめとする記録類が、それぞれの家（組織体）がもつ固有の価値序列のなかに存在し、家の存続に関わるものは秘匿されていたことを明らかにした。家の交際・経営状況や当主の関心によって、書物の秘匿は変容し家のなかで「閉鎖」されていた書物が、結果的に「共有」あるいは「開放」されていくことも見通したが、これについても、「共有」「開放」というよりは、世代交代や家政の盛衰によりその秘匿性が変容すると評価したほうが妥当と考える。知の秘匿性を明らかにしたことにより、地域社会レベルでも知が、あくまでも家に規定されながら偏在していたことが想定されるのであり、限定的な「共有」から排除される人々がいたことに注意を要さねばなるまい。血縁関係内で書物が「共有」されることは、血縁関係外の者を排除することでもあり、家のなかでの知

の継承により、家の地位や権威が再生産されていく側面も指摘しておきたい。

また、こうした知は、藩政における献策に利用されるなど、政治参加を求めた藩政の実務を担う藩士と、地域政治を担った村役人層に一種「共有」されていたといえる。言い換えれば、地域政治に携わる階層で「共有」される知が存在し、それに基づいたコミュニケーションが地域政治を成り立たせていたのである。そうした知に基づいたコミュニケーションを通じて、村役人は自己と自家を藩政に位置づけ、家の存続や権威付けをしていったといえる。もちろん、こうしたコミュニケーションには、一定の書物による知識や政治情報を持たない層が参加できなかったと考えられる。ただ、献策のなかで、「貧民」について懸念していることにも注目すれば、自家を地域から切り離したのではなく、地域社会の安定をも志向していたと考えられる。村役人の家で重視されていた知は、家固有の知的・情報資源として活用され、自己を藩政の末端に位置づけることにより、自らが立脚する地域社会の問題をも解決しようとしたのである。知は地域社会に開放されずとも、村役人が家固有の知を媒介にして、地域に還元されていくのである。

地域社会における知という文化的な要素を、先行研究が指摘してきた「公共」「共有」といった性質で捉えるのではなく、地域社会にあつては、政治性を孕んだ「私的」あるいは限定的・差別的な性格であることを明らかにした。村役人の知の形成・継承については、地域の政治文化のなかで評価すべき事象であり、手放しに「公」の側面を強調してきた先行研究は再考されねばならないと考える。地域社会論で明らかにされてきたように、村役人が地域政治を担っていくにあたって、村役人が一定度「公共」的な役割を果たしていたのだが、その基盤としての家、そのなかで知的力量が形成・継承されていくことによつて、地域政治を担えることができたのである。こうした家と知のあり方が、地域政治が成立する一八世紀以降の地域社会を持続せしめていったと結論づけられるのである。



- 1 拙稿「近世後期多摩川における領主普請」(『史学研究集録』三一、二〇〇六年)。
- 2 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』(東京大学出版会、二〇〇九年)。
- 3 久留島浩「百姓と村の変質」(『岩波講座日本通史一五 近世五』、岩波書店、一九九五年)。
- 4 林基「宝暦―天明期の社会情勢」(『岩波講座 日本歴史一二 近世四』岩波書店、一九六七年)。
- 5 津田秀男『近世民衆運動の研究』(三省堂、一九七九年)。

#### 〈初出一覧〉

\* 既出発表の原稿は本研究をまとめるにあたり、表現の統一や誤謬を訂正し、必要に応じて加筆・修正している。

#### 序章 〈新稿〉

第一章 「江戸幕府の治水政策と普請組合の成立」(根岸茂夫・大友一雄・佐藤孝之・末岡照啓編『近世の環境と開発』、思文閣出版、二〇一〇年)。

第二章 「『北武蔵地域』の豪農層と水利普請組合」『地方史研究』三七〇、二〇一四年)に大幅に加筆。

第三章 「捉飼場と餌差・鳥猟の展開―関東の鳥をめぐる広域支配と生活をめぐって」(『関東近世史研究』七八、二〇一六年)

第四章 「近世地域社会における野廻り役の職務と機能―武州八ヶ領捉飼場を中心に」(『葦のみち(三郷市史研究)』二六、二〇一五年)。

#### 第五章 〈新稿〉

#### 第六章 〈新稿〉

#### 第七章 〈新稿〉

第八章 「近世地域社会における蔵書と『家』」(『国史学』二〇一、二〇一〇年)。

## 第九章

「藩政をめぐる村役人家の蔵書と献策―水戸藩領牛堀村須田家を事例として」(『茨城県史研究』九八、二〇一四年)。

## 第十章

「近世の『家』と知の継承―須田新宅家の蔵書伝来過程をめぐって」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』六、二〇一〇年)。

## 終章

〈新稿〉